令和３年度
浄化槽の指導普及に関する調査結果

令和４年３月

環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課　浄化槽推進室

令和 3 年度　浄化槽の指導普及に関する調査結果

目次

頁

1 浄化槽行政組織 1

2. 浄化槽行政担当職員 5

3. 浄化槽新設基数 8

(1) 令和 2 年度に新設された浄化槽基数（処理方式別） 8

(2) 令和 2 年度に新設された浄化槽基数（人槽区分別） 9

4. 浄化槽設置基数 10

(1) 処理方式別浄化槽全設置基数（旧構造基準のもの） 10

(2) 人槽区分別浄化槽全設置基数（旧構造基準のもの） 11

(3) 処理方式別浄化槽全設置基数（新構造基準のもの） 12

(4) 人槽区分別浄化槽全設置基数（新構造基準のもの） 13

(5) 処理方式別浄化槽全設置基数 14

(6) 人槽区分別浄化槽全設置基数 15

(7) 建築用途別浄化槽設置基数 16

(8) 浄化槽設置基数の推移（全国） 17

5. 浄化槽廃止基数 18

(1) 浄化槽法第 11 条の 3 により廃止が確認された基数 18

(2) 浄化槽法第 11 条の 3 以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数 19

(3) 浄化槽法第 11 条の 3 以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数 20

6. 行政処分等の件数及び根拠 21

(1) 行政処分の件数 21

(2) 行政処分等を行った根拠 27

7. 浄化槽関係業者数 30

8. 浄化槽法第 7 条検査関係 33

(1) 浄化槽法第 7 条検査結果 33

(2) 不適正の内容と件数 34

9. 浄化槽法第 11 条検査関係 36

(1) 浄化槽法第 11 条検査結果 36

(2) 不適正の内容と件数 37

10. 浄化槽法第 7 条及び第 11 条検査におけるBOD検査結果 39

11. 指定検査機関関係 40
（1）指定検査機関の検査体制 40
（2）水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況 41
（3）BOD検査導入状況一覧 43
（4）効率化検査導入状況一覧 44
12. 浄化槽設置整備事業の実施状況 45
13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況 48
14. 公共浄化槽等整備推進事業の実施状況 52
15. 公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況 53
16. 国庫助成による浄化槽整備実績 56
17. 浄化槽法に関する事務（権限）の移譲の状況 58
18. 既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況 61
（1）都道府県による補助制度の概要 61
（2）補助制度がある市町村 64
19. 維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況 66
（1）補助制度がある市町村 66
（2）市町村による補助の概要 67
20. 浄化槽（国庫助成による設置）の法定検査実施状況を把握している市町村 74
21. 浄化槽台帳の整備及び活用の状況 76
（1）浄化槽台帳の整備状況（都道府県・保健所設置市・特別区） 76
（2）台帳データに係る整備状況（都道府県・保健所設置市・特別区） 86
（3）台帳の活用状況（都道府県・保健所設置市・特別区） 93
22. 浄化槽管理者講習会の実施状況 98
（1）都道府県 98
（2）市町村 101
23. 地方公共団体が所有する浄化槽の状況 103
（1）地方公共団体が所有する浄化槽の基数 103
（2）地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途 104
（3）地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分 105
24. 災害時における協定締結状況 106
25. 法定協議会の整備状況 113

26. 浄化槽処理促進区域の指定状況.....115

1. 浄化槽行政組織(令和3年4月現在)

都道府県名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先機関数
北海道	環境生活部環境局	循環型社会推進課	一般廃棄物係	011-231-4111 (24-317)	011-204-5198	011-232-4970	0	14
青森県	環境生活部	環境保全課	水・大気環境グループ	017-722-1111(6467)	017-734-9242	017-734-8081	0	4
岩手県	環境生活部	資源循環推進課	資源循環担当	019-651-3111(5380)	019-629-5380	019-629-5369	9	13
	県土整備部	下水環境課	下水管理担当	019-651-3111(5896)	019-629-5896	019-629-9130		
宮城県	環境生活部	循環型社会推進課	施設班	022-211-2111(2648)	022-211-2648	022-211-2390	5	1
秋田県	生活環境部	環境整備課	調整・循環型社会推進班	018-860-1111(1622)	018-860-1622	018-860-3835	8	0
	建設部	下水道マネジメント推進課	調整・環境整備班	018-860-1111(2461)	018-860-2461	018-860-3813		
山形県	環境エネルギー部	水大気環境課	水環境担当	023-630-2211(2338)	023-630-2338	023-625-7991	0	4
福島県	生活環境部	一般廃棄物課		024-521-1111(2783)	024-521-7249	024-521-7984	0	7
茨城県	県民生活環境部	環境政策課水環境室	水質保全グループ	029-301-1111(2966)	029-301-2966	029-301-2997	0	5
栃木県	環境森林部	環境保全課	水環境担当	028-623-2323(3189)	028-623-3189	028-623-3138	0	5
群馬県	県土整備部(交付金)	下水環境課	農集排・浄化槽係	027-223-1111(3689)	027-226-3689	027-223-1214	0	5
	環境森林部(法令)	廃棄物・リサイクル課	一般廃棄物係	027-223-1111(2854)	027-226-2853	027-223-7292		
埼玉県	環境部	水環境課	浄化槽・豊かな川づくり担当	048-824-2111(3083)	048-830-3083	048-830-4773	0	7
千葉県	環境生活部	水質保全課	浄化槽班	043-223-2110(3813)	043-223-3813	043-222-5991	0	10
東京都	環境局資源循環推進部	一般廃棄物対策課	生活排水対策担当	03-5321-1111 (42-844)	03-5388-3583	03-5388-1381	0	1
神奈川県	健康医療局生活衛生部	生活衛生課	環境衛生・海水浴場たばこ対策グループ	045-210-1111(4951)	045-210-4950	045-210-8864	0	8
	環境農政局緑政部	水源環境保全課	調整グループ	045-210-1111(4354)	045-210-4352	045-210-8855		
新潟県	県民生活・環境部	廃棄物対策課	資源循環推進係	025-285-5511 (2502、2503、2507)	025-280-5160	025-280-5740	0	12
富山県	生活環境文化部	環境政策課	廃棄物対策班	076-431-4111(2685)	076-444-3140	076-444-3480	7	0
石川県	土木部	都市計画課生活排水対策室	地域排水グループ	076-225-1111(5236)	076-225-1493	076-225-1760	4	0
福井県	健康福祉部	医薬食品・衛生課	生活衛生グループ	0776-21-1111(2646)	0776-20-0354	0776-20-0630	6	0
山梨県	環境・エネルギー部	大気水質保全課	大気水質担当	055-237-1111(6412)	055-223-1511	055-223-1512	0	4
長野県	環境部	生活排水課	生活排水係	026-232-0111(3379)	026-235-7299	026-235-7399	0	10
岐阜県	環境生活部	廃棄物対策課	一般廃棄物係	058-272-1111(2716)	058-272-8219	058-278-2607	0	7
静岡県	くらし・環境部環境局	生活環境課	大気水質班	054-221-2455(2258)	054-221-2258	054-221-3665	0	4
	交通基盤部都市局	生活排水課	整備班	054-221-2455(3067)	054-221-3067	054-221-3586		
愛知県	環境局環境政策部	水大気環境課生活環境地盤対策室	生活環境グループ	052-961-2111(3054)	052-954-6219	052-953-5716	0	7
三重県	環境生活部	大気・水環境課	生活排水・水道班	059-224-3145	059-224-3145	059-229-1016	0	9
滋賀県	琵琶湖環境部	循環社会推進課	循環調整係		077-528-3471	077-528-4845	0	6
京都府	建設交通部	水環境対策課	計画係	075-451-8111(5209)	075-414-5209	075-414-5470	7	0
大阪府	健康医療部	生活衛生室環境衛生課	衛生指導グループ	06-6941-0351(2577)	06-6944-9180	06-6944-6707	9	0
兵庫県	農政環境部環境管理局	環境整備課	循環型社会推進班	078-341-7711(3350)	078-362-3279	078-362-4189	0	7
奈良県	水循環・森林・景観環境部	水資源政策課	水環境係	0742-27-1101(3397)	0742-27-8737	0742-27-6395	0	1
和歌山県	県土整備部　河川・下水道局	下水道課	管理班	073-432-4111(3203)	073-441-3203	073-436-2940	8	0
鳥取県	生活環境部くらしの安心局	水環境保全課	上下水道担当	0857-26-7111(7401)	0857-26-7400	0857-26-8194	0	2
島根県	環境生活部	廃棄物対策課	指導グループ	0852-22-6151(6790)	0852-22-6790	0852-22-6738	7	0
岡山県	環境文化部	循環型社会推進課	一般廃棄物班	086-224-2111(2688)	086-226-7307	086-224-2271	0	3
広島県	環境県民局	循環型社会課	一般廃棄物G	082-228-2111(2958)	082-513-2958	082-211-5374	0	7
山口県	環境生活部	廃棄物・リサイクル対策課	ゼロエミッション推進班	083-922-3111	083-933-2992	083-933-2999	7	0
徳島県	県土整備部	水・環境課	浄化槽担当	088-621-2500(2279)	088-621-2279	088-621-2896	0	4
香川県	環境森林部	廃棄物対策課	総務・廃棄物政策グループ	087-831-1111(2914)	087-832-3224	087-831-1273	3	1
愛媛県	県民環境部環境局	循環型社会推進課	一般廃棄物係	089-941-2111(2357)	089-912-2355	089-912-2354	6	0
高知県	土木部	公園下水道課	環境施設担当	088-823-1111(9851)	088-823-9851	088-823-9036	5	0
福岡県	環境部	廃棄物対策課	施設第一係	092-651-1111(3458)	092-643-3398	092-643-3365	6	0
佐賀県	県土整備部	下水道課	浄化槽担当	0952-24-2111(2854)	0952-25-7185	0952-25-7275	5	0
長崎県	県民生活環境部	水環境対策課	生活排水班	095-824-1111(2664)	095-895-2664	095-895-2568	8	0
熊本県	土木部道路都市局	下水環境課	経営班	096-383-1111(6198)	096-333-2529	096-385-7398	10	0
大分県	生活環境部	循環社会推進課	資源化推進班	097-536-1111(3125)	097-506-3125	097-506-1748	9	0
宮崎県	環境森林部	環境管理課	水保全対策担当	0985-26-7111(2382)	0985-26-7085	0985-38-6210	8	0
鹿児島県	土木部	都市計画課生活排水対策室	生活排水係	099-286-2111(3684)	099-286-3685	099-286-5633	9	0
沖縄県	環境部	環境整備課	一般廃棄物班	098-866-2333(2659)	098-866-2231	098-866-2235	5	0
						合計	151	168

（保健所設置市）

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
札　幌　市	環境局環境事業部	事業廃棄物課	一般廃棄物係	011-211-2111(2927)	011-211-2927	011-218-5105	0	0
函　館　市	環境部	環境推進課	ごみ減量・美化啓発担当	0138-51-0798(437)	0138-51-0798	0138-51-3498	0	0
小　樽　市	生活環境部	管理課	業務係	0134-32-4111(464)	代表と同じ	0134-32-5032	0	0
旭　川　市	環境部	廃棄物処理課	浄化管理係	0166-26-1111 (5221,5222)	0166-25-6356	0166-29-3977	0	0
青　森　市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策チーム		017-718-1086	017-718-1166	0	0
八　戸　市	環境部	環境保全課	調査指導グループ	0178-43-2111 (5712-205)	0178-43-9107	0178-47-0722	0	2
盛　岡　市	上下水道局	給排水課	排水設備係	019-623-1411(6142)	019-623-1426	019-623-1410	0	0
仙　台　市	建設局下水道事業部	下水道調整課	施設係	022-261-1111(4228)	022-214-8233	022-214-8273	0	0
秋　田　市	環境部	環境保全課	浄化槽担当	018-863-2222 (27307)	018-888-5711	018-888-5712	0	0
山　形　市	環境部	廃棄物指導課	一般廃棄物係	023-641-1212(687)		023-624-9928	0	0
福　島　市	都市政策部	下水道室下水道総務課	浄化槽係	024-535-1111(4517)	024-525-3768	024-534-8228	0	0
郡　山　市	上下水道局	お客様サービス課	浄化槽係	024-932-7666	024-932-7666	024-939-5821	0	0
い　わ　き　市	生活環境部	生活排水対策室経営企画課	業務係	0246-22-1111(3390)	0246-22-7519	0246-22-7572	0	0
水　戸　市	生活環境部	衛生事業課	収納係	029-224-1111(2344)	029-232-9160	029-232-9261	0	0
宇　都　宮　市	宇都宮市上下水道局	生活排水課	管理グループ	028-633-2001	028-633-2001	028-633-3394	0	0
前　橋　市	環境部	ごみ減量課	西部清掃事務所	027-224-1111(6061)	027-253-1009	027-254-3396	0	1
高　崎　市	環境部	一般廃棄物対策課	管理担当	027-321-1111(3322)	027-321-1253	027-321-1161	0	0
さ い た ま 市	環境局環境共生部	環境対策課	水質土壌係	048-829-1111(3141)	048-829-1331	048-829-1991	0	0
川　越　市	環境部	環境対策課	水質・浄化槽担当	049-224-8811(2627)	049-224-5894	049-225-9800	0	0
川　口　市	環境部	環境保全課	水質係	048-228-5389	048-228-5389	048-228-5311	0	0
越　谷　市	環境経済部	資源循環推進課		048-964-2111(4482)	048-963-9181	048-963-9175	0	0
千　葉　市	環境局資源循環部	収集業務課	浄化槽班	043-245-5111(2948)	043-245-5252	043-245-5477	0	0
船　橋　市	環境部	廃棄物指導課	審査係	047-436-2111(3813)	047-436-3813	047-436-2448	0	0
柏　　市	環境部	環境政策課	大気・水質・放射線監視担当	04-7167-1111(668)	04-7167-1695	04-7163-3728	0	0
八　王　子　市	水循環部	水再生施設課	浄化槽担当	042-626-3111	042-642-1500	042-644-2411	0	0
町　田　市	下水道部	下水道整備課	浄化槽係	042-722-3111(4251)	042-724-4306	050-3161-6537	0	0
横　浜　市	資源循環局	一般廃棄物対策課		045-664-2525	045-671-2547	045-663-0125	0	0
川　崎　市	環境局生活環境部	収集計画課	し尿・浄化槽担当	044-200-2111(31221)	044-200-2585	044-200-3923	0	2
相　模　原　市	都市建設局下水道部	下水道料金課	総務指導班	042-754-1111(3335)	042-707-1829	042-754-1068	0	1
横　須　賀　市	資源循環部	廃棄物対策課	浄化槽係	046-822-4000 (2337、2338)	046-822-8271	046-823-0865	0	0
藤　沢　市	下水道部	下水道総務課	排水設備担当	0466-25-1111(4512)	0466-50-8246	0466-50-8388	0	0
茅　ヶ　崎　市	下水道河川部	下水道河川建設課	水環境担当	0467-82-1111(1381)		0467-89-2916	0	0
	環境部	環境保全課	環境保全担当	0467-82-1111(1233)		0467-57-8388		
新　潟　市	環境部	環境対策課	水環境グループ	025-228-1000(31372)	025-226-1371	025-222-7031	0	8
富　山　市	福祉保健部	保健所生活衛生課	衛生指導係	076-428-1155(88-908)	076-428-1154	076-428-1157	0	0
金　沢　市	環境局	環境政策課	環境保全	076-220-2304(2304)	076-220-2508	076-260-7193	0	0
福　井　市	福井市企業局 上下水道経営部	上下水道サービス課	料金・浄化槽係	0776-20-5111	0776-20-5632	0776-20-5637	1	0
甲　府　市	環境部	環境総室環境保全課	公害係	055-241-4312	055-241-4312	055-241-6190	0	1
長　野　市	環境部	環境保全温暖化対策課	環境保全担当	026-226-4911(3018)	026-224-8034	026-224-5108	1	0
松　本　市	環境エネルギー部	環境保全課	生活衛生担当	0263-34-3000(1423)	0263-34-3024	0263-34-3202	0	1
岐　阜　市	環境部	環境二課	浄化槽係	058-265-4141(3409)	058-214-2154	058-267-4458	0	0
静　岡　市	環境局	廃棄物対策課	浄化槽推進係	054-254-2111 (81-2813)	054-221-1264	054-221-1564	0	0
浜　松　市	上下水道部	お客さまサービス課	生活排水グループ	053-474-7915	053-474-7915	053-474-8009	0	7
名　古　屋　市	健康福祉局健康部	環境薬務課	環境衛生係	052-961-1111(2644)	052-972-2644	052-972-4153	0	4
豊　橋　市	環境部	廃棄物対策課	廃棄物対策グループ	0532-51-2410	代表と同じ	0532-56-0566	0	0
岡　崎　市	環境部	廃棄物対策課	汚水管理係	0564-23-6000(6871)	0564-23-6871	0564-23-6536	0	0
一　宮　市	環境部	廃棄物対策課	一般廃棄物グループ	0586-28-8100(7222)	0586-45-5374	0586-45-0923	0	0
豊　田　市	上下水道局	下水道施設課	浄化槽担当	0565-31-1212(2-6713)	0565-34-6964	0565-32-3171	0	0
四　日　市　市	上下水道局管理部	生活排水課	浄化槽指導係	059-354-8350	059-354-8402	059-354-8375	0	0
大　津　市	環境部	廃棄物減量推進課	生活排水係	077-523-1234(3642)	077-528-2802	077-523-2423	0	0
京　都　市	環境政策局環境企画部	環境指導課	環境調査担当	075-222-3111(3955)	075-222-3955	075-213-0922	0	2

（保健所設置市）

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
大阪市	健康局健康推進部	生活衛生課	環境衛生グループ	06-6208-8181(9981)	06-6208-9981	06-6202-6967	1	0
堺市	健康福祉局健康部保健所	環境薬務課	設備指導係	072-233-1101 (3458、3459)	072-222-9940	072-222-9876	0	0
豊中市	健康医療部	衛生管理課	生活衛生係	06-6152-7307	06-6152-7321	06-6152-7328	0	0
吹田市	環境部	事業課	業務グループ	06-6384-1231(2956)	06-6381-8500	06-6381-8500	0	1
高槻市	市民生活環境部	清掃業務課	業務チーム	072-669-1153	072-669-1164	072-669-1009	0	0
枚方市	健康福祉部保健所	保健衛生課	環境衛生グループ	072-841-1221(3260)	072-807-7624	072-845-0685	0	0
八尾市	環境部	環境保全課	環境保全係	072-991-3881(2981)	072-994-3760	072-924-0182	0	0
寝屋川市	健康部	保健衛生課		072-824-1181(74217)	072-829-7721	072-838-1152	0	0
東大阪市	健康部	保健所環境薬務課（浄化槽保守点検）		06-4309-3000	072-960-3804	072-960-3807	0	0
	環境部	環境企画課（浄化槽清掃）			06-4309-3198	06-4309-3829		
神戸市	環境局環境保全部	環境保全指導課		078-331-8181 (955-3755)	078-595-6226	078-595-6256	0	0
姫路市	環境局	環境政策室	水質担当	079-221-2111(2466)	079-221-2466	079-221-2469	0	0
尼崎市	保健部	生活衛生課	衛生管理担当	06-4869-3017	06-4869-3017	06-4869-3049	0	0
明石市	市民生活局	環境室環境保全課	水質係	078-918-5740	078-918-5740	078-918-5107	0	0
西宮市	環境局環境事業部	美化第3課	作業第3チーム	0798-35-3151(3966)	0798-33-0779	0798-35-9169	0	0
奈良市	健康医療部保健所	保健・環境検査課	環境衛生係		0742-93-8477	0742-34-2483	0	0
和歌山市	市民環境局環境部	浄化衛生課	管理班	073-432-0001(2748)	073-435-1067	073-435-1357	0	0
鳥取市	下水道部	下水道経営課	普及係	0857-30-8392(4186)	0857-30-8392	0857-20-3319	0	0
松江市	環境保全部	廃棄物対策課	指導係	0852-55-5555 (IP:39・342)	0852-55-5679	0852-55-5497	0	0
岡山市	環境局環境部	環境保全課	浄化槽対策室	086-803-1000(3993)	086-803-1294	086-803-1887	0	0
倉敷市	環境政策部	環境衛生課	合併浄化槽設置推進室	086-426-3030(3583)	086-426-3583	086-426-6050	0	0
広島市	環境局業務部	業務第二課	浄化槽係	082-245-2111(3296)	082-504-2223	082-504-2229	0	0
呉市	環境部	環境政策課環境試験センター	環境調査グループ	0823-25-3551	0823-25-3551	0823-25-9752	0	0
福山市	経済環境局環境部	環境保全課	芦田川・水環境担当	084-921-2111(2558)	084-928-1072	084-927-7021	0	0
下関市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽指導係		083-252-0978	083-252-1329	0	4
高松市	都市整備局下水道部	下水道業務課	生活排水係	087-839-2717(3264)	087-839-2720	087-839-2776	0	0
松山市	環境部	環境指導課	浄化槽担当	089-948-6439	089-948-6439	089-934-1812	1	0
高知市	環境部	環境保全課	生活排水係	088-822-8111(9511)	088-823-9471	088-823-2057	0	0
北九州市	環境局循環社会推進部	業務課	第一係　生活排水	093-582-4894(2180)	093-582-2180	093-582-2196	0	0
福岡市	保健福祉局	生活衛生部生活衛生課	墓地・葬祭場管理係	092-711-4111(2254)	092-711-4273	092-733-5588	0	7
久留米市	企業局上下水道部	給排水設備課	浄化槽チーム	0942-30-8500(248)	0942-30-9237	0942-38-2694	0	1
長崎市	環境部	環境政策課	監視指導係	095-822-8888(3125)	095-829-1156	095-829-1218	0	0
佐世保市	環境部	環境保全課	環境指導係	0956-24-1111 (7210-32)	0956-26-1787	0956-34-4477	0	0
熊本市	環境局 資源循環部	浄化対策課	指導班	096-328-2111(2366)	096-328-2366	096-359-9945	0	0
大分市	環境部	廃棄物対策課	浄化槽担当班	097-534-6111(1575)	097-540-5850	097-534-6252	0	0
宮崎市	環境部	環境施設課	浄化槽係	0985-25-2111	0985-30-6511	0985-30-6616	0	0
鹿児島市	環境部	環境保全課	環境保全係	099-224-1111(5844)	099-216-1291	099-216-1292	0	0
那覇市	環境部	環境保全課	水質保全グループ	098-867-0111(2403)	098-951-3229	098-951-3230	0	0
						合計	4	42

（注）「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。

（東京都特別区）

特別区名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
千代田区	環境まちづくり部	千代田清掃事務所	ごみ減量指導係	03-3251-0566(2885)		03-3251-4627	0	1
中央区	環境土木部	中央清掃事務所	排出指導係	03-3562-1521	03-3562-1524	03-3562-1504	0	0
港区	環境リサイクル支援部	みなとリサイクル清掃事務所	許可指導担当、ごみ減量・資源化推進係	03-3578-2111(3911)	03-3450-8025	03-3450-8063	0	1
新宿区	環境清掃部	ごみ減量リサイクル課	事業系ごみ減量係	03-3209-1111(4754)	03-5273-4363	03-5273-4070	0	0
文京区	資源環境部	リサイクル清掃課	清掃事業係	03-3812-7111(2563)	03-5803-1182	03-5803-1362	0	0
台東区	環境清掃部	清掃リサイクル課		03-5246-1018(3395)	03-5246-1018	03-5246-1159	0	0
墨田区	都市整備部環境担当	すみだ清掃事務所	啓発指導係	03-3613-2228	03-3613-2229	03-3613-2350	0	0
江東区	環境清掃部	清掃リサイクル課	清掃リサイクル係	03-3647-9111(6345)	03-3647-9181	03-5617-5737	0	0
品川区	都市環境部	品川区清掃事務所	許可指導係	03-3777-1111(3087)	03-3490-7034	03-3490-7041	0	0
目黒区	環境清掃部	清掃リサイクル課	管理調整係	03-3715-1111(3813)	03-5722-9572	03-5722-9573	0	0

（保健所設置市）

保健所設置市名	部(局)	課(室)	係(班)	代表電話番号(内線)	直通電話番号	FAX番号	保健所数	他出先事務所数
大　田　区	環境清掃部	清掃事業課	許可指導係	03-5744-1111(3467)	03-5744-1629	03-5744-1550	1	0
世　田　谷　区	清掃･リサイクル部	事業課	指導許可担当	03-6304-3263	03-6304-3263	03-6304-3341	0	1
渋　谷　区	環境政策部	清掃リサイクル課	渋谷区清掃事務所	03-5467-4300(8201)	03-5467-4300	03-5467-4301	0	0
中　野　区	環境部	ごみゼロ推進課	ごみ減量推進係	03-3389-1111(5061)	03-3228-8257	03-3228-5634	0	1
杉　並　区	環境部	ごみ減量対策課	管理係	03-3312-2111(3723)	03-5307-0668	03-3312-2306	0	1
豊　島　区	環境清掃部	ごみ減量推進課	計画調整グループ	03-3981-1111(2622)	03-3981-1320	03-3987-8449	0	0
北　区	生活環境部	北区清掃事務所	事業管理係	03-3908-1111(3561)	03-3913-3077	03-3913-3741	0	0
荒　川　区	環境清掃部	清掃リサイクル推進課	管理計画係	03-3802-3111(470)	03-5692-6690	03-5692-6699	0	0
板　橋　区	資源環境部	資源循環推進課	管理係	03-3964-1111(2217)	03-3579-2217	03-3579-2249	0	0
練　馬　区	環境部	清掃リサイクル課	清掃事業係	03-3993-1111(8846)	03-5984-1059	03-5984-1227	0	0
足　立　区	環境部	ごみ減量推進課	業務係	03-3880-5111(3182)	03-3880-5302	03-3880-5604	0	0
葛　飾　区	環境部	清掃事務所	作業係	03-3695-1111(2931)	03-3693-6113	03-3691-1797	0	1
江　戸　川　区	環境部	清掃課	清掃事業係	03-3652-1151(3013)	03-5662-8434	03-5678-6741	0	0
						合計	1	6

（注）「保健所数」「他出先事務所数」は、浄化槽担当職員を有する保健所、出先事務所の数である。

2. 浄化槽行政担当職員（令和3年4月現在）

都道府県名	本庁						出先						合計					
	専任		兼任		合計		専任		兼任		合計		専任		兼任		合計	
		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員
北海道	0	0	8	7	8	7	0	0	68	28	68	28	0	0	76	35	76	35
青森県	0	0	4	4	4	4	0	0	16	16	16	16	0	0	20	20	20	20
岩手県	0	0	4	0	4	0	0	0	35	22	35	22	0	0	39	22	39	22
宮城県	0	0	6	4	6	4	0	0	45	38	45	38	0	0	51	42	51	42
秋田県	0	0	3	0	3	0	0	0	39	36	39	36	0	0	42	36	42	36
山形県	0	0	4	2	4	2	0	0	19	10	19	10	0	0	23	12	23	12
福島県	1	0	3	2	4	2	0	0	17	14	17	14	1	0	20	16	21	16
茨城県	3	0	4	0	7	0	1	0	14	5	15	5	4	0	18	5	22	5
栃木県	0	0	4	0	4	0	0	0	10	0	10	0	0	0	14	0	14	0
群馬県	1	0	5	1	6	1	0	0	13	4	13	4	1	0	18	5	19	5
埼玉県	1	1	9	3	10	4	4	4	63	53	67	57	5	5	72	56	77	61
千葉県	4	1	3	0	7	1	6	5	38	24	44	29	10	6	41	24	51	30
東京都	4	2	0	0	4	2	4	3	0	0	4	3	8	5	0	0	8	5
神奈川県	0	0	9	7	9	7	0	0	53	53	53	53	0	0	62	60	62	60
新潟県	0	0	7	3	7	3	0	0	39	24	39	24	0	0	46	27	46	27
富山県	0	0	12	10	12	10	0	0	38	38	38	38	0	0	50	48	50	48
石川県	0	0	5	0	5	0	0	0	14	7	14	7	0	0	19	7	19	7
福井県	0	0	4	2	4	2	0	0	17	14	17	14	0	0	21	16	21	16
山梨県	0	0	4	0	4	0	0	0	31	0	31	0	0	0	35	0	35	0
長野県	0	0	3	0	3	0	0	0	26	0	26	0	0	0	29	0	29	0
岐阜県	0	0	14	8	14	8	0	0	40	20	40	20	0	0	54	28	54	28
静岡県	1	0	9	0	10	0	0	0	22	5	22	5	1	0	31	5	32	5
愛知県	2	2	5	5	7	7	1	0	68	26	69	26	3	2	73	31	76	33
三重県	0	0	6	6	6	6	0	0	57	57	57	57	0	0	63	63	63	63
滋賀県	0	0	6	1	6	1	0	0	6	6	6	6	0	0	12	7	12	7
京都府	0	0	5	3	5	3	0	0	34	34	34	34	0	0	39	37	39	37
大阪府	4	4	3	3	7	7	0	0	39	39	39	39	4	4	42	42	46	46
兵庫県	0	0	4	4	4	4	0	0	26	20	26	20	0	0	30	24	30	24
奈良県	0	0	6	0	6	0	0	0	4	1	4	1	0	0	10	1	10	1
和歌山県	0	0	3	0	3	0	0	0	24	0	24	0	0	0	27	0	27	0
鳥取県	0	0	4	0	4	0	0	0	8	8	8	8	0	0	12	8	12	8
島根県	0	0	8	0	8	0	0	0	21	15	21	15	0	0	29	15	29	15
岡山県	0	0	3	3	3	3	0	0	29	25	29	25	0	0	32	28	32	28
広島県	0	0	5	3	5	3	0	0	52	37	52	37	0	0	57	40	57	40
山口県	0	0	6	6	6	6	0	0	38	38	38	38	0	0	44	44	44	44
徳島県	3	0	0	0	3	0	1	1	12	10	13	11	4	1	12	10	16	11
香川県	1	1	4	2	5	3	0	0	21	12	21	12	1	1	25	14	26	15
愛媛県	0	0	6	1	6	1	0	0	38	22	38	22	0	0	44	23	44	23
高知県	1	0	3	0	4	0	0	0	19	12	19	12	1	0	22	12	23	12
福岡県	0	0	7	4	7	4	3	2	31	20	34	22	3	2	38	24	41	26
佐賀県	1	1	3	0	4	1	0	0	19	13	19	13	1	1	22	13	23	14
長崎県	1	1	7	2	8	3	0	0	40	24	40	24	1	1	47	26	48	27
熊本県	0	0	4	0	4	0	0	0	54	33	54	33	0	0	58	33	58	33
大分県	1	1	4	1	5	2	0	0	36	36	36	36	1	1	40	37	41	38
宮崎県	0	0	9	0	9	0	0	0	30	30	30	30	0	0	39	30	39	30
鹿児島県	0	0	6	0	6	0	0	0	27	0	27	0	0	0	33	0	33	0
沖縄県	0	0	3	0	3	0	0	0	10	10	10	10	0	0	13	10	13	10
小計	29	14	244	97	273	111	20	15	1,400	939	1,420	954	49	29	1,644	1,036	1,693	1,065
保健所設置市計	130	39	373	100	503	139	7	1	278	115	285	116	137	40	651	215	788	255
特別区計	0	0	78	33	78	33	0	0	29	12	29	12	0	0	107	45	107	45
合計	159	53	695	230	854	283	27	16	1,707	1,066	1,734	1,082	186	69	2,402	1,296	2,588	1,365

（注）「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

（注）各都道府県の値には保健所設置市や特別区の担当職員数を含まない。

（保健所設置市）

保健所設置市名	本庁						出先						合計					
	専任		兼任		合計		専任		兼任		合計		専任		兼任		合計	
		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員		うち指導員
札幌市	0	0	6	5	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	6	5
函館市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
小樽市	0	0	3	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	3	2
旭川市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
青森市	0	0	9	3	9	3	0	0	0	0	0	0	0	0	9	3	9	3
八戸市	0	0	0	0	0	0	5	0	1	1	6	1	5	0	1	1	6	1
盛岡市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
仙台市	4	0	5	0	9	0	0	0	0	0	0	0	4	0	5	0	9	0
秋田市	0	0	6	4	6	4	0	0	0	0	0	0	0	0	6	4	6	4
山形市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
福島市	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	5	0
郡山市	3	0	2	0	5	0	0	0	0	0	0	0	3	0	2	0	5	0
いわき市	3	0	6	0	9	0	0	0	0	0	0	0	3	0	6	0	9	0
水戸市	2	0	3	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	5	0
宇都宮市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
前橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	8	0	8	0
高崎市	0	0	12	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	12	0
さいたま市	0	0	4	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	4	4
川越市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
川口市	0	0	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	8	8
越谷市	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0
千葉市	4	3	2	2	6	5	0	0	0	0	0	0	4	3	2	2	6	5
船橋市	0	0	4	3	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	4	3
柏市	0	0	6	5	6	5	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	6	5
八王子市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
町田市	6	0	1	0	7	0	0	0	0	0	0	0	6	0	1	0	7	0
横浜市	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
川崎市	0	0	4	4	4	4	0	0	9	9	9	9	0	0	13	13	13	13
相模原市	0	0	6	4	6	4	0	0	7	6	7	6	0	0	13	10	13	10
横須賀市	4	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0
藤沢市	0	0	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
茅ヶ崎市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
新潟市	0	0	7	0	7	0	0	0	51	0	51	0	0	0	58	0	58	0
富山市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
金沢市	0	0	8	7	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	8	7
福井市	2	0	0	0	2	0	0	0	2	2	2	2	2	0	2	2	4	2
甲府市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	5	0	5	0
長野市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
松本市	1	0	2	0	3	0	0	0	1	0	1	0	1	0	3	0	4	0
岐阜市	4	4	1	0	5	4	0	0	0	0	0	0	4	4	1	0	5	4
静岡市	5	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	5	0	1	0	6	0
浜松市	8	0	7	0	15	0	0	0	22	0	22	0	8	0	29	0	37	0
名古屋市	0	0	5	5	5	5	0	0	57	57	57	57	0	0	62	62	62	62
豊橋市	1	0	5	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	6	0
岡崎市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
一宮市	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
豊田市	4	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	4	0	1	0	5	0
四日市市	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0
大津市	0	0	4	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	4	1
京都市	0	0	6	0	6	0	0	0	34	0	34	0	0	0	40	0	40	0
大阪市	0	0	6	0	6	0	0	0	6	0	6	0	0	0	12	0	12	0
堺市	0	0	12	4	12	4	0	0	0	0	0	0	0	0	12	4	12	4
豊中市	0	0	6	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	6	6
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2	5	2	0	0	5	2	5	2
高槻市	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
枚方市	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0
八尾市	0	0	5	0	5	0	0	0	5	0	5	0	0	0	10	0	10	0
寝屋川市	5	5	8	8	13	13	0	0	0	0	0	0	5	5	8	8	13	13
東大阪市	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	0
神戸市	0	0	11	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11	0

（保健所設置市）

保健所設置市名	本庁						出先						合計					
	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員
姫路市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5	0	0	5	5	5	5
明石市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	2	1	2	0	4	1	2	1	2	0	4	1
奈良市	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0
和歌山市	6	5	0	0	6	5	0	0	0	0	0	0	6	5	0	0	6	5
鳥取市	1	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	2	0
松江市	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
岡山市	5	4	0	0	5	4	0	0	0	0	0	0	5	4	0	0	5	4
倉敷市	8	0	2	0	10	0	0	0	0	0	0	0	8	0	2	0	10	0
広島市	7	6	0	0	7	6	0	0	0	0	0	0	7	6	0	0	7	6
呉市	2	2	4	4	6	6	0	0	0	0	0	0	2	2	4	4	6	6
福山市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
下関市	2	0	3	0	5	0	0	0	15	0	15	0	2	0	18	0	20	0
高松市	5	0	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	5	0	2	0	7	0
松山市	5	0	6	3	11	3	0	0	2	0	2	0	5	0	8	3	13	3
高知市	4	1	3	0	7	1	0	0	0	0	0	0	4	1	3	0	7	1
北九州市	2	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	4	0
福岡市	0	0	4	4	4	4	0	0	38	33	38	33	0	0	42	37	42	37
久留米市	4	0	2	0	6	0	0	0	2	0	2	0	4	0	4	0	8	0
長崎市	2	2	4	2	6	4	0	0	0	0	0	0	2	2	4	2	6	4
佐世保市	0	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	6	0
熊本市	4	4	4	2	8	6	0	0	0	0	0	0	4	4	4	2	8	6
大分市	3	3	1	1	4	4	0	0	0	0	0	0	3	3	1	1	4	4
宮崎市	4	0	2	0	6	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	6	0
鹿児島市	0	0	21	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	21	0
那覇市	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
小計	130	39	373	100	503	139	7	1	278	115	285	116	137	40	651	215	788	255

（注）「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

（東京都特別区）

特別区名	本庁						出先						合計					
	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員	専任	うち指導員	兼任	うち指導員	合計	うち指導員
千代田区	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0	0	0	6	0	6	0
中央区	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7
港区	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3	0	0	3	3	3	3
新宿区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
文京区	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
台東区	0	0	4	1	4	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	4	1
墨田区	0	0	10	5	10	5	0	0	0	0	0	0	0	0	10	5	10	5
江東区	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1
品川区	0	0	2	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1
目黒区	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
大田区	0	0	3	0	3	0	0	0	5	0	5	0	0	0	8	0	8	0
世田谷区	0	0	6	6	6	6	0	0	10	9	10	9	0	0	16	15	16	15
渋谷区	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	3	0	3	0
中野区	0	0	2	0	2	0	0	0	3	0	3	0	0	0	5	0	5	0
杉並区	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
豊島区	0	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0
北区	0	0	7	6	7	6	0	0	0	0	0	0	0	0	7	6	7	6
荒川区	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
板橋区	0	0	7	1	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	7	1	7	1
練馬区	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0
足立区	0	0	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	5	5
葛飾区	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0
江戸川区	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	8	0
小計	0	0	78	33	78	33	0	0	29	12	29	12	0	0	107	45	107	45

（注）「指導員」とは、「環境衛生指導員」を指す。

3. 浄化槽新設基数

(1)令和2年度に新設された浄化槽基数(処理方式別)

都道府県名	構造例示型														大臣認定型				合 計
	分離接触ばっ気	嫌気ろ床接触ばっ気	脱窒ろ床接触ばっ気	回転板接触	接触ばっ気	散水ろ床	長時間ばっ気	標準活性汚泥	接触ばっ気・ろ過	凝集分離	接触ばっ気・活性炭	凝集分離・活性炭	硝化液循環	三次処理脱窒・脱燐	小計	うち窒素又は燐除去型高度処理	うち窒素及び燐除去型高度処理	うちBOD除去型高度処理	
北海道	3	114	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,224	954	5	17	1,343
青森県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,430	0	0	0	1,432
岩手県	0	73	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,186	1,003	0	1	1,259
宮城県	89	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,287	849	5	8	1,408
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	827	751	0	0	827
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	540	382	0	0	540
福島県	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,359	3,212	19	2	3,363
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,358	4,103	229	0	4,358
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,181	1,819	54	0	2,181
群馬県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,465	4,441	0	0	4,468
埼玉県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,608	5,540	4	2	5,609
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,545	6,460	15	2	6,545
東京都	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	114	110	1	0	115
神奈川県	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1,044	892	84	4	1,046
新潟県	0	177	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,150	910	0	6	1,330
富山県	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	203	186	0	0	205
石川県	3	13	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	417	368	0	0	438
福井県	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	247	232	0	0	248
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,195	1,152	23	3	1,195
長野県	3	24	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	982	414	0	1	1,012
岐阜県	3	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,466	1,445	8	1	1,472
静岡県	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,848	1,870	0	0	6,851
愛知県	12	0	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,724	6,012	29	1	7,757
三重県	1	28	0	0	4	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2,513	2,344	3	15	2,547
滋賀県	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	166	52	0	1	175
京都府	1	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	308	216	0	9	331
大阪府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	865	807	4	2	865
兵庫県	4	18	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	618	320	3	0	641
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	687	684	0	0	687
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,959	1,910	67	0	2,959
鳥取県	2	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	296	269	0	0	307
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	967	953	0	0	967
岡山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,512	2,031	0	1	2,512
広島県	5	25	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,646	2,263	0	7	2,677
山口県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,424	1,416	4	1	1,424
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,522	838	0	0	2,522
香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,921	2,894	5	2	2,921
愛媛県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,991	1,975	1	1	1,992
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,628	1,458	0	3	1,628
福岡県	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,610	2,883	0	0	3,611
佐賀県	1	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,239	1,215	0	0	1,289
長崎県	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,872	1,833	7	0	1,875
熊本県	0	10	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,211	2,116	0	22	2,222
大分県	1	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,619	1,216	2	2	2,633
宮崎県	10	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,249	2,009	0	0	2,267
鹿児島県	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,601	4,986	0	0	5,625
沖縄県	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,704	1,513	108	3	1,712
合 計	147	663	3	3	43	0	2	0	1	1	0	0	0	0	100,528	81,306	680	117	101,391

3. 浄化槽新設基数

(2)令和2年度に新設された浄化槽基数 （人槽区分別）

都道府県名	5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	1,197	64	63	7	9	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1,343
青森県	1,327	39	51	7	4	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1,432
岩手県	1,170	30	34	13	6	3	3	0	0	0	0	0	0	0	1,259
宮城県	1,302	35	52	8	7	2	0	1	1	0	0	0	0	0	1,408
秋田県	754	23	38	5	3	1	1	0	0	1	1	0	0	0	827
山形県	510	8	17	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	540
福島県	3,087	94	148	20	10	2	1	1	0	0	0	0	0	0	3,363
茨城県	4,150	66	107	19	11	2	2	0	0	1	0	0	0	0	4,358
栃木県	2,080	28	55	9	6	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2,181
群馬県	4,238	79	111	24	9	6	0	0	1	0	0	0	0	0	4,468
埼玉県	5,273	97	164	44	19	5	5	2	0	0	0	0	0	0	5,609
千葉県	6,163	102	195	45	25	4	9	2	0	0	0	0	0	0	6,545
東京都	98	5	7	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	115
神奈川県	948	24	43	13	9	3	5	1	0	0	0	0	0	0	1,046
新潟県	1,217	32	61	12	4	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1,330
富山県	165	17	15	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	205
石川県	372	24	35	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	438
福井県	203	7	32	3	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	248
山梨県	1,124	27	35	5	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	1,195
長野県	958	29	19	3	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	1,012
岐阜県	1,367	46	42	13	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1,472
静岡県	6,458	125	209	33	18	3	1	1	2	1	0	0	0	0	6,851
愛知県	7,137	192	294	93	33	4	0	4	0	0	0	0	0	0	7,757
三重県	2,365	59	90	19	5	2	3	2	1	0	1	0	0	0	2,547
滋賀県	147	6	21	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	175
京都府	311	11	4	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	331
大阪府	772	25	49	5	9	3	1	1	0	0	0	0	0	0	865
兵庫県	568	27	33	5	5	2	1	0	0	0	0	0	0	0	641
奈良県	645	14	23	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	687
和歌山県	2,729	69	107	20	22	8	4	0	0	0	0	0	0	0	2,959
鳥取県	291	4	9	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	307
島根県	901	20	41	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	967
岡山県	2,370	43	82	12	3	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2,512
広島県	2,520	43	81	21	8	2	1	1	0	0	0	0	0	0	2,677
山口県	1,300	44	57	13	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	1,424
徳島県	2,320	65	99	17	13	4	3	1	0	0	0	0	0	0	2,522
香川県	2,752	62	80	12	6	3	4	2	0	0	0	0	0	0	2,921
愛媛県	1,827	49	91	13	8	2	2	0	0	0	0	0	0	0	1,992
高知県	1,508	28	70	13	4	3	2	0	0	0	0	0	0	0	1,628
福岡県	3,317	92	140	30	23	4	4	1	0	0	0	0	0	0	3,611
佐賀県	1,203	36	36	9	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1,289
長崎県	1,705	72	71	17	7	1	2	0	0	0	0	0	0	0	1,875
熊本県	2,088	39	63	17	8	5	1	1	0	0	0	0	0	0	2,222
大分県	2,487	41	69	21	6	4	4	1	0	0	0	0	0	0	2,633
宮崎県	2,148	40	63	8	5	1	2	0	0	0	0	0	0	0	2,267
鹿児島県	5,377	91	111	27	14	1	4	0	0	0	0	0	0	0	5,625
沖縄県	1,436	90	116	40	16	6	4	1	2	0	0	0	1	0	1,712
合 計	94,385	2,263	3,433	719	363	102	84	25	8	5	2	1	1	0	101,391

4. 浄化槽設置基数

(1)処理方式別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの)（令和2年度末現在）

都道府県名	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽				合 計
	腐敗型	ばっ気型	その他	小 計	散水ろ床	活性汚泥	その他	小 計	
北海道	461	2,847	133	3,441	40	296	60	396	3,837
青森県	539	4,699	6,203	11,441	1	35	233	269	11,710
岩手県	344	724	22	1,090	4	27	376	407	1,497
宮城県	670	3,719	306	4,695	0	50	199	249	4,944
秋田県	594	4,560	122	5,276	4	56	310	370	5,646
山形県	637	6,671	71	7,379	2	11	21	34	7,413
福島県	8,359	26,855	2,330	37,544	0	197	2	199	37,743
茨城県	254	1,479	913	2,646	3	0	0	3	2,649
栃木県	162	2,407	142	2,711	0	133	0	133	2,844
群馬県	4,794	23,063	846	28,703	0	124	2	126	28,829
埼玉県	4,577	25,519	17,644	47,740	0	2	1,744	1,746	49,486
千葉県	2,165	53,181	24,854	80,200	1	857	18	876	81,076
東京都	830	1,956	106	2,892	0	20	6	26	2,918
神奈川県	15,401	17,943	958	34,302	10	145	224	379	34,681
新潟県	3,851	18,998	2,249	25,098	2	81	70	153	25,251
富山県	1,637	5,347	0	6,984	0	0	24	24	7,008
石川県	629	4,900	2,737	8,266	1	0	92	93	8,359
福井県	565	4,151	2,679	7,395	2	35	2,155	2,192	9,587
山梨県	6,164	11,121	1,262	18,547	0	80	363	443	18,990
長野県	2,967	1,207	550	4,724	18	50	194	262	4,986
岐阜県	7,639	16,485	200	24,324	0	214	0	214	24,538
静岡県	13,611	25,776	1,505	40,892	17	462	263	742	41,634
愛知県	43,944	56,521	1,976	102,441	13	69	652	734	103,175
三重県	410	17,447	7,104	24,961	10	25	425	460	25,421
滋賀県	650	3,371	253	4,274	8	87	603	698	4,972
京都府	263	2,696	289	3,248	18	34	65	117	3,365
大阪府	3,899	23,652	3,033	30,584	21	139	36	196	30,780
兵庫県	1,934	10,284	1,108	13,326	11	153	799	963	14,289
奈良県	5,154	16,203	355	21,712	9	20	11	40	21,752
和歌山県	5,902	18,036	10,949	34,887	2	82	122	206	35,093
鳥取県	507	1,868	662	3,037	0	3	103	106	3,143
島根県	792	3,252	782	4,826	0	0	2	2	4,828
岡山県	2,298	14,085	698	17,081	10	159	12	181	17,262
広島県	3,314	12,316	3,524	19,154	2	284	907	1,193	20,347
山口県	8,691	7,017	155	15,863	0	188	42	230	16,093
徳島県	17,052	19,759	633	37,444	1	70	7	78	37,522
香川県	3,824	11,533	208	15,565	0	84	6	90	15,655
愛媛県	3,607	14,107	69	17,783	0	167	4	171	17,954
高知県	1,075	4,695	321	6,091	0	101	280	381	6,472
福岡県	4,136	11,330	942	16,408	5	80	136	221	16,629
佐賀県	1,490	2,389	312	4,191	0	14	2	16	4,207
長崎県	1,146	3,024	77	4,247	0	80	15	95	4,342
熊本県	5,453	7,809	199	13,461	7	60	4	71	13,532
大分県	5,918	16,894	140	22,952	0	106	10	116	23,068
宮崎県	2,531	6,506	4,821	13,858	0	1	567	568	14,426
鹿児島県	1,982	11,504	68	13,554	0	100	5	105	13,659
沖縄県	1,109	7,150	3,244	11,503	0	5	563	568	12,071
合 計	203,931	567,056	107,754	878,741	222	4,986	11,734	16,942	895,683

4. 浄化槽設置基数

(2)人槽区分別浄化槽全設置基数(旧構造基準のもの)（令和2年度末現在）

都道府県名	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	2,349	1,117	220	74	54	20	2	1	0	0	0	0	3,837
青森県	8,301	2,705	426	144	89	25	9	7	2	1	0	1	11,710
岩手県	908	417	93	34	30	10	2	1	0	2	0	0	1,497
宮城県	3,903	848	113	30	37	5	6	0	1	0	1	0	4,944
秋田県	4,075	1,294	177	50	38	6	3	3	0	0	0	0	5,646
山形県	6,507	799	74	19	11	3	0	0	0	0	0	0	7,413
福島県	34,329	3,007	255	74	55	12	9	1	0	1	0	0	37,743
茨城県	1,880	665	69	26	9	0	0	0	0	0	0	0	2,649
栃木県	1,511	1,108	70	66	50	33	4	2	0	0	0	0	2,844
群馬県	26,768	1,789	119	61	63	17	10	2	0	0	0	0	28,829
埼玉県	46,565	2,549	236	81	46	8	1	0	0	0	0	0	49,486
千葉県	65,879	12,281	1,676	547	504	121	46	12	3	0	5	2	81,076
東京都	2,386	481	32	11	5	2	1	0	0	0	0	0	2,918
神奈川県	30,185	3,666	514	169	124	15	6	0	0	1	0	1	34,681
新潟県	22,635	2,330	139	53	42	19	18	12	2	1	0	0	25,251
富山県	6,313	607	44	21	16	4	2	0	0	1	0	0	7,008
石川県	7,424	829	64	26	10	5	0	0	0	1	0	0	8,359
福井県	8,325	1,060	110	35	23	20	6	4	2	1	1	0	9,587
山梨県	16,449	2,162	218	87	52	20	2	0	0	0	0	0	18,990
長野県	3,644	1,121	131	34	21	14	8	8	3	1	1	0	4,986
岐阜県	21,982	2,189	181	77	86	16	4	3	0	0	0	0	24,538
静岡県	38,653	2,263	218	160	154	82	52	28	7	8	9	0	41,634
愛知県	88,458	12,854	1,276	238	235	70	25	8	6	0	4	1	103,175
三重県	21,119	3,693	313	110	89	51	28	8	6	0	2	2	25,421
滋賀県	3,870	927	102	39	23	5	4	0	0	0	2	0	4,972
京都府	2,665	603	64	13	14	2	2	1	1	0	0	0	3,365
大阪府	26,003	4,145	312	132	132	37	12	3	2	0	2	0	30,780
兵庫県	10,824	2,749	451	164	80	12	4	4	1	0	0	0	14,289
奈良県	18,332	3,097	217	58	38	5	3	0	2	0	0	0	21,752
和歌山県	28,941	5,217	580	145	108	66	25	7	1	2	1	0	35,093
鳥取県	2,587	510	17	11	11	2	2	1	2	0	0	0	3,143
島根県	3,753	1,014	41	15	5	0	0	0	0	0	0	0	4,828
岡山県	14,153	2,705	218	75	79	21	6	0	2	0	2	1	17,262
広島県	17,458	2,447	266	82	71	14	3	4	1	1	0	0	20,347
山口県	12,573	3,169	248	52	38	6	6	0	1	0	0	0	16,093
徳島県	32,811	3,980	550	91	51	18	15	2	3	0	1	0	37,522
香川県	14,395	1,157	49	23	20	6	5	0	0	0	0	0	15,655
愛媛県	15,910	1,704	223	60	28	16	6	4	0	1	2	0	17,954
高知県	5,069	1,174	127	62	32	7	0	1	0	0	0	0	6,472
福岡県	11,302	4,389	605	173	142	12	4	1	0	0	1	0	16,629
佐賀県	2,968	1,089	108	29	7	1	3	1	1	0	0	0	4,207
長崎県	2,946	1,104	168	64	41	15	3	1	0	0	0	0	4,342
熊本県	12,103	1,290	85	28	18	5	3	0	0	0	0	0	13,532
大分県	19,392	3,290	272	53	41	12	5	2	0	0	1	0	23,068
宮崎県	13,405	912	71	18	12	3	5	0	0	0	0	0	14,426
鹿児島県	11,646	1,706	157	63	58	22	3	2	1	0	1	0	13,659
沖縄県	10,562	1,335	80	34	33	18	6	1	1	1	0	0	12,071
合 計	764,216	111,547	11,779	3,711	2,925	883	369	135	51	23	36	8	895,683

4. 浄化槽設置基数

(3)処理方式別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの)（令和2年度末現在）

都道府県名	単独処理浄化槽					合併処理浄化槽																				合　計
						構造例示型														大臣認定型						
	分離接触ばっ気	分離ばっ気	散水ろ床	その他	小計	分離接触ばっ気	嫌気ろ床接触ばっ気	脱窒ろ床接触ばっ気	回転板接触	接触ばっ気	散水ろ床	長時間ばっ気	標準活性汚泥	接触ばっ気・ろ過	凝集分離	接触ばっ気・活性炭	凝集分離・活性炭	硝化液循環	三次処理脱窒・脱燐	計	うち窒素又は燐除去型高度処理	うち窒素及び燐除去型高度処理	うちBOD除去型高度処理	その他	小計	
北海道	11,665	2,697	61	473	14,896	2,666	19,747	262	108	1,424	12	173	2	14	2	0	1	1	2	30,570	16,384	143	578	458	55,442	70,338
青森県	49,418	6,610	0	78	56,106	749	6,387	5	1	701	0	27	0	0	0	0	0	0	0	37,385	2,654	0	0	21	45,276	101,382
岩手県	2,746	345	1	8	3,100	1,096	17,230	2	4	1,050	1	94	0	4	0	0	1	0	0	34,346	18,605	6	5	12	53,840	56,940
宮城県	14,918	1,800	16	695	17,429	3,539	11,039	6	9	513	0	53	1	19	1	6	0	1	0	38,559	14,614	300	2	595	54,341	71,770
秋田県	20,671	739	9	172	21,591	569	10,709	1	1	965	5	63	0	0	1	0	0	0	0	29,481	13,324	1	19	466	42,261	63,852
山形県	22,936	2,207	0	1,168	26,311	902	9,471	1	6	300	2	32	1	3	0	0	0	0	1	22,623	8,666	0	2	344	33,686	59,997
福島県	102,321	11,176	0	2,861	116,358	1,411	28,423	23	41	2,355	0	142	1	0	0	0	0	0	0	95,208	55,843	193	7	88	127,692	244,050
茨城県	80,021	4,659	0	0	84,680	3,358	42,766	0	69	2,411	0	280	1	0	0	0	0	0	0	113,764	62,782	2,894	54	0	162,649	247,329
栃木県	33,006	12,122	22	475	45,625	2,208	29,281	0	0	1,306	4	68	1	0	0	0	0	0	0	75,345	34,073	81	16	0	108,213	153,838
群馬県	120,671	16,283	0	162	137,116	2,080	23,160	0	4	1,658	0	98	1	0	0	0	0	0	0	112,532	69,685	2	8	0	139,533	276,649
埼玉県	75,795	6,454	67	101,690	184,006	34,250	19,454	0	0	626	0	79	5	0	0	0	3	0	0	69,646	61,770	29	983	113,352	237,415	421,421
千葉県	151,696	25,261	24	35,240	212,221	4,407	77,781	62	76	4,939	3	227	5	59	25	12	2	3	6	167,189	94,539	207	41	80	254,876	467,097
東京都	5,069	1,266	3	30	6,368	338	2,181	16	0	178	0	32	0	0	1	0	0	1	0	5,845	5,224	40	35	0	8,592	14,960
神奈川県	51,994	10,625	15	2,170	64,804	2,312	8,922	6	4	1,068	19	113	1	6	0	0	0	0	2	30,072	7,553	1,505	426	13	42,538	107,342
新潟県	97,379	5,874	39	98	103,390	636	14,064	2	2	1,595	0	102	6	0	0	29	0	0	1	40,499	16,770	14	160	765	57,701	161,091
富山県	17,681	1,790	0	1	19,472	211	3,451	0	4	632	0	33	0	0	0	0	0	0	0	8,351	3,553	0	0	0	12,682	32,154
石川県	17,505	2,958	3	84	20,550	1,233	6,795	6	2	908	1	85	2	0	0	0	0	0	2	11,592	5,718	1,568	65	2,272	22,898	43,448
福井県	10,505	2,617	6	128	13,256	226	1,967	15	1	463	1	15	0	0	0	0	0	0	0	11,835	5,456	17	1	180	14,703	27,959
山梨県	42,416	8,101	23	5,070	55,610	1,433	8,370	40	66	1,367	0	76	0	0	0	0	0	0	1	35,341	13,073	218	485	1,767	48,461	104,071
長野県	4,924	1,861	41	1,287	8,113	3,948	32,335	265	66	1,008	32	138	0	1	0	1	0	0	1	33,485	6,161	1	137	673	71,953	80,066
岐阜県	59,961	10,589	0	47	70,597	1,214	18,098	17	2	2,393	0	99	0	1	0	0	0	1	0	59,384	29,898	669	39	1	81,210	151,807
静岡県	161,970	66,405	11,617	12,691	252,683	16,016	23,631	69	101	3,675	61	655	2	2	0	0	0	1	0	147,595	22,980	6	370	2,776	194,584	447,267
愛知県	153,918	59,556	386	8,860	222,720	4,276	33,779	13	5	8,194	18	482	7	9	5	4	0	10	1	170,907	86,337	231	270	2,378	220,088	442,808
三重県	59,725	8,044	72	7,681	75,522	858	26,788	6	3	2,985	2	291	13	2	0	2	1	0	0	89,669	38,319	73	733	2,861	123,481	199,003
滋賀県	6,610	1,138	9	580	8,337	729	8,753	4	6	454	20	82	1	7	3	1	0	5	21	7,275	1,533	4	67	923	18,284	26,621
京都府	6,627	1,290	67	736	8,720	970	10,612	60	10	298	62	16	1	2	1	3	0	0	3	10,821	3,049	827	93	86	22,945	31,665
大阪府	30,192	6,900	46	1,006	38,144	808	13,369	2	0	1,240	2	81	0	0	0	0	1	5	2	28,218	13,992	102	25	3,356	47,084	85,228
兵庫県	20,103	2,466	52	537	23,158	1,292	25,719	11	86	952	28	117	0	2	1	0	1	1	16	14,666	8,240	11	1,243	946	43,838	66,996
奈良県	36,444	7,442	86	68	44,040	132	8,200	10	3	1,745	0	73	1	9	2	0	4	0	0	22,471	11,584	17	40	432	33,082	77,122
和歌山県	38,585	4,987	48	22,353	65,973	1,580	13,566	35	6	603	2	88	0	1	6	0	0	2	1	79,672	24,252	788	141	10,125	105,687	171,660
鳥取県	8,713	1,586	0	209	10,508	149	2,743	2	3	215	0	23	0	1	0	0	0	0	0	7,173	3,258	2	2	1,545	11,854	22,362
島根県	24,234	1,829	0	1	26,064	410	9,138	0	8	745	1	102	0	0	0	0	0	0	0	27,008	9,466	2,734	35	115	37,527	63,591
岡山県	40,143	2,780	20	14	42,957	1,221	37,153	3	1	1,157	2	98	0	0	0	1	0	3	4	72,162	23,594	24	1,384	0	111,805	154,762
広島県	44,995	5,006	16	1,192	51,209	2,111	27,293	29	4	1,286	1	164	0	1	0	0	2	0	1	64,780	27,040	12	2,101	4,827	100,499	151,708
山口県	28,994	7,487	18	152	36,651	1,081	20,998	1	166	310	73	101	0	1	0	0	0	0	0	46,981	18,687	15	20	42	69,754	106,405
徳島県	61,312	25,051	3	478	86,844	858	12,453	2	129	1,842	1	47	0	0	2	0	1	3	0	59,692	29,946	3	14	64	75,094	161,938
香川県	56,332	10,698	0	3	67,033	566	17,940	1	2	1,139	0	98	0	3	16	0	0	0	3	71,638	38,773	39	31	0	91,406	158,439
愛媛県	53,780	15,974	5	17	69,776	882	20,862	1	0	1,297	0	59	0	0	2	0	0	5	3	62,429	35,389	106	57	0	85,540	155,316
高知県	30,251	3,684	1	415	34,351	1,583	19,439	1	5	1,013	0	83	2	1	1	1	0	0	0	36,730	25,014	19	22	1,996	60,855	95,206
福岡県	22,632	2,636	15	2,324	27,607	3,061	50,187	2	3	3,275	10	162	1	14	0	3	3	5	23	80,802	24,551	16	2	2	137,553	165,160
佐賀県	11,221	1,659	4	86	12,970	1,240	10,473	0	4	839	0	87	0	0	0	0	0	0	0	27,178	17,441	19	286	26	39,847	52,817
長崎県	8,377	861	3	248	9,489	1,191	17,562	3	3	1,291	0	88	0	2	0	0	0	0	0	42,822	28,415	37	6	12	62,974	72,463
熊本県	34,598	4,846	0	552	39,996	1,237	27,166	177	29	851	3	101	0	0	0	0	0	0	26	58,560	38,087	27	208	1,307	89,457	129,453
大分県	35,022	8,808	3	5	43,838	1,348	19,963	73	2	1,448	12	173	1	0	0	0	0	0	0	61,178	27,362	2	72	0	84,198	128,036
宮崎県	38,135	9,864	10	1,154	49,163	607	18,537	3	7	981	0	57	1	1	0	0	1	0	0	37,681	33,162	25	4,494	20,552	78,428	127,591
鹿児島県	76,893	11,308	1	0	88,202	1,726	54,059	0	19	2,210	0	122	0	0	0	0	0	0	0	147,919	75,301	7	3	3	206,058	294,260
沖縄県	27,504	13,862	9	2,217	43,592	955	4,507	8	4	770	8	120	4	19	0	1	1	0	5	25,196	12,638	177	63	1,636	33,234	76,826
合　計	2,110,608	422,201	12,821	215,516	2,761,146	115,673	926,521	1,245	1,075	68,675	386	5,599	61	184	69	64	22	47	125	2,564,275	1,224,755	13,211	14,845	177,097	3,861,118	6,622,264

4. 浄化槽設置基数

(4)人槽区分別浄化槽全設置基数(新構造基準のもの)（令和2年度末現在）

都道府県名	5～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合 計
北海道	63,692	4,147	971	756	272	270	141	47	21	13	3	4	1	70,338
青森県	92,759	6,075	1,328	719	243	175	44	24	9	4	2	0	0	101,382
岩手県	52,155	3,028	763	509	219	152	67	32	9	2	3	1	0	56,940
宮城県	66,783	3,592	667	377	133	124	59	21	9	1	2	2	0	71,770
秋田県	58,013	3,980	796	515	203	168	97	53	18	5	3	1	0	63,852
山形県	56,469	2,612	491	213	102	62	32	12	2	1	0	1	0	59,997
福島県	227,782	12,297	1,771	1,143	488	332	146	61	15	6	5	3	1	244,050
茨城県	231,567	11,330	1,864	1,328	502	392	140	145	44	9	3	5	0	247,329
栃木県	144,793	6,237	1,408	792	263	218	60	42	14	5	0	6	0	153,838
群馬県	259,176	13,903	1,876	872	358	283	105	52	14	4	3	3	0	276,649
埼玉県	403,067	12,982	2,270	1,582	627	481	225	143	20	7	4	10	3	421,421
千葉県	432,513	26,443	3,910	2,182	926	704	209	123	44	15	12	13	3	467,097
東京都	13,392	1,163	176	123	41	38	15	7	2	1	0	2	0	14,960
神奈川県	99,401	5,722	1,068	592	265	179	60	34	14	2	1	3	1	107,342
新潟県	150,480	8,126	979	659	312	252	129	103	33	3	7	7	1	161,091
富山県	28,904	2,297	432	244	115	79	54	25	0	2	2	0	0	32,154
石川県	38,973	2,863	669	406	207	160	112	42	6	4	2	4	0	43,448
福井県	25,321	1,915	316	191	94	70	31	16	5	0	0	0	0	27,959
山梨県	94,527	6,564	1,568	768	323	232	57	22	4	2	4	0	0	104,071
長野県	74,084	3,450	1,159	560	326	241	121	77	36	3	4	5	0	80,066
岐阜県	140,886	8,089	1,279	880	276	236	93	45	16	4	2	0	1	151,807
静岡県	419,821	19,930	3,760	2,004	868	494	226	116	26	14	1	5	2	447,267
愛知県	402,880	28,353	5,718	3,348	1,063	764	374	192	66	13	12	23	2	442,808
三重県	180,529	13,009	2,515	1,553	530	386	231	130	62	21	14	18	5	199,003
滋賀県	23,516	2,073	367	290	102	124	96	44	5	1	1	2	0	26,621
京都府	29,326	1,467	384	236	84	99	46	14	5	2	1	1	0	31,665
大阪府	76,971	6,100	1,075	673	167	161	45	23	6	3	2	1	1	85,228
兵庫県	60,632	4,258	788	585	220	253	144	74	32	5	2	1	2	66,996
奈良県	69,639	5,112	994	704	333	260	55	11	7	0	2	3	2	77,122
和歌山県	157,516	9,115	3,063	1,097	410	267	105	47	24	5	7	2	2	171,660
鳥取県	20,331	1,423	336	123	55	46	26	12	5	1	2	2	0	22,362
島根県	59,121	3,280	518	359	149	93	40	28	2	1	0	0	0	63,591
岡山県	145,662	7,227	822	613	181	163	41	33	10	5	2	3	0	154,762
広島県	141,719	7,258	1,256	753	279	239	99	74	19	3	6	3	0	151,708
山口県	99,802	4,861	755	471	187	164	71	68	13	5	3	5	0	106,405
徳島県	148,713	9,723	1,643	1,133	353	250	69	40	8	3	2	1	0	161,938
香川県	148,975	7,370	975	614	232	157	68	31	9	2	3	2	1	158,439
愛媛県	145,111	7,590	1,167	882	278	161	61	43	15	3	5	0	0	155,316
高知県	87,843	5,485	918	490	205	133	74	45	7	2	1	3	0	95,206
福岡県	148,599	10,572	2,810	1,678	691	461	195	104	32	8	5	4	1	165,160
佐賀県	47,513	3,717	673	440	219	142	60	32	13	4	2	2	0	52,817
長崎県	65,150	4,862	1,036	788	276	197	85	45	20	2	1	0	1	72,463
熊本県	121,663	5,489	1,061	662	241	193	68	40	19	7	0	1	9	129,453
大分県	117,759	7,161	1,549	886	313	220	73	54	13	5	1	1	1	128,036
宮崎県	121,515	4,187	843	504	233	169	88	39	8	3	0	2	0	127,591
鹿児島県	279,530	10,534	2,018	1,144	518	334	106	62	10	2	2	0	0	294,260
沖縄県	65,857	7,903	1,524	775	269	220	153	71	20	11	4	16	3	76,826
合 計	6,140,430	344,874	64,329	38,216	14,751	10,998	4,696	2,598	791	224	143	171	43	6,622,264

4. 浄化槽設置基数

(5)処理方式別浄化槽全設置基数 （令和2年度末現在）

都道府県名	単独処理浄化槽						合併処理浄化槽						合計					
	旧構造基準		新構造基準		小計		旧構造基準		新構造基準		小計		旧構造基準		新構造基準		小計	
		%		%		%		%		%		%		%		%		%
北海道	3,441	4.6%	14,896	20.1%	18,337	24.7%	396	0.5%	55,442	74.7%	55,838	75.3%	3,837	5.2%	70,338	94.8%	74,175	100.0%
青森県	11,441	10.1%	56,106	49.6%	67,547	59.7%	269	0.2%	45,276	40.0%	45,545	40.3%	11,710	10.4%	101,382	89.6%	113,092	100.0%
岩手県	1,090	1.9%	3,100	5.3%	4,190	7.2%	407	0.7%	53,840	92.1%	54,247	92.8%	1,497	2.6%	56,940	97.4%	58,437	100.0%
宮城県	4,695	6.1%	17,429	22.7%	22,124	28.8%	249	0.3%	54,341	70.8%	54,590	71.2%	4,944	6.4%	71,770	93.6%	76,714	100.0%
秋田県	5,276	7.6%	21,591	31.1%	26,867	38.7%	370	0.5%	42,261	60.8%	42,631	61.3%	5,646	8.1%	63,852	91.9%	69,498	100.0%
山形県	7,379	10.9%	26,311	39.0%	33,690	50.0%	34	0.1%	33,686	50.0%	33,720	50.0%	7,413	11.0%	59,997	89.0%	67,410	100.0%
福島県	37,544	13.3%	116,358	41.3%	153,902	54.6%	199	0.1%	127,692	45.3%	127,891	45.4%	37,743	13.4%	244,050	86.6%	281,793	100.0%
茨城県	2,646	1.1%	84,680	33.9%	87,326	34.9%	3	0.0%	162,649	65.1%	162,652	65.1%	2,649	1.1%	247,329	98.9%	249,978	100.0%
栃木県	2,711	1.7%	45,625	29.1%	48,336	30.8%	133	0.1%	108,213	69.1%	108,346	69.2%	2,844	1.8%	153,838	98.2%	156,682	100.0%
群馬県	28,703	9.4%	137,116	44.9%	165,819	54.3%	126	0.0%	139,533	45.7%	139,659	45.7%	28,829	9.4%	276,649	90.6%	305,478	100.0%
埼玉県	47,740	10.1%	184,006	39.1%	231,746	49.2%	1,746	0.4%	237,415	50.4%	239,161	50.8%	49,486	10.5%	421,421	89.5%	470,907	100.0%
千葉県	80,200	14.6%	212,221	38.7%	292,421	53.3%	876	0.2%	254,876	46.5%	255,752	46.7%	81,076	14.8%	467,097	85.2%	548,173	100.0%
東京都	2,892	16.2%	6,368	35.6%	9,260	51.8%	26	0.1%	8,592	48.1%	8,618	48.2%	2,918	16.3%	14,960	83.7%	17,878	100.0%
神奈川県	34,302	24.2%	64,804	45.6%	99,106	69.8%	379	0.3%	42,538	30.0%	42,917	30.2%	34,681	24.4%	107,342	75.6%	142,023	100.0%
新潟県	25,098	13.5%	103,390	55.5%	128,488	69.0%	153	0.1%	57,701	31.0%	57,854	31.0%	25,251	13.6%	161,091	86.4%	186,342	100.0%
富山県	6,984	17.8%	19,472	49.7%	26,456	67.6%	24	0.1%	12,682	32.4%	12,706	32.4%	7,008	17.9%	32,154	82.1%	39,162	100.0%
石川県	8,266	16.0%	20,550	39.7%	28,816	55.6%	93	0.2%	22,898	44.2%	22,991	44.4%	8,359	16.1%	43,448	83.9%	51,807	100.0%
福井県	7,395	19.7%	13,256	35.3%	20,651	55.0%	2,192	5.8%	14,703	39.2%	16,895	45.0%	9,587	25.5%	27,959	74.5%	37,546	100.0%
山梨県	18,547	15.1%	55,610	45.2%	74,157	60.3%	443	0.4%	48,461	39.4%	48,904	39.7%	18,990	15.4%	104,071	84.6%	123,061	100.0%
長野県	4,724	5.6%	8,113	9.5%	12,837	15.1%	262	0.3%	71,953	84.6%	72,215	84.9%	4,986	5.9%	80,066	94.1%	85,052	100.0%
岐阜県	24,324	13.8%	70,597	40.0%	94,921	53.8%	214	0.1%	81,210	46.1%	81,424	46.2%	24,538	13.9%	151,807	86.1%	176,345	100.0%
静岡県	40,892	8.4%	252,683	51.7%	293,575	60.0%	742	0.2%	194,584	39.8%	195,326	40.0%	41,634	8.5%	447,267	91.5%	488,901	100.0%
愛知県	102,441	18.8%	222,720	40.8%	325,161	59.6%	734	0.1%	220,088	40.3%	220,822	40.4%	103,175	18.9%	442,808	81.1%	545,983	100.0%
三重県	24,961	11.1%	75,522	33.7%	100,483	44.8%	460	0.2%	123,481	55.0%	123,941	55.2%	25,421	11.3%	199,003	88.7%	224,424	100.0%
滋賀県	4,274	13.5%	8,337	26.4%	12,611	39.9%	698	2.2%	18,284	57.9%	18,982	60.1%	4,972	15.7%	26,621	84.3%	31,593	100.0%
京都府	3,248	9.3%	8,720	24.9%	11,968	34.2%	117	0.3%	22,945	65.5%	23,062	65.8%	3,365	9.6%	31,665	90.4%	35,030	100.0%
大阪府	30,584	26.4%	38,144	32.9%	68,728	59.2%	196	0.2%	47,084	40.6%	47,280	40.8%	30,780	26.5%	85,228	73.5%	116,008	100.0%
兵庫県	13,326	16.4%	23,158	28.5%	36,484	44.9%	963	1.2%	43,838	53.9%	44,801	55.1%	14,289	17.6%	66,996	82.4%	81,285	100.0%
奈良県	21,712	22.0%	44,040	44.5%	65,752	66.5%	40	0.0%	33,082	33.5%	33,122	33.5%	21,752	22.0%	77,122	78.0%	98,874	100.0%
和歌山県	34,887	16.9%	65,973	31.9%	100,860	48.8%	206	0.1%	105,687	51.1%	105,893	51.2%	35,093	17.0%	171,660	83.0%	206,753	100.0%
鳥取県	3,037	11.9%	10,508	41.2%	13,545	53.1%	106	0.4%	11,854	46.5%	11,960	46.9%	3,143	12.3%	22,362	87.7%	25,505	100.0%
島根県	4,826	7.1%	26,064	38.1%	30,890	45.1%	2	0.0%	37,527	54.8%	37,529	54.9%	4,828	7.1%	63,591	92.9%	68,419	100.0%
岡山県	17,081	9.9%	42,957	25.0%	60,038	34.9%	181	0.1%	111,805	65.0%	111,986	65.1%	17,262	10.0%	154,762	90.0%	172,024	100.0%
広島県	19,154	11.1%	51,209	29.8%	70,363	40.9%	1,193	0.7%	100,499	58.4%	101,692	59.1%	20,347	11.8%	151,708	88.2%	172,055	100.0%
山口県	15,863	12.9%	36,651	29.9%	52,514	42.9%	230	0.2%	69,754	56.9%	69,984	57.1%	16,093	13.1%	106,405	86.9%	122,498	100.0%
徳島県	37,444	18.8%	86,844	43.5%	124,288	62.3%	78	0.0%	75,094	37.6%	75,172	37.7%	37,522	18.8%	161,938	81.2%	199,460	100.0%
香川県	15,565	8.9%	67,033	38.5%	82,598	47.4%	90	0.1%	91,406	52.5%	91,496	52.6%	15,655	9.0%	158,439	91.0%	174,094	100.0%
愛媛県	17,783	10.3%	69,776	40.3%	87,559	50.5%	171	0.1%	85,540	49.4%	85,711	49.5%	17,954	10.4%	155,316	89.6%	173,270	100.0%
高知県	6,091	6.0%	34,351	33.8%	40,442	39.8%	381	0.4%	60,855	59.9%	61,236	60.2%	6,472	6.4%	95,206	93.6%	101,678	100.0%
福岡県	16,408	9.0%	27,607	15.2%	44,015	24.2%	221	0.1%	137,553	75.7%	137,774	75.8%	16,629	9.1%	165,160	90.9%	181,789	100.0%
佐賀県	4,191	7.3%	12,970	22.7%	17,161	30.1%	16	0.0%	39,847	69.9%	39,863	69.9%	4,207	7.4%	52,817	92.6%	57,024	100.0%
長崎県	4,247	5.5%	9,489	12.4%	13,736	17.9%	95	0.1%	62,974	82.0%	63,069	82.1%	4,342	5.7%	72,463	94.3%	76,805	100.0%
熊本県	13,461	9.4%	39,996	28.0%	53,457	37.4%	71	0.0%	89,457	62.6%	89,528	62.6%	13,532	9.5%	129,453	90.5%	142,985	100.0%
大分県	22,952	15.2%	43,838	29.0%	66,790	44.2%	116	0.1%	84,198	55.7%	84,314	55.8%	23,068	15.3%	128,036	84.7%	151,104	100.0%
宮崎県	13,858	9.8%	49,163	34.6%	63,021	44.4%	568	0.4%	78,428	55.2%	78,996	55.6%	14,426	10.2%	127,591	89.8%	142,017	100.0%
鹿児島県	13,554	4.4%	88,202	28.6%	101,756	33.0%	105	0.0%	206,058	66.9%	206,163	67.0%	13,659	4.4%	294,260	95.6%	307,919	100.0%
沖縄県	11,503	12.9%	43,592	49.0%	55,095	62.0%	568	0.6%	33,234	37.4%	33,802	38.0%	12,071	13.6%	76,826	86.4%	88,897	100.0%
合計	878,741	11.7%	2,761,146	36.7%	3,639,887	48.4%	16,942	0.2%	3,861,118	51.4%	3,878,060	51.6%	895,683	11.9%	6,622,264	88.1%	7,517,947	100.0%

(注)端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

4．浄化槽設置基数

(6)人槽区分別浄化槽全設置基数 （令和2年度末現在）

都道府県名	5～20	21～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～3,000	3,001～4,000	4,001～5,000	5,001～10,000	10,001～	合計	うち単独処理浄化槽	うち合併処理浄化槽
北海道	66,041	6,235	976	346	324	161	49	22	13	3	4	1	74,175	18,337	55,838
青森県	101,060	10,108	1,145	387	264	69	33	16	6	3	0	1	113,092	67,547	45,545
岩手県	53,063	4,208	602	253	182	77	34	10	2	5	1	0	58,437	4,190	54,247
宮城県	70,686	5,107	490	163	161	64	27	9	2	2	3	0	76,714	22,124	54,590
秋田県	62,088	6,070	692	253	206	103	56	21	5	3	1	0	69,498	26,867	42,631
山形県	62,976	3,902	287	121	73	35	12	2	1	0	1	0	67,410	33,690	33,720
福島県	262,111	17,075	1,398	562	387	158	70	16	6	6	3	1	281,793	153,902	127,891
茨城県	233,447	13,859	1,397	528	401	140	145	44	9	3	5	0	249,978	87,326	162,652
栃木県	146,304	8,753	862	329	268	93	46	16	5	0	6	0	156,682	48,336	108,346
群馬県	285,944	17,568	991	419	346	122	62	16	4	3	3	0	305,478	165,819	139,659
埼玉県	449,632	17,801	1,818	708	527	233	144	20	7	4	10	3	470,907	231,746	239,161
千葉県	498,392	42,634	3,858	1,473	1,208	330	169	56	18	12	18	5	548,173	292,421	255,752
東京都	15,778	1,820	155	52	43	17	8	2	1	0	2	0	17,878	9,260	8,618
神奈川県	129,586	10,456	1,106	434	303	75	40	14	2	2	3	2	142,023	99,106	42,917
新潟県	173,115	11,435	798	365	294	148	121	45	5	8	7	1	186,342	128,488	57,854
富山県	35,217	3,336	288	136	95	58	27	0	2	3	0	0	39,162	26,456	12,706
石川県	46,397	4,361	470	233	170	117	42	6	4	3	4	0	51,807	28,816	22,991
福井県	33,646	3,291	301	129	93	51	22	9	2	1	1	0	37,546	20,651	16,895
山梨県	110,976	10,294	986	410	284	77	24	4	2	4	0	0	123,061	74,157	48,904
長野県	77,728	5,730	691	360	262	135	85	44	6	5	6	0	85,052	12,837	72,215
岐阜県	162,868	11,557	1,061	353	322	109	49	19	4	2	0	1	176,345	94,921	81,424
静岡県	458,474	25,953	2,222	1,028	648	308	168	54	21	9	14	2	488,901	293,575	195,326
愛知県	491,338	46,925	4,624	1,301	999	444	217	74	19	12	27	3	545,983	325,161	220,822
三重県	201,648	19,217	1,866	640	475	282	158	70	27	14	20	7	224,424	100,483	123,941
滋賀県	27,386	3,367	392	141	147	101	48	5	1	1	4	0	31,593	12,611	18,982
京都府	31,991	2,454	300	97	113	48	16	6	3	1	1	0	35,030	11,968	23,062
大阪府	102,974	11,320	985	299	293	82	35	9	5	2	3	1	116,008	68,728	47,280
兵庫県	71,456	7,795	1,036	384	333	156	78	36	6	2	1	2	81,285	36,484	44,801
奈良県	87,971	9,203	921	391	298	60	14	7	2	2	3	2	98,874	65,752	33,122
和歌山県	186,457	17,395	1,677	555	375	171	72	31	6	9	3	2	206,753	100,860	105,893
鳥取県	22,918	2,269	140	66	57	28	14	6	3	2	2	0	25,505	13,545	11,960
島根県	62,874	4,812	400	164	98	40	28	2	1	0	0	0	68,419	30,890	37,529
岡山県	159,815	10,754	831	256	242	62	39	10	7	2	5	1	172,024	60,038	111,986
広島県	159,177	10,961	1,019	361	310	113	77	23	4	7	3	0	172,055	70,363	101,692
山口県	112,375	8,785	719	239	202	77	74	13	6	3	5	0	122,498	52,514	69,984
徳島県	181,524	15,346	1,683	444	301	87	55	10	6	2	2	0	199,460	124,288	75,172
香川県	163,370	9,502	663	255	177	74	36	9	2	3	2	1	174,094	82,598	91,496
愛媛県	161,021	10,461	1,105	338	189	77	49	19	3	6	2	0	173,270	87,559	85,711
高知県	92,912	7,577	617	267	165	81	45	8	2	1	3	0	101,678	40,442	61,236
福岡県	159,901	17,771	2,283	864	603	207	108	33	8	5	5	1	181,789	44,015	137,774
佐賀県	50,481	5,479	548	248	149	61	35	14	5	2	2	0	57,024	17,161	39,863
長崎県	68,096	7,002	956	340	238	100	48	21	2	1	0	1	76,805	13,736	63,069
熊本県	133,766	7,840	747	269	211	73	43	19	7	0	1	9	142,985	53,457	89,528
大分県	137,151	12,000	1,158	366	261	85	59	15	5	1	2	1	151,104	66,790	84,314
宮崎県	134,920	5,942	575	251	181	91	44	8	3	0	2	0	142,017	63,021	78,996
鹿児島県	291,176	14,258	1,301	581	392	128	65	12	3	2	1	0	307,919	101,756	206,163
沖縄県	76,419	10,762	855	303	253	171	77	21	12	5	16	3	88,897	55,095	33,802
合計	6,904,646	520,750	49,995	18,462	13,923	5,579	2,967	926	275	166	207	51	7,517,947	3,639,887	3,878,060

4. 浄化槽設置基数

(7)建築用途別浄化槽設置基数 （令和2年度末現在）

都道府県名	集会場施設関係	住宅施設関係		宿泊施設関係	医療施設関係	店舗関係	娯楽施設関係	駐車場関係	学校施設関係	事務所関係	作業場関係	その他	合 計
		大家又は設置者管理	入居者管理										
北海道	1,025	44,017	12,180	1,483	289	1,250	653	183	629	3,476	2,369	6,621	74,175
青森県	1,087	10,374	86,268	1,119	667	3,948	340	369	886	4,729	2,362	943	113,092
岩手県	707	47,176	4,321	654	185	981	194	175	467	1,507	1,580	490	58,437
宮城県	915	54,701	9,209	602	264	1,941	178	110	362	2,700	3,072	2,660	76,714
秋田県	643	41,764	10,150	549	369	1,988	233	255	348	2,827	1,434	8,938	69,498
山形県	930	50,212	6,278	585	226	2,311	172	111	336	3,271	2,220	758	67,410
福島県	2,457	248,865	23	1,623	983	7,027	596	552	1,121	8,269	5,731	4,546	281,793
茨城県	2,212	13,485	207,935	686	973	7,048	924	470	1,252	8,103	6,294	596	249,978
栃木県	933	100,051	0	382	337	2,250	188	152	406	2,073	2,577	47,333	156,682
群馬県	2,106	271,913	0	1,148	1,123	6,981	528	395	1,281	9,292	6,915	3,796	305,478
埼玉県	1,496	312,228	25,527	412	770	6,527	482	182	1,438	7,628	9,148	105,069	470,907
千葉県	1,871	120,317	23,628	692	727	3,948	1,095	178	2,096	7,119	3,723	382,779	548,173
東京都	181	10,876	3,808	471	128	696	76	58	117	810	232	425	17,878
神奈川県	336	24,464	7,571	184	154	1,145	220	74	224	2,031	2,775	102,845	142,023
新潟県	2,138	160,875	0	1,363	667	5,337	436	720	672	7,807	5,603	724	186,342
富山県	490	31,170	0	219	180	1,196	148	171	63	2,919	2,374	232	39,162
石川県	602	40,128	2,719	319	206	1,664	206	103	245	2,088	2,498	1,029	51,807
福井県	517	29,484	93	379	138	1,685	154	138	130	2,451	1,736	641	37,546
山梨県	1,278	90,186	6,118	2,438	532	4,798	435	106	694	3,187	2,781	10,508	123,061
長野県	521	43,994	28,622	1,975	177	1,365	348	132	181	1,860	1,247	4,630	85,052
岐阜県	849	5,442	143,865	643	716	7,287	821	30	557	7,596	2,959	5,580	176,345
静岡県	2,492	192,441	20,543	875	1,079	5,064	630	437	1,642	7,377	11,054	245,267	488,901
愛知県	3,570	386,529	71,483	1,147	3,138	27,077	1,176	1,293	3,111	17,970	23,767	5,722	545,983
三重県	2,676	181,235	9,521	1,521	1,351	8,307	759	386	1,164	6,943	4,916	5,645	224,424
滋賀県	256	7,766	8,390	387	115	1,064	280	58	131	1,523	1,185	10,438	31,593
京都府	223	11,898	5,080	152	61	623	142	55	89	563	821	15,323	35,030
大阪府	580	36,559	62,843	339	748	4,245	608	84	802	4,077	3,352	1,771	116,008
兵庫県	1,115	45,083	6,938	607	425	2,146	732	168	238	3,037	3,277	17,519	81,285
奈良県	779	71,539	14,710	475	526	3,668	247	86	702	2,305	1,035	2,802	98,874
和歌山県	1,490	126,378	23,337	1,134	1,173	7,136	380	314	1,064	6,213	2,310	35,824	206,753
鳥取県	247	19,725	1,147	193	169	1,087	133	47	113	1,255	985	404	25,505
島根県	747	60,544	0	336	634	1,421	169	19	514	2,352	1,261	422	68,419
岡山県	1,296	100,969	55,017	555	685	3,320	305	416	722	5,461	3,036	242	172,024
広島県	1,327	68,455	82,154	600	741	4,384	381	346	869	4,244	3,532	5,022	172,055
山口県	1,027	76,777	23,706	375	604	2,321	272	189	637	4,277	2,535	9,778	122,498
徳島県	1,046	171,292	1,290	429	1,318	10,290	252	182	1,105	4,607	3,330	4,319	199,460
香川県	1,836	158,124	0	389	780	4,347	245	269	698	4,901	2,205	300	174,094
愛媛県	1,908	145,462	9,388	324	830	3,882	282	342	1,003	5,108	2,460	2,281	173,270
高知県	827	84,391	3,020	416	465	2,768	149	151	715	3,257	1,209	4,310	101,678
福岡県	1,350	158,961	442	527	1,247	4,993	358	257	1,565	6,854	4,097	1,138	181,789
佐賀県	822	48,437	27	440	433	2,290	205	272	402	2,073	1,300	323	57,024
長崎県	443	19,103	315	336	349	1,074	168	79	405	841	378	53,314	76,805
熊本県	1,521	93,580	29,446	708	528	2,529	348	225	918	4,477	2,651	6,054	142,985
大分県	1,809	124,512	8,855	1,354	819	4,967	347	258	713	4,383	2,076	1,011	151,104
宮崎県	1,422	3,317	126,535	314	511	1,795	270	286	701	3,769	1,579	1,518	142,017
鹿児島県	2,691	282,294	283	1,011	1,276	4,987	517	564	2,132	6,583	3,530	2,051	307,919
沖縄県	830	66,959	5,752	1,499	381	4,077	226	190	832	3,051	1,804	3,296	88,897
合 計	57,624	4,494,052	1,148,537	34,369	30,197	191,235	18,008	11,637	36,492	209,244	159,315	1,127,237	7,517,947

4. 浄化槽設置基数

(8)浄化槽設置基数の推移 （全国）

		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人槽		（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）	（基）
～ 20		7,688,392	7,534,990	7,480,780	7,340,054	7,162,437	7,066,207	7,028,375	6,984,374	6,948,435	6,931,803	6,909,424	6,919,606	6,918,797	6,943,546	6,904,646
		(6,097,153)	(6,066,922)	(6,083,458)	(6,098,795)	(6,025,052)	(6,004,392)	(6,014,594)	(6,036,702)	(6,047,384)	(6,054,789)	(6,077,197)	(6,112,971)	(6,132,036)	(6,169,229)	(6,140,430)
21 ～ 100		793,545	747,142	730,606	691,535	657,270	637,111	620,588	608,635	596,578	589,028	578,321	563,268	540,266	535,163	520,750
		(524,396)	(510,199)	(506,074)	(495,735)	(480,207)	(473,461)	(465,127)	(462,011)	(455,869)	(451,366)	(448,186)	(439,747)	(422,995)	(419,899)	(409,203)
101 ～ 500		127,481	121,025	117,473	111,631	106,452	101,361	97,088	96,312	93,789	90,750	89,241	86,752	85,077	83,890	82,380
		(80,977)	(79,123)	(78,958)	(77,733)	(75,982)	(73,629)	(71,416)	(71,116)	(70,070)	(68,212)	(68,031)	(66,824)	(65,775)	(64,709)	(63,965)
小 計		8,609,418	8,403,157	8,328,859	8,143,220	7,926,159	7,804,679	7,746,051	7,689,321	7,638,802	7,611,581	7,576,986	7,569,626	7,544,140	7,562,599	7,507,776
		(6,702,526)	(6,656,244)	(6,668,490)	(6,672,263)	(6,581,241)	(6,551,482)	(6,551,137)	(6,569,829)	(6,573,323)	(6,574,367)	(6,593,414)	(6,619,542)	(6,620,806)	(6,653,837)	(6,613,598)
501 ～ 1,000		8,298	7,971	7,930	7,715	7,517	7,155	6,870	6,790	6,655	6,508	6,427	6,076	5,963	5,830	5,579
		(6,153)	(5,996)	(6,108)	(6,076)	(5,988)	(5,776)	(5,615)	(5,545)	(5,512)	(5,429)	(5,432)	(5,122)	(5,045)	(4,907)	(4,696)
1,001 ～ 2,000		4,441	4,439	4,372	4,280	4,212	4,053	3,943	3,910	3,877	3,775	3,752	3,353	3,321	3,146	2,967
		(3,458)	(3,499)	(3,499)	(3,484)	(3,465)	(3,374)	(3,313)	(3,297)	(3,312)	(3,266)	(3,287)	(2,913)	(2,903)	(2,759)	(2,598)
2,001 ～ 3,000		1,384	1,358	1,396	1,328	1,326	1,300	1,263	1,250	1,244	1,225	1,208	1,056	1,037	997	926
		(1,094)	(1,082)	(1,112)	(1,085)	(1,092)	(1,084)	(1,066)	(1,057)	(1,079)	(1,068)	(1,058)	(919)	(904)	(858)	(791)
3,001 ～ 4,000		412	417	411	401	388	375	374	372	363	356	355	312	302	289	275
		(316)	(329)	(326)	(317)	(311)	(301)	(305)	(305)	(302)	(296)	(299)	(253)	(252)	(235)	(224)
4,001 ～ 5,000		221	221	215	212	217	205	199	203	200	195	186	177	167	170	166
		(186)	(186)	(182)	(182)	(186)	(175)	(171)	(177)	(175)	(173)	(167)	(157)	(149)	(146)	(143)
5,001 ～		321	321	312	315	296	291	286	293	282	275	262	256	260	255	258
		(222)	(223)	(222)	(228)	(223)	(219)	(215)	(222)	(220)	(218)	(216)	(207)	(221)	(211)	(214)
小 計		15,077	14,727	14,636	14,251	13,956	13,379	12,935	12,818	12,621	12,334	12,190	11,230	11,050	10,687	10,171
		(11,429)	(11,315)	(11,449)	(11,372)	(11,265)	(10,929)	(10,685)	(10,603)	(10,600)	(10,450)	(10,459)	(9,571)	(9,474)	(9,116)	(8,666)
合 計		8,624,495	8,417,884	8,343,495	8,157,471	7,940,115	7,818,058	7,758,986	7,702,139	7,651,423	7,623,915	7,589,176	7,580,856	7,555,190	7,573,286	7,517,947
		(6,713,955)	(6,667,559)	(6,679,939)	(6,683,635)	(6,592,506)	(6,562,411)	(6,561,822)	(6,580,432)	(6,583,923)	(6,584,817)	(6,603,873)	(6,629,113)	(6,630,280)	(6,662,953)	(6,622,264)
内訳	単独処理	5,965,513	5,641,662	5,442,181	5,170,659	4,883,467	4,674,779	4,531,552	4,368,516	4,233,122	4,124,453	3,994,148	3,912,343	3,809,677	3,751,128	3,639,887
		(4,081,040)	(3,916,080)	(3,803,133)	(3,723,893)	(3,559,629)	(3,441,912)	(3,356,153)	(3,266,792)	(3,184,853)	(3,103,889)	(3,026,019)	(2,976,362)	(2,901,011)	(2,858,378)	(2,761,146)
	合併処理	2,658,982	2,776,222	2,901,314	2,986,812	3,056,648	3,143,279	3,227,434	3,333,623	3,418,301	3,499,462	3,595,028	3,668,513	3,745,513	3,822,158	3,878,060
		(2,632,915)	(2,751,479)	(2,876,806)	(2,959,742)	(3,032,877)	(3,120,499)	(3,205,669)	(3,313,640)	(3,399,070)	(3,480,928)	(3,577,854)	(3,652,751)	(3,729,269)	(3,804,575)	(3,861,118)

（注）下段（　）は、新構造基準適用のものを示す。

5．浄化槽廃止基数

（1）浄化槽法第11条の3により廃止が確認された基数（令和2年度）

都道府県名	浄化槽法第11条の3により廃止が確認された基数										合計
	単独処理浄化槽					合併処理浄化槽					
	集合処理施設（下水、農集排等）への接続	浄化槽への切り替え 単独～合併	家屋等の廃止	その他	小計	集合処理施設（下水、農集排等）への接続	浄化槽への切り替え 合併～合併	家屋等の廃止	その他	小計	
北海道	39	13	4	0	56	0	85	11	0	96	152
青森県	159	35	25	1	220	108	10	23	7	148	368
岩手県	38	7	16	1	62	261	11	264	3	539	601
宮城県	120	27	8	3	158	139	21	43	3	206	364
秋田県	108	8	20	0	136	163	12	21	0	196	332
山形県	487	66	64	5	622	177	5	34	1	217	839
福島県	612	284	425	50	1,371	286	51	304	52	693	2,064
茨城県	726	323	57	48	1,154	669	46	42	33	790	1,944
栃木県	556	368	27	10	961	391	40	24	3	458	1,419
群馬県	1,230	747	439	419	2,835	497	25	91	194	807	3,642
埼玉県	1,169	624	76	138	2,007	972	59	77	48	1,156	3,163
千葉県	1,045	202	88	24	1,359	931	60	81	85	1,157	2,516
東京都	68	20	37	4	129	74	0	5	5	84	213
神奈川県	475	127	128	15	745	205	39	48	5	297	1,042
新潟県	2,709	151	120	30	3,010	540	30	24	6	600	3,610
富山県	3,139	46	49	0	3,234	342	4	14	58	418	3,652
石川県	245	19	15	3	282	104	8	4	1	117	399
福井県	251	20	17	4	292	229	12	22	4	267	559
山梨県	364	22	8	57	451	99	3	8	97	207	658
長野県	108	41	18	2	169	480	45	50	14	589	758
岐阜県	636	263	183	8	1,090	269	24	36	10	339	1,429
静岡県	1,135	1,777	431	26	3,369	622	22	61	32	737	4,106
愛知県	2,325	505	241	28	3,099	2,050	52	106	8	2,216	5,315
三重県	1,129	157	81	15	1,382	1,269	33	43	15	1,360	2,742
滋賀県	233	5	21	1	260	239	3	5	1	248	508
京都府	346	6	25	0	377	398	6	28	1	433	810
大阪府	848	22	61	5	936	535	12	24	3	574	1,510
兵庫県	340	51	39	8	438	262	89	20	1	372	810
奈良県	639	39	33	0	711	244	5	26	0	275	986
和歌山県	139	187	135	3	464	287	31	54	2	374	838
鳥取県	431	55	21	2	509	240	5	4	2	251	760
島根県	256	70	128	145	599	214	26	30	28	298	897
岡山県	436	89	99	6	630	644	41	59	18	762	1,392
広島県	656	133	98	23	910	511	56	36	52	655	1,565
山口県	346	45	101	6	498	377	15	43	4	439	937
徳島県	85	144	80	1	310	75	1	32	39	147	457
香川県	281	359	33	0	673	146	27	58	0	231	904
愛媛県	218	72	59	25	374	223	40	34	73	370	744
高知県	128	32	33	5	198	65	7	19	8	99	297
福岡県	428	111	100	27	666	1,380	61	80	36	1,557	2,223
佐賀県	196	54	43	2	295	371	21	35	39	466	761
長崎県	93	97	51	0	241	379	51	57	0	487	728
熊本県	169	80	46	6	301	120	31	126	30	307	608
大分県	223	446	60	0	729	142	26	37	1	206	935
宮崎県	420	405	132	3	960	251	48	61	3	363	1,323
鹿児島県	138	850	255	0	1,243	141	37	192	0	370	1,613
沖縄県	198	14	7	0	219	165	17	20	34	236	455
合計	26,120	9,218	4,237	1,159	40,734	18,286	1,353	2,516	1,059	23,214	63,948

（注）1．本調査は、平成17年の浄化槽法の改正により規定された廃止の届出（第11条の3）に係るものである。

2．その他の具体的な内容として、破損・故障による撤去・建替、二重登録の解消、計画変更等がある。

5．浄化槽廃止基数

（2）浄化槽法第11条の3以外の事由により廃止が確認された単独処理浄化槽基数（令和2年度）

都道府県名	浄化槽法第11条の3の規定以外の事由により廃止と判断した基数 （単独処理浄化槽）																				合計
	集合処理施設（下水、農集排等）への接続					浄化槽への切り替え　単独～合併					家屋等の廃止					その他					
判断根拠	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	
北海道	9	10	0	0	19	1	0	1	0	2	4	1	0	0	5	0	0	0	0	0	26
青森県	24	0	0	0	24	0	0	0	0	0	8	0	0	0	8	9	0	0	0	9	41
岩手県	0	1	1	0	2	4	0	0	0	4	8	0	0	8	16	0	0	0	3	3	25
宮城県	2	26	9	0	37	0	0	3	0	3	2	0	9	0	11	0	0	0	0	0	51
秋田県	17	2	10	0	29	1	0	0	0	1	6	0	1	0	7	0	0	27	0	27	64
山形県	1	9	69	0	79	11	1	1	0	13	4	0	41	0	45	6	0	17	0	23	160
福島県	33	0	0	0	33	54	1	0	0	55	477	0	0	0	477	10	0	0	0	10	575
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,143	0	0	0	1,143	1,143
栃木県	13	9	0	0	22	14	0	0	0	14	1	0	0	0	1	6	0	0	0	6	43
群馬県	2	0	785	0	787	3	0	254	0	257	0	0	544	0	544	85	0	2,658	0	2,743	4,331
埼玉県	590	240	214	12	1,056	53	9	27	5	94	259	48	203	0	510	2,579	702	834	261	4,376	6,036
千葉県	16	26,993	0	0	27,009	2	0	0	0	2	23	0	0	0	23	3	0	0	0	3	27,037
東京都	2	6	1	0	9	1	0	1	0	2	14	2	8	3	27	2	0	0	0	2	40
神奈川県	3,563	9,422	0	0	12,985	7	3	0	0	10	324	67	16	9	416	22	0	0	0	22	13,433
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	54	0	78	0	132	13	0	0	0	13	0	0	3	0	3	0	0	59	0	59	207
石川県	0	0	26	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26
福井県	0	0	586	0	586	0	0	1	0	1	0	0	130	0	130	2	0	67	0	69	786
山梨県	7	0	1	0	8	9	0	0	0	9	1	0	0	0	1	53	0	2	0	55	73
長野県	16	0	7	1	24	0	0	0	0	0	1	0	4	0	5	1	0	0	0	1	30
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	3
静岡県	27	171	14	0	212	0	6	153	0	159	0	25	36	0	61	0	0	0	747	747	1,179
愛知県	81	190	14	0	285	1	0	2	0	3	58	0	18	0	76	6	0	1	0	7	371
三重県	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	3
滋賀県	3	32	13	0	48	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	51
京都府	0	4	0	0	4	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	1	0	0	0	1	10
大阪府	164	6,716	0	0	6,880	1	0	0	0	1	123	4	5	0	132	9	0	0	0	9	7,022
兵庫県	6	25	2	0	33	0	0	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	3	1	4	44
奈良県	64	8	0	0	72	29	0	0	0	29	12	0	0	0	12	573	0	0	0	573	686
和歌山県	0	0	0	0	0	5	0	0	3	8	9	0	0	0	9	381	0	0	0	381	398
鳥取県	7	3	13	4	27	2	0	0	5	7	22	4	0	16	42	43	0	0	0	43	119
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	69	0	42	0	111	97	0	2	0	99	230	0	25	0	255	75	0	0	0	75	540
広島県	34	73	0	14	121	2	0	0	0	2	67	0	0	34	101	16	0	0	1	17	241
山口県	62	94	181	0	337	115	0	4	2	121	165	0	6	3	174	141	1	1	0	143	775
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	124	0	124	0	0	97	0	97	0	0	404	0	404	0	0	0	0	0	625
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	83	0	0	83	0	0	17	0	17	2	0	138	0	140	15	0	0	0	15	255
福岡県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	249	0	0	0	249	250
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	5
熊本県	0	0	322	0	322	0	0	50	0	50	0	0	74	0	74	0	0	25	0	25	471
大分県	0	331	0	0	331	98	0	6	29	133	51	0	1	0	52	424	0	0	0	424	940
宮崎県	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
鹿児島県	93	0	0	0	93	228	0	0	0	228	78	0	0	0	78	0	0	0	0	0	399
沖縄県	612	0	0	0	612	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	612
合計	5,572	44,448	2,513	31	52,564	751	20	619	44	1,434	1,962	151	1,674	76	3,863	5,854	703	3,696	1,013	11,266	69,127

5．浄化槽廃止基数

（3）浄化槽法第11条の3以外の事由により廃止が確認された合併処理浄化槽基数（令和2年度）

都道府県名	浄化槽法第11条の3の規定以外の事由により廃止と判断した基数 （合併処理浄化槽）																				合計
	集合処理施設（下水、農集排等）への接続					浄化槽への切り替え　合併～合併					家屋等の廃止					その他					
判断根拠	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	台帳整理による	下水道等部局からの情報による	検査機関・業者からの情報による	その他	小計	
北海道	0	1	1	0	2	0	0	1	0	1	1	4	2	0	7	8	0	3	0	11	21
青森県	0	9	0	0	9	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	0	2	0	0	2	15
岩手県	3	1	0	0	4	6	0	0	0	6	26	0	0	29	55	60	0	2	67	129	194
宮城県	1	19	10	0	30	0	0	6	0	6	0	0	13	0	13	0	0	0	0	0	49
秋田県	3	2	14	0	19	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22
山形県	2	2	27	17	48	0	0	0	0	0	0	0	9	0	9	6	1	2	0	9	66
福島県	12	1	0	0	13	12	0	0	0	12	465	0	0	0	465	21	0	0	0	21	511
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	4
栃木県	24	11	0	0	35	1	0	0	0	1	19	1	0	0	20	20	1	0	0	21	77
群馬県	2	0	309	0	311	0	0	135	0	135	0	0	104	0	104	11	0	799	0	810	1,360
埼玉県	364	138	107	6	615	11	2	5	1	19	46	25	27	0	98	1,337	217	151	1,101	2,806	3,538
千葉県	11	7,369	0	0	7,380	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	7,383
東京都	0	5	0	0	5	0	0	0	0	0	8	2	1	1	12	0	0	0	2	2	19
神奈川県	127	1,078	0	0	1,205	2	1	0	0	3	76	3	1	0	80	0	0	4	0	4	1,292
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	5	0	43	0	48	0	0	2	0	2	0	0	3	0	3	0	0	25	0	25	78
石川県	0	0	5	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
福井県	1	0	286	0	287	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14	1	0	28	0	29	330
山梨県	15	0	0	0	15	3	0	1	0	4	0	0	4	1	5	22	0	0	0	22	46
長野県	26	4	9	2	41	1	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	45
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	7	57	4	0	68	0	3	30	0	33	0	3	4	1	8	0	0	0	212	212	321
愛知県	38	20	14	0	72	0	0	0	0	0	5	0	8	0	13	1,016	0	0	0	1,016	1,101
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	1	10	17	0	28	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	29
京都府	0	2	1	0	3	0	0	0	0	0	6	0	0	0	6	1	0	0	0	1	10
大阪府	3	1,110	0	0	1,113	0	0	0	0	0	3	2	3	0	8	3	0	0	1	4	1,125
兵庫県	6	15	0	0	21	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	22
奈良県	0	2	0	0	2	4	0	0	0	4	1	0	0	0	1	33	0	0	0	33	40
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	95	0	2	0	97	99
鳥取県	0	0	4	2	6	0	0	0	0	0	1	0	0	6	7	9	0	0	0	9	22
島根県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	3	0	40	0	43	14	0	3	0	17	25	0	13	0	38	59	0	1	0	60	158
広島県	9	18	0	8	35	6	0	0	0	6	13	0	0	4	17	12	0	0	0	12	70
山口県	18	41	193	0	252	11	0	0	0	11	13	0	2	0	15	33	0	0	0	33	311
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	0	17	0	17	0	0	28	0	28	0	0	88	0	88	0	0	0	0	0	133
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	40	0	0	40	0	0	1	0	1	0	0	27	0	27	3	0	0	0	3	71
福岡県	0	0	0	48	48	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	34	82
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	3
熊本県	0	0	332	0	332	0	0	11	0	11	0	0	59	0	59	0	0	8	0	8	410
大分県	0	88	5	0	93	12	0	0	0	12	9	0	4	0	13	61	0	0	0	61	179
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	30	0	0	0	30	41	0	0	0	41	48	0	0	0	48	0	0	0	0	0	119
沖縄県	478	0	0	0	478	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	0	0	11	3	14	494
合計	1,189	10,043	1,438	83	12,753	127	6	225	1	359	770	44	390	43	1,247	2,851	221	1,037	1,386	5,495	19,854

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数（令和2年度）

1)浄化槽法第5条、第12条関係

都道府県名	法第5条第2項	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
	改善勧告	助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令
	設置者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者
北海道	0	358	87	0	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森県	0	213	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	209	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	0	163	367	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	89	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	618	96	0	0	0	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	2	788	0	0	0	0	13	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0
茨城県	0	7,190	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	4,092	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	469	859	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	1,226	4	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	0	376	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	141	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	652	33	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	0	1,168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	501	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	728	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	743	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	0	175	269	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛知県	0	2,363	248	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三重県	0	611	4	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	93	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	0	1,201	1	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	695	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	649	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	62	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	158	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
島根県	0	345	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山県	0	232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島県	0	2,244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山口県	0	2,191	2,457	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	5,922	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	0	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛県	1	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	216	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	0	208	182	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	1,019	1,092	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	2,489	74	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	253	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	698	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	1,933	1,091	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	0	1,017	39	0	0	0	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	474	51	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	3	45,222	7,044	9	60	6	348	1	0	0	0	34	0	0	0	0	0
保健所設置市等計	3	10,778	2,345	0	71	0	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	6	56,000	9,389	9	131	6	497	1	0	0	0	34	0	0	0	0	0

(注)東京都は特別区を除いた件数

（保健所設置市等）

保健所設置市名	法第5条第2項 改善勧告	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
		助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令
	設置者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	1	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八戸市	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	1	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田市	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山形市	0	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島市	0	307	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	2	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	262	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	37	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	790	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
さいたま市	0	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川越市	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川口市	0	154	204	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
越谷市	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	0	127	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横浜市	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川崎市	0	246	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
相模原市	0	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横須賀市	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤沢市	0	10	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	0	232	232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山市	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金沢市	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井市	0	205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	0	413	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡市	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	752	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊橋市	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡崎市	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	0	811	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四日市市	0	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
堺市	0	282	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊中市	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
枚方市	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	0	3	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寝屋川市	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東大阪市	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	392	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
姫路市	0	88	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	0	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	70	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山市	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	0	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山市	0	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
倉敷市	0	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	0	812	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
呉市	0	187	5	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（保健所設置市等）

保健所設置市名	法第5条第2項	浄化槽法第12条第1項										浄化槽法第12条第2項					
	改善勧告	助言・指導					勧告					改善命令					使用停止命令
	設置者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	技術管理者	管理者
福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
下関市	0	770	240	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松山市	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知市	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐世保市	0	808	0	0	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本市	0	304	1,513	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分市	0	283	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎市	0	920	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	77	0	0	0	0	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	3	10,778	2,345	0	71	0	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数（令和2年度）

2)浄化槽法第7条の2、第12条の2関係

都道府県名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
北海道	356	0	0	919	0	0
青森県	10	0	0	62	0	0
岩手県	220	0	0	339	0	0
宮城県	0	0	0	79	0	0
秋田県	0	0	0	14	0	0
山形県	234	0	0	5,268	0	0
福島県	392	34	0	1,218	36	0
茨城県	0	0	0	36,944	0	0
栃木県	25	0	0	35	0	0
群馬県	574	0	0	1,241	0	0
埼玉県	2,760	0	0	3,455	426	0
千葉県	94	0	0	16,447	0	0
東京都	4	0	0	2,331	0	0
神奈川県	176	0	0	16	0	0
新潟県	132	0	0	3,401	0	0
富山県	0	0	0	1,056	0	0
石川県	6	0	0	126	0	0
福井県	3	0	0	271	0	0
山梨県	53	0	0	1,739	0	0
長野県	0	0	0	414	3	0
岐阜県	58	0	0	2,684	0	0
静岡県	15	0	0	139	0	0
愛知県	438	0	0	1,830	0	0
三重県	5	0	0	177	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0
京都府	116	0	0	5,146	0	0
大阪府	8	0	0	769	0	0
兵庫県	5	0	0	2,664	0	0
奈良県	11	0	0	826	0	0
和歌山県	1	0	0	86	0	0
鳥取県	185	0	0	5,715	0	0
島根県	12	0	0	95	0	0
岡山県	0	0	0	0	0	0
広島県	0	0	0	10,934	0	0
山口県	154	0	0	46,351	0	0
徳島県	21	0	0	80,500	0	0
香川県	0	0	0	8	0	0
愛媛県	0	0	0	716	0	0
高知県	9	0	0	2,182	0	0
福岡県	39	0	0	908	0	0
佐賀県	19	0	0	2,375	0	0
長崎県	4	0	0	225	0	0
熊本県	1	0	0	3,251	0	0
大分県	129	0	0	3,233	0	0
宮崎県	0	0	0	35,495	0	0
鹿児島県	5	0	0	517	0	0
沖縄県	3	0	0	27	0	0
小計	6,277	34	0	282,228	465	0
保健所設置市等計	1,512	0	0	61,099	0	0
合計	7,789	34	0	343,327	465	0

(注)1. 東京都は特別区を除いた件数

(保健所設置市等)

保健所設置市名	管理者					
	浄化槽法第7条の2			浄化槽法第12条の2		
	指導・助言	勧告	改善命令	指導・助言	勧告	改善命令
札幌市	0	0	0	26	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	148	0	0
青森市	0	0	0	3	0	0
八戸市	0	0	0	1	0	0
盛岡市	0	0	0	5	0	0
仙台市	8	0	0	0	0	0
秋田市	0	0	0	0	0	0
山形市	0	0	0	1,216	0	0
福島市	148	0	0	0	0	0
郡山市	259	0	0	0	0	0
いわき市	35	0	0	227	0	0
水戸市	32	0	0	537	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0	0	0
さいたま市	323	0	0	2,286	0	0
川越市	82	0	0	432	0	0
川口市	319	0	0	1,124	0	0
越谷市	0	0	0	0	0	0
千葉市	10	0	0	86	0	0
船橋市	41	0	0	65	0	0
柏市	18	0	0	75	0	0
八王子市	0	0	0	17	0	0
町田市	3	0	0	838	0	0
横浜市	0	0	0	0	0	0
川崎市	26	0	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0	0	0
横須賀市	14	0	0	1,338	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0
新潟市	25	0	0	447	0	0
富山市	0	0	0	13	0	0
金沢市	0	0	0	32	0	0
福井市	0	0	0	39	0	0
甲府市	2	0	0	1,943	0	0
長野市	0	0	0	6	0	0
岐阜市	0	0	0	991	0	0
静岡市	0	0	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	626	0	0
豊橋市	0	0	0	324	0	0
岡崎市	38	0	0	52	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	0
四日市市	27	0	0	8,173	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0
京都市	45	0	0	67	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	0
堺市	6	0	0	1,566	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	0
枚方市	1	0	0	22	0	0
八尾市	0	0	0	194	0	0
寝屋川市	0	0	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	230	0	0
姫路市	0	0	0	75	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0
明石市	0	0	0	326	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0
奈良市	1	0	0	31	0	0
和歌山市	0	0	0	1,085	0	0
鳥取市	0	0	0	1,620	0	0
松江市	0	0	0	5	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0	0	0
広島市	0	0	0	1,987	0	0
呉市	27	0	0	626	0	0
福山市	0	0	0	7,641	0	0
下関市	0	0	0	3,848	0	0
高松市	0	0	0	17,054	0	0
松山市	0	0	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	92	0	0
福岡市	0	0	0	7	0	0
久留米市	0	0	0	39	0	0
長崎市	0	0	0	98	0	0
佐世保市	3	0	0	37	0	0
熊本市	0	0	0	21	0	0
大分市	0	0	0	309	0	0
宮崎市	16	0	0	3,001	0	0
鹿児島市	0	0	0	39	0	0
那覇市	3	0	0	9	0	0
特別区	0	0	0	0	0	0
小計	1,512	0	0	61,099	0	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数 （令和2年度）

3)浄化槽法第53条又は条例関係

都道府県名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
北海道	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
青森県	0	0	0	0	0	0	21	0	0	0
岩手県	176	0	0	0	0	6	2	0	0	0
宮城県	59	197	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	93	29	0	0	0
山形県	187	0	0	0	0	0	16	0	0	0
福島県	43	12	0	12	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	316	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	72	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	8	63	0	0	0
埼玉県	7	134	0	0	0	488	11	0	0	0
千葉県	103	65	0	0	13	488	23	0	0	0
東京都	217	102	0	71	0	22	5	0	0	0
神奈川県	20	1	0	0	0	7	0	0	0	0
新潟県	56	2	0	0	0	10	65	0	0	0
富山県	0	1	0	0	0	0	10	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	23	0	0	0	5	0	0	0	0	0
山梨県	3	1	0	0	0	147	19	0	0	0
長野県	218	0	0	0	0	1,021	7	0	0	0
岐阜県	65	0	0	0	0	279	19	0	0	0
静岡県	0	74	0	6	0	369	25	0	0	0
愛知県	0	316	0	0	0	1,686	45	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	191	69	0	0	0
滋賀県	37	0	0	2	0	4	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0
大阪府	5	0	0	0	0	172	28	3	0	0
兵庫県	0	2	0	0	0	34	45	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	39	52	0	0	0
和歌山県	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	174	32	0	269	0	10	13	0	0	0
島根県	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0
岡山県	43	0	0	0	0	148	3	0	0	0
広島県	3,219	1,399	0	1,397	24	0	15	0	0	0
山口県	96	357	0	0	0	20	7	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	1	25	0	0	0
香川県	0	87	0	0	0	464	26	0	0	0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	0	0	0	0	0	4	17	0	0	0
福岡県	0	0	0	350	0	66	16	0	5	0
佐賀県	151	168	0	0	0	96	8	0	0	0
長崎県	0	1	0	0	0	416	87	0	59	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	0	0	32	7	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	4	9	0	0	0
鹿児島県	95	188	0	0	1	38	3	0	0	0
沖縄県	25	0	0	0	0	54	24	0	0	0
小計	5,072	3,455	0	2,179	45	6,437	817	3	64	0
保健所設置市等計	2,621	4,673	0	726	1,584	9,103	270	0	11	0
合計	7,693	8,128	0	2,905	1,629	15,540	1,087	3	75	0

（注）東京都は特別区を除いた件数

保健所設置市名	浄化槽法第53条又は条例関係									
	報告の徴収					立入検査				
	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関	管理者	保守点検業者	管理士	清掃業者	指定検査機関
札幌市	0	29	0	0	0	0	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0
八戸市	0	28	0	0	0	0	4	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	4	33	0	0	0	41	8	0	0	0
秋田市	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0
山形市	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0
福島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	37	79	0	0	0	5	24	0	0	0
高崎市	233	34	0	0	0	0	12	0	0	0
さいたま市	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0
川越市	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0
川口市	0	131	0	0	0	176	0	0	0	0
越谷市	0	3	0	0	0	6	1	0	0	0
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	219	57	0	24	12	1	11	0	0	0
横浜市	209	0	0	216	0	56	0	0	0	0
川崎市	156	972	0	0	0	372	4	0	0	0
相模原市	0	10	0	0	0	0	8	0	0	0
横須賀市	0	525	0	0	1,352	9	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	153	75	0	0	206	222	42	0	0	0
富山市	0	0	0	0	0	3,868	6	0	2	0
金沢市	0	396	0	12	0	0	0	0	0	0
福井市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	0	0	0	0	0	79	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	255	9	0	1	0
静岡市	59	193	0	0	0	29	10	0	0	0
浜松市	0	74	0	6	0	38	15	0	0	0
名古屋市	0	71	0	48	12	641	15	0	0	0
豊橋市	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
岡崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	0	84	2	0	0	0
大阪市	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0	0	382	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0	0	38	0	0	0	0
枚方市	3	20	0	0	0	0	0	0	0	0
八尾市	4	5	0	0	0	1	0	0	0	0
寝屋川市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0
神戸市	0	53	0	11	0	0	38	0	0	0
姫路市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	0	48	0	0	0	0	13	0	0	0
和歌山市	153	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	0	157	0	0	0	0
倉敷市	0	8	0	0	2	850	2	0	0	0
広島市	0	779	0	0	0	1,373	5	0	2	0
呉市	0	228	0	156	0	0	5	0	5	0
福山市	0	0	0	0	0	9	5	0	0	0
下関市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	936	178	0	0	0	192	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高知市	0	39	0	14	0	0	10	0	0	0
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	296	33	0	0	0	82	2	0	0	0
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0	0	73	0	0	0	0
佐世保市	0	60	0	60	0	0	2	0	0	0
熊本市	0	432	0	108	0	8	1	0	0	0
大分市	158	53	0	0	0	0	10	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0
特別区	0	0	0	71	0	0	0	0	0	0
小計	2,621	4,673	0	726	1,584	9,103	270	0	11	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(1)行政処分等の件数（令和2年度）

4) 特定既存単独処理浄化槽の措置に係る情報（浄化槽法附則第11条）

都道府県名	特定既存単独処理浄化槽の基数	管理者 浄化槽法附則第11条 指導・助言	勧告	改善命令	市町村への行政処分の移譲の有無
北海道	0	0	0	0	無
青森県	0	0	0	0	無
岩手県	0	0	0	0	無
宮城県	0	0	0	0	有
秋田県	0	0	0	0	有
山形県	0	0	0	0	有
福島県	0	0	0	0	有
茨城県	0	0	0	0	無
栃木県	0	0	0	0	有
群馬県	0	0	0	0	無
埼玉県	0	0	0	0	有
千葉県	0	0	0	0	無
東京都	0	0	0	0	無
神奈川県	0	0	0	0	無
新潟県	0	0	0	0	有
富山県	0	0	0	0	無
石川県	0	0	0	0	無
福井県	0	0	0	0	有
山梨県	0	0	0	0	有
長野県	0	0	0	0	無
岐阜県	0	0	0	0	無
静岡県	0	0	0	0	有
愛知県	0	0	0	0	無
三重県	0	0	0	0	有
滋賀県	0	0	0	0	有
京都府	0	0	0	0	無
大阪府	0	0	0	0	有
兵庫県	0	0	0	0	有
奈良県	0	0	0	0	無
和歌山県	0	0	0	0	有
鳥取県	0	0	0	0	無
島根県	0	0	0	0	無
岡山県	0	0	0	0	無
広島県	0	0	0	0	無
山口県	0	0	0	0	有
徳島県	0	0	0	0	無
香川県	0	0	0	0	有
愛媛県	0	0	0	0	有
高知県	0	0	0	0	有
福岡県	0	0	0	0	無
佐賀県	0	0	0	0	無
長崎県	0	0	0	0	無
熊本県	0	0	0	0	有
大分県	0	0	0	0	有
宮崎県	0	0	0	0	無
鹿児島県	211	211	0	0	無
沖縄県	0	0	0	0	有
小計	211	211	0	0	－
保健所設置市等計	0	0	0	0	－
合計	211	211	0	0	－

(注)1. 東京都は特別区を除いた件数

(保健所設置市等)

保健所設置市名	特定既存単独処理浄化槽の基数	管理者 浄化槽法附則第11条 指導・助言	勧告	改善命令
札幌市	0	0	0	0
函館市	0	0	0	0
小樽市	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0
青森市	0	0	0	0
八戸市	0	0	0	0
盛岡市	0	0	0	0
仙台市	0	0	0	0
秋田市	0	0	0	0
山形市	0	0	0	0
福島市	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0
いわき市	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0
前橋市	0	0	0	0
高崎市	0	0	0	0
さいたま市	0	0	0	0
川越市	0	0	0	0
川口市	0	0	0	0
越谷市	0	0	0	0
千葉市	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0
柏市	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0
町田市	0	0	0	0
横浜市	0	0	0	0
川崎市	0	0	0	0
相模原市	0	0	0	0
横須賀市	0	0	0	0
藤沢市	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0
新潟市	0	0	0	0
富山市	0	0	0	0
金沢市	0	0	0	0
福井市	0	0	0	0
甲府市	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0
静岡市	0	0	0	0
浜松市	0	0	0	0
名古屋市	0	0	0	0
豊橋市	0	0	0	0
岡崎市	0	0	0	0
豊田市	0	0	0	0
四日市市	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0
大阪市	0	0	0	0
堺市	0	0	0	0
豊中市	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0
高槻市	0	0	0	0
枚方市	0	0	0	0
八尾市	0	0	0	0
寝屋川市	0	0	0	0
東大阪市	0	0	0	0
神戸市	0	0	0	0
姫路市	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0
明石市	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0
奈良市	0	0	0	0
和歌山市	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0
松江市	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0
倉敷市	0	0	0	0
広島市	0	0	0	0
呉市	0	0	0	0
福山市	0	0	0	0
下関市	0	0	0	0
高松市	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0
高知市	0	0	0	0
北九州市	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0
久留米市	0	0	0	0
長崎市	0	0	0	0
佐世保市	0	0	0	0
熊本市	0	0	0	0
大分市	0	0	0	0
宮崎市	0	0	0	0
鹿児島市	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0
特別区	0	0	0	0
小計	0	0	0	0

6. 行政処分等の件数及び根拠

(2) 行政処分等を行った根拠　（令和2年度）

都道府県名	浄化槽法第12条第1項						浄化槽法第12条第2項						浄化槽法第53条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
北海道	454	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
青森県	213	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21
岩手県	272	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	170	1	0	0	6	7
宮城県	530	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	256	0	0	0	0	0
秋田県	106	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	95	0	26
山形県	714	168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	187	5	0	0	0	11
福島県	781	13	0	0	4	0	33	0	0	0	0	0	67	0	0	0	0	0
茨城県	7,145	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	316	0
栃木県	13	0	2	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	72	0
群馬県	4,080	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71
埼玉県	1,184	0	41	0	112	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	235	140	262
千葉県	1,133	0	53	13	44	0	0	0	0	0	0	0	132	1	24	380	25	130
東京都	375	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	138	0	0	27	252	0
神奈川県	94	0	3	0	45	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	19	7
新潟県	208	0	0	0	477	0	0	0	0	0	0	0	56	4	0	0	2	71
富山県	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	10
石川県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	1,168	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0
山梨県	339	0	112	0	51	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	4	56
長野県	724	0	3	0	2	0	0	0	0	0	0	0	154	654	0	292	64	82
岐阜県	743	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	296	0	0	42	2
静岡県	431	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	58	0	52	80	284
愛知県	397	0	2,172	0	42	0	0	0	0	0	0	0	0	85	316	1,646	0	0
三重県	580	0	4	2	31	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	201	0	56
滋賀県	86	0	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	39	3
京都府	51	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
大阪府	352	0	0	0	859	0	0	0	0	0	0	0	1	67	0	18	4	118
兵庫県	690	0	4	0	5	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	53	0	26
奈良県	649	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40	0	51
和歌山県	56	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0
鳥取県	145	0	0	0	13	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	475	23
島根県	345	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	0	0	0	0
岡山県	232	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	8	0	135	0	8
広島県	2,244	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,031	0	0	6	8	9
山口県	4,648	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	453	0	0	0	0	27
徳島県	5,922	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	1
香川県	122	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	87	423	0	42	0	25
愛媛県	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高知県	215	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	19
福岡県	155	0	0	0	235	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	350	87
佐賀県	2,111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	279	38	0	43	40	23
長崎県	2,606	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	342	0	133	1	87
熊本県	231	0	0	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	698	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	34
宮崎県	3,024	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	0	7
鹿児島県	1,056	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	99	27	0	12	185	2
沖縄県	497	3	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	78
小計	47,866	333	2,449	15	2,026	1	34	0	0	0	0	0	8,286	2,039	340	3,555	2,125	1,727
保健所設置市等計	11,027	149	234	0	1,933	0	0	0	0	0	0	0	5,115	1,905	1,207	4,338	3,282	3,141
合計	58,893	482	2,683	15	3,959	1	34	0	0	0	0	0	13,401	3,944	1,547	7,893	5,407	4,868

（保健所設置市等）

保健所設置市名	浄化槽法第12条第1項						浄化槽法第12条第2項						浄化槽法第53条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0
函館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小樽市	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0
旭川市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青森市	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
八戸市	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	4
盛岡市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙台市	44	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	10	0	8	3	31
秋田市	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
山形市	62	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
福島市	304	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
郡山市	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
いわき市	262	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宇都宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
前橋市	37	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37	5	79	24	0	0
高崎市	790	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	233	0	0	0	34	12
さいたま市	113	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
川越市	0	0	9	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	1
川口市	302	0	0	0	56	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	131	176
越谷市	0	0	0	0	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	7
千葉市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
船橋市	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
柏市	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八王子市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
町田市	0	0	1	0	126	0	0	0	0	0	0	0	186	11	0	1	126	0
横浜市	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	425	56
川崎市	89	0	157	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,128	376	0	0
相模原市	65	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	8
横須賀市	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,352	0	0	0	525	9
藤沢市	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茅ヶ崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	206	0	0	0	258	0	0	0	0	0	0	0	206	0	0	0	228	264
富山市	13	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,876	0	0
金沢市	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	408	0
福井市	205	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
甲府市	58	0	0	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	79	0	0	0	0
長野市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐阜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	246	0	9	0	10
静岡市	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	0	0	252	0	0	0	0	39
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	80	53
名古屋市	74	0	0	0	678	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	119	656
豊橋市	0	0	0	0	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
岡崎市	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豊田市	811	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
四日市市	159	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大津市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都市	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	86
大阪市	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
堺市	106	0	0	0	176	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	382

（保健所設置市等）

保健所設置市名	浄化槽法第12条第1項						浄化槽法第12条第2項						浄化槽法第53条又は条例関係					
	指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他		指定検査機関から報告された検査結果		水質汚濁防止法その他の法令による立入検査等		その他	
	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	①助言・指導	②勧告	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	③改善命令等	④使用停止命令	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査	⑤報告の徴収	⑥立入検査
豊中市	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吹田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高槻市	7	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	31
枚方市	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	0	0	0	0	0
八尾市	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	1
寝屋川市	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
東大阪市	6	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
神戸市	392	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	64	38
姫路市	86	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
尼崎市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
明石市	125	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良市	64	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48	13
和歌山市	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	153	0	0	0	0	0
鳥取市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松江市	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0
岡山市	0	0	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	157	0	0	0	0
倉敷市	210	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	850	0	0	10	2
広島市	812	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	779	298	0	0	0	1,082
呉市	178	0	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	384	0
福山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	9
下関市	1,010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高松市	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	1,114	192	0	0	0	0
松山市	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
高知市	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53	10
北九州市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡市	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	329	84
久留米市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎市	154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	47	0	22	0	4
佐世保市	871	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	2
熊本市	1,817	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	540	0	0	0	0	9
大分市	283	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	158	0	0	0	53	10
宮崎市	920	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島市	77	149	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
那覇市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
特別区	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0
小計	11,027	149	234	0	1,933	0	0	0	0	0	0	0	5,115	1,905	1,207	4,338	3,282	3,141

7．浄化槽関係業者数 （令和2年度末現在）

都道府県名	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総登録件数	内訳			浄化槽法第35条許可業者	うち廃掃法第7条に基づく許可業者	うち廃掃法第6条の2に基づく委託業者	廃掃法第7条に基づく許可業者	廃掃法第6条の2に基づく委託業者	総数	内訳				設置義務対象浄化槽基数	設置浄化槽基数	管理士登録人数
		保守点検専業	清掃業と兼業	その他の業と兼業							うち浄化槽法に基づく工事業者	うち土木工事業者	うち建築工事業者	うち管工事業者			
北海道	409	22	221	166	484	361	79	324	75	831	41	607	234	744	221	221	1,039
青森県	140	14	92	34	95	95	11	97	11	400	22	295	103	363	64	48	572
岩手県	147	3	63	81	96	79	19	94	17	541	58	396	193	434	123	123	501
宮城県	157	68	72	17	96	92	0	96	0	564	38	422	186	463	82	71	706
秋田県	111	15	73	23	88	83	4	80	4	450	33	284	117	386	152	123	312
山形県	84	1	63	20	136	104	7	106	7	543	59	367	156	461	39	39	405
福島県	216	36	48	132	89	87	17	15	0	771	77	519	206	659	155	57	818
茨城県	486	170	121	195	165	165	19	181	35	1,576	103	835	345	1,364	323	318	1,159
栃木県	266	29	72	165	87	86	6	86	16	303	76	136	66	222	137	137	755
群馬県	231	64	79	88	149	149	24	145	23	934	174	469	221	714	173	173	935
埼玉県	509	308	135	66	193	193	0	193	0	1,087	75	634	216	974	350	350	1,632
千葉県	462	69	137	256	209	208	8	215	8	1,227	130	565	242	1,055	557	546	1,516
東京都	119	7	36	76	55	50	10	48	9	306	6	159	76	288	16	16	277
神奈川県	194	46	30	118	46	46	2	51	5	575	9	359	108	553	82	82	412
新潟県	115	7	83	25	94	94	57	94	57	834	29	592	245	768	299	299	618
富山県	63	0	21	42	28	27	6	27	6	214	4	162	59	208	40	40	194
石川県	78	7	20	51	28	27	3	33	3	160	3	127	62	145	158	158	233
福井県	48	26	19	3	27	27	7	27	7	138	8	84	44	129	56	56	146
山梨県	127	0	32	95	87	85	2	88	2	448	37	303	109	398	108	5	308
長野県	286	21	58	207	128	118	13	125	15	691	32	516	268	610	273	221	749
岐阜県	158	103	46	9	72	67	14	50	11	509	56	333	144	486	172	172	977
静岡県	266	57	75	134	103	100	6	100	6	774	98	457	135	656	511	223	1,111
愛知県	321	73	88	160	92	92	22	112	22	760	48	529	288	675	652	625	1,395
三重県	268	68	86	114	112	111	2	116	2	423	46	325	127	356	546	214	991
滋賀県	55	14	30	11	31	30	6	30	6	194	2	150	94	175	153	100	215
京都府	102	9	54	39	51	47	3	47	3	444	17	333	175	383	72	22	288
大阪府	230	28	106	96	161	161	8	161	0	115	5	84	48	107	111	77	377
兵庫県	165	34	81	50	176	172	14	171	15	418	18	252	103	370	230	128	485
奈良県	143	21	31	91	45	41	18	41	18	323	29	249	113	276	73	59	234
和歌山県	263	73	60	130	96	96	17	94	14	631	65	474	287	448	213	94	609
鳥取県	51	12	15	24	32	28	7	27	7	98	6	82	48	83	46	43	143
島根県	46	6	34	6	50	50	16	50	16	450	16	334	168	400	66	59	326
岡山県	38	2	34	2	38	38	0	38	0	578	42	427	258	466	67	67	339
広島県	110	41	69	0	84	84	0	71	0	787	77	503	259	639	175	45	603
山口県	102	19	73	10	51	51	0	52	0	702	68	348	197	532	162	162	427
徳島県	139	30	58	51	98	94	12	93	5	317	50	199	107	230	162	162	602
香川県	130	37	43	50	47	47	0	47	0	549	65	303	140	441	106	104	380
愛媛県	217	59	66	92	82	76	17	80	17	439	60	270	88	371	113	113	654
高知県	123	18	75	30	117	71	3	67	4	362	36	232	108	300	93	93	287
福岡県	193	29	110	54	157	155	23	156	30	766	47	513	214	642	335	335	910
佐賀県	61	3	42	16	42	42	17	44	21	389	30	284	131	333	119	119	375
長崎県	160	0	69	91	72	72	0	72	0	716	111	506	292	542	126	109	441
熊本県	105	30	60	15	62	62	13	63	11	1,008	96	703	269	858	138	99	510
大分県	110	16	40	54	40	40	0	40	0	606	113	383	172	465	148	118	516
宮崎県	74	26	22	26	22	22	5	23	5	412	86	260	65	311	112	112	466
鹿児島県	76	9	67	0	95	95	7	97	3	1,218	241	854	401	919	188	188	801
沖縄県	137	5	55	77	136	130	22	134	24	132	18	116	46	128	300	249	255
小計	8,091	1,735	3,064	3,292	4,544	4,250	546	4,201	540	26,713	2,560	17,334	7,733	22,530	8,597	6,974	28,004
保健所設置市等計	4,444	1,374	762	2,308	950	894	9	901	19	―	―	―	―	―	1,589	1,461	14,814
合計	12,535	3,109	3,826	5,600	5,494	5,144	555	5,102	559	26,713	2,560	17,334	7,733	22,530	10,186	8,435	42,818

（注）浄化槽工事業者のうち、土木工事業者、建築工事業者、管工事業者にはそれぞれ兼業するものも含まれるため、内訳の合計とこれらの総数とは一致しない。

（保健所設置市等）

保健所設置市名	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総登録件数	内訳			浄化槽法第35条許可業者	うち廃掃法第7条に基づく許可業者	うち廃掃法第6条の2に基づく委託業者	廃掃法第7条に基づく許可業者	廃掃法第6条の2に基づく委託業者	総数	内訳				設置義務対象浄化槽基数	設置浄化槽基数	管理士登録人数
		保守点検専業	清掃業と兼業	その他の業と兼業							うち浄化槽法に基づく工事業者	うち土木工事業者	うち建築工事業者	うち管工事業者			
札幌市	29	13	16	0	23	1	0	1	0						9	9	75
函館市	25	0	8	17	8	6	0	6	0						8	8	55
小樽市	13	10	3	0	3	3	0	4	0						1	1	26
旭川市	16	2	13	1	14	0	0	1	0						14	14	46
青森市	39	3	18	18	18	18	0	18	0						45	45	157
八戸市	28	1	5	22	5	5	0	5	0						19	14	206
盛岡市	49	0	4	45	5	4	1	4	1						6	6	143
仙台市	51	33	17	1	21	18	0	20	0						25	24	140
秋田市	27	1	6	20	6	6	0	6	0						37	37	67
山形市	25	0	8	17	10	10	0	10	0						12	12	77
福島市	57	14	24	19	17	17	0	17	0						35	21	187
郡山市	83	14	12	57	17	17	0	17	0						31	31	189
いわき市	44	43	1	0	1	1	1	0	0						39	32	198
水戸市	228	125	6	97	9	9	0	9	0						23	23	675
宇都宮市	96	0	11	85	12	11	0	13	0						29	29	279
前橋市	90	26	6	58	6	6	0	6	0						20	20	328
高崎市	54	10	16	28	12	12	0	12	0						17	17	293
さいたま市	172	15	17	140	23	23	0	23	0						35	1	623
川越市	122	11	5	106	7	7	0	7	0						18	18	536
川口市	125	23	7	95	15	15	0	15	0						5	5	496
越谷市	118	11	8	99	14	14	0	14	0						13	13	455
千葉市	137	0	8	129	8	8	0	8	0						19	19	632
船橋市	154	0	4	150	4	4	0	4	0						22	22	701
柏市	119	111	8	0	9	9	0	9	0						10	10	524
八王子市	66	4	10	52	11	11	0	11	0						9	9	162
町田市	57	19	2	36	2	2	0	2	0						5	5	142
横浜市	0	0	0	0	18	18	0	18	0						24	24	0
川崎市	81	29	9	43	0	0	0	0	0						12	12	180
相模原市	54	48	6	0	6	6	0	6	0						9	3	102
横須賀市	40	7	0	33	0	0	0	0	2						7	7	62
藤沢市	28	0	1	27	1	1	0	1	0						0	0	56
茅ヶ崎市	48	48	0	0	0	0	0	0	1						4	4	129
新潟市	63	5	24	34	25	25	0	25	0						36	36	210
富山市	48	0	9	39	9	9	0	9	0						50	50	136
金沢市	33	1	1	31	1	1	0	0	0						18	18	74
福井市	4	1	2	1	3	3	3	3	3						30	30	71
甲府市	54	3	7	44	5	5	0	5	0						3	3	150
長野市	53	0	7	46	10	8	0	9	1						8	8	130
岐阜市	46	10	3	33	3	3	0	3	0						12	12	164
静岡市	48	8	16	24	16	16	0	16	0						28	28	235
浜松市	74	25	6	43	6	6	0	6	0						37	30	226
名古屋市	71	67	4	0	4	4	0	4	0						26	21	342
豊橋市	69	62	7	0	9	9	0	9	0						42	3	267
岡崎市	78	23	17	38	7	7	0	7	0						26	26	272
豊田市	106	98	8	0	8	8	0	8	0						65	65	414
四日市市	84	81	3	0	3	3	0	3	0						32	32	400
大津市	13	0	5	8	5	5	0	5	0						7	7	44
京都市	38	23	15	0	16	16	0	16	0						3	3	68
大阪市	0	0	0	0	38	28	0	28	0						0	0	0
堺市	104	8	23	73	25	25	0	25	0						8	7	181

（保健所設置市等）

保健所設置市名	保守点検業				浄化槽清掃業			浄化槽汚泥収集運搬業		浄化槽工事業					技術管理者		浄化槽管理士
	総登録件数	内訳			浄化槽法第35条許可業者	うち廃掃法第7条に基づく許可業者	うち廃掃法第6条の2に基づく委託業者	廃掃法第7条に基づく許可業者	廃掃法第6条の2に基づく委託業者	総数	内訳				設置義務対象浄化槽基数	設置浄化槽基数	管理士登録人数
		保守点検専業	清掃業と兼業	その他の業と兼業							うち浄化槽法に基づく工事業者	うち土木工事業者	うち建築工事業者	うち管工事業者			
豊中市	12	8	4	0	8	8	0	8	0						0	0	23
吹田市	20	0	10	10	19	19	0	19	0						2	2	55
高槻市	50	0	18	32	19	19	0	19	0						2	2	109
枚方市	43	35	8	0	8	8	0	8	0						7	7	96
八尾市	65	8	6	51	6	6	0	6	0						3	3	107
寝屋川市	33	8	14	11	12	12	0	12	0						0	0	68
東大阪市	55	16	16	23	18	18	0	18	0						4	2	111
神戸市	84	49	11	24	11	11	0	11	0						30	30	98
姫路市	43	0	20	23	20	20	0	20	0						14	14	134
尼崎市	14	8	6	0	6	6	0	6	0						1	1	24
明石市	22	18	4	0	5	5	0	5	0						3	3	66
西宮市	14	0	5	9	5	5	0	5	0						3	3	33
奈良市	5	0	1	4	5	5	0	5	0						17	17	6
和歌山市	91	12	12	67	23	23	0	23	0						81	81	181
鳥取市	18	14	4	0	4	4	4	4	4						9	9	70
松江市	17	6	11	0	11	11	0	11	1						5	0	57
岡山市	10	2	5	3	12	12	0	12	0						35	35	163
倉敷市	9	1	5	3	20	20	0	20	0						24	24	104
広島市	48	0	31	17	23	23	0	23	0						12	12	173
呉市	19	6	13	0	13	13	0	13	0						14	14	60
福山市	33	2	13	18	14	14	0	14	0						26	26	151
下関市	29	7	22	0	22	22	0	22	0						16	16	89
高松市	73	11	7	55	7	7	0	7	0						21	20	176
松山市	76	14	6	56	14	14	0	14	0						43	43	237
高知市	37	24	13	0	14	13	0	13	0						47	47	103
北九州市	16	4	12	0	12	12	0	12	0						6	6	40
福岡市	33	7	2	24	2	2	0	2	0						7	7	61
久留米市	27	17	10	0	10	10	0	10	0						19	18	81
長崎市	30	21	9	0	10	10	0	10	0						18	18	54
佐世保市	24	0	6	18	6	6	0	6	6						29	29	69
熊本市	36	13	9	14	9	9	0	9	0						14	14	147
大分市	51	2	15	34	15	15	0	15	0						20	20	209
宮崎市	29	25	3	1	3	3	0	5	0						36	36	116
鹿児島市	17	0	15	2	15	15	0	15	0						23	23	218
那覇市	0	0	0	0	6	6	0	6	0						5	5	0
特別区	0	0	0	0	45	45	0	45	0						0	0	0
小計	4,444	1,374	762	2,308	950	894	9	901	19	―	―	―	―	―	1,589	1,461	14,814

8. 浄化槽法第7条検査関係

(1)浄化槽法第7条検査結果 （令和2年度）

都道府県名	検査対象件数		実施数		受検率		検査結果											
							適正				おおむね適正				不適正			
							件数		比率		件数		比率		件数		比率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	1,528	1,528	1,520	1,520	99.5%	99.5%	1,062	1,062	69.9%	69.9%	247	247	16.3%	16.3%	211	211	13.9%	13.9%
青森県	1,498	1,498	1,637	1,637	100%*	100%*	954	954	58.3%	58.3%	663	663	40.5%	40.5%	20	20	1.2%	1.2%
岩手県	1,372	1,372	1,530	1,530	100%*	100%*	908	908	59.3%	59.3%	606	606	39.6%	39.6%	16	16	1.0%	1.0%
宮城県	1,561	1,561	1,561	1,561	100.0%	100.0%	1,152	1,152	73.8%	73.8%	379	379	24.3%	24.3%	30	30	1.9%	1.9%
秋田県	831	831	677	677	81.5%	81.5%	494	494	73.0%	73.0%	168	168	24.8%	24.8%	15	15	2.2%	2.2%
山形県	594	594	576	576	97.0%	97.0%	319	319	55.4%	55.4%	251	251	43.6%	43.6%	6	6	1.0%	1.0%
福島県	3,875	3,875	3,490	3,490	90.1%	90.1%	2,336	2,336	66.9%	66.9%	995	995	28.5%	28.5%	159	159	4.6%	4.6%
茨城県	4,294	4,294	3,911	3,911	91.1%	91.1%	1,947	1,947	49.8%	49.8%	1,203	1,203	30.8%	30.8%	761	761	19.5%	19.5%
栃木県	2,316	2,316	2,316	2,316	100.0%	100.0%	1,778	1,778	76.8%	76.8%	482	482	20.8%	20.8%	56	56	2.4%	2.4%
群馬県	4,551	4,551	5,069	5,069	100%*	100%*	2,827	2,827	55.8%	55.8%	1,864	1,864	36.8%	36.8%	378	378	7.5%	7.5%
埼玉県	6,219	6,219	5,756	5,756	92.6%	92.6%	2,792	2,792	48.5%	48.5%	2,852	2,852	49.5%	49.5%	112	112	1.9%	1.9%
千葉県	6,468	6,468	5,001	5,001	77.3%	77.3%	3,173	3,173	63.4%	63.4%	1,271	1,271	25.4%	25.4%	557	557	11.1%	11.1%
東京都	132	132	134	134	100%*	100%*	85	85	63.4%	63.4%	19	19	14.2%	14.2%	30	30	22.4%	22.4%
神奈川県	1,065	1,065	748	748	70.2%	70.2%	497	497	66.4%	66.4%	236	236	31.6%	31.6%	15	15	2.0%	2.0%
新潟県	1,434	1,434	1,399	1,399	97.6%	97.6%	968	968	69.2%	69.2%	379	379	27.1%	27.1%	52	52	3.7%	3.7%
富山県	205	205	205	205	100.0%	100.0%	174	174	84.9%	84.9%	26	26	12.7%	12.7%	5	5	2.4%	2.4%
石川県	440	440	440	440	100.0%	100.0%	356	356	80.9%	80.9%	16	16	3.6%	3.6%	68	68	15.5%	15.5%
福井県	283	283	283	283	100.0%	100.0%	174	174	61.5%	61.5%	88	88	31.1%	31.1%	21	21	7.4%	7.4%
山梨県	1,199	1,199	1,152	1,152	96.1%	96.1%	680	680	59.0%	59.0%	448	448	38.9%	38.9%	24	24	2.1%	2.1%
長野県	1,021	1,021	1,298	1,298	100%*	100%*	800	800	61.6%	61.6%	408	408	31.4%	31.4%	90	90	6.9%	6.9%
岐阜県	1,739	1,739	1,739	1,739	100.0%	100.0%	1,289	1,289	74.1%	74.1%	0	0	0.0%	0.0%	450	450	25.9%	25.9%
静岡県	6,973	6,973	6,620	6,620	94.9%	94.9%	5,511	5,511	83.2%	83.2%	805	805	12.2%	12.2%	304	304	4.6%	4.6%
愛知県	8,019	8,019	7,525	7,525	93.8%	93.8%	4,440	4,440	59.0%	59.0%	1,783	1,783	23.7%	23.7%	1,302	1,302	17.3%	17.3%
三重県	2,718	2,718	2,726	2,726	100%*	100%*	1,750	1,750	64.2%	64.2%	603	603	22.1%	22.1%	373	373	13.7%	13.7%
滋賀県	243	243	243	243	100.0%	100.0%	123	123	50.6%	50.6%	117	117	48.1%	48.1%	3	3	1.2%	1.2%
京都府	310	310	369	369	100%*	100%*	288	288	78.0%	78.0%	68	68	18.4%	18.4%	13	13	3.5%	3.5%
大阪府	892	892	801	801	89.8%	89.8%	499	499	62.3%	62.3%	164	164	20.5%	20.5%	138	138	17.2%	17.2%
兵庫県	581	581	588	588	100%*	100%*	297	297	50.5%	50.5%	198	198	33.7%	33.7%	93	93	15.8%	15.8%
奈良県	880	880	880	880	100.0%	100.0%	391	391	44.4%	44.4%	476	476	54.1%	54.1%	13	13	1.5%	1.5%
和歌山県	3,045	3,045	2,947	2,942	96.8%	96.6%	2,391	2,386	81.1%	81.1%	549	549	18.6%	18.7%	7	7	0.2%	0.2%
鳥取県	315	315	316	316	100%*	100%*	212	212	67.1%	67.1%	103	103	32.6%	32.6%	1	1	0.3%	0.3%
島根県	1,013	1,013	1,013	1,013	100.0%	100.0%	721	721	71.2%	71.2%	264	264	26.1%	26.1%	28	28	2.8%	2.8%
岡山県	2,517	2,516	2,517	2,516	100.0%	100.0%	1,962	1,962	77.9%	78.0%	540	540	21.5%	21.5%	15	14	0.6%	0.6%
広島県	2,698	2,698	2,690	2,690	99.7%	99.7%	1,856	1,856	69.0%	69.0%	620	620	23.0%	23.0%	214	214	8.0%	8.0%
山口県	1,436	1,436	1,280	1,280	89.1%	89.1%	885	885	69.1%	69.1%	300	300	23.4%	23.4%	95	95	7.4%	7.4%
徳島県	2,671	2,667	2,671	2,667	100.0%	100.0%	1,630	1,630	61.0%	61.1%	830	830	31.1%	31.1%	211	207	7.9%	7.8%
香川県	3,085	3,085	3,085	3,085	100.0%	100.0%	2,362	2,362	76.6%	76.6%	536	536	17.4%	17.4%	187	187	6.1%	6.1%
愛媛県	2,114	2,114	2,114	2,114	100.0%	100.0%	1,651	1,651	78.1%	78.1%	416	416	19.7%	19.7%	47	47	2.2%	2.2%
高知県	1,657	1,657	1,552	1,552	93.7%	93.7%	967	967	62.3%	62.3%	459	459	29.6%	29.6%	126	126	8.1%	8.1%
福岡県	3,623	3,623	3,613	3,613	99.7%	99.7%	2,054	2,054	56.9%	56.9%	1,284	1,284	35.5%	35.5%	275	275	7.6%	7.6%
佐賀県	1,200	1,200	1,200	1,200	100.0%	100.0%	930	930	77.5%	77.5%	235	235	19.6%	19.6%	35	35	2.9%	2.9%
長崎県	1,827	1,827	1,766	1,766	96.7%	96.7%	1,087	1,087	61.6%	61.6%	652	652	36.9%	36.9%	27	27	1.5%	1.5%
熊本県	2,265	2,265	2,477	2,477	100%*	100%*	1,854	1,854	74.8%	74.8%	613	613	24.7%	24.7%	10	10	0.4%	0.4%
大分県	2,531	2,531	2,531	2,531	100.0%	100.0%	1,815	1,815	71.7%	71.7%	334	334	13.2%	13.2%	382	382	15.1%	15.1%
宮崎県	2,288	2,288	2,241	2,241	97.9%	97.9%	1,314	1,314	58.6%	58.6%	676	676	30.2%	30.2%	251	251	11.2%	11.2%
鹿児島県	6,407	6,407	6,400	6,400	99.9%	99.9%	6,025	6,025	94.1%	94.1%	274	274	4.3%	4.3%	101	101	1.6%	1.6%
沖縄県	1,099	1,099	1,099	1,099	100.0%	100.0%	347	347	31.6%	31.6%	563	563	51.2%	51.2%	189	189	17.2%	17.2%
合計	105,032	105,027	101,706	101,696	96.8%	96.8%	68,127	68,122	67.0%	67.0%	26,063	26,063	25.6%	25.6%	7,516	7,511	7.4%	7.4%

注1）検査対象件数における全数とうち合併の差分は、住宅竣工後未入居等によるものである。

注2）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

注3）*は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

8. 浄化槽法第7条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(7条検査)(令和2年度)

	項目	件数			
		7条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※1が不可	4	4,305	0	69
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※2が不可	4	4,406	0	47
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	1	1,130	0	18
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	0	589	0	9
	・ その他	0	387	0	6
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	〔外観検査〕				
	(設置状況)				
	・ 槽の水平、浮上または沈下、破損または変形等の状況	0	12	0	2
	01. 水平の状況	0	4	0	0
	02. 浮上または沈下の状況	0	0	0	0
	03. 破損または変形の状況	0	8	0	2
	・ 漏水の状況	0	150	0	1
	04. 漏水の状況	0	147	0	1
	05. 溢流の状況	0	3	0	0
	・ 浄化槽上部の状況	1	347	0	2
	06. 上部スラブの打設の有無	1	80	0	0
	07. 嵩上げの状況	1	228	0	0
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	0	49	0	2
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	2	109	0	7
	09. 雨水の流入状況	1	64	0	2
	10. 土砂の流入状況	0	9	0	0
	11. その他の特殊な排水の流入状況	1	43	0	5
	・ 内部設備の固定状況	1	185	0	6
	12. スクリーン設備の固定状況	0	0	0	0
	13. ポンプ設備の固定状況	0	29	0	1
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	0	18	0	3
	15. ばっ気装置の固定状況	0	15	0	0
	16. 撹拌装置の固定状況	0	1	0	0
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	0	1	0	0
	18. 循環装置の固定状況	0	1	0	0
	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	0	9	0	0
	20. 膜モジュールの固定状況	0	0	0	0
	21. 消毒設備の固定状況	1	74	0	0
	22. 越流ぜきの固定状況	0	0	0	0
	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	0	14	0	1
	24. その他の内部設備の固定状況	0	26	0	1
	・ 設置に係るその他の状況	2	692	0	11
	25. 設置場所の状況	0	3	0	0
	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	1	513	0	8
	27. 送風機の設置状況	0	93	0	2
	28. 増改築等の状況	1	101	0	1
	(設備の稼働状況)				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	1	120	0	5
	29. ポンプの稼働状況	0	21	0	0
	30. 送風機の稼働状況	1	108	0	5
	31. 駆動装置の稼働状況	0	0	0	0
	・ ばっ気装置及び撹拌装置の稼働状況	0	96	0	3
	32. ばっ気装置の稼働状況	0	85	0	3
	33. 撹拌装置の稼働状況	0	21	0	1
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	0	69	0	3
	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	0	37	0	2
	35. 循環装置の稼働状況	0	50	0	2
	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	0	37	0	3
	・ 膜モジュールの稼働状況	0	0	0	0
	37. 膜モジュールの稼働状況	0	0	0	0
	・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	0	44	0	4
	38. 制御装置の稼働状況	0	14	0	4
	39. 調整装置の稼働状況	0	34	0	2
	・ 生物膜または活性汚泥の状況	0	388	0	6
	40. 生物膜の状況	0	386	0	6
	41. 活性汚泥の状況	0	5	0	0
	・ 設備の稼働に係るその他の状況	0	19	0	1
	42. その他の設備の稼働状況	0	19	0	1
	(水の流れ方の状況)				
	・ 管渠、枡及び各単位装置間の水流の状況	0	193	0	4
	43. 流入管渠(路)の水流の状況	0	72	0	3
	44. 放流管渠(路)の水流の状況	0	104	0	0
	45. 各単位装置間の水流の状況	0	33	0	1

	項　　目	件数			
		7条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	・ 越流ぜきにおける越流状況	0	9	0	0
	46. 越流ぜきにおける越流状況	0	9	0	0
	・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	0	161	0	5
	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	0	7	0	0
	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	0	1	0	0
	49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	0	43	0	0
	50. ばっ気槽の水流の状況	0	1	0	0
	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	0	39	0	0
	52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	0	58	0	5
	53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	0	0	0	0
	54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	0	22	0	0
	55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	0	51	0	0
	・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	0	43	0	2
	56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	0	12	0	0
	59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	2	0	0
	60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	3	0	1
	61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	22	0	1
	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	13	0	0
	63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロワ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	0
	65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	1
	・ 水の流れ方に係るその他の状況	0	5	0	0
	66. 汚泥の流出状況	0	5	0	0
	（使用の状況）				
	・ 特殊な排水等の流入状況	0	114	0	3
	67. 油脂類の流入状況	0	65	0	3
	68. 処理対象以外の排水の流入状況	0	62	0	1
	・ 異物の流入状況	0	16	0	1
	69. 異物の流入状況	0	16	0	1
	・ 使用に係るその他の状況	0	111	0	1
	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	0	111	0	1
	（悪臭の発生状況）				
	・ 悪臭の発生状況	0	5	0	1
	71. 悪臭の発生状況	0	1	0	1
	72. 悪臭防止措置の実施状況	0	5	0	0
	（消毒の実施状況）				
	・ 消毒の実施状況	2	3,171	0	47
	73. 消毒剤の有無	2	1,440	0	36
	74. 処理水と消毒剤の接触状況	0	1,829	0	12
	（カ、ハエ等の発生状況）				
	・ カ、ハエ等の発生状況	0	5	0	0
	75. カ、ハエ等の発生状況	0	5	0	0
	・ その他	0	9	0	0
	〔水質検査〕				
	・ 水素イオン濃度	0	14	0	1
	・ 活性汚泥沈殿率	0	0	0	0
	・ 溶存酸素量	0	90	0	4
	・ 透視度	0	1,655	0	22
	・ 塩化物イオン濃度	0	－	0	－
	・ 残留塩素濃度	2	2,013	0	30
	・ 生物化学的酸素要求量	0	1,901	0	30
	・ その他	0	219	0	0
	〔書類検査〕				
	（保守点検記録（使用開始直前の記録を含む））				
	・ 記録の有無	4	2,955	0	37
	・ 記録の内容	0	95	0	1
	・ 保守点検の回数	0	2,137	0	35
	（清掃記録）				
	・ 記録の有無	－	－	－	－
	・ 記録の内容	－	－	－	－
	・ 清掃の回数	－	－	－	－
	・ その他	－	－	－	－

※1）「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部（消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況、汚泥の流出状況）」を指す。

※2）「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」を指す。

9．浄化槽法第11条検査関係

（1）浄化槽法第11条検査結果 （令和2年度）

都道府県名	検査対象件数		実施数		受検率		検査結果											
							適正				おおむね適正				不適正			
							件数		比率		件数		比率		件数		比率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	63,028	47,795	55,734	46,205	88.4%	96.7%	40,396	33,443	72.5%	72.4%	10,785	9,730	19.4%	21.1%	4,553	3,032	8.2%	6.6%
青森県	110,936	43,391	53,304	34,763	48.0%	80.1%	41,378	25,902	77.6%	74.5%	11,645	8,680	21.8%	25.0%	281	181	0.5%	0.5%
岩手県	56,499	52,295	51,499	48,263	91.2%	92.3%	36,861	34,413	71.6%	71.3%	13,538	12,922	26.3%	26.8%	1,100	928	2.1%	1.9%
宮城県	73,142	50,667	66,521	49,963	90.9%	98.6%	54,033	39,841	81.2%	79.7%	11,323	9,267	17.0%	18.5%	1,165	855	1.8%	1.7%
秋田県	61,548	38,508	43,820	33,958	71.2%	88.2%	35,957	27,154	82.1%	80.0%	6,933	6,092	15.8%	17.9%	930	712	2.1%	2.1%
山形県	66,589	32,899	50,395	28,686	75.7%	87.2%	30,299	16,004	60.1%	55.8%	19,024	12,380	37.7%	43.2%	1,072	302	2.1%	1.1%
福島県	265,469	116,721	85,299	79,519	32.1%	68.1%	64,019	60,763	75.1%	76.4%	19,282	17,083	22.6%	21.5%	1,998	1,673	2.3%	2.1%
茨城県	236,466	151,445	103,876	85,337	43.9%	56.3%	71,582	60,754	68.9%	71.2%	25,317	20,045	24.4%	23.5%	6,977	4,538	6.7%	5.3%
栃木県	153,557	105,227	112,886	75,315	73.5%	71.6%	107,901	71,104	95.6%	94.4%	3,363	2,951	3.0%	3.9%	1,622	1,260	1.4%	1.7%
群馬県	298,879	133,060	232,846	111,407	77.9%	83.7%	93,343	48,390	40.1%	43.4%	135,419	61,353	58.2%	55.1%	4,084	1,664	1.8%	1.5%
埼玉県	457,809	226,063	93,985	78,464	20.5%	34.7%	44,471	37,357	47.3%	47.6%	48,028	40,183	51.1%	51.2%	1,486	924	1.6%	1.2%
千葉県	538,705	246,284	68,524	60,645	12.7%	24.6%	43,961	38,731	64.2%	63.9%	22,689	20,450	33.1%	33.7%	1,874	1,464	2.7%	2.4%
東京都	17,694	8,434	4,838	4,034	27.3%	47.8%	3,829	3,214	79.1%	79.7%	804	669	16.6%	16.6%	205	151	4.2%	3.7%
神奈川県	140,478	41,372	21,202	12,365	15.1%	29.9%	16,005	9,616	75.5%	77.8%	4,817	2,532	22.7%	20.5%	380	217	1.8%	1.8%
新潟県	179,192	54,308	128,152	44,304	71.5%	81.6%	113,525	38,264	88.6%	86.4%	12,703	5,410	9.9%	12.2%	1,924	630	1.5%	1.4%
富山県	39,098	12,642	14,001	9,163	35.8%	72.5%	13,036	8,519	93.1%	93.0%	926	621	6.6%	6.8%	39	23	0.3%	0.3%
石川県	51,742	22,669	23,218	14,856	44.9%	65.5%	19,662	12,510	84.7%	84.2%	2,698	1,911	11.6%	12.9%	858	435	3.7%	2.9%
福井県	37,038	16,251	19,957	11,906	53.9%	73.3%	11,957	7,233	59.9%	60.8%	6,519	4,138	32.7%	34.8%	1,481	535	7.4%	4.5%
山梨県	121,286	47,129	19,244	16,544	15.9%	35.1%	13,529	11,831	70.3%	71.5%	5,157	4,304	26.8%	26.0%	558	409	2.9%	2.5%
長野県	83,566	70,739	60,340	56,422	72.2%	79.8%	12,480	11,631	20.7%	20.6%	43,297	40,745	71.8%	72.2%	4,563	4,046	7.6%	7.2%
岐阜県	162,306	76,091	155,685	75,039	95.9%	98.6%	146,932	70,983	94.4%	94.6%	0	0	0.0%	0.0%	8,753	4,056	5.6%	5.4%
静岡県	479,064	185,489	129,005	107,972	26.9%	58.2%	92,232	77,347	71.5%	71.6%	32,493	27,402	25.2%	25.4%	4,280	3,223	3.3%	3.0%
愛知県	534,409	209,248	130,563	113,695	24.4%	54.3%	86,305	74,038	66.1%	65.1%	27,390	24,854	21.0%	21.9%	16,868	14,803	12.9%	13.0%
三重県	204,291	111,084	80,484	61,967	39.4%	55.8%	54,256	43,309	67.4%	69.9%	13,273	9,713	16.5%	15.7%	12,955	8,945	16.1%	14.4%
滋賀県	31,310	18,699	14,717	10,973	47.0%	58.7%	8,463	6,362	57.5%	58.0%	6,088	4,516	41.4%	41.2%	166	95	1.1%	0.9%
京都府	34,266	22,420	17,912	15,099	52.3%	67.3%	14,069	11,891	78.5%	78.8%	3,708	3,123	20.7%	20.7%	135	85	0.8%	0.6%
大阪府	114,720	45,992	14,048	11,152	12.2%	24.2%	10,797	8,712	76.9%	78.1%	2,639	2,034	18.8%	18.2%	612	406	4.4%	3.6%
兵庫県	80,386	43,902	52,570	36,510	65.4%	83.2%	16,406	11,962	31.2%	32.8%	21,178	16,017	40.3%	43.9%	14,986	8,531	28.5%	23.4%
奈良県	97,935	32,183	19,367	15,786	19.8%	49.1%	10,883	9,215	56.2%	58.4%	7,344	5,739	37.9%	36.4%	1,140	832	5.9%	5.3%
和歌山県	202,351	101,492	75,792	60,782	37.5%	59.9%	60,283	48,221	79.5%	79.3%	14,492	11,943	19.1%	19.6%	1,017	618	1.3%	1.0%
鳥取県	25,431	11,689	14,013	8,356	55.1%	71.5%	7,966	4,733	56.8%	56.6%	5,943	3,598	42.4%	43.1%	104	25	0.7%	0.3%
島根県	69,308	37,092	52,781	33,936	76.2%	91.5%	36,140	23,201	68.5%	68.4%	14,786	9,568	28.0%	28.2%	1,855	1,167	3.5%	3.4%
岡山県	168,291	108,268	149,450	101,045	88.8%	93.3%	104,220	69,150	69.7%	68.4%	41,872	30,910	28.0%	30.6%	3,358	985	2.2%	1.0%
広島県	166,554	96,525	118,666	76,822	71.2%	79.6%	73,078	47,907	61.6%	62.4%	34,200	22,608	28.8%	29.4%	11,388	6,307	9.6%	8.2%
山口県	109,769	63,402	61,448	40,218	56.0%	63.4%	39,446	26,165	64.2%	65.1%	17,259	11,774	28.1%	29.3%	4,743	2,279	7.7%	5.7%
徳島県	148,390	63,421	90,079	44,414	60.7%	70.0%	37,791	20,250	42.0%	45.6%	40,392	20,734	44.8%	46.7%	11,896	3,430	13.2%	7.7%
香川県	156,329	82,872	84,299	52,903	53.9%	63.8%	70,708	43,090	83.9%	81.5%	11,435	8,779	13.6%	16.6%	2,156	1,034	2.6%	2.0%
愛媛県	170,435	82,876	63,988	61,325	37.5%	74.0%	54,717	52,521	85.5%	85.6%	8,338	7,943	13.0%	13.0%	933	861	1.5%	1.4%
高知県	94,514	57,474	55,336	41,192	58.5%	71.7%	28,878	23,141	52.2%	56.2%	24,404	16,885	44.1%	41.0%	2,054	1,166	3.7%	2.8%
福岡県	176,854	132,704	127,429	108,935	72.1%	82.1%	87,773	76,492	68.9%	70.2%	37,569	30,860	29.5%	28.3%	2,087	1,583	1.6%	1.5%
佐賀県	55,207	38,041	44,656	34,687	80.9%	91.2%	34,986	27,636	78.3%	79.7%	5,624	4,187	12.6%	12.1%	4,046	2,864	9.1%	8.3%
長崎県	73,197	59,891	64,493	54,284	88.1%	90.6%	39,499	33,144	61.2%	61.1%	19,620	16,827	30.4%	31.0%	5,374	4,313	8.3%	7.9%
熊本県	137,662	86,722	91,600	67,507	66.5%	77.8%	73,490	54,697	80.2%	81.0%	15,357	11,279	16.8%	16.7%	2,753	1,531	3.0%	2.3%
大分県	148,471	81,681	66,997	60,097	45.1%	73.6%	46,205	41,540	69.0%	69.1%	13,530	12,093	20.2%	20.1%	7,262	6,464	10.8%	10.8%
宮崎県	137,977	75,593	77,865	52,551	56.4%	69.5%	43,540	30,259	55.9%	57.6%	25,432	17,128	32.7%	32.6%	8,893	5,164	11.4%	9.8%
鹿児島県	277,779	187,959	118,247	84,216	42.6%	44.8%	114,205	82,262	96.6%	97.7%	1,887	909	1.6%	1.1%	2,155	1,045	1.8%	1.2%
沖縄県	87,185	33,395	7,331	6,624	8.4%	19.8%	4,562	4,174	62.2%	63.0%	2,391	2,135	32.6%	32.2%	378	315	5.2%	4.8%
合計	7,197,112	3,664,104	3,288,462	2,340,206	45.7%	63.9%	2,266,054	1,619,076	68.9%	69.2%	852,911	615,024	25.9%	26.3%	169,497	106,106	5.2%	4.5%

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

9. 浄化槽法第11条検査関係

(2) 不適正の内容と件数(11条検査)（令和2年度）

	項　　目	件数 11条検査 5～50人槽 単独	5～50人槽 合併	51人槽以上 単独	51人槽以上 合併
不適正の主な原因	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※1が不可	29,249	33,094	843	2,035
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が高い項目※2が不可	40,919	59,869	500	1,473
	・ 外観検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	7,449	21,262	292	1,019
	・ 書類検査のチェック項目のうち重要度が低い項目が不可であって水質検査が不可	1,225	2,796	36	107
	・ その他	4,368	6,235	105	239
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	〔外観検査〕				
	（設置状況）				
	・ 槽の水平、浮上または沈下、破損または変形等の状況	1,051	371	66	75
	01. 水平の状況	13	16	2	2
	02. 浮上または沈下の状況	5	8	1	3
	03. 破損または変形の状況	1,035	348	63	71
	・ 漏水の状況	5,562	2,524	260	325
	04. 漏水の状況	5,503	2,402	255	311
	05. 溢流の状況	65	124	6	14
	・ 浄化槽上部の状況	2,008	1,400	103	416
	06. 上部スラブの打設の有無	79	51	4	3
	07. 嵩上げの状況	174	362	12	11
	08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況	1,782	1,004	89	404
	・ 雨水、土砂等の槽内への流入状況	220	226	30	35
	09. 雨水の流入状況	71	122	13	16
	10. 土砂の流入状況	69	41	3	7
	11. その他の特殊な排水の流入状況	85	82	14	14
	・ 内部設備の固定状況	5,000	6,456	240	781
	12. スクリーン設備の固定状況	2	12	0	41
	13. ポンプ設備の固定状況	54	96	13	39
	14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況	477	4,267	9	240
	15. ばっ気装置の固定状況	358	296	30	167
	16. 攪拌装置の固定状況	11	4	0	25
	17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	6	49	3	72
	18. 循環装置の固定状況	6	36	0	4
	19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	89	68	2	19
	20. 膜モジュールの固定状況	0	0	0	2
	21. 消毒設備の固定状況	2,118	802	61	52
	22. 越流ぜきの固定状況	136	117	13	25
	23. 隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	1,817	936	69	187
	24. その他の内部設備の固定状況	257	133	71	42
	・ 設置に係るその他の状況	2,519	4,151	117	188
	25. 設置場所の状況	15	10	0	7
	26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況	1,716	2,178	86	125
	27. 送風機の設置状況	771	1,596	30	52
	28. 増改築等の状況	43	495	2	4
	（設備の稼働状況）				
	・ ポンプ、送風機及び駆動装置の稼働状況	8,254	15,365	303	1,120
	29. ポンプの稼働状況	250	1,290	61	428
	30. 送風機の稼働状況	8,015	14,563	250	674
	31. 駆動装置の稼働状況	22	5	4	228
	・ ばっ気装置及び攪拌装置の稼働状況	2,641	5,726	132	346
	32. ばっ気装置の稼働状況	2,626	5,610	131	269
	33. 攪拌装置の稼働状況	17	174	2	95
	・ 汚泥返送装置、汚泥移送装置及び循環装置の稼働状況	779	4,023	34	285
	34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況	121	2,304	20	230
	35. 循環装置の稼働状況	22	2,174	0	49
	36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	721	2,767	25	119
	・ 膜モジュールの稼働状況	0	15	0	8
	37. 膜モジュールの稼働状況	0	15	0	8
	・ 制御装置及び調整装置の稼働状況	28	2,045	3	263
	38. 制御装置の稼働状況	24	1,322	2	178
	39. 調整装置の稼働状況	4	1,092	1	122
	・ 生物膜または活性汚泥の状況	1,698	5,151	95	256
	40. 生物膜の状況	1,367	5,142	53	234
	41. 活性汚泥の状況	332	16	42	22
	・ 設備の稼働に係るその他の状況	594	1,866	43	289
	42. その他の設備の稼働状況	594	1,866	43	289
	（水の流れ方の状況）				
	・ 管渠、枡及び各単位装置間の水流の状況	3,092	2,231	179	282
	43. 流入管渠(路)の水流の状況	470	534	62	90
	44. 放流管渠(路)の水流の状況	1,608	840	59	47
	45. 各単位装置間の水流の状況	1,273	1,111	80	167

	項　　目	件数			
		11条検査			
		5～50人槽		51人槽以上	
		単独	合併	単独	合併
問題のあった検査項目〈複数回答可〉	・ 越流ぜきにおける越流状況	760	447	46	82
	46. 越流ぜきにおける越流状況	760	447	46	82
	・ 各単位装置内の水位及び水流の状況	4,422	7,224	298	619
	47. 原水ポンプ槽及び放流ポンプ槽の水位の状況	65	355	19	89
	48. 流量調整槽の水位及び水流の状況	1	26	0	78
	49. 嫌気ろ床槽の水位の状況	7	1,657	0	46
	50. ばっ気槽の水流の状況	692	108	82	33
	51. 接触ばっ気槽の水位及び水流の状況	1,926	1,928	59	196
	52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況	3	3,271	0	89
	53. 平面酸化床及び散水ろ床の水流の状況	368	1	76	0
	54. 沈殿槽及び処理水槽の水位及び水流の状況	1,290	920	61	118
	55. その他の単位装置の水位及び水流の状況	1,283	1,167	84	175
	・ 汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	2,401	2,669	65	110
	56. 原水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	7
	57. 流量調整槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	7	0	5
	58. 腐敗室、沈殿分離槽及び嫌気床槽の汚泥の堆積状況または成状況	719	1,398	5	31
	59. ばっ気槽及び接触ばっ気槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	223	150	5	3
	60. 生物ろ過槽及び担体流動槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	20	187	0	2
	61. 沈殿槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	1,128	824	25	34
	62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	699	461	35	19
	63. 消泡ポンプ槽及び水中ブロワ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	0	0	0	1
	64. 放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	4	21	2	11
	65. 汚泥処理設備の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況	56	63	1	10
	・ 水の流れ方に係るその他の状況	696	234	20	22
	66. 汚泥の流出状況	696	234	20	22
	（使用の状況）				
	・ 特殊な排水等の流入状況	190	1,248	12	66
	67. 油脂類の流入状況	4	644	0	61
	68. 処理対象以外の排水の流入状況	187	729	12	14
	・ 異物の流入状況	45	221	0	14
	69. 異物の流入状況	45	221	0	14
	・ 使用に係るその他の状況	506	1,886	13	42
	70. 流入汚水量、洗浄用水等の使用の状況	506	1,886	13	42
	（悪臭の発生状況）				
	・ 悪臭の発生状況	74	173	6	14
	71. 悪臭の発生状況	49	152	3	8
	72. 悪臭防止措置の実施状況	29	30	3	7
	（消毒の実施状況）				
	・ 消毒の実施状況	16,091	17,843	274	605
	73. 消毒剤の有無	14,030	15,503	208	495
	74. 処理水と消毒剤の接触状況	2,943	3,892	79	133
	（カ、ハエ等の発生状況）				
	・ カ、ハエ等の発生状況	14	56	0	5
	75. カ、ハエ等の発生状況	14	56	0	5
	・ その他	67	12	1	0
	〔水質検査〕				
	・ 水素イオン濃度	560	362	23	29
	・ 活性汚泥沈殿率	－	－	－	－
	・ 溶存酸素量	4,940	7,096	149	287
	・ 透視度	3,473	16,958	89	546
	・ 塩化物イオン濃度	－	－	－	－
	・ 残留塩素濃度	13,408	13,530	265	463
	・ 生物化学的酸素要求量	9,778	27,586	257	711
	・ その他	239	473	0	4
	〔書類検査〕				
	（保守点検記録（使用開始直前の記録を含む））				
	・ 記録の有無	16,881	11,459	124	225
	・ 記録の内容	1,273	923	8	15
	・ 保守点検の回数	11,189	7,192	103	242
	（清掃記録）				
	・ 記録の有無	11,802	20,201	160	559
	・ 記録の内容	799	763	9	14
	・ 清掃の回数	25,235	45,604	384	984
	・ その他	157	129	7	1

※1） 「設置状況」、「消毒の実施状況」、「水の流れ方の状況の一部（消毒槽・放水ポンプ槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況、汚泥の流出状況）」を指す。

※2） 「保守点検の記録の有無」、「保守点検の回数」、「清掃の記録の有無」、「清掃の回数」を指す。

10. 浄化槽法第7条及び第11条検査におけるBOD検査結果　（令和2年度）

(1)浄化槽法第7条検査におけるBOD検査結果

①処理性能がBOD20mg/L以下のもの（第7条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	5,239	30,048	35,287	35.2%
5＜x≦10	3,094	21,476	24,570	24.5%
10＜x≦15	1,289	10,920	12,209	12.2%
15＜x≦20	756	7,981	8,737	8.7%
20＜x≦30	675	7,246	7,921	7.9%
30＜x≦40	253	3,526	3,779	3.8%
40＜x≦50	158	2,179	2,337	2.3%
50＜x≦60	85	1,267	1,352	1.3%
60＜x≦90	128	1,942	2,070	2.1%
90＜x≦120	61	958	1,019	1.0%
120＜x≦160	23	454	477	0.5%
160＜x	23	486	509	0.5%
合計	11,784	88,483	100,267	100.0%
平均値	10.7	15.5	14.9	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	77	480	557	42.4%
5＜x≦10	18	244	262	19.9%
10＜x≦15	6	118	124	9.4%
15＜x≦20	14	133	147	11.2%
20＜x≦30	0	84	84	6.4%
30＜x≦40	1	37	38	2.9%
40＜x≦50	2	28	30	2.3%
50＜x≦60	0	13	13	1.0%
60＜x≦90	0	23	23	1.8%
90＜x≦120	0	16	16	1.2%
120＜x≦160	1	8	9	0.7%
160＜x	1	10	11	0.8%
合計	120	1,194	1,314	100.0%
平均値	8.9	15.3	14.8	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

(2)浄化槽法第11条検査におけるBOD検査結果

①処理性能がBOD20mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	105,297	590,799	696,096	37.1%
5＜x≦10	51,458	438,201	489,659	26.1%
10＜x≦15	17,495	223,373	240,868	12.8%
15＜x≦20	9,438	138,380	147,818	7.9%
20＜x≦30	9,150	138,179	147,329	7.9%
30＜x≦40	2,864	61,047	63,911	3.4%
40＜x≦50	1,336	32,200	33,536	1.8%
50＜x≦60	668	17,367	18,035	1.0%
60＜x≦90	843	21,828	22,671	1.2%
90＜x≦120	319	8,120	8,439	0.4%
120＜x≦160	148	3,725	3,873	0.2%
160＜x	197	3,663	3,860	0.2%
合計	199,213	1,676,882	1,876,095	100.0%
平均値	8.1	12.9	12.4	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	3,023	21,333	24,356	52.1%
5＜x≦10	961	8,852	9,813	21.0%
10＜x≦15	354	3,978	4,332	9.3%
15＜x≦20	209	2,548	2,757	5.9%
20＜x≦30	171	2,330	2,501	5.3%
30＜x≦40	56	1,048	1,104	2.4%
40＜x≦50	26	599	625	1.3%
50＜x≦60	16	319	335	0.7%
60＜x≦90	20	445	465	1.0%
90＜x≦120	16	199	215	0.5%
120＜x≦160	4	108	112	0.2%
160＜x	4	155	159	0.3%
合計	4,860	41,914	46,774	100.0%
平均値	7.3	10.7	10.3	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

②処理性能がBOD30mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	0	268	268	50.2%
5＜x≦10	0	176	176	33.0%
10＜x≦15	0	41	41	7.7%
15＜x≦20	0	16	16	3.0%
20＜x≦30	0	17	17	3.2%
30＜x≦40	0	4	4	0.7%
40＜x≦50	0	5	5	0.9%
50＜x≦60	0	2	2	0.4%
60＜x≦90	0	5	5	0.9%
90＜x≦120	0	0	0	0.0%
120＜x≦160	0	0	0	0.0%
160＜x	0	0	0	0.0%
合計	0	534	534	100.0%
平均値	－	7.6	7.6	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	354	3,277	3,631	52.5%
5＜x≦10	111	1,368	1,479	21.4%
10＜x≦15	43	605	648	9.4%
15＜x≦20	15	362	377	5.5%
20＜x≦30	9	366	375	5.4%
30＜x≦40	5	155	160	2.3%
40＜x≦50	3	96	99	1.4%
50＜x≦60	0	38	38	0.5%
60＜x≦90	1	54	55	0.8%
90＜x≦120	2	19	21	0.3%
120＜x≦160	0	15	15	0.2%
160＜x	1	11	12	0.2%
合計	544	6,366	6,910	100.0%
平均値	6.4	9.9	9.7	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

③処理性能がBOD60mg/L以下のもの（第11条検査）

ア. 5～50人槽

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	0	116	116	36.7%
5＜x≦10	0	76	76	24.1%
10＜x≦15	0	41	41	13.0%
15＜x≦20	0	35	35	11.1%
20＜x≦30	0	22	22	7.0%
30＜x≦40	0	12	12	3.8%
40＜x≦50	0	4	4	1.3%
50＜x≦60	0	2	2	0.6%
60＜x≦90	0	5	5	1.6%
90＜x≦120	0	1	1	0.3%
120＜x≦160	0	2	2	0.6%
160＜x	0	0	0	0.0%
合計	0	316	316	100.0%
平均値	－	12.7	12.7	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

イ. 51人槽以上

BODの範囲 (mg/L)	検査方法		合計	割合
	ATU添加有り	ATU添加無し		
x≦5	1,012	5,311	6,323	47.2%
5＜x≦10	342	2,424	2,766	20.7%
10＜x≦15	130	1,215	1,345	10.0%
15＜x≦20	83	756	839	6.3%
20＜x≦30	70	869	939	7.0%
30＜x≦40	33	410	443	3.3%
40＜x≦50	19	253	272	2.0%
50＜x≦60	4	109	113	0.8%
60＜x≦90	4	187	191	1.4%
90＜x≦120	1	78	79	0.6%
120＜x≦160	3	45	48	0.4%
160＜x	1	32	33	0.2%
合計	1,702	11,689	13,391	100.0%
平均値	7.7	12.6	12.0	

（注）端数処理の関係上、合計が合わない場合がある。

11.指定検査機関関係

（1）指定検査機関の検査体制（令和3年4月現在）

都道府県名	指定検査機関名	検査員数	うち環境衛生指導員	うち旧廃掃法講習会修了者	検査補助員等数
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	48	0	0	1
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター	22	0	0	0
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	23	0	2	0
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会浄化槽法定検査センター	40	0	0	0
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	27	0	0	0
山形県	公益社団法人山形県水質保全協会	14	0	0	0
	一般財団法人山形県理化学分析センター	9	0	0	0
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	29	0	0	0
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	37	0	3	6
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	3	0	0	680
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	41	0	4	0
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	55	0	0	0
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	39	0	0	1
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	23	0	0	2
	一般財団法人千葉県環境財団	15	0	0	0
東京都	公益財団法人東京都環境公社	4	0	0	1
神奈川県	一般財団法人日本環境衛生センター	4	0	0	1
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会	6	0	0	0
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会	4	0	1	0
	一般社団法人神奈川県保健協会	5	0	0	0
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	8	0	0	2
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	22	0	0	0
	一般財団法人新潟県環境分析センター	22	0	0	2
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	15	0	0	0
	一般財団法人上越環境科学センター	12	0	0	0
	一般社団法人県央研究所	4	0	0	1
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	9	0	0	0
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	9	0	0	0
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	13	0	4	0
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	10	0	0	0
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	30	0	0	0
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	56	0	0	0
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	67	0	1	0
愛知県	一般社団法人愛知県薬剤師会	23	0	0	0
	一般社団法人愛知県浄化槽協会	44	0	0	0
	一般財団法人中部微生物研究所	20	0	0	0
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	35	0	0	0
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	8	0	3	0
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	14	5	1	2
	一般社団法人京都微生物研究所	8	0	0	2
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	8	0	1	0
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	23	0	2	0
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会	12	0	0	0
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター	35	0	0	0
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	18	0	0	8
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター	26	0	0	0
岡山県	一般社団法人岡山環境検査センター	12	0	0	0
	公益社団法人倉敷環境検査センター	7	0	0	1
	公益財団法人岡山県健康づくり財団	17	0	0	2
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター	22	0	0	0
	公益社団法人広島県浄化槽協会	18	0	0	213
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	22	0	1	0
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	36	0	0	0
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	26	0	0	8
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	29	0	0	0
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	27	0	0	1
福岡県	一般財団法人福岡県浄化槽協会	18	0	0	851
	公益財団法人北九州市環境整備協会	7	0	0	0
	一般財団法人有明環境整備公社	2	0	0	1
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	19	0	1	0
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	27	0	0	2
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	30	0	0	0
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	38	0	0	0
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	26	0	1	1
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	48	0	0	6
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会	5	0	0	0
合計	66法人	1,435	5	25	1,795

11. 指定検査機関関係

(2)水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況 （令和3年4月現在）

ア 7条検査

（単位:検査料金体系数）

人槽区分	料金区分	0～10,000	10,001～15,000	15,001～20,000	20,001～25,000	25,001～30,000	30,001～35,000	35,001～40,000	40,001～	平均（円）
単独処理浄化槽	5 ～ 10	31	15	0	0	0	0	0	0	9,530
	11 ～ 20	23	22	1	0	0	0	0	0	10,112
	21 ～ 50	12	27	7	0	0	0	0	0	12,180
	51 ～ 100	8	26	7	3	0	0	0	0	13,664
	101 ～ 200	4	12	22	6	0	0	0	0	16,179
	201 ～ 300	4	12	17	10	0	1	0	0	17,096
	301 ～ 400	4	9	13	14	3	1	0	0	19,051
	401 ～ 500	4	9	13	14	3	1	0	0	19,051
	501 ～ 1,000	4	0	10	9	13	3	3	0	23,557
	1,001 ～ 2,000	4	0	8	10	12	5	3	0	24,297
	2,001 ～ 3,000	4	0	6	11	10	6	5	0	25,221
	3,001 ～ 4,000	4	0	6	10	11	6	5	0	25,411
	4,001 ～ 5,000	4	0	6	10	11	6	5	0	25,483
	5,001 ～ 10,000	4	0	6	9	11	7	5	0	25,662
	10,001 ～	4	0	6	9	11	7	5	0	25,709
合併処理浄化槽	5 ～ 10	37	22	0	0	0	0	0	0	10,053
	11 ～ 20	25	33	1	0	0	0	0	0	10,899
	21 ～ 50	11	34	14	0	0	0	0	0	13,123
	51 ～ 100	8	30	13	8	0	0	0	0	15,037
	101 ～ 200	3	13	29	11	2	0	0	0	17,697
	201 ～ 300	3	12	26	15	2	1	0	0	18,334
	301 ～ 400	3	9	18	19	7	1	1	0	20,676
	401 ～ 500	3	9	19	19	7	1	1	0	20,665
	501 ～ 1,000	3	0	12	15	16	9	3	1	25,354
	1,001 ～ 2,000	3	0	10	10	21	9	4	1	26,258
	2,001 ～ 3,000	3	0	7	12	19	10	6	1	26,945
	3,001 ～ 4,000	3	0	7	12	18	11	6	1	27,117
	4,001 ～ 5,000	3	0	7	12	19	11	6	1	27,149
	5,001 ～ 10,000	3	0	7	12	17	11	7	1	27,453
	10,001 ～	3	0	7	12	18	11	7	1	27,513

（注）1. 大阪府は、人槽区分が他都道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。

2. 複数の指定検査機関がある都道府県の場合、その都道府県の検査料金体系数は料金体系のパターン数とした。（例：検査料金体系が同一である場合は1、全て異なる場合は指定機関の数と同一。）

3. 人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

11. 指定検査機関関係

(2)水質検査に関する検査料金の人槽区分別分布状況 （令和3年4月現在）

イ 11条検査

（単位:検査料金体系数）

人槽区分	料金区分	0～10,000	10,001～15,000	15,001～20,000	20,001～25,000	25,001～30,000	30,001～35,000	35,001～40,000	40,001～	平均（円）
単独処理浄化槽	5 ～ 10	60	0	0	0	0	0	0	0	4,985
	11 ～ 20	59	0	0	0	0	0	0	0	5,861
	21 ～ 50	58	1	0	0	0	0	0	0	7,941
	51 ～ 100	39	20	0	0	0	0	0	0	9,434
	101 ～ 200	14	38	6	0	0	0	0	0	12,079
	201 ～ 300	13	37	8	1	0	0	0	0	12,662
	301 ～ 400	7	26	17	7	1	0	0	0	15,058
	401 ～ 500	7	27	17	7	1	0	0	0	15,040
	501 ～ 1,000	6	8	23	10	7	2	1	1	19,318
	1,001 ～ 2,000	6	6	19	13	9	2	1	1	20,190
	2,001 ～ 3,000	6	5	17	14	10	3	1	1	20,808
	3,001 ～ 4,000	6	5	15	15	10	3	1	1	20,983
	4,001 ～ 5,000	6	5	16	15	10	3	1	1	21,018
	5,001 ～ 10,000	6	5	14	13	12	3	1	1	21,299
	10,001 ～	6	5	14	14	12	3	1	1	21,365
合併処理浄化槽	5 ～ 10	60	0	0	0	0	0	0	0	5,194
	11 ～ 20	58	1	0	0	0	0	0	0	6,251
	21 ～ 50	53	6	0	0	0	0	0	0	8,452
	51 ～ 100	35	23	1	0	0	0	0	0	10,191
	101 ～ 200	11	31	16	0	0	0	0	0	12,933
	201 ～ 300	10	30	18	0	1	0	0	0	13,586
	301 ～ 400	5	21	20	10	2	0	0	0	16,041
	401 ～ 500	5	21	21	10	2	0	0	0	16,040
	501 ～ 1,000	4	6	24	10	11	2	1	1	20,447
	1,001 ～ 2,000	4	5	18	12	15	2	1	1	21,342
	2,001 ～ 3,000	4	4	15	14	16	3	1	1	21,949
	3,001 ～ 4,000	4	4	15	12	18	3	1	1	22,173
	4,001 ～ 5,000	4	4	15	13	18	3	1	1	22,221
	5,001 ～ 10,000	4	4	15	12	17	4	1	1	22,466
	10,001 ～	4	4	15	13	16	5	1	1	22,594

（注）1. 大阪府は、人槽区分が他都道府県と異なるため、集計対象外としている。また、検査料金を「0」と記入している人槽区分については、集計対象外としている。
2. 複数の指定検査機関がある都道府県の場合、その都道府県の検査料金体系数は料金体系のパターン数とした。（例：検査料金体系が同一である場合は1、全て異なる場合は指定機関の数と同一。）
3. 人槽規模により料金を設定していない指定検査機関があるため、各人槽区分における検査料金体系数は同一とはならない。

11. 指定検査機関関係

(3)BOD検査導入状況一覧 （令和3年4月現在）

都道府県	検査機関名	BOD検査導入済み	対象			導入時期	検討中	予定なし
			人槽	実施時期	種類（合併と単独）			
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H21.4		
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター						○	
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入		
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会浄化槽法定検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H22.12		
山形県	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4		
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	10人以下	効率化検査基数のみ毎年	合併・単独	H15.4		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H9.8		
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	全て	毎年	合併・単独	合併：H23.10 単独：H31.4		
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	合併：H23.10 単独：H31.4		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H18.1		
	一般財団法人千葉県環境財団	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H30.7		
東京都	公益財団法人東京都環境公社	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H30.4		
神奈川県	一般財団法人日本環境衛生センター							○
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会							○
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会							○
	一般社団法人神奈川県保健協会							○
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2		
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.4		
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会	○	1:透視度が単独で10以下、合併で20以下の際に測定 2:人槽が36人槽以上 3:人槽が21人槽以上	毎年	合併・単独	1:H19.4 2:H23.4 3:H25.4		
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所	○	全て	毎年	合併・単独	H26.4		
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H24.4		
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H30.4		
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター	○	101人以上	毎年	合併・単独	H14.4		
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4		
愛知県	一般社団法人愛知県薬剤師会						○	
	一般社団法人愛知県浄化槽協会						○	
	一般財団法人中部微生物研究所							○
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下（効率化検査対象のみ）	毎年	合併・単独	H21.4		
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4		
	一般社団法人京都微生物研究所	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4		
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.7		
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H13.10.1		
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会							○
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H13.11		
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	全て	毎年	合併・単独	H13.4		
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター	○	51人以上	毎年	合併・単独	R2.4.1		
岡山県	一般社団法人岡山環境検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
	公益社団法人倉敷環境検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
	公益財団法人岡山県健康づくり財団	○	全て	毎年	合併・単独	S61.4		
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4		
	公益社団法人広島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H19.4		
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.10		
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.9		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H12.4		
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター	○	21人以上	毎年	合併・単独	H12.5		
福岡県	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
	公益財団法人北九州市環境整備協会							○
	一般財団法人有明環境整備公社	○	全て	毎年	合併・単独	H10.4		
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H14.4		
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H17.4		
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H26.04		
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4.1		
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	5人以上	毎年	合併・単独	H22.4		
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.4		
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会	○	501人以上	毎年	合併のみ	H30.5		

11. 指定検査機関関係

(4)効率化検査導入状況一覧 （令和3年4月現在）

都道府県	検査機関名	効率化検査導入済み	対象			導入時期	採水員等	検討中	予定なし
			人槽	実施時期	種類（合併と単独）				
北海道	公益社団法人北海道浄化槽協会								○
青森県	一般社団法人青森県浄化槽検査センター							○	
岩手県	公益社団法人岩手県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H17.9一部導入 H18.4全面導入			
宮城県	公益社団法人宮城県生活環境事業協会浄化槽法定検査センター	○	全て	毎年	合併のみ	H16.4			
秋田県	公益財団法人秋田県総合保健事業団								○
山形県	公益社団法人山形県水質保全協会	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4			
	一般財団法人山形県理化学分析センター	○	全て	毎年	合併・単独	H18.4			
福島県	公益社団法人福島県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併のみ	H17.4	○		
茨城県	公益社団法人茨城県水質保全協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
栃木県	一般社団法人栃木県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H16.4	○		
群馬県	公益財団法人群馬県環境検査事業団	○	50人以下	10年に9回	合併・単独	H17.4	○		
埼玉県	一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	合併：H23.10 単独：H31.4	○		
	一般社団法人埼玉県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	合併：H23.10 単独：H31.4	○		
千葉県	公益社団法人千葉県浄化槽検査センター	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H18.1	○		
	一般財団法人千葉県環境財団	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H30.7	○		
東京都	公益財団法人東京都環境公社	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H30.4	○		
神奈川県	一般財団法人日本環境衛生センター								○
	公益社団法人神奈川県生活水保全協会								○
	一般財団法人神奈川県労働衛生福祉協会								○
	一般社団法人神奈川県保健協会								○
新潟県	一般財団法人下越総合健康開発センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般社団法人新潟県環境衛生中央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境分析センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人新潟県環境衛生研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般財団法人上越環境科学センター	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
	一般社団法人県央研究所	○	20人以下	毎年	合併・単独	H18.2	○		
富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H20.4	○		
石川県	公益社団法人石川県浄化槽協会								○
福井県	一般財団法人北陸公衆衛生研究所							○	
山梨県	一般社団法人山梨県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併のみ	H29.10	○		
長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	○	20人以下	毎年	合併・単独	H30.4			
岐阜県	一般財団法人岐阜県環境管理技術センター								○
静岡県	一般財団法人静岡県生活科学検査センター	○	10人以下	前回検査結果より、BODが良好の施設	合併・単独	H31.4			
愛知県	一般社団法人愛知県薬剤師会	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
	一般社団法人愛知県浄化槽協会	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
	一般財団法人中部微生物研究所	○	200人以下	5年に4回	合併・単独	H15.4	○		
三重県	一般財団法人三重県水質検査センター	○	全て	毎年	合併・単独	H19.4			
滋賀県	公益社団法人滋賀県生活環境事業協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H21.4	○		
京都府	公益社団法人京都保健衛生協会	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4			
	一般社団法人京都微生物研究所	○	全て	5年に1回	合併・単独	H19.4			
大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H25.9	○		
兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	○	20人以下	4年に3回	単独のみ	H15.4	○		
奈良県	一般社団法人奈良県環境保全協会								○
和歌山県	公益社団法人和歌山県水質保全センター								○
鳥取県	公益財団法人鳥取県保健事業団	○	10人以下	毎年	合併・単独	H21.4			
島根県	公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター								○
岡山県	一般社団法人岡山環境検査センター								○
	公益社団法人倉敷環境検査センター								○
	公益財団法人岡山県健康づくり財団								○
広島県	公益社団法人広島県環境保全センター								○
	公益社団法人広島県浄化槽協会	○	10人以下	5年に4回	合併・単独	H19.4			
山口県	一般社団法人山口県浄化槽協会	○	全て	毎年	合併・単独	H20.10			
徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	○	10人以下	毎年	合併・単独	H18.9	○		
香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H16.4	○		
愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	○	10人以下	毎年	合併・単独	H12.4			
高知県	一般財団法人高知県環境検査センター							○	
福岡県	一般財団法人福岡県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H10.4	○		
	公益財団法人北九州市環境整備協会								○
	一般財団法人有明環境整備公社								○
佐賀県	一般財団法人佐賀県環境科学検査協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H14.4			
長崎県	一般財団法人長崎県浄化槽協会	○	全て	5年に4回	合併・単独	H17.4			
熊本県	公益社団法人熊本県浄化槽協会	○	50人以下	5年に4回	合併・単独	H13.4			
大分県	公益財団法人大分県環境管理協会								○
宮崎県	公益財団法人宮崎県環境科学協会	○	20人以下	5年に4回	合併・単独	H22.4	○		
鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	○	10人以下	4年に2回	合併・単独	R2.4	○		
沖縄県	公益社団法人沖縄県環境整備協会							○	

１２．浄化槽設置整備事業の実施状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村数	令和2年度事業実施市町村名
北　海　道	91	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、北見市、夕張市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、稚内市、江別市、紋別市、三笠市、根室市、伊達市、北広島市、当別町、松前町、知内町、木古内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、倶知安町、蘭越町、ニセコ町、京極町、共和町、仁木町、余市町、南幌町、由仁町、長沼町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、剣淵町、下川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、浜頓別町、礼文町、斜里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、新得町、中札内村、池田町、豊頃町、足寄町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、羅臼町
青　森　県	29	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、板柳町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、大間町、東通村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
岩　手　県	27	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、岩手町、矢巾町、平泉町、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町
宮　城　県	25	石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大衡村、涌谷町、美里町、南三陸町
秋　田　県	19	能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、三種町、八峰町、五城目町、井川町、美郷町、羽後町
山　形　県	25	山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、川西町、小国町、庄内町、遊佐町
福　島　県	50	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村
茨　城　県	41	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃　木　県	25	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群　馬　県	25	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、吉岡町、甘楽町、中之条町、草津町、高山村、片品村、川場村、みなかみ町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
埼　玉　県	48	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、長瀞町、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千　葉　県	50	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、山武郡横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東　京　都	7	町田市、あきる野市、檜原村、大島町、神津島村、三宅村、御蔵島村
神 奈 川 県	25	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新　潟　県	21	新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町、津南町

都道府県名	市町村数	令和3年度事業新規実施市町村名
北　海　道	0	
青　森　県	0	
岩　手　県	0	
宮　城　県	0	
秋　田　県	0	
山　形　県	0	
福　島　県	0	
茨　城　県	0	
栃　木　県	0	
群　馬　県	1	富岡市
埼　玉　県	0	
千　葉　県	0	
東　京　都	0	
神 奈 川 県	0	
新　潟　県	0	

１２．浄化槽設置整備事業の実施状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村数	令和2年度事業実施市町村名
富　山　県	13	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町
石　川　県	4	金沢市、小松市、加賀市、穴水町
福　井　県	11	福井市、敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、永平寺町、越前町、高浜町
山　梨　県	19	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、笛吹市、上野原市、市川三郷町、富士川町、早川町、身延町、南部町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町
長　野　県	59	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、佐久市、東御市、安曇野市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、青木村、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町、生坂村、松川村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、小川村、飯綱町
岐　阜　県	39	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
静　岡　県	34	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山町、吉田町、川根本町、森町
愛　知　県	43	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、あま市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村
三　重　県	21	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、菰野町、明和町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町
滋　賀　県	15	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、多賀町
京　都　府	16	京都市、福知山市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大　阪　府	13	貝塚市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、泉南市、阪南市、能勢町、島本町、熊取町、岬町、河南町、千早赤阪村
兵　庫　県	30	神戸市、姫路市、尼崎市、洲本市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、多可町、稲美町、市川町、福崎町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町、豊岡市、丹波市
奈　良　県	24	奈良市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、宇陀市、山添村、平群町、斑鳩町、田原本町、曽爾村、御杖村、高取町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村
和 歌 山 県	29	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥　取　県	15	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、日野町、江府町
島　根　県	9	浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、吉賀町、川本町、津和野町
岡　山　県	20	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、里庄町、矢掛町、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町

都道府県名	市町村数	令和3年度事業新規実施市町村名
富　山　県	0	
石　川　県	1	宝達志水町
福　井　県	2	南越前町、おおい町
山　梨　県	0	
長　野　県	0	
岐　阜　県	0	
静　岡　県	0	
愛　知　県	0	
三　重　県	0	
滋　賀　県	0	
京　都　府	0	
大　阪　府	0	
兵　庫　県	1	猪名川町
奈　良　県	0	
和 歌 山 県	0	
鳥　取　県	0	
島　根　県	0	
岡　山　県	0	

１２．浄化槽設置整備事業の実施状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村数	令和2年度事業実施市町村名
広　島　県	19	呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、江田島市、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町
山　口　県	16	下関市、宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
徳　島　県	22	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町
香　川　県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛　媛　県	14	松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、松野町
高　知　県	33	高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福　岡　県	48	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐　賀　県	11	唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、基山町、みやき町、大町町、白石町、太良町
長　崎　県	19	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町
熊　本　県	35	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、玉東町、大津町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
大　分　県	16	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
宮　崎　県	26	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿 児 島 県	39	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、与論町
沖　縄　県	17	国頭村、大宜味村、東村、恩納村、宜野座村、伊江村、うるま市、中城村、浦添市、西原町、南風原町、豊見城市、南城市、糸満市、宮古島市、南大東村、今帰仁村
合　　計	1,254	

都道府県名	市町村数	令和3年度事業新規実施市町村名
広　島　県	0	
山　口　県	0	
徳　島　県	0	
香　川　県	0	
愛　媛　県	2	上島町、愛南町
高　知　県	0	
福　岡　県	0	
佐　賀　県	1	江北町
長　崎　県	0	
熊　本　県	0	
大　分　県	0	
宮　崎　県	0	
鹿 児 島 県	0	
沖　縄　県	0	
合　　計	8	

１３．浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北　海　道	無					
青　森　県	有	青森県浄化槽整備費補助金	国の対象と同じ	国の基準額と補助対象経費実支出額とを、人槽区分別に比較して少ない方の額を選定。選定額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を補助基本額とする。	補助基本額の6分の1以内の額	
岩　手　県	有	浄化槽設置整備事業費補助	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	基準額の3分の１に相当する額以内	
宮　城　県	有	宮城県低炭素型水ライフスタイル導入支援事業	「節水型機器等の基準」に適合する低炭素社会対応型浄化槽	60,000円／件	一律60,000円	上限150件
秋　田　県	有	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じ	国の対象と同じ その他（湖沼指定地域においては高度処理型と通常型の設置者負担額の差額分を上乗せ）	国の補助基準額の1/3 湖沼指定地域においては国の補助基準額の1/3＋高度処理型と通常型の設置者負担額の差額の1/2	
山　形　県	有	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 市町村で補助（個人設置型）する浄化槽を対象とし、かつ、リフォームによる単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換のみを対象とする（建て替えや新築に伴う転換は対象外）。	・その他 浄化槽本体設置工事費から国基準額相当額を控除した額を対象とする。	（浄化槽本体設置工事費－国交付金基準額）×1/3 と上限額（5人槽16万円・6人槽以上20万円） のいずれか低い額	左記内容に加えて、市町村が国基準額以上の助成を行う場合に県補助金を加算。 （上限額：5人槽5万円・6人槽以上6万5千円）
福　島　県	有	福島県浄化槽設置整備事業	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①住宅及び共同住宅など、接続される建築の用途が住宅施設関係であるもの。ただし、併用住宅（店舗兼住宅など）にあっては、住宅部分の床面積が、延床面積の2分の1以上の場合に限る。 ②合併処理浄化槽、単独処理浄化槽又はくみ取便所を使用していた建物（増築等の場合において、既存の建物の一部又は全部が使用される場合も含む。）に接続するもの。ただし、合併処理浄化槽を使用していた建物に接続するものについては、東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換する場合に限る。 ③処理対象人員が50人以下であるものに限る。	国の補助対象基準額と同じ（一部独自措置あり）	1/3 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は、補助基本額×1/4	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
茨　城　県	有	茨城県浄化槽設置事業費等補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・地域により通常型、N型、NP型の対象指定 ・50人槽以下	その他 ・通常型：5人槽294千円、7人槽342千円、10人槽459千円 ・高度処理型：国の基準額＋上乗せ額	・通常型：1/3 ・高度処理型：国の基準額×1/3＋以下の割合 （新築）自己負担額が，通常型の自己負担額の3/4になるよう上乗せ （転換）自己負担額が，通常型の自己負担額の1/2になるよう上乗せ ・単独撤去費 （通常事業）2/3 （環境配慮）1/2 ・宅内配管補助：地域を指定して補助 （通常事業）1/3 （環境配慮）1/4	
栃　木　県	有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	国の対象に加えて、条件あり	国の補助基準額と同じ	環境配慮・防災まちづくり推進事業について、事業達成した市町には4分の1を補助（財政力指数等による調整あり）	
群　馬　県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	・環境配慮型（国補助1/2）補助率1/4 ・通　常　型（国補助1/3）補助率1/3	市町村基準額が国基準額を超過する場合、超過分(上限10万円)の1/2を上乗せ補助。 ただし、国の撤去費の助成を受ける場合はその額を差し引いた額の1/2。
埼　玉　県	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換	国の補助対象基準額と同じ （高度処理型の基準額は採用していない）	①市町村が補助する本体及び工事費 ②市町村が補助する配管費及び処分費（国庫補助額相当分を除いた費用） 「①＋②の合計額」と「20万円×補助基数」のうち、いずれか少ない額 一部の市町村においては、「①＋②の合計額」と「25万円×補助基数」のうちいずれか少ない額	・環境保全特別転換地区指定事業（県が条例指定種の保護や河川環境基準が非達成となっている地点の水質改善を目的に指定した地区が対象） 左記の補助割合「①＋②の合計額」+「市町村の上乗せ補助金の1/2×補助基数」と「50万円×補助基数」のうちいずれか少ない額 ・いずれにおいても、市町村が①に係る国の補助対象基準額に2万円以上の上乗せ補助をすることを条件としている。
千　葉　県	有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①住宅関係施設（人員算定基準の建築用途）に設置される、処理対象人員50人以下の浄化槽であること。 ②閉鎖性水域流域においては、高度処理型であること。 ③新設の場合は、T-N10mg/ℓ以下又はT-P1mg/ℓ以下の処理性能を持つ高度処理型（閉鎖性水域流域対象）又はBOD除去の高度処理型（全域対象）であること。	・国の基準額と同じ ・T-N10mg/L以下の高度処理型については、上乗せ補助（200千円/基　補助割合1/2）を実施	1/3	設置補助のほか、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換補助がある。 ＜補助対象額＞ 単独転換　撤去費　：180千円/基 　　配管工事費：200千円/基 汲取転換　撤去費　：100千円/基 　　配管工事費：200千円/基 ＜補助割合＞ 1/2

１３．浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
東　京　都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額から国庫補助額を控除した額の1/2	
神 奈 川 県	有	神奈川県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から合併処理浄化槽への転換 ・販売の目的で建物を建築する者以外の者が設置者 ・専用住宅に設置されるもの（集合住宅及び店舗併用は対象外）	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
		神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①ダム集水域 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型浄化槽 ②ダム下流域 ・既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から合併処理浄化槽への転換 ・専用住宅に設置されるもの（集合住宅及び店舗併用は対象外）	＜①ダム集水域＞ 5人槽　1,320千円 6～7人槽　1,733千円 8～10人槽　2,408千円 11～20人槽　4,185千円 21～30人槽　7,028千円 31～50人槽　9,435千円 51人槽～　10,503千円 ＜②ダム下流域＞ 5人槽　581千円 6～7人槽　724千円 8～10人槽　959千円	＜①ダム集水域＞ 本体設置費　基準額×1/2 付帯工事費　人槽に応じて設定 高度処理費　人槽に応じて設定 ＜②ダム下流域＞ 本体設置費から、国、県及び市町村の負担額を控除した額を上限とする。	
新　潟　県	無					
富　山　県	有	富山県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下 住宅、ホテル・旅館・簡易宿泊所、飲食店又は喫茶店、その他知事が特に認めた建築物	国の補助対象基準額と同じ	1/3	
石　川　県	無					
福　井　県	有	福井県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 処理対象人数が50人以下のもの	国の補助対象基準額と同じ	1/3	補助基準額は通常型浄化槽も高度処理型浄化槽も同じ。
山　梨　県	有	山梨県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下の浄化槽に限る	国の補助対象基準額と同じ	3分の1	
長　野　県	有	合併処理浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり	国の補助対象基準額と同じ	3分の1	
岐　阜　県	有	岐阜県浄化槽設置整備等事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 51人槽以上は対象外	国の基準額に準ずる	3分の1以内（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施する場合にあっては、4分の1以内）	
静　岡　県	有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下	国の補助対象基準額と対象経費市町支出予定額を比較し、少ない方	補助対象額の3分の1以内 （市町の財政力指数に応じて補正有） ※単独処理浄化槽からの転換に国の補助対象基準額を超えて補助している市町に対しては、上記に加え、補助対象額の8分の1以内を付け増し補助している（市町の財政力指数に応じて補正有）	補助対象額には、特例加算額（単独処理浄化槽の撤去費・転換に伴う宅内配管工事費）も含む
愛　知　県	有	愛知県浄化槽設置費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・50人槽以下 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換	【一般地域】国庫補助基準額と同じ 【特定地域】浄化槽設置費の10%相当額を国庫補助基準額に上乗せする（単独浄化槽からの転換に限る） ※特定地域：水濁法の生活排水対策重点地域等	【一般地区】　1/5 【特定地区】　国庫補助基準額分は1/5、上乗せ分は3/10	
三　重　県	有	三重県浄化槽設置促進事業補助金	既設単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の使用を廃止し、浄化槽の設置をする場合に限定	国の補助対象基準額と同じ	1/3 ただし、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業は1/4	
滋　賀　県	有	滋賀県汚水処理施設整備接続等交付金	国の対象と同じ	国の補助対象額と同じ	国庫補助基準額の1/3	面的整備事業（集落単位で維持管理組合を設立し、3年以内に全戸整備を実施する場合）として、左記と併せて上乗せ補助を行っている。
京　都　府	有	京都府浄化槽設置整備事業費補助金	10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽	基準額（国庫交付金の基準額に準じる）と対象経費を比較して少ない方	3分の1	

１３．浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
大　阪　府	有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下。ただし現在は戸別の浄化槽については10人槽以下、共同浄化槽については50人槽以下を対象とする。住宅用のみ対象。	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額の1/3	
兵　庫　県	無					
奈　良　県	有	奈良県浄化槽設置整備事業補助	国の対象に加えて、条件あり 条件： ＜浄化槽要件（個人単位_全て該当）＞ ・処理対象人員が50人以下 ・住宅面積1/2以上 ・販売目的又は貸借目的住宅対象外 ・事業計画区域（７年以上）対象外 ＜規模要件（市町村単位_いずれか該当）＞ ・対象経費の総額が4,000千円以上 ・受益戸数10戸以上 ・受益人数30人以上 ※ただし、過疎地域及び大和川流域を除く	国の補助対象基準額と同じ	通常型：基準額の1/3 環境配慮型：基準額の1/4	
和 歌 山 県	有	和歌山県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 補助対象人員が10人以下であること。ただし、処理対象人員が11人以上50人以下については、専用住宅、併用住宅、飲食店及び民宿等に限る。	処理対象人員が10人以下は、国の補助対象基準額と同じ。11人槽以上50人槽以下については、専用住宅又は併用住宅の設置及び転換、並びに飲食店又は民宿等の転換に限り、8～10人槽の基準額を適用する。 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額とする。（現行の基準額を超える場合は9万円までとする） 単独処理浄化槽及び汲み取り槽から合併処理浄化槽への転換に伴い必要となる配管設備の工事費ついては、30万円を上限に基準額とする。	下記以外：　1/3 配管設備：　1/2	所要額、財政力指数により調整有り。
鳥　取　県	有	鳥取県浄化槽設置推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・処理対象人員が50人以下 ・汲取便所又は単独浄化槽からの転換に係る設置 ・浄化槽法事務の権限移譲を受けた市町村等	国の補助対象基準額と同じ	1/3（市町村が上乗せ補助する場合はその額の1/2を加算）	
島　根　県	無					
岡　山　県	有	岡山県浄化槽設置促進事業	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	補助基準額と実支出額のいずれか少ない方の額の3分の1 ただし、政令市は補助対象外。中核市は調整係数（0.7）を乗じる。	
広　島　県	有	広島県小型浄化槽設置整備事業補助金	10人槽以下、くみ取り・単独槽からの転換に限定	5人槽：332,000円 6～7人槽：　414,000円 8～10人槽：　548,000円 ※豪雪地帯には上乗せあり。	1/3	
山　口　県	無					
徳　島　県	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・新設は補助対象外。 ・10人槽以下。	国の補助対象基準額と同じ	①市町村の財政力指数（前年度以前3カ年平均）により、1/3から1/6まで ②環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を行う場合は、市町村の財政力指数（前年度以前3カ年平均）により、1/4から1/8まで	
香　川　県	有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅（販売、賃貸及び寄宿を目的とする住宅を除く。）に設置する50人槽以下で市町が助成する浄化槽	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を 比較していずれか低い額	1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業に該当する場合は1/4）	
愛　媛　県	有	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 新築を除き、10人槽以下に限る	国の補助対象基準と同じ	1/3（離島地域は1/4）	・財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定 ・令和2年度から補助対象に宅内配管費用を追加
高　知　県	有	高知県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 10人槽以下の一般住宅用	国の補助対象基準額と同じ。	1/3（環境配慮型事業又は離島地域は1/4）	
福　岡　県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以内	基本的には国の補助対象基準額と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11～15人槽、21～25人槽、31～40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	1/3	
佐　賀　県	有	佐賀県浄化槽設置整備事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	1/3	

１３．浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
長　崎　県	有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下の浄化槽に限る	国の補助対象基準額と同じ	・補助率：本土地区及び離島地区（1/3） ・設置される浄化槽によって、下記の補正係数を乗じる。 ① 浄化槽（通常型） 補正係数　0.9 ② 高度処理型浄化槽（国庫補助の対象となる地域に整備するものに限る。） 補正係数　1.0	
熊　本　県	有	熊本県浄化槽整備事業等補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換を伴わない、新築家屋の浄化槽設置及び合併浄化槽の更新は対象外	国の補助対象基準と同じ	1/3以内、離島は1/4	
大　分　県	有	大分県浄化槽設置整備事業	・国の対象に加えて、条件あり 条件： ・集合処理区域（予定含む）を除く ・転換かつ50人槽以下の浄化槽に限る ・11人槽～50人槽の浄化槽を設置する建物は、居住部分の床面積が50%以上 （設置費用の上乗せ補助実施）	・国の補助対象基準額と同じ （県補助対象：設置費用、撤去費用、宅内配管工事費） ・設置費用の上乗せ補助は最大で20万円／基	・国の補助対象経費から国庫補助相当額を控除した額の1/2 ・上乗せは補助は、県、市町村それぞれ1/2負担	
宮　崎　県	有	宮崎県浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	単独処理浄化槽やくみ取り槽からの転換を伴う場合：補助基準額の3分の1 転換を伴わない場合：0 ※いずれも財政力指数による減額調整あり	
鹿 児 島 県	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅で既設住宅の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合	国の補助対象基準額と同じ	本土：1/3，離島・奄美1/4	財政力指数比による補正あり （財政力指数比：県平均財政力指数／各市町村財政力指数）
沖　縄　県	無					

１４．公共浄化槽等整備推進事業の実施状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村数	令和2年度事業実施市町村名
北海道	9	北斗市、福島町、島牧村、南幌町、上富良野町、小平町、厚真町、豊浦町、標津町
青森県	5	十和田市(PFI)、平内町、外ヶ浜町、大鰐町、五戸町
岩手県	10	宮古市、八幡平市、奥州市、葛巻町、岩手町、西和賀町、紫波町、洋野町、一戸町、金ケ崎町
宮城県	9	仙台市、石巻市、登米市、栗原市、大崎市、大和町、大郷町、大衡村、加美町
秋田県	3	秋田市、能代市、東成瀬村
山形県	8	鶴岡市、寒河江市、長井市、最上町(PFI)、大蔵村、高畠町、白鷹町、飯豊町
福島県	10	会津若松市、白河市、桑折町、国見町、西会津町、金山町、矢吹町、鮫川村(PFI)、三春町、小野町
茨城県	4	常陸太田市、常陸大宮市、行方市、大子町
栃木県	1	大田原市
群馬県	9	伊勢崎市、藤岡市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、嬬恋村、東吾妻町、昭和村
埼玉県	12	秩父市、滑川町、嵐山町(PFI)、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、寄居町
千葉県	2	睦沢町、長柄町
東京都	5	八王子市、青梅市、奥多摩町、八丈町、小笠原村
神奈川県	2	相模原市、山北町
新潟県	5	新潟市、長岡市、十日町市、糸魚川市、南魚沼市
富山県	1	立山町
石川県	5	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、能登町
福井県	1	福井市
山梨県	3	甲斐市、山梨市、甲州市
長野県	5	長野市、南木曽町、木祖村、筑北村、栄村
岐阜県	3	郡上市、揖斐川町、白川町
静岡県	1	御殿場市
愛知県	1	安城市
三重県	6	津市、松阪市、多気町、大台町、南伊勢町、紀宝町
滋賀県	0	
京都府	3	舞鶴市、綾部市、京丹後市
大阪府	5	茨木市、河内長野市、富田林市(PFI)、和泉市(PFI)、柏原市(PFI)
兵庫県	2	洲本市、丹波篠山市
奈良県	1	黒滝村
和歌山県	0	
鳥取県	3	南部町、伯耆町、日南町
島根県	7	大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、美郷町、邑南町、飯南町
岡山県	1	新見市
広島県	4	広島市、三原市、庄原市、安芸高田市
山口県	1	岩国市
徳島県	2	三好市(PFI)、東みよし町(PFI)
香川県	0	
愛媛県	5	八幡浜市、久万高原町、伊方町、鬼北町、愛南町(PFI)
高知県	1	津野町
福岡県	5	久留米市、うきは市、朝倉市、みやま市、香春町
佐賀県	8	佐賀市、唐津市(PFI)、武雄市、小城市、嬉野市、神埼市、みやき町(PFI)、有田町
長崎県	1	時津町
熊本県	9	八代市、玉名市、菊池市、美里町、南関町、和水町、南小国町、南阿蘇村、苓北町
大分県	2	佐伯市、竹田市
宮崎県	3	宮崎市(PFI)、日南市、綾町
鹿児島県	6	霧島市、東串良町、曽於市、三島村、龍郷町、知名町
沖縄県	0	
合計	189	

（注）奈義町（岡山県）は事業を中止していたが令和3年度から再開予定。

都道府県名	市町村数	令和3年度事業新規実施市町村名
北海道	0	
青森県	0	
岩手県	0	
宮城県	0	
秋田県	0	
山形県	0	
福島県	0	
茨城県	0	
栃木県	0	
群馬県	0	
埼玉県	1	小川町
千葉県	1	芝山町
東京都	1	大島町(PFI)
神奈川県	0	
新潟県	0	
富山県	0	
石川県	0	
福井県	1	大野市
山梨県	0	
長野県	0	
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	0	
三重県	0	
滋賀県	0	
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	0	
奈良県	0	
和歌山県	0	
鳥取県	0	
島根県	0	
岡山県	1	奈義町
広島県	0	
山口県	0	
徳島県	0	
香川県	0	
愛媛県	1	上島町
高知県	0	
福岡県	0	
佐賀県	0	
長崎県	0	
熊本県	0	
大分県	0	
宮崎県	0	
鹿児島県	4	阿久根市、出水市、日置市、瀬戸内町
沖縄県	0	
合計	10	

都道府県名	市町村数	令和元年度以前に事業を実施した市町村
北海道	11	上ノ国町、寿都町、留寿都村、黒松内町、妹背牛町、和寒町、中川町、利尻町、雄武町、本別町、釧路町
青森県	3	三沢市、平川市、鰺ヶ沢町
岩手県	5	盛岡市、花巻市、遠野市、一関市、二戸市
宮城県	1	色麻町
秋田県	10	横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、藤里町、八峰町
山形県	2	酒田市、上山市
福島県	5	須賀川市、磐梯町、三島町、昭和村、会津美里町
茨城県	3	日立市、桜川市、小美玉市
栃木県	2	鹿沼市、日光市
群馬県	7	太田市、渋川市、みどり市、南牧村、中之条町、長野原町、高山村
埼玉県	0	
千葉県	0	
東京都	1	青ヶ島村
神奈川県	0	
新潟県	2	上越市、出雲崎町
富山県	3	砺波市、小矢部市、南砺市
石川県	2	志賀町、宝達志水町
福井県	2	越前市、美浜町
山梨県	5	甲府市、北杜市、市川三郷町、身延町、道志村
長野県	8	松本市、伊那市、大町市、飯山市、安曇野市、木曽町、麻績村、生坂村
岐阜県	0	
静岡県	1	掛川市
愛知県	0	
三重県	2	名張市、伊賀市
滋賀県	0	
京都府	2	宇治田原町、京丹波町
大阪府	4	高槻市、枚方市、大東市、豊能町
兵庫県	0	
奈良県	1	天川村
和歌山県	4	田辺市、高野町、有田川町、日高町
鳥取県	2	鳥取市、北栄町
島根県	5	松江市、浜田市、出雲市、海士町、隠岐の島町
岡山県	6	高梁市、真庭市、美作市、新庄村、勝央町、奈義町
広島県	2	三次市、東広島市
山口県	2	宇部市、萩市
徳島県	3	勝浦町、美波町、上板町
香川県	3	高松市、三豊市、まんのう町
愛媛県	3	今治市、伊予市、西予市
高知県	1	土佐町
福岡県	0	
佐賀県	1	江北町
長崎県	5	長崎市、諫早市、雲仙市、西海市、小値賀町
熊本県	5	山鹿市、天草市、小国町、芦北町、長洲町
大分県	3	臼杵市、豊後大野市、国東市
宮崎県	1	延岡市
鹿児島県	2	薩摩川内市、長島町
沖縄県	0	
合計	130	

１５．公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
北 海 道	無					
青 森 県	無					
岩 手 県	有	下水道事業債償還基金費補助	国の対象と同じ	公共浄化槽等整備推進事業に要する経費のうち、事務費を除く経費	補助対象額の60分の8.5に相当する額以内の額	
宮 城 県	無					
秋 田 県	無					
山 形 県	有	山形県浄化槽整備促進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 市町村で整備（市町村設置型）する浄化槽を対象とし、かつ、リフォームによる単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの転換のみを対象とする（建て替えや新築に伴う転換は対象外）。	・その他 上限額を限度に、設置分担金納付者に対し補助	・市町村設置型 市町村補助額と上限額（5人槽8万円・6人槽以上10万円）のいずれか低い額	
福 島 県	有	福島県公共浄化槽等整備推進支援事業	国の対象に加えて条件あり 条件： 処理対象人員が50人以下であるもの。ただし、共同浄化槽を除く。	国の補助対象基準額と同じ（一部独自措置あり）	7.5/100 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の場合は、補助割合を5/100	条例により高度処理型浄化槽設置を義務付けられている地域の整備に関しては、左記とあわせて上乗せ補助を行っている。
茨 城 県	有	茨城県浄化槽市町村整備推進事業費等補助金	国の対象に加えて，条件あり 条件： 50人槽以下の窒素及びりん除去型浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	・下水道事業債から交付税措置分を除いた市町村実負担分の9/10 ・単独撤去費 （通常事業）2/3 （環境配慮）1/2 ・宅内配管補助：地域を指定して補助 （通常事業）1/3 （環境配慮）1/4	
栃 木 県	有	栃木県浄化槽設置整備費補助事業	排水先を周辺に求めることが困難な地域での、河川や排水路等までの配水管等敷設事業	事業費又は限度額（240千円）の少ない方の額	事業費の1/2又は限度額（120千円）の少ない方の額	
群 馬 県	有	群馬県浄化槽整備事業費補助金	単独処理浄化槽等からの転換へ補助	国の補助対象基準額と同じ	・環境配慮型（国庫補助1/2）　補助率1/5 ・通　常　型（国庫補助1/3）　補助率1/4	市町村基準額が国基準額を超過する場合、超過分(上限10万円)の1/2を上乗せ補助。 ただし、国の撤去費の助成を受ける場合はその額を差し引いた額の1/2。
埼 玉 県	有	埼玉県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域。 ・単独処理浄化槽、くみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換	国の補助対象基準額と同じ	①市町村が補助する配管費及び処分費（国庫補助額相当分を除いた費用） ②浄化槽１基当たりの設置に要した費用と国庫補助対象基準額を人槽区分に応じて比較したいずれか少ない額 「①＋②に基数を乗じた額」と「40万円×補助基数」のうち、いずれか少ない額 一部の市町村においては、「①＋②に基数を乗じた額」と「50万円×補助基数」のうちいずれか少ない額	左記補助額の範囲内で、浄化槽本体、配管費、処分費のいずれに充当してもよい。
千 葉 県	有	千葉県生活排水対策浄化槽推進事業	国の対象に加えて、条件あり（共同浄化槽については新設可） 条件： ①住宅関係施設（人員算定基準の建築用途）に設置される、処理対象人員50人以下（共同浄化槽については100人以下）の浄化槽であること。 ②閉鎖性水域流域においては。高度処理型であること。 ③単独処理浄化槽又は汲取便所からの転換であること。	国の補助対象基準額と同じ	4/30	設置補助のほか、単独処理浄化槽及び汲取便槽から合併処理浄化槽への転換補助がある。 ＜補助対象額＞ 単独転換　撤去費　：180千円/基 配管工事費：200千円/基 汲取転換　撤去費　：100千円/基 配管工事費：200千円/基 ＜補助割合＞ 1/2
東 京 都	有	東京都浄化槽設置整備事業補助金	国の対象と同じである	国の補助対象基準額と同じ	補助対象額に係わる地方債充当額から交付税措置相当分を控除した1/2	補助金の交付を受けた市町村は、原則として当該補助金を当該事業に係る地方債の償還のための減債基金に積み立てなければならない。
神 奈 川 県	有	神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ①ダム集水域 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型浄化槽 ②ダム下流域 ・既設単独処理浄化槽（及び汲み取り式便槽）から合併処理浄化槽への転換 ・専用住宅に設置されるもの（集合住宅及び店舗併用は対象外）	国の補助対象基準額と同じ	本体設置費　基準額×17／30 付帯工事費　人槽に応じて設定 高度処理費　人槽に応じて設定（ダム集水域のみ）	
新 潟 県	無					
富 山 県	無					

１５．公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
石 川 県	有	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	国の対象と同じ	単位基準額：増加処理人口に対して、49,000円を後年度補助。	増加処理人口×単位基準額×補正係数	増加処理人口：新たに追加整備された区域内の住民基本台帳に基づく居住人口 接続率補正：浄化槽事業1.0 算出した補助金額は算定基準年以降8年間で分割する。算定基準年から5年目までの各年度の補助金は1/14とし、6年目以降の各年度の補助金は3/14とする。
福 井 県	無					
山 梨 県	無					
長 野 県	無					
岐 阜 県	有	岐阜県浄化槽設置整備等事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 51人槽以上は対象外	国の補助対象基準額に準ずる	120分の17以内 （環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施する場合にあっては、10分の1以内）	
静 岡 県	有	生活排水改善対策推進事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下	国の補助対象基準額から国庫交付額及び個人負担額を減じた額	補助対象額の4分の1以内 （市町の財政力指数に応じて補正有）	補助対象額には、特例加算額（単独処理浄化槽の撤去費・転換に伴う宅内配管工事費）も含む
愛 知 県	無					
三 重 県	有	三重県公共浄化槽等整備促進事業補助金	国の対象に加えて、 高度処理型浄化槽設置の条件あり	補助基準額 （１）国の公共浄化槽等整備推進事業に係る起債の元金の償還に要する経費から、起債の償還に係る地方交付税を除いた額 （２）転換の場合に単独処理浄化槽の撤去費用上限90,000円 （３）転換の場合に配管の撤去費用上限60,000円	（１）1/2以内 （２）1/3以内、ただし、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業は1/4以内 （３）単独処理浄化槽の使用を廃止する者の場合は1/3以内。ただし、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備推進事業は1/4以内、また、いずれの場合であっても家屋の建て替え（いったん更地にする改築を含む。ここでいう改築とは建物の全部を除去し、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えることをいう）により浄化槽を設置するときは、1/2以内。 汲み取り便槽の使用を廃止する者の場合（同時に単独処理浄化槽の使用を廃止する場合を除く）は1/2以内。	
滋 賀 県	無					
京 都 府	有	京都府生活排水処理対策費補助金	10人槽以下の専用住宅に設置される浄化槽	基準額（国庫交付金の基準額に準じる）と対象経費を比較して少ない方	事業費の9%（3%×3年間）	
大 阪 府	有	大阪府浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 100人槽以下の「窒素又はりん除去型」、「窒素及びりん除去型」。ただし、戸別の浄化槽については10人槽以下、共同浄化槽については、50人槽以下を対象とする。住宅用のみを対象とする。	国の対象基準額と同じ	補助対象額の25/1000	
兵 庫 県	無					
奈 良 県	無					
和 歌 山 県	有	和歌山県浄化槽市町村整備推進事業支援交付金	国の対象と同じ	起債総額から、交付税算定額を控除した額。	1/2	
鳥 取 県	有	鳥取県浄化槽設置推進基金造成事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・処理対象人員が50人以下 ・起債償還のための基金造成を実施 ※年度内整備戸数の要件は無し	国の補助対象基準額と同じ	1/20（ただし、整備事業年度に基金に積み立てた額を上限とする）	
島 根 県	有	島根県生活排水処理普及促進交付金	汚水処理施設整備交付金事業、循環型社会形成促進交付金事業、公共浄化槽等整備促進事業の対象浄化槽	地方債充当額ー（地方債充当額×控除率(※)） （※）控除率＝下水道事業債0.45、過疎債0.70、辺地債0.80、下水道事業債（臨時措置分）1.0	補助対象額×1/2	
岡 山 県	無					
広 島 県	有	広島県公共浄化槽等整備推進事業債償還費補助金	国の対象と同じ	市町村の起債元金の償還額（交付税措置分を除く）	1/3	
山 口 県	無					
徳 島 県	有	徳島県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： ・50人槽以下 ・共同浄化槽を除く	国の補助対象基準額と同じ	1/10 ただし、令和２年度から令和４年度までの間に事業着手（調査着手含む）した場合は整備開始年度から３年間に限り1/5	

１５．公共浄化槽等整備推進事業に対する都道府県の補助の状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	補助制度の有無	補助制度の名称	補助対象浄化槽	補助対象額	補助割合	その他
香 川 県	有	香川県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅（販売、賃貸及び寄宿を目的とする住宅を除く。）に設置する50人槽以下で市町が助成する浄化槽	人槽ごとの基準額と人槽ごとの実支出額を比較していずれか低い額	1/10	
愛 媛 県	有	愛媛県浄化槽設置整備事業費補助金	国の対象に加えて条件あり 条件： 新築を除き、10人槽以下に限る	国の補助対象基準と同じ	1/10	・財政力指数に応じた補正係数を乗じて補助金額を算定 ・令和2年度から補助対象に宅内配管費用を追加
高 知 県	無					
福 岡 県	有	福岡県浄化槽整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以内	基本的には国の補助対象基準額と同じであるが、国の人槽区分を細分化している。6人槽、8人槽、11～15人槽、21～25人槽、31～40人槽区分を国の基準額を按分して設定している。	7.50%	
佐 賀 県	有	佐賀県浄化槽市町整備推進事業交付金	国の対象と同じ	・先導的整備交付金 国庫補助対象事業費に係る対象費（起債額（公費負担分）から、交付税措置額を除いた額）	1/2以内	市町長が地方自治体第241条第1項の規定に基づき設置した減債基金に交付金を交付するものとし、市町は、下水道事業債の償還時に基金を取り崩し、当該償還財源に充当するものとする。
長 崎 県	有	長崎県浄化槽設置整備事業補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 50人槽以下の浄化槽に限る	国の補助対象基準額と同じ	１　事業実施前々年度末汚水処理人口普及率50%以上の市町　5% ２　事業実施前々年度末汚水処理人口普及率50%未満の市町　10% ３　上記区分1及び2に関わらず、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の指定を受けた地域　10%	令和3年度までに開始した事業を補助対象とし、5年間を補助期間とする。 ただし、その補助期間の最終年度は、令和7年度までとする。
熊 本 県	有	熊本県公共浄化槽等整備推進事業交付金	国の対象と同じ	国の補助対象事業費と同じ	6.5%以内	後年度交付金
大 分 県	有	①大分県公共浄化槽等整備推進事業 ②大分県公共浄化槽等整備促進事業	国の対象と同じ	国の補助対象基準額と同じ	①交付金算定基準費に交付率（70%−当該市町村前年度末生活排水処理率）を乗じて得た額と、市町村実質負担額の1/2の額を比較し、小さい方の額を交付 ②交付金算定基準費に交付率（90%−当該市町村前年度末生活排水処理率）を乗じて得た額と、市町村実質負担額の1/2の額を比較し、小さい方の額を交付	
宮 崎 県	有	宮崎県浄化槽整備事業費補助金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 住宅、共同住宅等で延べ面積の2分の1以上が住居の用に供される家屋、又は民宿等の施設に設置される10人槽以下の浄化槽	国の補助対象基準額と同じ	下水道事業債起債額から交付税措置相当額を控除した2分の1 ※財政力指数による減額調整あり	生活排水処理率及び財政力指数により補助対象としない場合がある。
鹿 児 島 県	有	鹿児島県浄化槽整備事業交付金	国の対象に加えて、条件あり 条件： 専用住宅で既設住宅の単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を10人槽以下の合併処理浄化槽に転換する場合	浄化槽設置整備事業（個人設置型）における補助対象基準額と同じ	本土：1/15，離島・奄美：1/20	財政力指数比による補正あり（財政力指数比：県平均財政力指数／各市町村財政力指数）
沖 縄 県	無					

１６．国庫助成による浄化槽整備実績

※「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び
東日本大震災復興交付金によるもの。

都道府県名	令和2年度　国庫助成による新設基数						
		市町村設置型			個人設置型		
			うち単独転換			うち単独転換	
				うち撤去費助成あり			うち撤去費助成あり
北海道	537	90	0	0	447	27	15
青森県	406	37	12	1	369	43	12
岩手県	1,021	227	1	0	794	0	0
宮城県	938	480	0	0	458	8	3
秋田県	522	54	2	0	468	15	0
山形県	380	134	18	1	246	50	0
福島県	1,796	173	20	5	1,623	353	296
茨城県	2,432	138	28	5	2,294	978	865
栃木県	1,394	36	3	2	1,358	470	248
群馬県	1,700	272	128	85	1,428	566	1
埼玉県	1,050	215	79	35	835	737	612
千葉県	890	21	7	0	869	506	169
東京都	60	26	4	0	34	15	11
神奈川県	247	73	27	0	174	152	105
新潟県	281	41	4	0	240	72	34
富山県	121	11	2	1	110	41	27
石川県	114	83	31	19	31	22	22
福井県	86	0	0	0	86	26	10
山梨県	456	30	18	0	426	50	9
長野県	667	36	0	0	631	11	3
岐阜県	1,010	22	3	0	988	312	238
静岡県	4,168	16	11	0	4,152	1,515	243
愛知県	1,087	1	1	0	1,086	555	391
三重県	1,267	193	33	15	1,074	168	123
滋賀県	83	0	0	0	83	6	0
京都府	219	108	0	0	111	1	1
大阪府	64	21	8	0	43	7	1
兵庫県	318	0	0	0	318	58	34
奈良県	232	1	0	0	231	39	17
和歌山県	2,048	0	0	0	2,048	149	108
鳥取県	117	13	0	0	104	56	0
島根県	719	191	38	0	528	34	13
岡山県	1,690	29	0	0	1,661	101	23
広島県	1,040	120	16	0	920	157	93
山口県	623	5	0	0	618	58	30
徳島県	952	132	38	8	820	201	86
香川県	1,464	0	0	0	1,464	379	350
愛媛県	915	104	16	11	811	99	11
高知県	791	13	0	0	778	35	14
福岡県	2,310	223	0	0	2,087	119	68
佐賀県	1,060	769	50	20	291	3	0
長崎県	1,499	2	0	0	1,497	83	67
熊本県	1,367	183	32	0	1,184	127	56
大分県	1,296	80	21	0	1,216	702	384
宮崎県	1,202	290	63	0	912	505	386
鹿児島県	2,915	99	19	1	2,816	1,077	945
沖縄県	36	0	0	0	36	9	1
合計	45,590	4,792	733	209	40,798	10,697	6,125

１６．国庫助成による浄化槽整備実績

※　「国庫助成」は循環型社会形成推進交付金、地方創生汚水処理施設整備推進交付金及び東日本大震災復興交付金によるもの。

（全体イメージ図）

（令和2年度末）

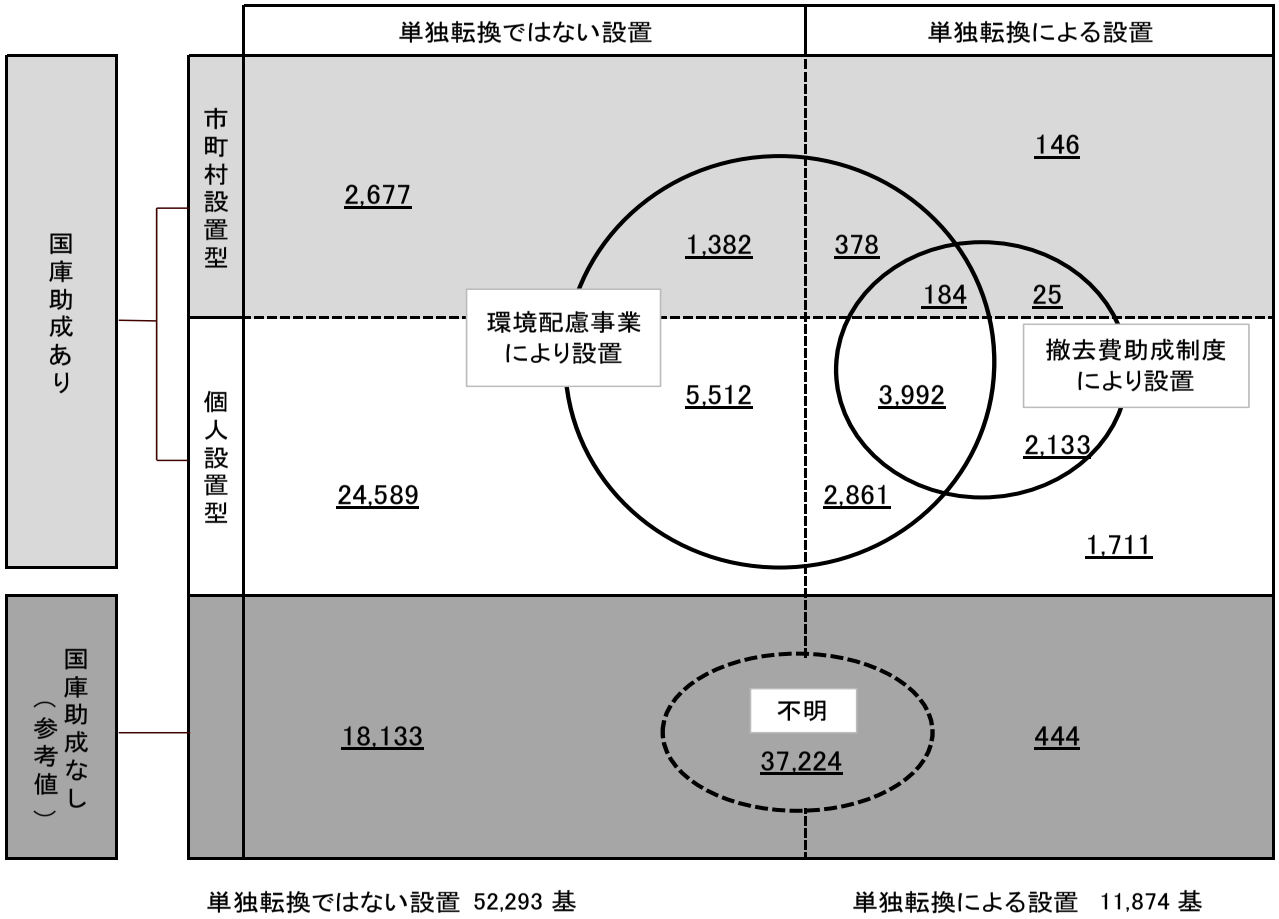

○国庫助成あり	45,590	基
うち市町村設置型	4,792	基
うち個人設置型	40,798	基
うち環境配慮事業により設置	14,309	基
うち撤去費助成制度により設置	6,334	基
○国庫助成なし※（参考値）	55,801	基
うち単独転換による設置	444	基
うち単独転換ではない設置	18,133	基
うち不明	37,224	基

※「国庫助成なし」については、「3. 浄化槽新設基数」より算出

※「環境配慮事業」の正式名称は「環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業」

１７．浄化槽法に関する事務（権限）の移譲の状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	移譲の有無	移譲先市町村名	① 第5条 第1項	② 第5条 第2項	③ 第5条 第4項	④ 第7条 第2項	⑤ 第7条の2 第1項	⑥ 第7条の2 第2項	⑦ 第7条の2 第3項	⑧ 第10条の2 第1項	⑨ 第10条の2 第2項	⑩ 第10条の2 第3項	⑪ 第11条 第2項	⑫ 第11条の2 第1項	⑬ 第11条の2 第2項	⑭ 第11条の3	⑮ 第12条 第1項	⑯ 第12条 第2項	⑰ 第12条の2 第1項	⑱ 第12条の2 第2項	⑲ 第12条の2 第3項	⑳ 第53条 第1項	㉑ 第53条 第2項	㉒ 附則 第11条 第1項	㉓ 附則 第11条 第2項	㉔ 附則 第11条 第3項	その他・備考
北海道	有	室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、根室市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、富良野市、登別市、恵庭市、伊達市、北広島市、石狩市、北斗市、当別町、新篠津村、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、津別町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町、新冠町、様似町、えりも町、新ひだか町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○				
北海道	有	日高町、浦河町、平取町、斜里町	○	○	○					○	○	○					○	○				○	○				
青森県	無																										
岩手県	有	宮古市、花巻市、遠野市、一関市、奥州市、九戸村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
宮城県	有	県内全市町村（仙台市を除く）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
秋田県	有	能代市、横手市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、大仙市、北秋田市、小坂町、藤里町、三種町、八峰町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
山形県	有	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町	○	○	○					○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	
福島県	有	市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
茨城県	有	水戸市を除く各市町村	○	○	○					○	○	○				○											
栃木県	有	全市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
群馬県	有	桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市	○	○	○																						
埼玉県	有	22市町	○	○	○					○	○	○		○	○	○											
埼玉県	有	16市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
埼玉県	有	8町村	○	○	○					○	○	○		○	○	○											法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同意についても移譲
埼玉県	有	5市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				法第12条の5第4項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による同意についても移譲
埼玉県	有	6市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
千葉県	無																										
東京都	無																										
神奈川県	無																										
新潟県	有	長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、胎内市、阿賀町、湯沢町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○				⑫、⑬、㉒、㉓、㉔については、令和3年4月1日から権限を移譲
富山県	有	高岡市	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				

１７．浄化槽法に関する事務（権限）の移譲の状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	移譲の有無	移譲先市町村名	①第5条第1項	②第5条第2項	③第5条第4項	④第7条第2項	⑤第7条の2第1項	⑥第7条の2第2項	⑦第7条の2第3項	⑧第10条の2第1項	⑨第10条の2第2項	⑩第10条の2第3項	⑪第11条第2項	⑫第11条の2第1項	⑬第11条の2第2項	⑭第11条の3	⑮第12条第1項	⑯第12条第2項	⑰第12条の2第1項	⑱第12条の2第2項	⑲第12条の2第3項	⑳第53条第1項	㉑第53条第2項	㉒附則第11条第1項	㉓附則第11条第2項	㉔附則第11条第3項	その他・備考
石川県	無																										
福井県	有	福井市																									法第22条第1項の申請書の受理、知事への送付 法第25条第1項、法第26条、法第33条第3項の届出の受理、知事への送付
	有	高浜町、若狭町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法第49条第1項、第2項
山梨県	有	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、笛吹市、上野原市、富士川町、早川町、身延町、南部町、昭和町、山中湖村、鳴沢村、小菅村、丹波山村	○							○	○	○		○	○	○											
	有	南アルプス市、甲斐市、甲州市、中央市、市川三郷町、道志村、西桂町、忍野村、富士河口湖町	○	○	○					○	○	○		○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	第12条の5第4項
長野県	有	県内全市町村	○	○	○					○	○	○		○	○	○						○	○				第12条の5第4項
岐阜県	有	岐阜市以外の41市町村	○											○	○	○											
静岡県	有	富士市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第49条第1項の規定による台帳の作成を権限移譲している。
	有	沼津市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	有	熱海市　三島市　富士宮市　伊東市　島田市　御殿場市　裾野市　湖西市　伊豆市　菊川市　伊豆の国市　牧之原市　東伊豆町　河津町　松崎町　西伊豆町　函南町　清水町　長泉町　小山町　吉田町　川根本町	○											○	○	○											届出に係る届出書の受付事務のみ権限移譲している。
愛知県	無																										
三重県	有	松阪市、多気町、大台町		○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				公共浄化槽に限る
	有	大紀町	○	○			○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
滋賀県	有	大津市を除く全市町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
京都府	有	京都市、福知山市、舞鶴市、伊根町、与謝野町、久御山町、精華町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	有	綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町	○	○	○					○	○	○		○	○	○	○	○				○	○				
大阪府	有	岸和田市、貝塚市、茨木市、松原市、和泉市、摂津市、四條畷市、交野市、阪南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12条の5第4項 49条第1項、第2項
兵庫県	有	芦屋市、伊丹市、加古川市、高砂市、三田市、川西市、宝塚市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
奈良県	有	生駒市、曽爾村、御杖村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
和歌山県	有	和歌山市を除く全市町村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第32条第1項 第49条第1項、第2項
鳥取県	有	米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第49条第1項、第49条第2項も移譲
	有	北栄町、日野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				第49条第1項、第49条第2項も移譲
	無	鳥取市（保健所設置市のため）、三朝町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、江府町																									
島根県	無																										
岡山県	無																										
広島県	有	竹原市、三原市、尾道市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
山口県	有	山口市、萩市、長門市、周南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第12条の5第4項、第49条第1項、第49条第2項
徳島県	無																										
香川県	有	善通寺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第49条第1項、第2項

１７．浄化槽法に関する事務（権限）の移譲の状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	移譲の有無	移譲先市町村名	①第5条第1項	②第5条第2項	③第5条第4項	④第7条第2項	⑤第7条の2第1項	⑥第7条の2第2項	⑦第7条の2第3項	⑧第10条の2第1項	⑨第10条の2第2項	⑩第10条の2第3項	⑪第11条第2項	⑫第11条の2第1項	⑬第11条の2第2項	⑭第11条の3	⑮第12条第1項	⑯第12条第2項	⑰第12条の2第1項	⑱第12条の2第2項	⑲第12条の2第3項	⑳第53条第1項	㉑第53条第2項	㉒附則第11条第1項	㉓附則第11条第2項	㉔附則第11条第3項	その他・備考
愛媛県	有	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、上島町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
高知県	有	安芸市、宿毛市、本山町、土佐町、津野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
福岡県	無																										
佐賀県	有	一部市町	○	○	○					○	○	○		○	○	○											
長崎県	無																										
熊本県	有	人吉市、荒尾市、玉名市、天草市、山鹿市、宇土市、上天草市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
大分県	有	中津市、日田市、津久見市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第49条第1項、第2項等についても移譲
宮崎県	無																										
鹿児島県	有	阿久根市、指宿市、垂水市、日置市、いちき串木野市、南九州市、伊佐市、湧水町、十島村、三島村、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、大和村、宇検村、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
沖縄県	有	伊是名村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第49条第1項、第49条第2項についても権限移譲済み

１８．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要

（令和2年度末現在）

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続等）	補助金額	その他要件等
北　海　道	無				
青　森　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	国の基準額の特例に準じ、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が現行の基準額を超える場合には、知事が必要と認めた額を基準額としている。現行の基準額を超える額は9万円まで。補助金は補助基本額の6分の1以内の額。	
岩　手　県	無				
宮　城　県	無				
秋　田　県	無				
山　形　県	無				
福　島　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換、完全撤去	30,000円	
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換、完全撤去	30,000円	
茨　城　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（霞ヶ浦流域等は高度処理型浄化槽）に転換する場合	基準額：9万円 補助率：2/3（国庫補助対象外の場合は10/10）	
栃　木　県	無				
群　馬　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	個人設置型については、転換・撤去の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の2分の1を補助する。 市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、県基準額10万円を上限に2分の1を補助する。 ※個人設置型、市町村設置型ともに、国の撤去費特例の助成を受ける場合は、10万円からその額を除いた2分の1を補助する。	
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	個人設置型については、転換・撤去の市町村補助額が県基準額を超える額に対して上限10万円の2分の1を補助する。 市町村設置型については、単独処理浄化槽等を撤去等する費用に対して、県基準額10万円を上限に2分の1を補助する。 ※個人設置型、市町村設置型ともに、国の撤去費特例の助成を受ける場合は、10万円からその額を除いた2分の1を補助する。	
埼　玉　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体設置工事費、配管費と撤去費を合わせて1基当たり20万円（※）が限度	※25万円、40万円、50万円の場合あり
	有	汲み取り便槽の撤去	・埼玉県生活排水処理施設整備構想で設定されている浄化槽整備区域 ・合併転換時	本体、本体設置工事費、配管費と撤去費を合わせて1基当たり20万円（※）が限度	※25万円、40万円、50万円の場合あり
千　葉　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	全域	＜補助対象額＞ 単独転換：180千円/基 ＜補助割合＞ 1/2 ※国補助成対象となる場合は、国助成額を引いた額の1/2	
	有	汲み取り便槽の撤去	全域	＜補助対象額＞ 汲取転換：100千円/基 ＜補助割合＞ 1/2	
東　京　都	有	既設単独処理浄化槽の撤去	公共下水道事業計画の認可を受けた地域を除く区域内全域における合併転換	循環型社会形成交付金取扱要領別表4の基準額の特例が適用される場合、補助対象額から国庫補助対象額を控除した金額に2分の1を乗じて得た額。それ以外の場合は補助対象に2分の1を乗じて得た額。	
神 奈 川 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	①神奈川県浄化槽整備事業補助金 ・既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・原則、次の各号に掲げる地域を除いた県内全域を対象とする。 (1)政令指定都市 (2)下水道法第４条第1項又は同法第25条の３第１項に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域 (3) 農業集落排水資源循環統合補助事業実施要綱に基づく農業集落排水整備計画区域 (4) 水源地域 ②神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金 ・既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・ダム集水域及びダム下流域を対象	① 90,000円を上限 （補助率1/3） ② 付帯工事費の一部に含まれる （「13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況」を参照）	

１８．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要

（令和2年度末現在）

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続等）	補助金額	その他要件等
神奈川県	有	汲み取り便槽の撤去	神奈川県水源環境保全・再生市町村補助金 ・既存汲み取り便槽を撤去し合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽撤去に要する費用を補助。 ・ダム集水域及びダム下流域を対象	付帯工事費の一部に含まれる （「13. 浄化槽設置整備事業に対する都道府県の補助の状況」を参照）	
新潟県	無				
富山県	無				
石川県	無				
福井県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	基準額：上限90,000円 補助率1/3	処理対象人員50人以下の合併処理浄化槽を設置する場合に限る
山梨県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	国の対象に加えて、条件あり （５０人槽以下の浄化槽に限る）	国の補助対象金額と同じ	
長野県	無				
岐阜県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	国に準ずる	国に準ずる	
静岡県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業の事業対象地域 単独処理浄化槽の撤去事業に該当すること	国が撤去費相当分（上限9万円）として認める額の3分の1以内（市町の財政力指数に応じて補正有）	
愛知県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	90,000円を上限とし費用の1/5を補助。	
	有	汲み取り便槽の撤去	合併処理浄化槽への転換	90,000円を上限とし費用の3/10を補助。	
三重県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	(1)30,000 円 (2)15,000 円	(2)環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備促進事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業の場合
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	(1)30,000 円 (2)20,000 円 (3)15,000 円	単独処理浄化槽の使用を廃止する者の場合は(2)20,000 円。ただし、環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備促進事業及び離島地域を対象とする浄化槽整備事業は(3)15,000 円。また、いずれの場合であっても家屋の建て替え（いったん更地にする改築を含む。ここでいう改築とは建物の全部を撤去し、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えることをいう。）により浄化槽を設置するときは、(1)30,000 円。 汲み取り便槽の使用を廃止する者の場合（同時に単独処理浄化槽の使用を廃止する場合を除く）は(1)30,000 円
滋賀県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象区域と同様	90,000円（上限） 補助率1/3	環境省が実施する浄化槽設置整備事業の対象である場合に限る
京都府	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	上限9万円	
大阪府	無				
兵庫県	無				
奈良県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	循環型社会形成推進交付金を受けて行う事業、もしくは汚水処理施設整備交付金を受けて行う事業であって、合併浄化槽に転換する場合	環境大臣が認めた額と同額	奈良県浄化槽設置事業補助交付金要綱による
和歌山県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	上限9万円	
鳥取県	無				
島根県	無				
岡山県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	撤去に要する費用（上限9万円）の3分の1	専用住宅に設置する処理対象人員50人以下の浄化槽を設置する場合に限る。
広島県	無				
山口県	無				
徳島県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限9万円の1/6以内	１基あたり9万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない額の方を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限10万円の1/6以内	1基あたり10万円と撤去に要した経費を1基ごとに比較して少ない方の額を選定し、その額の合計額に補助率6分の1を乗じた額を補助
香川県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：国の基準額（90千円）と同じ 補助率：1/3 （環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業は1/4）	
	有	汲み取り便槽の撤去	浄化槽整備区域	市町が定める浄化槽整備区域において、汲み取り便槽を合併処理浄化槽へ設置替えした者に対し、市町が転換工事に必要な撤去費を助成する事業に対し助成 基準額：90千円 補助率：1/2	

１８．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

（１）都道府県による補助制度の概要　　（令和2年度末現在）

都道府県名	制度の有無	補助対象	補助要件 （地域、合併転換、下水道接続等）	補助金額	その他要件等
愛　媛　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域	上限9万円（補助率1/3：財政力指数による係数あり）	10人槽以下に限る。
高　知　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽設置整備事業（国庫助成事業、個人型）実施区域、合併転換	90,000円	
福　岡　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換	撤去費：最大3万円 （基準額9万円、1/3） 配管費（国庫活用しない場合）：最大7万円（基準額14万円、1/2） 配管費（国庫活用する場合）：最大10万円（基準額30万円、1/3）	浄化槽設置整備事業（個人設置型）
	有	汲み取り便槽の撤去	合併転換	撤去費：最大3万円 （基準額6万円、1/2） 配管費：最大7万円（基準額14万円、1/2）	浄化槽設置整備事業（個人設置型）
佐　賀　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	公共浄化槽等整備推進事業交付金の対象事業費に含まれるものに限る	対象費の1/2	交付対象費：起債額（公費負担分）から、交付税措置額を除いた額
長　崎　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域、合併転換	上限90,000円	
熊　本　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	①下水道認可区域外であること。 ②下水道許可区域であっても、下水道整備が当分の間（原則として７年以上）見込まれない地域で、水質汚濁防止法（昭和45年法律第１３８号）第１４条の７第１項に規定する生活排水対策重点地域であること。 ③農業集落排水事業採択区域外であること。 ④その他の集合排水処理施設整備予定地域外であること。	国の補助金額と同じ	国の要件と同じ
大　分　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	浄化槽整備区域における合併転換	9万円／基	市町村が、浄化槽整備区域の単独槽撤去に対し補助する場合、1基あたり9万円を上限とし、国庫補助相当額を除いた額の1/2を補助。
宮　崎　県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	県内全域、既存単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽を整備する場合	上限90,000円（補助率1/3：財政力指数による減額調整あり）	
鹿 児 島 県	有	既設単独処理浄化槽の撤去	合併転換、浄化槽整備区域	上限9万円	
沖　縄　県	無				

１８．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

（２）補助制度がある市町村（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	26	函館市、小樽市、旭川市、釧路市、北見市、苫小牧市、紋別市、根室市、北広島市、福島町、知内町、江差町、島牧村、神恵内村、仁木町、新十津川町、美瑛町、上富良野町、占冠村、剣淵町、増毛町、大空町、厚岸町、標茶町、白糠町、羅臼町
青森県	7	八戸市、十和田市、野辺地町、六戸町、横浜町、東通村、佐井村
岩手県	0	
宮城県	4	名取市、栗原市、大河原町、亘理町
秋田県	3	能代市、三種町、八郎潟町
山形県	8	寒河江市、西川町、朝日町、大江町、金山町、最上町、大蔵村、高畠町
福島県	43	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、猪苗代町、柳津町、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、古殿町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、浪江町、新地町、飯舘村
茨城県	39	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	13	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市、那須烏山市、市貝町、芳賀町、那須町
群馬県	13	太田市、富岡市、上野村、神流町、下仁田町、甘楽町、嬬恋村、東吾妻町、片品村、板倉町、明和町、千代田町、大泉町
埼玉県	31	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、飯能市、本庄市、鴻巣市、上尾市、越谷市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、越生町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町、横瀬町、長瀞町、東秩父村、美里町、神川町、寄居町、杉戸町
千葉県	46	千葉市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、浦安市、袖ケ浦市、八街市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、山武郡横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	6	青梅市、昭島市、東大和市、稲城市、あきる野市、八丈町
神奈川県	25	横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、伊勢原市、座間市、南足柄市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町、愛川町
新潟県	10	長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、燕市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市
富山県	4	氷見市、滑川市、小矢部市、立山町
石川県	7	金沢市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、白山市、穴水町
福井県	3	大野市、勝山市、越前市
山梨県	5	甲斐市、市川三郷町、身延町、富士川町、富士河口湖町
長野県	6	伊那市、大町市、東御市、軽井沢町、御代田町、箕輪町
岐阜県	19	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、各務原市、瑞穂市、本巣市、養老町、関ケ原町、大野町、七宗町、白川町、東白川村、御嵩町
静岡県	16	静岡市、沼津市、熱海市、三島市、島田市、富士市、掛川市、袋井市、下田市、裾野市、牧之原市、松崎町、函南町、駿東郡清水町、川根本町、森町

１８．既設単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去に関する補助の状況

（２）補助制度がある市町村（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
愛知県	29	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、豊明市、清須市、弥富市、あま市、飛島村、阿久比町、南知多町、美浜町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	18	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、菰野町、明和町、度会町、大紀町、紀北町、紀宝町
滋賀県	4	彦根市、守山市、高島市、日野町
京都府	3	福知山市、宇治市、京丹後市
大阪府	7	高石市、池田市、阪南市、摂津市、和泉市、松原市、茨木市
兵庫県	9	洲本市、加古川市、宝塚市、加西市、淡路市、播磨町、市川町、福崎町、上郡町
奈良県	13	大和高田市、天理市、生駒市、葛城市、平群町、吉野町、大淀町、下市町、天川村、十津川村、下北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	24	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、九度山町、高野町、湯浅町、有田郡広川町、由良町、印南町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	2	境港市、湯梨浜町
島根県	4	松江市、益田市、奥出雲町、川本町
岡山県	17	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、備前市、瀬戸内市、真庭市、浅口市、里庄町、鏡野町、久米南町、美咲町、吉備中央町
広島県	10	尾道市、福山市、府中市、庄原市、東広島市、廿日市市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県	6	下関市、宇部市、山口市、下松市、岩国市、山陽小野田市
徳島県	14	徳島市、鳴門市、小松島市、美馬市、三好市、上勝町、石井町、那賀町、海陽町、北島町、藍住町、上板町、東みよし町、勝浦町
香川県	14	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、多度津町
愛媛県	2	宇和島市、愛南町
高知県	9	高知市、室戸市、安芸市、安田町、本山町、いの町、中土佐町、日高村、四万十町
福岡県	26	福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、田川市、柳川市、八女市、行橋市、豊前市、大野城市、宗像市、宮若市、篠栗町、須恵町、遠賀町、小竹町、鞍手町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、赤村、福智町、苅田町
佐賀県	4	唐津市、嬉野市、基山町、玄海町
長崎県	7	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、対馬市、五島市、南島原市
熊本県	20	熊本市、八代市、荒尾市、水俣市、山鹿市、宇土市、阿蘇市、天草市、合志市、美里町、小国町、西原村、御船町、甲佐町、津奈木町、錦町、多良木町、水上村、相良村、五木村
大分県	9	大分市、中津市、日田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、九重町、玖珠町
宮崎県	13	都城市、延岡市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、高鍋町、新富町、門川町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	34	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、さつま町、長島町、湧水町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、与論町
沖縄県	5	石垣市、沖縄市、豊見城市、大宜味村、読谷村
合計	637	

１９．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（１）補助制度がある市町村　　（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村数	補助の対象					
		合併のみ		合併・単独		単独のみ	
北 海 道	25	札幌市、釧路市、北見市、紋別市、厚沢部町、京極町、神恵内村、月形町、秩父別町、鷹栖町、当麻町、比布町、南富良野町、剣淵町、浜頓別町、雄武町、えりも町、上士幌町、鹿追町、白糠町	20	東神楽町、愛別町、東川町、美瑛町、和寒町	5		0
青 森 県	0		0		0		0
岩 手 県	4	遠野市、雫石町、矢巾町、一関市	4		0		0
宮 城 県	7	仙台市、名取市、富谷市、亘理町、利府町、女川町	6	塩竈市	1		0
秋 田 県	1	美郷町	1		0		0
山 形 県	1	東根市	1		0		0
福 島 県	5	郡山市、須賀川市、本宮市、大熊町	4	猪苗代町	1		0
茨 城 県	1	東海村	1		0		0
栃 木 県	0		0		0		0
群 馬 県	3	高崎市、館林市、甘楽町	3		0		0
埼 玉 県	10	川越市、熊谷市、飯能市、深谷市、坂戸市、日高市、越生町、川島町、東秩父村、神川町	10		0		0
千 葉 県	5	成田市、佐倉市、東金市、富里市、芝山町	5		0		0
東 京 都	23	奥多摩町、青ヶ島村	2	品川区、大田区、世田谷区、杉並区、足立区、葛飾区、八王子市、立川市、青梅市、昭島市、町田市、日野市、国分寺市、東大和市、清瀬市、稲城市、あきる野市、日の出町、檜原村、大島町、八丈町	21		0
神奈川県	9	平塚市、三浦市、葉山町、中井町、大井町、松田町、清川村	7	相模原市、藤沢市	2		0
新 潟 県	6	長岡市、見附市、村上市、魚沼市、南魚沼市	5	田上町	1		0
富 山 県	5	高岡市、氷見市、黒部市、小矢部市、朝日町	5		0		0
石 川 県	1	白山市	1		0		0
福 井 県	4	福井市、越前市、越前町、おおい町	4		0		0
山 梨 県	2	甲府市、早川町	2		0		0
長 野 県	28	松本市、飯田市、小諸市、大町市、塩尻市、南牧村、南相木村、北相木村、青木村、長和町、箕輪町、飯島町、松川町、高森町、根羽村、下條村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、大桑村、山ノ内町、信濃町	23	伊那市、阿南町、売木村、上松町、木曽町	5		0
岐 阜 県	0		0		0		0
静 岡 県	3	富士市、袋井市、御前崎市	3		0		0
愛 知 県	4	飛島村、幸田町	2	豊田市、清須市	2		0
三 重 県	3	四日市市、伊勢市、いなべ市	3		0		0
滋 賀 県	7	大津市、近江八幡市、甲賀市、高島市、東近江市、日野町、多賀町	7		0		0
京 都 府	6	福知山市、綾部市、宮津市、南丹市、伊根町、与謝野町	6		0		0
大 阪 府	1	千早赤阪村	1		0		0
兵 庫 県	10	加古川市、宝塚市、三田市、朝来市、淡路市、宍粟市、猪名川町、多可町、市川町、丹波市	10		0		0
奈 良 県	1		0	川上村	1		0
和歌山県	0		0		0		0
鳥 取 県	2	湯梨浜町、江府町	2		0		0
島 根 県	3	出雲市、奥出雲町、吉賀町	3		0		0
岡 山 県	1	西粟倉村	1		0		0
広 島 県	4	福山市、安芸太田町、北広島町、世羅町	4		0		0
山 口 県	2	長門市、周南市	2		0		0
徳 島 県	1	那賀町	1		0		0
香 川 県	2	三豊市、琴平町	2		0		0
愛 媛 県	3	松山市、今治市、西条市	3		0		0
高 知 県	0		0		0		0
福 岡 県	6	久留米市、宗像市、うきは市、筑前町、東峰村、大木町	6		0		0
佐 賀 県	5	鳥栖市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、玄海町	5		0		0
長 崎 県	6	大村市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、佐々町	5	小値賀町	1		0
熊 本 県	5	西原村、錦町、水上村、あさぎり町、苓北町	5		0		0
大 分 県	0		0		0		0
宮 崎 県	4	西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町	4		0		0
鹿児島県	1		0	十島村	1		0
沖 縄 県	0		0		0		0
合　計	220		179		41		0

１９．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要

（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村名	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
					申請対象者					補助対象費用							
		単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
北海道	札幌市	合併	10人槽	下水道事業計画区域外	○	○	○	申請年度又は前年度に法定検査を受検していること	有り		○					5人槽:32,000円 6～7人槽:45,000円 8～10人槽:68,000円	人槽別に設定 同年度に1回まで
	釧路市	合併	無し	下水道供給開始区域外	○			市税等の滞納がないこと、専用住宅のみ対象	有り			○				8,000円	一律 11条点検費用全額補助
	北見市	合併	10人槽	無し		○			有り			○				法定検査費用の全額補助	
	紋別市	合併	無し	下水道法事業計画区域を除く市内全域	○				有り			○				8,000円	
	厚沢部町	合併	10人槽	町内居住者	○				有り			○				8,000円	
	京極町	合併	5～10人槽	無し	○			滞納の有無	有り	○	○	○				10,000円	
	神恵内村	合併	無し	神恵内村給水区域	○				有り	○		○				10人槽まで:3,000円×消費税×4 11人槽～20人槽:4,000円×消費税×4 21人槽～40人槽:5,000円×消費税×4 41人槽～60人槽:6,000円×消費税×4 61人槽以上:7,000円×消費税×4 7条検査及び11条検査の手数料	
	月形町	合併	10人槽	町内の農業事業区域を除く区域	○			町内在住	有り					○		修繕費用の3分の2補助	
	秩父別町	合併	10人槽	農業集落排水区域内		○		保守点検契約書の写し等	有り	○	○	○		○		対象経費のうち予算の範囲内	1基につき20,000円で予算措置
	鷹栖町	合併	10人槽	下水道区域外		○			有り	○						上限10,000円	
	東神楽町	単独・合併	無し	無し	○		○		有り	○	○	○				補助率:補助対象費用の1/2	
	当麻町	合併	10人槽	無し	○				有り	○	○	○				補助対象経費の3分の1以内、100円未満の端数は切り捨て	
	比布町	合併	10人槽	比布町内	○				有り	○	○	○		○		20,000円	
	愛別町	単独・合併	10人槽以下	無し	○				有り	○	○	○			汚泥抜取	定率及び定額	定率(設置年より2～6年目は1/2、7～11年目は1/3) 定額(設置より12年目以降)
	東川町	単独・合併	10人槽まで	無し		○		管理組合の組合員	無し							8,000円	
	美瑛町	単独・合併	10人槽	公共下水道認可区域外	○	○			有り	○	○	○				単独　19,000円 合併5人槽　24,000円 合併6人槽　25,000円 合併7人槽　26,000円 合併8人槽　27,000円 合併9～10人槽　29,000円	人槽別　上限額
	南富良野町	合併	無し	無し	○			町税等町に対する公法上納入金の完納	有り	○		○				(上限30千円、左記経費の50%)	設置後5年間に限る
	和寒町	単独・合併	10人槽まで	対象区域内		○			有り	○	○	○				1件9,500円	
	剣淵町	合併	10人槽以下	下水道区域外		○		浄化槽維持管理組合に加入していること	有り	○	○	○				補助率1/2、上限15,000円	
	浜頓別町	合併	10人槽	無し		○			無し							6,500円	
	雄武町	合併	無し	下水道のない地域	○				有り	○		○				25,000円	
	えりも町	合併	無し	町内	○				無し							助成対象経費の2分の1	設置年度を起点として3年間
	上士幌町	合併	10人槽	下水道処理区域外	○				有り	○	○	○				25,000円	金額は5～10人槽一律
	鹿追町	合併	無し	無し	○		○	なし	有り	○	○	○		○		電気代をのぞく維持管理費用は全額町負担	
	白糠町	合併	無し	白糠町内	○	○	○	下水道整備予定外地域	有り			○				法定検査費用全額補助	
岩手県	遠野市	合併	10人槽まで	有り		○		新たに浄化槽を設置した年度から5年間	無し							人槽にかかわらず、1世帯につき年間15,000円	令和3年度限りで廃止予定
	雫石町	合併	無し	下水道供用開始済区域を除いた区域	○		○	税金を滞納していないこと。 浄化槽法の規定に基づき適正な維持管理を行っていること。 維持管理契約期間内に汚泥の汲み取り及び清掃をしていること。	有り	○	○	○				浄化槽1基につき 20,000円	
	矢巾町	合併	50人槽	有り	○				有り	○	○	○				補助率1/2かつ上限金あり 20人槽以下20,000円 21～50人槽30,000円	
	一関市	合併	規定なし （概ね10人槽以下を想定）	下水道事業計画認可区域外及び農業集落排水事業処理区域外	○			・住宅に設置された浄化槽 ・保守点検を履行 ・法定検査受検 ・設置後3年以上30年以内の浄化槽	有り					○		修繕経費のうち2万円を超える額の2分の1以内の額（修繕1回あたり10万円を限度）	修繕費補助
宮城県	仙台市	合併	10人槽	下水道法第9条の規定に基づく告示を受けていない区域かつ公共下水道の事業計画区域内	○	○	○	・専ら居住の用に供する建物または延床面積の1/2以上の部分を居住の用に供する建物であること ・建築基準法または浄化槽法の規定に基づく手続きを経て設置された浄化槽であること ・法定検査を受検していること ・維持管理に関する契約を締結しており，適正に管理されていることの証明に必要な書類を提出できること	無し							年間補助限度額 5人槽:17,000円 6人槽:20,000円 7人槽:23,000円 8人槽:26,000円 9人槽:29,000円 10人槽:32,000円 1年間の維持管理に要した額(百円未満切り捨て)が補助限度額を下回る場合は，その金額を補助金額とする。 ただし，維持管理期間が1年に満たない場合は，月割計算(1月未満の端数は1月に切り上げ)により補助限度額を設定する。	
	塩竈市	単独・合併	無し	離島	○				有り						汚泥運搬費	合併浄化槽:補助対象経費の10分の9に相当する額 単独浄化槽:補助対象経費の10分の7に相当する額	
	名取市	合併	10人槽まで	公共下水道区域、農集排区域以外	○				無し							5人槽13千円、7人槽15千円、10人槽17千円	人槽別に設定
	富谷市	合併	10人槽	吉田川流域下水道区域及び仙塩流域下水道区域外の区域	○	○	○		無し							17,000円	5人槽　→　13,000円 7人槽　→　1,5000円 10人槽　→　17,000円
	亘理町	合併	10人槽	公共下水道の認可区域外	○			専用住宅又は延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供する建物	有り						適正に維持管理されていること	5人槽:9,000円 6～7人槽:11,000円 8～10人槽:13,000円	
	利府町	合併	無し	下水道法第9条第2項の規定により下水を処理すべき区域となった区域を除く利府町全域	○			住宅又は集会施設であること	有り	○	○	○				補助対象合計金額か5･6人槽　22，000円、7～10人槽　27，000円のどちらか低い方	
	女川町	合併	7人槽	無し	○				有り				○			(ブロア電気料金) 7,200円 10,800円	5人槽の場合(定額) 7人槽の場合(定額)
秋田県	美郷町	合併	50人槽	浄化槽区域	○	○	○		無し							5000円	
山形県	東根市	合併	10人槽	下水道事業計画区域外	○			設置後20年を経過する合併浄化槽の故障等に伴う更新時	有り						浄化槽工事費補助金の加算	上限金額5人槽:65万、7人槽:90万、10人槽:130万	左記の額と、他の補助金との合計額が本体工事費の10分の9となる場合の額の，いずれか低い方が上限。
福島県	郡山市	合併	10人槽	次に規定する区域を除く郡山市全域。 (1) 下水道法第9条の規定により下水を処理すべき区域となって6 月を経過した区域。 (2) 郡山市農業集落排水施設条例第4条の規定により汚水を処理すべき区域となって6月を経過した区域。	○			1浄化槽につき10年度間で最大10回まで	無し							5～7人槽…15,000円 8～10人槽…20,000円	人槽別に算定

１９．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要

（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村名	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
					申請対象者					補助対象費用							
		単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
福島県	須賀川市	合併	10人槽	下水道区域及び農業集落排水区域以外の区域	○			7条検査もしくは11条検査において適正もしくは概ね適正の判定が必要	無し							12,000円（月1,000円×12か月分）	
	本宮市	合併	5人槽から10人槽以下	下水道区域外	○			市税や水道使用料等に滞納がない	無し							7,000円	
	猪苗代町	単独・合併	10人槽	下水道・農集排の区域外	○		○	町税滞納がないこと	有り	○	○	○				(1)単独 5人槽6,000円 7人槽8,000円 10人槽10,000円 (2)合併 5人槽10,000円 7人槽13,000円 10人槽16,000円 (3)窒素及びリン除去型 5人槽17,000円 7人槽20,000円 10人槽25,000円	人槽別、種類別に設定
	大熊町	合併	50人槽	大熊町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付条例第4条のとおり	○		○		有り	○	○	○				大熊町合併処理浄化槽維持管理助成金交付要綱第2条のとおり	人槽別に限度額を指定
茨城県	東海村	合併	10人槽以上は10人槽として扱う	東海村公共下水道事業計画区域外	○	○	○	当欄に記載しきれないため,「補助金額」の欄に記載する	無し							以下の条件に該当する者は補助金の交付対象外となる。 ①浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出又は建設基準法第6条第1項に基づく確認済証の交付を受けず，合併処理浄化槽の設置をする者 ②住宅等を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者 ③賃貸等営利を目的とした住宅に設置された合併処理浄化槽の維持管理をしている法人 ④村税滞納者 ⑤法定検査の結果が「不適正」と判断され且つ「改善誓約書」を提出しない者 ⑥「改善誓約書」を提出した者であって，翌年の法定検査の結果が「不適正」であった者	人槽別に設定 ５人槽　20,100円 ６人槽　23,600円 ７人槽　27,100円 ８人槽　30,400円 ９人槽　32,700円 10人槽以上　36,100円
群馬県	高崎市	合併	無し	有り	○	○	○	・法定検査を受けていること ・保守・清掃を委託していること	有り		○					清掃業者に支払った額（上限50,000円）に対し右備考欄の補助率を乗じた額（千円未満切捨て）。	・専用住宅：5人槽　30%、6人槽　40%、7人槽　45%、8～10人槽・専用店舗など一律25%
	館林市	合併	無し	補助の対象となる浄化槽は、本市の区域のうち、次に掲げる区域を除いた区域に設置されたものとする。 (1)下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により公示した供用開始区域 (2)農業集落排水事業により供用を開始した区域	○			・自己居住用の専用住宅又は併用住宅に設置されている浄化槽の清掃であること。 ・当該申請年度に清掃を行い、本補助金の交付を申請したこと。 ・当該浄化槽が過去に本補助金の交付を受けたものでないこと。 ・浄化槽法第11条検査を受けていること。	有り		○					5～6人槽：10,000円 7～9人槽：12,000円 10人槽以上：14,000円	
	甘楽町	合併	10人槽	公共下水道及びの農業集落排水区域以外	○	○	○	甘楽町浄化槽設置整備事業費補助金による補助金の交付を受け、その後6か月以上維持管理を継続しているもの	有り	○	○	○	○	○		一律3000円	
埼玉県	川越市	合併	10人槽	下水道処理区域以外の区域	○			保守点検・清掃・法定検査を実施している 最初に申請した年度から翌々年度末まで（上限3回）	有り	○	○	○				＜7条検査で申請＞5人槽1万円、6・7人槽1万1千円、8～10人槽1万2千円 ＜11条検査で申請＞5人槽7千円、6・7人槽8千円、8～10人槽9千円	
	熊谷市	合併	10人槽	下水道供用開始区域及び農業集落排水事業計画区域を除いた区域	○			市税を完納していること。建築確認及び設置届けによる審査を受けて浄化槽を設置していること。法定検査の結果が、適正又はおおむね適正と判定されていること。	無し							20,000円	人槽別に算定し、左記は10人槽の補助金額。
	飯能市	合併	10人槽	公共下水道未処理区域	○			飯能市合併処理浄化槽組合に加入していること	有り	○	○	○				維持管理に要した費用の2分の1以内の額で、25,750円を限度とする	
	深谷市	合併	10人槽	有り	○			市税に滞納がないこと	有り	○	○	○				補助対象費用の合計額の1/2上限20,000円	
	坂戸市	合併	10人槽	有り	○			初回の申請年度から連続する5年間が対象期間	有り			○				法定検査費用の半額	
	日高市	合併	10人槽	下水道供用開始していない区域	○				有り	○		○				5,000円	
	越生町	合併	無し	有り	○			対象区域内の対象建物に居住し、法定検査を受検し、保守点検を年3回以上行っているもの。町税滞納者には交付しない。	有り	○		○				補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。	
	川島町	合併	10人槽	下水道区域以外	○				有り	○		○				5人槽-12,000円　7人槽-13,000円　10人槽-15,000円	人槽別に設定
	東秩父村	合併	無し	全域	○	○	○	公共浄化槽	有り		○			○		清掃費用：1t　12,529円(内　個人負担1t 10,500円) 修繕費用：全額負担	
	神川町	合併	10人槽	下水道事業供用開始区域以外の地域	○			補助期間は最初の交付を受けた年度から連続して3年間	有り	○	○	○				維持管理費の1/2まで 上限20,000円	
千葉県	成田市	合併	50人槽	公共下水道・農業集落排水・集中処理浄化槽の整備区域を除いた区域。	○	○	○		有り	○	○					左の対象費用の1/2。ただし、次の金額を上限とします。 5人槽18,000円 6人槽21,000円 7人槽24,000円 8人槽27,000円 10人槽33,000円 11～50人槽33,000円	騒音地域で10人槽以下の場合には5割増しとします。
	佐倉市	合併	10人槽	市内（公共下水道及び農業集落排水の使用可能区域は除く）	○			浄化槽法第11条検査の受検 （検査結果「不適正」は対象外）	無し							定額5,000円	
	東金市	合併	10人槽	公共下水道の供用開始区域及び農業集落排水の使用可能区域以外	○			・自己の居住の用に供する住宅であること（併用住宅の場合、非住宅部分が1/2未満） ・11条検査の結果が不適正でないこと	無し							12,000円	
	富里市	合併	無し	無し		○	○	51人槽以上の合併浄化槽	有り					○		補助の対象となる経費の1/3	浄化槽本体の修繕工事額別に補助上限額を設定
	芝山町	合併	10人槽	芝山町	○			・住居の用に供する建物又は延べ面積の2分の1以上を居住の用に供する建物。 ・町税を滞納していないこと。	有り	○		○				10,000円	・年の途中で合併処理浄化槽を廃止等し、維持管理費が10,000円に満たない場合、維持管理に要した額（百円未満の端数は切り捨て）
東京都	品川区	単独・合併	無し	下水道未告示区域	○			居住専用	有り		○					単独浄化槽および10人以下の合併浄化槽上限12000円、 それ以外の合併浄化槽汚泥引抜1klあたり4900円	平成14年度以降助成実績なし。令和3年4月1日助成要綱廃止
	大田区	単独・合併	無し	下水道未普及地域	○	○		助成対象は住宅に限る	有り		○					10,000円（年1回助成）	
	世田谷区	単独・合併	無し	下水道未普及地域	○				有り		○					単独処理浄化槽及び10人以下の浄化槽は浄化槽の容量に応じた汚泥の収集及び運搬経費相当額。 その他の浄化槽は引き出し汚泥のうち別に定める一定限度の、収集及び運搬経費相当額。	
	杉並区	単独・合併	10人槽	下水道未普及地域	○				有り		○					上限金額12000円	
	足立区	単独・合併	無し	無し	○				有り		○					清掃費用実費額を限度、単独浄化槽及び合併浄化槽（10人槽以下）容量（㎥）1.00㎥未満8500円、1.00～1.49㎥9000円、1.50～1.99㎥10000円、2.00～2.49㎥11000円、2.50～2.99㎥12000円、その他の合併浄化槽、引抜汚泥量（kl）1.0kl当たり4900円	
	葛飾区	単独・合併	10人槽以下	下水道未告示地域に限る	○				有り		○					上限金額12,000円	補助金額は浄化槽の容量別に設定

１９．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要　　（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村名	補助対象の条件							補助対象費用の細規定								補助内容	
					申請対象者					補助対象費用								
		単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
東京都	八王子市	単独・合併	50人槽	公共下水道未供用区域及び供用開始区域においては、供用開始日から1年間	○		○	無届浄化槽は対象外	有り		○					容積に応じて補助額を設定	種類、槽容積別に設定
	立川市	単独・合併	＊事業所等併用住宅は、2立方メートル　＊事業所等併用共同住宅は、（入居している住宅戸数－1）×0.6立方メートル＋2立方メートル	下水道未普及区域	○	○	○	申請は1年度につき1回を限度とする	有り	○						18,050円(上限金額)	下水道未普及区域対象 立米及び形式ごとに補助額表あり
	青梅市	単独・合併	50人槽	無し	○			下水道供用開始から1年経過したものは除外	有り		○					上限金額 ①腐敗型、小型合併型…槽容積15.0㎥ 36,890円 ②ばっき型…槽容積15.0㎥　30,060円	
	昭島市	単独・合併	無し	下水道未供用地区	○	○	○		有り		○					清掃費用の約半額	人槽別、型式別に設定
	町田市	単独・合併	無し	公共下水道の未供用区域又は今年度・前年度に供用開始された区域	○	○	○	建物の用途	有り	○	○	○				補助金額は、保守点検費用・清掃費用・法定検査費用を合計した金額に2分の1を乗じた金額（100円未満は切捨て）。 ただし、浄化槽の種類に応じた上限金額の設定があります。 合併処理浄化槽：（上限金額）20000円 単独処理浄化槽：（上限金額）15000円	
	日野市	単独・合併	合併のみ50人槽以下	下水道が供用開始となっていない区域	○				有り		○					人槽別に要綱で軽減額を定めている。	要綱別添参照
	国分寺市	単独・合併	20人以下	有り	○	○			有り		○					①15,250円 ②17,460円 ③19,400円	①全ばっ気0.8㎥ ②分離ばっ気1.0㎥ ③腐敗タンク1.0㎥
	東大和市	単独・合併	腐敗式40㎥未満	公共下水道未整備区域 公共下水道供用開始公示日より3年以内の区域 私道等により公共下水道に接続できないと市長が認めた世帯	○				有り		○					上限額98,377円	対象額を上限として市負担額を支払う
	清瀬市	単独・合併	無し	下水道法（昭和33年法律第79号）第11条の3第1項に定める水洗便所への改造義務期限を経過した区域の区域内にあるものについては対象としない	○			集合住宅の管理者	有り						し尿浄化槽の清掃に際して排出されるし尿浄化槽残さ物収集経費	し尿浄化槽の清掃に際して排出されるし尿浄化槽残さ物収集経費相当額	
	稲城市	単独・合併	無し	稲城市下水道事業の供用開始区域以外の区域	○	○	○	・住居部分が50%以上の建物に設置の浄化槽で、浄化槽法第5条第1項による届出のあるもの、建築基準法第6条第1項による建築主事の確認のあるもの、または以上の届出を行っていない使用中の浄化槽であって、浄化槽維持管理及び清掃業務委託契約書並びに浄化槽使用報告書及び浄化槽残渣物汲み取り確認届のあるもの ・下水道事業の供用開始の公示日から満3年を経過した年の翌年度以降の浄化槽を除く。	有り		○					容積に応じて補助額を設定	
	あきる野市	単独・合併	50人槽以下のもの	下水未供用地域	○			専用住宅	有り		○					補助率：3～4割	人槽別に設定
	日の出町	単独・合併	無し	下水道供用開始から3年以上経過した地区以外	○				有り		○					ばっ気式と腐敗式のタンクにおいて、容量に応じた額を要綱に規定（定額制）	
	檜原村	単独・合併	無し	有り	○				有り		○					合併:36,000円 単独:26,000円	
	奥多摩町	合併	無し	有り	○			あり	有り		○					毎年度1回限り一律6,000円	
	大島町	単独・合併	無し	無し	○		○	官公庁の事務所は除く	有り		○					各浄化槽毎（腐敗、全ばっ気、分離ばっ気、合併）に料金表を定めている	
	八丈町	単独・合併	無し	無し	○			浄化槽法第11条検査を受けているもの。検査結果が「不適正」の場合は、改善を証する書類。	有り		○					八丈町浄化槽清掃作業経費の住民負担軽減措置に関する要綱の別表に基づく	容量による。 （100㎥未満　8,500円、以降要綱を参照）
	青ヶ島村	合併	無し	無し	○		○		有り	○	○	○		○		補助割合100％	
神奈川県	相模原市	単独・合併	21人槽	城山地区、津久井地区、相模湖地区及び藤野地区	○				有り		○					上限金額：家庭系(上限なし)、事業系(31,100円)	
	平塚市	合併	無し	市街化調整区域のうち、下水道事業計画及び農業集落排水事業の区域外。	○				有り	○	○	○				左記補助対象事業に要した費用のうち、消費税及び地方消費税相当額を除いた額（補助対象額上限は右記）に補助率2分の1を乗じて得た額を補助金額とする。	補助対象額の定め 法定検査：検査に要した額 保守点検：9人槽以下にあっては17,000円、10人槽以上にあっては19,000円とする 清掃：1㎥当たり7,800円に浄化槽の容量を乗じて得た額
	藤沢市	単独・合併	無し	公共下水道処理区域外	○	○	○	居住の用に供する建物に付帯する浄化槽	有り		○					汚泥量2㎥までは3千円、2㎥を超え1㎥まで増すごとに1千円を加算	
	三浦市	合併	10人槽	下水道事業計画区域外	○				有り	○	○	○				上限7,000円	
	葉山町	合併	10人槽	市街化調整区域及び市街化区域のうち公共下水道供用開始区域以外の区域	○				有り	○	○	○				市街化調整区域：上限17,000円 市街化区域のうち公共下水道供用開始区域以外の区域：上限7,000円	
	中井町	合併	無し	浄化槽区域	○			・清掃、保守点検、法定検査を実施 ・法定検査結果が「適正」「おおむね適正」	無し							5,000円	
	大井町	合併	10人槽以上は一律	原則公共下水道の供用が開始されていない地域	○	○		店舗兼住宅の場合、居住面積がおおむね3分の1以上を占めていること。	有り	○	○	○				清掃：8,400円／人槽による基準容量(10人槽以上は一律) 保守点検：9人槽以下は17,000円、10人槽以上は19,000円 法定検査：検査に要した額	人槽別に設定
	松田町	合併	50人槽	公共下水道認可区域を除いた地域	○				有り	○						5,500円	
	清川村	合併	無し	清川村特定環境保全公共下水道事業認可区域内とする。	○			清川村合併浄化槽維持管理補助金交付要綱のとおり	有り		○					清掃費用のみ	
新潟県	長岡市	合併	50人槽	公共下水道の供用開始の告示がされた区域以外の地域 （集会所については、下水道全体計画区域外の地域）	○			以下の建物に設置されている合併処理浄化槽が対象となる ・住宅又は併用住宅 ・町内会などが管理する集会所	有り	○		○				限度額は以下のとおり ・ 5人槽　　33,600円 ・ 6～7人槽　39,600円 ・ 8～50人槽 45,600円	左記人槽区分ごとの限度額（年額）と当該年度内において保守点検及び法定検査に要した費用の合計額とを比較していずれか少ない方の額

１９．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要

（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村名	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
					申請対象者					補助対象費用							
		単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
新　潟　県	見 附 市	合併	無し	公共下水道処理計画区域以外	○	○	○	①以下の３点を添付し【補助金受給資格】の申請を行う ・浄化槽の設置位置図 ・保守点検の委託契約書 ・７条検査の依頼済を証する書面 ②上記３点を提出し、【補助金受給資格】を得ている者が以下の書類を添付し補助金交付申請をすること。 Ａ 保守点検・清掃を実施したことを証する書類 Ｂ 浄化槽の水質検査結果の写し Ｃ Ａ・Ｂに要した費用の領収書の写し	有り	○		○				以下を上限金額とする。 ①5人槽 20,400円 ②6～7人槽 22,400円 ③8～10人槽 25,400円 ④11～20人槽 28,400円 ⑤21～人槽 38,000円	左記を上限金額とし、 ①保守点検費用（税込） ②法定検査費用（非課税） の実費を補助する
	村 上 市	合併	無し	上山田、大葉田、瑞雲、釜杭、小揚、猿田、北大平、薦川、荒沢、荒川口、朴平、小俣、大代、雷、山熊田、大沢、荒川、中津原、芦谷の区域 荒島、大須戸、府屋、岩崎、中浜、伊眞野、堀ノ内、碁石、勝木、下大蔵、垣之内、北田中、脇川、寒川の一部 その他市長が特に認めた場合	○	○		市税を滞納していない方 法定検査を受検し適正の判定を受けた方 法定検査を受検し不適正の判定を受けたが、改善を行った方 助成対象区域内の専用住宅、併用住宅及び地区集会場に設置してある合併処理浄化槽管理者であること	無し							維持管理経費 15,000円 ブロアー交換費 30,000円	
	魚 沼 市	合併	無し	無し	○			単独事業に関連する浄化槽のみ	有り				○			・年間当たり電力料金 ・燃料費調整額 ・再生エネルギー発電促進賦課金	
	南 魚 沼 市	合併	50人槽	無し	○				有り				○			5人槽 682円・6-8人槽1,018円・9-14人槽1,438円・15-21人槽2,310円・22-30人槽2,698円・31-40人槽3,664円・41-50人槽4,179円	
	田 上 町	単独・合併	無し	無し			○	自治会集会場のみ	有り	○	○	○				対象額を実費支給（上限なし）	
富　山　県	高 岡 市	合併	50人槽	有り	○			浄化槽法（第7条および第11条）で定める検査を実施していること	無し							5人槽 :13,000円 6～7人槽 :20,000円 8～10人槽 :28,000円 11～50人槽:別に市長が定める額	左のとおり補助金額は人槽別に設定
	氷 見 市	合併	無し	有り	○				有り			○				10,000円	H19～モデル地区に対し7条検査相当額を補助
	黒 部 市	合併	10人槽	下水道未整備区域	○			(1)黒部市内において浄化槽を設置している者 (2) 黒部市合併処理浄化槽適正維持管理推進協議会の会員が行う黒部市合併処理浄化槽維持管理一括契約(以下「一括契約」という。)を締結し、法第10条第1項に規定する浄化槽の保守点検及び清掃並びに法第7条第1項又は法第11条第1項に規定する水質に関する検査(以下「法定検査」という。)を行っており、法定検査の結果、浄化槽の適正な維持管理を行っていると認められる者	無し							5人槽 23,000円 6～7人槽 24,000円 8～10人槽 27,000円	
	小 矢 部 市	合併	無し	浄化槽区域、下水道未整備区域	○	○		申請年度内に維持管理実施、市税等完納	無し							5人槽:2.4万円、6～7人槽:2.7万円、8～10人槽:3.6万円、11人槽～:要協議	10人槽までは人槽別に設定
	朝 日 町	合併	無し	有り	○				有り					○		上限2万円、補助率2分の1	R1～開始
石　川　県	白 山 市	合併	無し	下水道計画のない区域	○				有り					○		補助率2分の1、限度額25千円	ブロワの交換のみ
福　井　県	福 井 市	合併	無し	浄化槽区域（下水道等整備区域を除く）	○			個人住宅に限る 設置場所に住所を有すること	有り	○	○	○				維持管理費用-下水道等使用料	11人槽以上の補助金額は、前年度交付金（5～10人槽）の平均補助額とする
	越 前 市	合併	無し	合併処理浄化槽整備区域内	○	○		管理組合の場合、50人槽以下の条件有り。	有り	○	○	○		○		合併処理浄化槽の修繕に要した額の2分の1に相当する額(1,000円未満の端数は、切り捨てる。) 【浄化槽本体又は槽内部機材の修繕:150,000円(上限) ブロワー又は排水ポンプの修繕:50,000円(上限)】	居住用の建物に限る。
	越 前 町	合併	無し	無し	○	○	○		有り	○	○	○				清掃、保守点検、法定検査の費用を合算して得た額から下水道使用料相当額を除いた額	
	おおい町	合併	無し	有り	○			町税を完納していること	有り	○	○	○		○		仮に下水道に接続した場合に発生する年間下水道使用料と比較して、補助対象費用が高額であった場合その差額を支給する	
山　梨　県	甲 府 市	合併	無し	有り	○	○	○		有り	○	○	○				上限無し。実費に補助内容に応じた補助率を乗じて算定。	
	早 川 町	合併	無し	無し	○				有り		○	○				5，000円	
長　野　県	松 本 市	合併	無し	下水道区域外	○		○	年１回の交付	有り		○					清掃に係る費用の2分の1 （上限20，000円）	対象額を上限として実費支給
	飯 田 市	合併	無し	個別処理区域	○	○	○	前回補助を受けて実施した清掃から10ヶ月以上経過	有り		○					清掃費用の1/2 上限1万5千円	
	小 諸 市	合併	住居に相当する部分が10人槽まで	下水道事業計画区域外	○			市税等に滞納が無いこと	有り	○	○	○				保守点検13,000円、清掃10,000円、法定11条検査5,000円（いずれも年額）	保守点検は経費が13000円未満の場合に実費支給
	伊 那 市	単独・合併	20人槽	浄化槽区域		○			有り			○				一律5,000円	実費支給
	大 町 市	合併	無し	個別処理区域		○		現に居住中、公営住宅を除く	有り	○						1基あたり年2万円以内	
	塩 尻 市	合併	無し	国道19号拡幅工事予定区域	○				有り	○	○					維持管理委託料:上限1万円 清掃費:支払に要した額	
	南 牧 村	合併	無し	無し	○				有り		○					上限15000円	
	南 相 木 村	合併	無し	無し	○				有り	○						保守点検料の1／2	
	北 相 木 村	合併	無し	村内	○				有り	○						保守点検4回で1万円の補助	
	青 木 村	合併	無し	有り	○				有り	○	○	○			ブロアー交換補助	保守点検（上限15,000円） 清掃費用(実費の1/3以内) 法定検査(5,000円/年1回) ブロアー交換(交換費用1/2以内)	
	長 和 町	合併	無し	有り	○			浄化槽1基につき毎年度1回を限度	有り			○				2,000円	
	箕 輪 町	合併	無し	浄化槽設置区域内	○			浄化槽を適正に管理していること	有り	○	○	○				一律、5,000円	
	飯 島 町	合併	無し	個別処理区域	○	○	○	町税その他義務的納金を滞納していないもの	無し							10,000円/1基	
	松 川 町	合併	無し	浄化槽区域	○		○		有り	○	○	○	○	○		維持管理経費補助金:20,000円　法定検査費用:全額負担　修繕補助金:補助率2/1　上限20,000円	
	高 森 町	合併	無し	浄化槽整備地域	○	○	○		有り		○			○		清掃補助　上限10,000円　修繕補助　上限20,000円	
	阿 南 町	単独・合併	無し	浄化槽区域内	○			居宅に設置されたものに限る	有り			○				5,000円/基	
	根 羽 村	合併	10人槽	有り	○	○	○		無し							人槽区分別に定める浄化槽の維持管理費から、農集排使用料相当額を減じた額	
	下 條 村	合併	無し	村内	○	○	○		有り	○	○	○				対象費用、人槽で異なる	人槽別
	売 木 村	単独・合併	無し	村内			○		有り			○				無し	実費支給
	泰 阜 村	合併	無し	無し	○			なし	有り			○				5000円(一律)	
	喬 木 村	合併	無し	下水道計画地区外	○	○	○	法定検査を受けていること	有り					○		費用の3分の2以内(付帯設備修繕・本体修繕)	修繕種別ごと限度額設定

１９．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要　　（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村名	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
					申請対象者					補助対象費用							
		単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
長野県	豊丘村	合併	無し	無し		○			有り		○	○		○		清掃費用：1,000円/㎥、法定検査費用：全額補助、ブロワー更新：2/3補助上限30,000円、浄化槽本体修繕：2/3補助上限150,000円、その他の修繕：2/3補助上限30,000円	
	大鹿村	合併	無し	無し	○		○	補助事業の対象	有り	○	○	○	○			上限25,000円	
	上松町	単独・合併	10人槽	浄化槽区域全域	○				有り	○						15,560円/件/年	浄化槽衛生管理組合に直接支払
	大桑村	合併	原則10人槽	個別処理区域	○		○		有り	○						10人槽以下　17,050円/基 40人槽　39,600円/基	村内浄化槽の保守点検を村で一括発注し、左記金額を業者に支払う。
	木曽町	単独・合併	10人槽以下	集合排水処理区域外	○			適正な維持管理	無し							1基12000円	
	山ノ内町	合併	10人槽	有り	○				有り	○	○	○	○	○		下水道使用料算定費用から補助対象費用を引いた分	
	信濃町	合併	10人槽	下水、特環、農集、個別排水区域以外の区域	○				無し							一律　10,000円	
静岡県	富士市	合併	10人槽	公共下水道が整備されてから1年以上経過した区域を除く、市内全域	○			・市税の滞納がない ・法定検査結果が適正である（または改善が完了している）	無し							定額18,000円	
	袋井市	合併	10人槽	下水道および農業集落排水の供用開始区域外	○			・申請前年度の間に保守点検3回、清掃1回、11条または7条検査1回を実施し、自身で料金を支払っていること。 ・設置場所に住所（住民登録）があること ・市税等を滞納していないこと	有り	○	○	○				1年間の維持管理に係る費用−下水道使用料相当額	・維持管理に係る費用は法定検査代と保守点検・清掃代 ・法定検査代は納付書払いの場合も口座振替の場合の金額(5,300円) ・保守点検・清掃代は市が許可している清掃業者の金額（消費税10%込み）とし、点検のみを別業者で実施している場合には、実施記録や領収書の写しの添付が必要
	御前崎市	合併	10人槽	旧浜岡町地区	○			・旧浜岡町地区浄化槽整備区域内で、平成17年3月31日以前から居住し続けている個人が所有する住宅等に設置する浄化槽	有り	○	○	○		○		補助金額=法定検査費用+保守点検費用+清掃費用−下水道料金相当額	
愛知県	豊田市	単独・合併	無し	無し			○	集団的に浄化槽維持管理に取り組む自治区等の団体であること	無し							1団体あたり20,000円＋適正管理された浄化槽×2,000円（または1,600円）	浄化槽維持管理費への直接的な補助ではなく、適正管理の取り組みへの報償費として支払っている。
	清須市	単独・合併	無し	下水道供用開始区域以外	○	○	○	居住目的の住宅用浄化槽で、1施設につき年1回のみ補助	有り		○					清掃費の4割	
	飛島村	合併	50人槽	農業集落排水ができない区域	○	○	○	保守点検 法定検査	有り	○	○	○		○		保守点検・法定検査　1基あたり18,000円 清掃　1基あたり1,200円	
	幸田町	合併	10人槽以下対象	公共下水道、集落排水区域を除く地域	○				有り	○	○	○				経費の2分の1に相当する額以内（限度額2万円）	実費支給
三重県	四日市市	合併	50人槽	公共下水道等の供用開始区域外	○	○			無し							5～6人槽　7,000円 7～9人槽　9,000円 10～50人槽　12,000円	人槽別に設定
	伊勢市	合併	無し	下水道整備予定処理区域外		○		201人槽以上の住居用の浄化槽であること。住民組織が管理運営していること。設置後7年以上経過しており、法で定められた保守点検を行う等適正に管理されていること。	有り					○		修繕工事に要する経費の1/3（限度額300万円）ただし、工事に要する経費が1件あたり30万円以上のものに限る	
	いなべ市	合併	10人槽	公共下水及び農集計画区域外	○			いなべ市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき設置された浄化槽に限る	有り	○	○	○	○	○		1. 浄化槽維持管理費用から年間標準下水道使用料相当額を引いた金額（上限なし） 2. 年度内に発生した修繕に要する費用の2分の1	いなべ市浄化槽維持管理費交付金要綱参照
滋賀県	大津市	合併	50人槽	有り		○			有り	○	○	○				1件につき20,000円を上限	この補助事業は平成15年より実施している。
	近江八幡市	合併	無し	下水道予定処理区域以外及び農業集落排水施設事業実施採択決定区域外または下水道及び農業集落排水施設の整備が当分の間見込まれない下水道事業等計画区域		○		住民票の有無、浄化槽の適正な維持管理等	無し							1基につき20,000円	
	甲賀市	合併	無し	有り		○			無し							20,000円	1基につき
	高島市	合併	無し	有り		○		浄化槽を継続的に使用する者	有り	○	○	○				浄化槽1基につき20,000円	補助金額は、人槽関係なく共通
	東近江市	合併	50人槽	下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項又は第25条の11第1項に規定する事業計画に定められた予定処理区域及び農業集落排水事業実施採択決定区域以外の区域 のうち下水道又は農業集落排水施設の整備が現在及び将来にわたり見込まれない地域		○		・浄化槽法(昭和58年法律第43号)第5条第1項に基づく設置届出の受理書の交付又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項に基づく確認若しくは同法第6条の2第1項に基づく確認を受けた合併処理浄化槽を設置していること。 ・東近江市浄化槽取扱要綱(平成17年東近江市告示第134号)に基づき次のとおり適正に合併処理浄化槽の維持管理を行っていること。 ア 滋賀県浄化槽取扱要綱で定められた保守点検、水質検査及び清掃を行い、法定検査を受検し適切と判断されること。 イ 組合を通じて集落全体で生活排水処理に努めること。 ・住民登録を有する者及び組合が必要と認めた者で、合併処理浄化槽の継続的な使用が認められる者又は管理者であること。 ・補助金の交付の対象となる合併処理浄化槽は、次の条件を満たすものでなければならない。 (1) 50人槽以下であること。 (2) 申請年度の初日時点で現に設置されていること。 (3) 主として住宅用であること。 (4) 浄化槽法第4条第1項の規定及び東近江市浄化槽取扱要綱の規定による構造基準に適合していること。 (5) 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90パーセント以上、放流水のBODが20mg/L(日間平均値)以下の機能を有していること。	無し							1基あたり2万円	
	日野町	合併	住宅用であれば問わない	有り		○		住宅用であること	有り	○	○	○	○		水質検査費用	1基あたり上限27,000円	
	多賀町	合併	無し	有り	○	○			有り	○	○	○				5人槽まで30,000円 6～7人槽まで40,000円 8人槽以上50,000円	
京都府	福知山市	合併	有り	無し	○	○	○	原則組合加入	有り	○	○	○				33,000円	一律
	綾部市	合併	10人槽以下	有り	○				有り						維持管理経費対象	年間20,000円	
	宮津市	合併	10人槽以下	公共下水道供用開始区域以外の区域	○			・本市に住民記録があること ・市税を滞納していないこと	有り	○	○	○				補助対象経費相当額 （上限20,000円）	
	南丹市	合併	10人槽	浄化槽区域に限定		○		住居用で適正に維持管理された浄化槽	無し							5人槽：1万円 6人槽：1万2千円 7人槽：1万3千円 8人槽：1万5千円 10人槽：2万2千円 事務費：1組合につき1万円	
	伊根町	合併	無し	無し	○				無し							15,000円	
	与謝野町	合併	無し	下水及び農集排処理区域外	○		○	町税等の公共料金に滞納がないこと	有り	○	○	○				(補助対象費用−下水道使用料換算額)×2/3(千円未満切捨)	専用住宅外は人槽区分により12千円～72千円の定額補助
大阪府	千早赤阪村	合併	無し	無し	○				有り	○	○	○				20,000円	

１９．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要　　（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村名	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
					申請対象者					補助対象費用							
		単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
兵庫県	加古川市	合併	10人槽	集合処理区域外で都市計画法に規定する工業専用地域以外の区域	○	○	○	(1) 専門業者により浄化槽の保守点検を年3回以上(法の定めのある場合を除く)実施していること(2) 浄化槽の清掃(汚泥の引抜きを含む)を年1回以上実施していること(3) 浄化槽法第11条第1項に規定する法定検査(年1回)を受検し、結果が「適正」又は、「おおむね適正」であること、結果が「不適正」の場合は、指摘事項を改善の上、改善報告書の提出が必要	無し							20,000円	
	宝塚市	合併	10人槽以下	集合処理区域以外の区域	○			以下の者には交付しない。 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項及び第6条の2第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出を行なわずに設置された合併処理 浄化槽を管理する者 ・浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に、浄化槽の保守点検を浄化槽保守点検業者に委託しない者 ・浄化槽法第7条及び同法第１１条の規定による水質に関する検査を受けない者	有り	○	○	○				13,000円	対象額を上限として実費を支払う。
	三田市	合併	無し	集合処理区域以外の区域		○		なし	無し							上限 37,300円（10人槽）	人槽別に補助金額を設定
	朝来市	合併	無し	下水道の整備されていない地域	○				有り	○				○		保守点検10,000円 修繕費300,000円まで	
	淡路市	合併	無し	平成30年1月12日以降公共下水道事業計画区域から除外された区域	○	○	○	①公共下水道事業計画区域内となった日から平成30年1月11日までの間に補助金の交付を受けずに浄化槽を設置した者 ②法第10条第1項に規定する浄化槽の保守点検及び清掃を実施していること ③法第7条または第11条の規定する水質に関する検査を受けていること ④設置者本人又は設置者の相続人であること ⑤浄化槽が廃止又は休止の状態でないこと	無し							5人槽：66,000円、6～7人槽：82,000円、8人～10人槽：109,000円、11人槽以上：187,000円	人槽別に設定
	宍粟市	合併	21人槽	合併前の山崎町及び一宮町	○			自治会が維持管理を行う施設	無し							例）一宮町5人槽　1人使用＝50,000円 一宮町5人槽　6人使用＝3,000円	地区および人槽、使用人数により算出する。
	猪名川町	合併	30人槽	有り	○		○	下水道区域外 （浄化槽設置区域）	有り	○	○	○		○	害虫駆除	法定検査費用 20人槽以下@5,700円×130基 21人槽以上@8,100円×　1基 保守点検費用 5～10人槽以下@8,800円×129基×年4回 11～15人槽以下@10,450円×1基×年4回 21～30人槽以下@15,400円×1基×年4回 清掃費用 5～10人槽以下@50,600円×129基×年1回 11～15人槽以下@93,500円×1基×年1回 21～30人槽以下@143,000円×1基×年1回 害虫駆除 @5,280円×339件 修理費用 ブロアー修理72,600円×25件 本体修理220,000円×7基 汚水処理手数料 350,000円	人槽別に設定
	多可町	合併	30人槽	町内		○			無し							組合員数(休止除く)×@2万円	管理組合への補助金
	市川町	合併	無し	個別処理区		○		法定検査、保守点検、清掃を規定に基づいて行うこと。	無し							10,000円×補助対象浄化槽基数 を管理組合に補助する。	
	丹波市	合併	50人槽	浄化槽推進区域のみ		○		保守点検の実施	有り	○						1基当たり10,000円	
奈良県	川上村	単独・合併	50人槽	全域	○	○			有り	○	○	○				上限金額	単独・合併の区別
鳥取県	湯梨浜町	合併	無し	無し	○			個人住宅以外（事務所、事業所等）は認めない。	有り	○	○	○		○		280,000円	
	江府町	合併	10人槽	農業集落排水事業及び公共下水道事業の整備区域または計画予定区域	○		○		有り	○	○	○	○	○		維持管理に要する年間経費から、江府町特定環境保全公共下水道処理施設の設置及び管理に関する条例、江府町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例、江府町林業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例で定める使用料の年間使用料相当額を控除した額を限度	
島根県	出雲市	合併	10人槽	有り	○	○		①補助要件：浄化槽法第10条の規定による保守点検及び清掃並びに法第7条又は法第11条の規定による定期検査を完了していること。 ②対象浄化槽：専用住宅、併用住宅又は集会所であること。	有り	○	○					年額１５,０００円/１基	
	奥出雲町	合併	無し	有り	○			公共浄化槽	有り				○			400円×12ヶ月=4,800円	
	吉賀町	合併	11人槽以上は一律の補助金額	下水道・農業集落排水区域外	○			清掃・保守点検・法定検査を実施していることが条件。	無し							従来型　5人槽32,000円 6人槽38,000円 7人槽44,000円 8人槽46,000円 10人槽58,000円 11人槽以上83,000円 コンパクト型 5人槽～27,000円 7人槽～36,000円 10人槽～49,000円	
岡山県	西粟倉村	合併	無し	農業集落排水事業区域外	○	○			有り	○	○			○		農業集落排水施設使用料との差額を村が負担する（農集区域外のみ）	
広島県	福山市	合併	51人槽以上で上限なし	無し		○		減価償却資産の耐用年数に関する省令に定める耐用年数を超過していること。	有り					○	汚水管渠の修繕等に係る調査費（200万円以上の工事に適用し、調査費の上限は30万円）	補助金額は，工事費の40%（ただし，50万円未満の工事は除く。），上限は2000万円。	
	安芸太田町	合併	無し	有り	○				有り		○	○				○清掃補助 ・浄化槽に維持管理費用（浄化槽清掃作業の費用にその他経費として1万円を加算した額）から浄化槽を使用している世帯構成員数を基に算定された年間下水道使用料相当額、安芸太田町特定環境保全公共下水道条例（平成16年10月条例第164号）第16条第1項及び第2項第2号ただし書による算定額を差し引いた額（千円未満切捨て）とする。なお、浄化槽の維持管理費用の方が少額となる場合は支給しない。 ○法定検査補助 ・効率化検査：5,000円 ・ガイドライン検査：7,000円	
	北広島町	合併	無し	有り	○	○		使用人数6人以下	有り	○	○					A=合併浄化槽の維持管理に要した費用 B=公共下水道、農業集落排水の使用量 A−B=補助金額C ただし、使用人数によって補助金額に上限あり	

１９．維持管理費用に対する補助を行っている市町村の状況

（２）市町村による補助の概要　　（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村名	補助対象の条件							補助対象費用の細規定							補助内容	
					申請対象者					補助対象費用							
		単独・合併	申請対象人槽の上限	区域指定	個人	管理組合	個人・管理組合以外の法人等	補助に関するその他の条件	細規定の有無	保守点検費用	清掃費用	法定検査費用	電気代	修繕費、薬剤補給費	その他	補助金額（上限金額、補助率、計算式等）	備考（人槽別に設定、実費支給等）
広島県	世羅町	合併	20人槽	浄化槽整備区域	○			保守点検・清掃・法定検査の実施	有り	○	○	○				A＝合併浄化槽の維持管理費（保守点検料・清掃料・法定検査料） B＝農業集落排水使用料（世帯構成員数別） B−A＝補助金額（補助上限額：50,000円、補助下限額：法定検査料相当額）	
山口県	長門市	合併	10人槽以下	下水道区域を除く市内全域	○	○	○		有り			○				5,500円	市が検査機関に検査費用を補助金として支給し、検査機関は浄化槽管理者に対し、検査費用相当額を軽減する。
	周南市	合併	10人槽	有り	○			保守点検、清掃、法定検査（不適の場合は、改善報告）の実施	有り	○	○	○				上限金額1万円	
徳島県	那賀町	合併	無し	下水道法認可区域以外	○	○	○	浄化槽法第5条第1項に基づく設置届	有り	○	○	○				2,000円	
香川県	三豊市	合併	20人槽以下	農業集落排水処理区域又は漁業集落排水処理区域を除く三豊市全域	○				有り	○	○	○				30,000円	同一年度内に適切な維持管理（保守点検・清掃・法定検査）を行った者
	琴平町	合併	10人槽	無し	○			浄化槽設置整備補助金を使用して設置した世帯のみ	有り	○						20,000円	人槽別に設定、実費支給
愛媛県	松山市	合併	10人槽	下水道法第9条第2項の規定により、下水を処理すべき区域となってから、3月を経過した区域を除く市内全域	○	○	○	下水道法第9条第2項の規定により、下水を処理すべき区域となってから、3月を経過した区域を除く市内全域	有り	○	○	○				1基1年度当たり 10，000円	なし
	今治市	合併	10人槽まで	下水道認可区域外	○	○	○	愛媛県浄化槽協会に登録されていること。 法定検査及び維持管理が実施されていること。 市税の滞納がないこと。 法定検査の受検日前1年間に行った維持管理費であること。	有り	○	○	○				10,000円	
	西条市	合併	10人槽	下水道供用区域外	○			住宅	有り		○					定額1万円/1年（10年間）	
福岡県	久留米市	合併	50人槽	有り	○		○	設置補助を受けた浄化槽で適正に浄化槽の維持管理を行った浄化槽管理者に対して補助	有り	○	○	○				10,000円	
	宗像市	合併	50人槽	有り	○				有り	○	○	○		○		経費の1/2（千円未満切捨て）	基準額に満たない場合は経費から基準額を減じた額（千円未満切捨て）
	うきは市	合併	無し	浄化槽促進指定区域	○	○	○	市町村設置型分または寄付採納分が対象。条例で明記あり。	有り	○	○	○	○	○		実際に要した費用を市が負担。電気代相当額として770円の使用料減免額あり。	別途、条例に基づき浄化槽使用料金を徴収している。
	筑前町	合併	10人槽	公共下水道及び農業集落排水事業計画区域外	○			税等の滞納がないこと	有り	○	○	○				①5人槽：15,000円 ②6～8人槽：20,000円 ③10人槽：25,000円 補助率：維持管理委託料の約1/3	人槽別に設定
	東峰村	合併	無し	無し		○	○	なし	有り	○	○	○				一律50，000円	
	大木町	合併	一般家庭浄化槽のみ	無し	○			維持管理協会の会員であること	有り					○		本体の修理や付属品の修理・交換の費用の1/2を補助	年度内の補助上限額15万円以内
佐賀県	鳥栖市	合併	10人槽	下水道区域を除く区域	○				有り	○						15000円	
	吉野ヶ里町	合併	10人槽	下水道区域外		○			有り	○	○	○		○		保守点検、清掃、法定点検、修繕を協議会で実施しており、その費用のうち使用料で賄いきれない分を町から補助している。	
	基山町	合併	10人槽	下水道未整備区域	○			人槽別に使用人数の制限有	有り	○	○	○		○		維持管理費：27千円/年 修繕費：上限10千円/年	
	上峰町	合併	無し	有り	○			農業集落排水事業の実施に伴い、加入期間内に加入同意したが、当該事業の補助要件を満たさないことにより農業集落排水へ加入できなかった者	有り						農業集落排水事業との差額	補助対象者が浄化槽を設置後必要とする浄化槽の保守点検、清掃に係る年間維持費について、農業集落排水における維持管理費相当額を超えた場合その差額を支給する	実費支給
	玄海町	合併	無し	下水道・農集排区域以外の区域	○		○		有り	○	○	○	○	○		維持管理費のうち保守点検・法定検査は町が負担し、清掃・電気・修繕費については、申請によって補助	下水道料金と比較し負担が大きかった場合は、その差額を補助
長崎県	大村市	合併	50人槽	下水道供用開始区域外	○	○	○		有り	○	○	○	○	○		上限金額：5人槽30,000円 計算式：（保守点検費用+清掃費用+法定検査費用+電気代+修繕費）－（下水道使用料平均負担額）＝補助金額	人槽別に上限金額を設定
	雲仙市	合併	無し	下水道等処理対象区域以外の区域	○			浄化槽法第10条の第1項の規定による浄化槽の清掃を実施している。又は浄化槽法第11条の規定による水質に関する検査を受けていること	有り		○	○				清掃費用：12,000円/年 定期検査：5,000円～7,000円/年	定期検査は人槽別 5人槽～10人槽　5,000円 11人槽～20人槽　6,000円 21人槽以上　7,000円
	南島原市	合併	50人槽	浄化槽処理促進区域	○	○	○	公共施設を除く	有り			○				5～10人槽　5千円、11～20人槽　6千円、21～50人槽　7千円	
	東彼杵町	合併	50人槽以下	無し	○	○	○		無し							5人槽12,000円 6～7人槽18,000円 8～50人槽22,000円	人槽別に設定
	小値賀町	単独・合併	無し	無し	○	○	○		無し							電気代については1か月につき500円 その他の費用については基本全額町負担	
	佐々町	合併	50人槽	浄化槽区域	○				有り	○	○	○		○		5人槽：29,000円～ 41～50人槽：62,000円	人槽別に設定、上限額と実費額のうち低い金額を補給
熊本県	西原村	合併	無し	村内	○			設置補助対象者の方	有り	○		○				一律1万円	設置補助を受けた翌年度から4年間
	錦町	合併	無し	行政区域内に設置する公民館及び集会所			○	補助対象者：公民館を維持管理している代表者とする。	有り	○	○	○		○		補助対象経費から27,120円を差し引いた額と人槽ごとに掲げる補助金の額のいずれか低い額	人槽ごとに掲げる補助金の額 5人槽　：28,180円 7人槽　：37,180円 10人槽以上：50,980円
	水上村	合併	無し	下水道処理区域外	○				有り	○	○	○				上限金額：3万円 浄化槽の維持管理費から下水道の年間使用料を差し引いた金額を助成	
	あさぎり町	合併	無し	下水道流域外	○		○		有り	○	○	○				補助対象費用から下水道使用料金相当の差額を補助	
	苓北町	合併	10人槽まで	下水道及び農業集落排水事業区域以外	○			BOD除去率90%以上で放流水のBODが20mg/L以下	有り	○	○	○	○	○		21,000円	人槽別に設定
宮崎県	西米良村	合併	10人槽	無し	○			村内居住で、住民登録をしている者	有り		○	○				維持管理費用、検査費用の2分の1に相当する額を補助。	
	諸塚村	合併	90人槽	無し	○	○			有り	○	○	○				30人槽まで21,000円 90人槽　210,000円	法定検査　一律3,000円
	椎葉村	合併	無し	無し	○			70歳以上の非課税世帯	有り	○	○	○				10,000円	
	美郷町	合併	無し	無し	○	○			有り		○	○				14,000円	
鹿児島県	十島村	単独・合併	10人槽	無し	○				有り	○	○					1/3、千円未満端数切捨て	高齢契約者を対象

２０．浄化槽（国庫助成による設置）の法定検査実施状況を把握している市町村

※法定検査の対象は平成29年度設置分の浄化槽（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
北海道	93	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、北見市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、稚内市、芦別市、江別市、赤平市、紋別市、三笠市、根室市、伊達市、北広島市、北斗市、松前町、福島町、知内町、七飯町、八雲町、長万部町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、島牧村、蘭越町、ニセコ町、京極町、倶知安町、共和町、仁木町、南幌町、由仁町、長沼町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、愛別町、東川町、美瑛町、上富良野町、南富良野町、和寒町、剣淵町、下川町、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、天塩町、浜頓別町、礼文町、斜里町、小清水町、置戸町、佐呂間町、滝上町、雄武町、大空町、厚真町、洞爺湖町、白老町、壮瞥町、むかわ町、日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新得町、中札内村、池田町、豊頃町、足寄町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、鶴居村、白糠町、別海町、標津町、羅臼町
青森県	23	青森市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、深浦町、大鰐町、板柳町、野辺地町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、東通村、三戸町、田子町、南部町
岩手県	26	盛岡市、宮古市、花巻市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、住田町、岩泉町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	27	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、亘理町、松島町、利府町、大和町、大郷町、大衡村、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町
秋田県	19	秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田市、仙北市、小坂町、上小阿仁村、八峰町、五城目町、井川町、美郷町、羽後町、東成瀬村
山形県	32	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、庄内町、遊佐町
福島県	48	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、桑折町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、只見町、南会津町、西会津町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、金山町、会津美里町、西郷村、泉崎村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、古殿町、平田村、浅川町、三春町、小野町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、浪江町、葛尾村、新地町、飯舘村
茨城県	38	水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、城里町、東海村、大子町、美浦村、阿見町、河内町、八千代町、境町、利根町
栃木県	23	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
群馬県	21	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、渋川市、富岡市、安中市、みどり市、吉岡町、上野村、下仁田町、中之条町、嬬恋村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町、明和町、大泉町、邑楽町
埼玉県	52	さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、春日部市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、白岡市、伊奈町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町、宮代町、杉戸町、松伏町
千葉県	43	千葉市、銚子市、市川市、船橋市、館山市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、我孫子市、鴨川市、鎌ケ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ケ浦市、印西市、白井市、富里市、匝瑳市、香取市、山武市、大網白里市、栄町、酒々井町、神崎町、多古町、東庄町、芝山町、山武郡横芝光町、一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
東京都	11	八王子市、青梅市、町田市、あきる野市、檜原村、大島町、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、小笠原村
神奈川県	22	相模原市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、葉山町、大磯町、中井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
新潟県	18	新潟市、長岡市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、南魚沼市、胎内市、田上町、阿賀町
富山県	12	富山市、高岡市、魚津市、氷見市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、上市町、立山町、朝日町、入善町
石川県	10	金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、志賀町、穴水町、能登町
福井県	9	福井市、小浜市、大野市、勝山市、越前市、南越前町、越前町、高浜町、おおい町
山梨県	20	甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、西桂町、忍野村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	59	長野市、松本市、上田市、飯田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、東御市、安曇野市、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、南佐久郡佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、青木村、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曽町、大桑村、木曽町、生坂村、筑北村、白馬村、小谷村、坂城町、高山村、山ノ内町、信濃町、小川村、飯綱町、栄村
岐阜県	35	岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、養老町、垂井町、関ケ原町、神戸町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、北方町、坂祝町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町
静岡県	31	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、伊豆市、御前崎市、菊川市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山町、吉田町、森町

２０．浄化槽（国庫助成による設置）の法定検査実施状況を把握している市町村

※法定検査の対象は平成29年度設置分の浄化槽（令和2年度末現在）

都道府県名	市町村数	市町村名
愛知県	41	豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知立市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、弥富市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	24	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、志摩市、伊賀市、菰野町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	8	大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、多賀町
京都府	17	京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、京丹後市、南丹市、木津川市、宇治田原町、笠置町、和束町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町
大阪府	11	貝塚市、茨木市、富田林市、河内長野市、和泉市、泉南市、阪南市、能勢町、熊取町、岬町、河南町
兵庫県	22	神戸市、姫路市、加古川市、赤穂市、宝塚市、高砂市、小野市、三田市、養父市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、猪名川町、多可町、市川町、福崎町、神河町、佐用町、香美町、新温泉町、丹波市
奈良県	15	奈良市、橿原市、桜井市、御所市、生駒市、宇陀市、平群町、曽爾村、御杖村、吉野町、大淀町、黒滝村、下北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	28	和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、みなべ町、日高川町、白浜町、上富田町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、北山村、串本町
鳥取県	18	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
島根県	10	浜田市、出雲市、大田市、安来市、雲南市、奥出雲町、川本町、美郷町、邑南町、吉賀町
岡山県	20	岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、和気町、里庄町、矢掛町、鏡野町、久米南町、吉備中央町
広島県	18	広島市、呉市、竹原市、三原市、福山市、府中市、三次市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、府中町、熊野町、坂町、安芸太田町、大崎上島町、世羅町
山口県	13	下関市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、周防大島町、田布施町、平生町
徳島県	24	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	17	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	18	松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	31	高知市、室戸市、安芸市、南国市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、本山町、大豊町、土佐町、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	47	北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、宗像市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、糸島市、宇美町、新宮町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
佐賀県	13	佐賀市、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、みやき町、有田町、大町町、太良町
長崎県	17	長崎市、佐世保市、島原市、大村市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町、新上五島町
熊本県	39	熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、美里町、玉東町、南関町、和水町、大津町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、嘉島町、益城町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、あさぎり町
大分県	17	大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	24	宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、新富町、西米良村、木城町、川南町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	40	鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曽於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、十島村、さつま町、長島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町
沖縄県	17	国頭村、大宜味村、東村、恩納村、宜野座村、伊江村、うるま市、中城村、浦添市、西原町、南風原町、豊見城市、南城市、糸満市、北大東村、南大東村、宮古島市
合計	1,221	

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	浄化槽台帳の項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
北　海　道	無	130市町村	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△			その他	有	△			有	令和4年3月から令和5年4月	台帳の運用形態は各市町村によって異なる。
青　森　県	有	青森市及び八戸市を除く全市町村	○	○	○	○		○	○				○		○	GIS	スタンドアロン	無				有	令和4年度中	
岩　手　県	有	県央保健所（八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）、奥州保健所（金ヶ崎町）、中部保健所（北上市、西和賀町）、一関保健所（平泉町）、釜石保健所（釜石市、大槌町）、宮古保健所（山田町、岩泉町、田野畑村）、大船渡保健所（大船渡市、陸前高田市、住田町）、久慈保健所（久慈市、普代村、野田村、洋野町）、二戸保健所（二戸市、軽米町、一戸町）	○	○	○			○	○			○			○	GIS						有	令和5年3月	
宮　城　県	有	県内全市町村（仙台市を除く）	○	○	○	△		○	△		△	△	△		△	専用の管理システム	その他	有	△		△	無		各市町村による
秋　田　県	有	横手市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、北秋田市、三種町、八郎潟町、井川町、大潟村	○		○						○	○			○	GIS						有	令和5年3月	
山　形　県	有	米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、中山町、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町	△	△	△	△	△	△	△	再開届	△	△	△		△	市町村毎に異なる	スタンドアロン	無				有	市町村毎に異なる	
福　島　県	有	県内全５９市町村	○	○	○	△	△	△	△	浄化槽変更届出書、浄化槽管理者変更報告書	△	△	○	△			クラウド	有	○		○	有	令和4年4月	
茨　城　県	有	県内全市町村	○					○		単独・合併の別 規模（人槽） 店舗・住宅の別 放流先		○										無		
栃　木　県	有	栃木市、日光市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、下野市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、高根沢町、那須町	△	△	△	△	△	△	△	補助設置年度	△	△	△	△	△	GISとDBソフト導入の必要性も含めて検討中	その他	無				有	令和4年3月	台帳の運用形態は各市町によって異なる
群　馬　県	有	前橋市及び高崎市を除く県内全市町村	○	○	○	○	○	○	○				○				LGWAN	無				無		スタンドアロン
埼　玉　県	有	鴻巣市、上尾市、蕨市、桶川市、所沢市、狭山市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、小川町、川島町、ときがわ町、東秩父村、横瀬町、皆野町、長瀞町、本庄市、深谷市、神川町、寄居町、八潮市、三郷市、吉川市、行田市、春日部市、羽生市、幸手市、宮代町、杉戸町、入間市、富士見市、久喜市、戸田市、ふじみ野市、熊谷市、坂戸市、東松山市	○	○	○	△	△	△	△			△	△	△			クラウド	有	△	△	△	有	令和4年3月	
千　葉　県	有	保健所設置市以外全て	○	○	○			○				○	○				外部システム	有		○		有	令和5年4月	
東　京　都	有	23区、八王子市、町田市を除く市町村	○	○	○	○	○	○	○	休止・再開	△	○	△				スタンドアロン	無				無		

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	浄化槽台帳の項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
神奈川県	有	平塚市、鎌倉市、小田原市、逗子市、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町、清川村	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	システム利用を検討中						有	令和5年4月	
新潟県	有	新発田市、小千谷市、加茂市、燕市、糸魚川市、妙高市、上越市、魚沼市、南魚沼市、聖篭町、弥彦村、田上町、出雲崎町、津南町、刈羽村、関川村、粟島浦村	○	○	○			○	○			○										有	令和4年4月	台帳はデータベース管理ソフト（Microsoft Access）にて管理している。
富山県	有	全市町村	○	○	○	○	○	○	○	管理者変更		○	○		○	クラウドサービス	スタンドアロン	無				有	令和4年3月	
石川県	有	七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町	○	○	○			○				○			○	システム化						有	令和5年3月	
福井県	有	敦賀市、小浜市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町	○	△	○	△	△	△	△		△	△	△				その他	有	○			無		台帳の運用形態 県所有のWebシステム
山梨県	有	富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市、甲州市、中央市、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町、昭和町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村	○	○	○			○	○				○				その他	無				有	令和4年度中	ファイルサーバー
長野県	有	全市町村	○	○	○	○	○	○	○			△	△	△			スタンドアロン	有	○	○	○	有	令和5年3月	
岐阜県	有	岐阜市以外の４１市町村	○	○	○	○	○	○	○				○				LGWAN	有	○			有	令和5年4月	クライアント・サーバ
静岡県	有	熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、小山町、吉田町、森町	○	○	○		○	○				○		○			スタンドアロン	無				有	令和5年3月	
愛知県	有	一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村	○	○	○			○	○				○				外部システム	無				有	令和5年度までに更新予定	

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	浄化槽台帳の項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
三　重　県	有	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町、朝日町、川越町、菰野町、鈴鹿市、亀山市、津市、伊賀市、名張市、松阪市、明和町、多気町、大台町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、南伊勢町、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町	○	○	○				○				○				LGWAN	有	○			有	令和4年3月	
滋　賀　県	有	大津市を除く全市町	○	△	○	△	△	△	△		○	○	○	○	○	環境省浄化槽台帳システム	LGWAN	有	○	○	○	有	令和4年3月	市町によって取扱いは異なる。
京　都　府	有	福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町				○	○	○				○										有	令和5年4月	
大　阪　府	有	池田市、泉大津市、守口市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、大東市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、高石市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、島本町、豊能町、能勢町、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町、河南町、千早赤阪村	○	○	○	○	○	○	○		○		○				その他	有				有	未定	台帳運用形態：イントラネット システム改修：管理項目追加
兵　庫　県	有	芦屋市、伊丹市、加古川市、高砂市、三田市、川西市、宝塚市、猪名川町、稲美町、播磨町、三木市、加東市、加西市、西脇市、小野市、多可町、相生市、赤穂市、たつの市、宍粟市、市川町、神河町、福崎町、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、丹波篠山市、丹波市、洲本市、淡路市、南あわじ市	△	△	△	△	△	△	△	清掃業者 保守点検業者	△	△										有	令和5年3月	
奈　良　県	有	大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村、生駒市、曽爾村、御杖村	○	○	○				○		○	○										有	令和4年度（予定）	
和 歌 山 県	有	権限移譲した和歌山市を除く全市町村	○	○	○				○			○										有	令和5年3月	
鳥　取　県	有	三朝町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、江府町	○	○	○	△	△	△	○	文書指導状況		○										有	令和5年3月	県が保有する浄化槽台帳情報のみ記載（権限未移譲町村のみ）
島　根　県	有	県内全市町村（松江市を除く）	○	○	○			○					○				スタンドアロン	有	○			有	令和5年3月	「保守点検」及び「清掃」に関する情報は備考欄に記載している。
岡　山　県	有	岡山市、倉敷市を除く２５市町村	○	○	○				○				○		○	GIS	スタンドアロン	無				有	令和5年3月	
広　島　県	無																							

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	浄化槽台帳の項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
山口県	有	宇部市、山口市、萩市、防府市、下松市、岩国市、光市、長門市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町、阿武町	○	○	○			△	○	浄化槽管理者変更報告書	△	△			○	GIS						有	令和5年3月	
徳島県	有	徳島市　鳴門市　小松島市　阿南市　吉野川市　阿波市　美馬市　つるぎ町　三好市　東みよし町　佐那河内村　石井町　神山町　松茂町　北島町　藍住町　板野町　上板町　勝浦町　上勝町　那賀町　牟岐町　美波町　海陽町	○	○	○								○		○	GIS	LGWAN	有			○	無		
香川県	有	丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町	○	○	○	○	○	○	○			○										無		
愛媛県	有	全市町	○	○	○			○	○				○				スタンドアロン	無				有	令和5年3月	
高知県	有	室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、梼原町、日高村、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町	○					○					○				その他	無				有	令和5年3月	庁内ネットワークサービス
福岡県	有	直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	システム化						有	令和3年度中	
佐賀県	有	唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町	○	○	○				○	変更届		○										有	令和5年3月	
長崎県	有	島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、壱岐市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町	○	○	○	○	○	○	○	変更届			○		○	R2改正法令及び導入マニュアル（第３版）に準拠するよう検討中	スタンドアロン	無				有	令和5年4月	
熊本県	有	熊本市を除く県内全域	○	○	○	○	○	○					○				クラウド	有	○			無		

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	浄化槽台帳の有無	台帳の対象市町村名（都道府県の台帳がカバーしている市町村名）	浄化槽台帳の項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
			設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
大　分　県	有	別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、日出町、九重町、玖珠町	○	○	○	△	△	○	○				○				クラウド	有	○			有	令和3年度中	
宮　崎　県	有	都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西都市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町	○	○	○			○	○				○	○			LGWAN	有	○			有	無し	クラウド
鹿 児 島 県	有	鹿児島市及び権限移譲済市町村は除く全市町村	○	○	○	○	○	○	○				○	○			クラウド	有	○	○	○	有	未定	
沖　縄　県	有	那覇市、伊是名村を除く全市町村	○	○	○	○	○	○	○				○				スタンドアロン	有	○		○	有	未定	

注）○：全市町村が該当、△：一部の市町村が該当

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和2年度末現在）

保健所設置市名	浄化槽台帳の有無	浄化槽台帳の項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
		設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
札　幌　市	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○										無		ファイルサーバー上にAccessファイルを保存
函　館　市	有	○	○	○				○			○			○	GIS						有	令和4年3月	
小　樽　市	有	○	○	○				○			○										有	令和4年度	
旭　川　市	有	○	○	○	○	○	○	○	管理者変更		○										有	令和4年度末	
青　森　市	有	○	○	○								○		○	GIS	スタンドアロン	無				有	令和5年1月	
八　戸　市	有	○	○	○	○		○	○				○				スタンドアロン	無				有	令和5年3月	
盛　岡　市	有	○	○	○	○			○			○										有	令和6年3月	
仙　台　市	有	○	○	○			○	○				○	○			スタンドアロン	有			○	有	令和4年3月	
秋　田　市	有	○	○	○		○	○	○				○		○	GIS	LGWAN	無				有	令和5年3月	
山　形　市	有	○	○	○			○	○	管理者変更報告書情報		○										無		
福　島　市	有	○	○	○					・浄化槽変更届出書 ・浄化槽管理者変更届出書			○				クラウド	有	○		○	有	令和4年4月	
郡　山　市	有	○	○	○			○		○浄化槽設置者講習会（教室） ○浄化槽設置整備事業			○				クラウド	無				有	令和4年4月	公益社団法人福島県浄化槽協会が作成管理しているシステムを利用
い わ き 市	有	○	○	○			○	○	管理者 変更 変更届出			○				クラウド	有	○		○	有	令和4年4月	
水　戸　市	有	○		○			○	○			○		○			スタンドアロン	有	○	○	○	有	未定	
宇 都 宮 市	有	○	○	○	○	○	○	○	○			○		○	既存システムから環境省配付のシステムへの移行	スタンドアロン	有	○		○	有	令和5年3月	
前　橋　市	有	○	○	○	○	○	○	○			○	○				LGWAN	無				無		
高　崎　市	有	○	○	○	○	○	○	○			○	○				LGWAN	無				無		
さいたま市	有	○	○	○	○	○	○	○				○		○	Z-join	スタンドアロン	無				有	令和4年7月	
川　越　市	有	○	○	○	○	○	○	○			○										無		
川　口　市	有	○	○	○	○	○	○	○	管理者変更報告書			○	○			外部システム	有			○	有	令和3年8月	
越　谷　市	有	○	○	○	○	○	○	○				○				スタンドアロン	有	○			有	令和7年1月	
千　葉　市	有	○		○		○	○					○				クラウド	無				有	未定	
船　橋　市	有	○	○	○		○	○					○				LGWAN	無				有	令和4年10月	
柏　　市	有					○							○			スタンドアロン	無				無		
八 王 子 市	有	○	○	○		○					○										無		

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和2年度末現在）

保健所設置市名	浄化槽台帳の有無	浄化槽台帳の項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
		設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
町　田　市	有	○	○	○	○	○	○	○	浄化槽の種類、容量、建築用途等				○			外部システム	有	○			無		
横　浜　市	有	○	○	○		○	○	○			○			○	GIS						有	令和3年度中	
川　崎　市	有	○	○	○		○		○		○	○			○	環境省配布の浄化槽台帳システムの導入						有	令和5年3月	紙台帳と浄化槽清掃の電算台帳の併用管理
相模原市	有	○	○	○	○	○	○	○			○										有	未定	
横須賀市	有	○	○	○	○	○	○					○				スタンドアロン	有	○			有	令和5年4月	
藤　沢　市	有	○	○	○	○	○	○	○					○			スタンドアロン	有	○			無		
茅ヶ崎市	有	○	○	○	○		○	○		○	○										無	無し	
新　潟　市	有	○	○	○			○	○			○										無		Access
富　山　市	有	○	○	○	○	○	○	○				○				外部システム	無				無		
金　沢　市	有	○		○		○	○	○				○				スタンドアロン	有	○			無		
福　井　市	有	○	○	○	○	○	○	○				○				外部システム	無				無		
甲　府　市	有	○	○	○			○	○			○										有	未定	
長　野　市	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○			その他	無				有	時期未定	検討予定
岐　阜　市	有	○	○	○	○	○	○	○					○			外部システム	有	○			無		
静　岡　市	有	○		○			○	○	保守点検業者、清掃業者等			○				スタンドアロン	無				有	未定	
浜　松　市	有	○	○	○		○	○	○	維持管理指導（戸別訪問等）				○			スタンドアロン	無				無		台帳については、改修・更新ではなく新台帳システム（法改正対応）を再構築中（令和５年度運用開始予定）
名古屋市	有	○	○	○	○	○	○	○				○				スタンドアロン	有	○			無		
豊　橋　市	有	○		○				○			○	○		○	環境省版浄化槽台帳システムの導入	スタンドアロン	無				有	令和4年3月	
岡　崎　市	有	○	○	○		○	○					○	○			LGWAN	無				有	令和4年3月	
豊　田　市	有	○	○	○		○					○	○		○	全浄連システムを検討中	スタンドアロン	有	○		○	有	未定	
四日市市	有	○	○	○	○	○	○	○				○	○			外部システム	有	○			有	令和3年4月	
大　津　市	有	○	○	○		○	○	○			○										有	令和4年3月	
京　都　市	有	○	○	○				○	変更届		○										有	令和5年3月	
大　阪　市	有	○	○	○			○	○	浄化槽変更届出書、技術管理者変更報告、浄化槽管理者変更報告			○				外部システム	有	○			有	令和4年度末までに更新予定	

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和2年度末現在）

保健所設置市名	浄化槽台帳の有無	浄化槽台帳の項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
		設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
堺市	有	○	○	○			○	○		○		○				外部システム	有	○			無		
豊中市	有	○	○	○	○	○	○	○				○				スタンドアロン	無				無		
吹田市	有			○		○	○			○	○			○	内容については未定						有	令和4年	
高槻市	有		○	○		○	○					○				スタンドアロン	有	○			有	未定	休止届に関して、システムの更新予定はしているが時期は未定です。
枚方市	有	○	○	○			○	○				○				その他	無				無		イントラネット形態で運用 現システムではGISエンジンを用いて地図情報とリンクは不可能
八尾市	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○		○	GIS	スタンドアロン	有	○	○	○	有	令和4年3月	
寝屋川市	有	○	○	○			○			○	○			○	GIS								
東大阪市	有		○	○				○		○		○		○	紙台帳からシステムへ変更中	外部システム	無				無		現在台帳整備中
神戸市	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○										有	未定	
姫路市	有	○	○	○				○				○		○	環境省版浄化槽台帳システムへの移行	スタンドアロン	無				有	令和5年3月	
尼崎市	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○										有	令和5年4月	
明石市	有	○	○	○		○	○	○				○				その他	無				無		庁内LAN
西宮市	有	○		○		○	○	○		○	○										無		
奈良市	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○										無		
和歌山市	有	○	○	○				○			○		○			スタンドアロン	有	○	○	○	有	令和5年3月	
鳥取市	有	○	○	○	○	○	○	○					○			LGWAN	無				有	未定	クライアントサーバー管理
松江市	有	○	○	○			○	○				○				スタンドアロン	有	○			有	令和4年4月以降	
岡山市	有	○	○	○				○				○		○	GIS	スタンドアロン	有	○	○	○	有	令和5年3月	
倉敷市	有	○	○	○			○	○					○			スタンドアロン	有	○	○		無		
広島市	有	○	○	○	○	○	○	○	浄化槽変更届、 浄化槽使用開始届、 浄化槽使用再開届出書、 管理者変更報告書、 浄化槽技術管理者変更報告書 立入調結果等			○				その他	無				有	令和5年3月	庁内LAN （ネットワーク）
呉市	有	○	○	○		○	○	○			○										有	令和4年3月	

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和2年度末現在）

保健所設置市名	浄化槽台帳の有無	浄化槽台帳の項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
		設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
福　山　市	有	○	○	○			○	○	管理者変更届出及び補助金	○		○	○			LGWAN	有	○			無		
下　関　市	有	○	○	○			○	○				○				クラウド	有	○			有	令和3年度中	
高　松　市	有	○	○	○	○	○	○	○				○				外部システム	無				無		○指定検査機関においてGIS導入中
松　山　市	有	○		○				○	変更届、設置・維持管理補助金交付			○				その他	無				無		オンプレミス
高　知　市	有	○	○	○			○	○				○	○			LGWAN	無				無		
北九州市	有	○	○	○	○	○	○	○			○										無	無し	Windows　ACCESS
福　岡　市	有	○	○	○	○	○	○	○		○	○										無		
久留米市	有	○	○	○				○				○	○			スタンドアロン	無				無		
長　崎　市	有	○	○	○		○	○	○				○				その他	無				無		台帳の運用形態「アクセスデータベースをファイルサーバ上で運用」
佐世保市	有	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	LGWAN	スタンドアロン	有	○		○	有	令和3年9月	
熊　本　市	有	○	○	○	○	○	○	○			○										無		
大　分　市	有	○	○	○	○	○	○	○	管理者			○	○			外部システム	有	○		○	無		
宮　崎　市	有	○	○	○	○	○	○	○				○				LGWAN	有	○			無		
鹿児島市	有	○	○	○	○	○	○	○				○	○			外部システム	無				無		
那　覇　市	有	○	○	○	○	○	○	○	指導対応記録等		○										無		

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（１）浄化槽台帳の整備状況

（令和2年度末現在）

東京都特別区	浄化槽台帳の有無	浄化槽台帳の項目								台帳の管理媒体						台帳の運用形態	台帳システムの改修				法改正に基づく浄化槽台帳の更新		備考
		設置届	使用開始届	廃止届	保守点検	清掃	法定検査	休止届	その他	紙	microsoft excel等の表計算ソフト	専用の管理システム	GIS等電子地図情報を活用したシステム	管理媒体の変更を検討中	検討内容の詳細		システム改修の有無	機能の追加	インターフェースの構築	運用形態の更新	更新予定の有無	更新予定時期の目安	
千代田区	有	○	○	○	○		○	○			○										無		
中央区	無																						
港区	有	○	○	○	○	○	○		マニフェスト情報		○										無		
新宿区	有	○	○	○				○		○											無		
文京区	無																						
台東区	無																						
墨田区	無																						
江東区	有	○	○	○							○										無		
品川区	有			○		○	○	○			○										有	令和4年3月	
目黒区	無																						
大田区	有	○	○	○	○	○	○	○			○			○	環境省作成の浄化槽台帳システムの導入を検討中。						無		
世田谷区	有			○		○	○	○			○										無		
渋谷区	無																						
中野区	無																						
杉並区	有					○					○										無		
豊島区	無																						
北区	有	○	○	○							○										無		
荒川区	無																						
板橋区	有	○		○							○										無		
練馬区	有	○	○	○	○	○	○	○			○										無		
足立区	有	○	○	○							○										無		
葛飾区	有			○							○										無		
江戸川区	有	○	○	○							○										無		

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
							保守点検				清掃				
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
北　海　道	無	無	無	無	無		その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	各市町村によって異なる。
青　森　県	有	無	無	無	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	その他	1年に1回					収集形態：電子ファイル又は紙
岩　手　県	有	無	無	有	有	法定検査員の現地確認情報									
宮　城　県	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	不定期					
秋　田　県	有	無	無	有	無										
山　形　県	有	有	有	有	有	市町村毎に異なる	その他	その他	その他	市町村毎に異なる	その他	その他	その他	市町村毎に異なる	「その他」の部分は市町村毎に異なる
福　島　県	有	有	有	有	有	保守点検業者からの問い合わせ	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	紙	1か月に1回	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	紙	1か月に1回	
茨　城　県	有	無	無	有	有	登記簿による土地所有者の確認									
栃　木　県	有	有	有	有	有	清掃記録との突合	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	各市町によって収集方法が異なる。
群　馬　県	有	有	有	有	有	指定検査機関による精査	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	紙	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	紙	月に1回	
埼　玉　県	有	有	有	有	有	清掃記録との突合	その他	その他	紙	1か月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回または毎日	保守点検・清掃データの収集は一部市町村で実施。
千　葉　県	有	有	有	有	無										
東　京　都	有	有	有	有	有	住宅地図、督促郵送など	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	年1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	年1回	
神奈川県	有	有	無	有	無		その他				その他				台帳データの収集方法については、保守点検・清掃ともに検討中
新　潟　県	有	無	無	有	有	保守点検事業者からの情報による精査									
富　山　県	有	有	無	有	無		その他				その他				保守点検・清掃については収集体制未整備
石　川　県	有	有	無	有	無										
福　井　県	有	無	無	無	無		その他	その他	電子ファイル	年3～4回	その他	その他	電子ファイル	年3～4回	指定検査機関から法定検査結果データと一緒に保守点検・清掃に係るデータ（業者名のみ）を提供してもらっている
山　梨　県	有	無	無	有	無										
長　野　県	有	無	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	年1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	年1回	
岐　阜　県	有	無	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月1回	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月1回	データ収集を行う根拠：その他（実施要領に規定）
静　岡　県	有	無	無	有	有	清掃記録との突合					その他	その他	その他	検討中	収集方法を検討中
愛　知　県	有	有	有	有	有	浄化槽保守点検業者等の帳簿との突合									

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
							保守点検				清掃				
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
三　重　県	無	無	無	有	無										本県では、保守点検及び清掃に関する情報について、毎月法定検査機関より、電子データまたは紙の法定検査結果報告として情報提供を受けている。
滋　賀　県	有	有	無	有	有	保守点検・清掃記録等との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	市町によって異なる	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	未定	市町によって取扱いは異なる。
京　都　府	有	有	有	有	無		協会等を通じて間接的に収集	委託契約	電子ファイル	1ヶ月に1回	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	電子ファイル	1ヶ月に1回	
大　阪　府	有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	毎月	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	毎月	保守点検、清掃に関する情報収集について、本府では知事指定検査機関より毎月法定検査結果報告を受けています。
兵　庫　県	有	有	無	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1ヶ月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1ヶ月に1回	
奈　良　県	有	有	無	有	無										
和 歌 山 県	有	有	無	有	無										
鳥　取　県	有	有	無	有	有	保守点検及び清掃実績による確認	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に１回	
島　根　県	有	有	無	有	無										
岡　山　県	有	無	無	有	無										
広　島　県															
山　口　県	有	有	無	有	無										
徳　島　県	無	有	無	有	無		その他	その他	その他		その他	その他	その他		検討中
香　川　県	有	無	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	3か月に1回	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	3か月に1回	データ収集を行う根拠は、県の定める「浄化槽に関する取扱要綱」の規定を準用
愛　媛　県	有	無	無	無	無										
高　知　県	有	無	無	有	無										
福　岡　県	有	有	有	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	現在、法定検査の結果報告から保守点検及び清掃の状況を収集しているが、今後、全体的に見直すことを検討中
佐　賀　県	無	無	無	無	無										
長　崎　県	有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	年1回以上	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	年1回以上	指定の条件により報告を求めている
熊　本　県	有	有	無	有	無		その他	その他	その他	検討中	その他	その他	その他	検討中	収集方法については検討中
大　分　県	有	有	無	無	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	その他とは、11条検査結果書への記載から把握
宮　崎　県	有	無	有	有	無										
鹿 児 島 県	有	無	無	有	有	点検清掃記録との突合	協会等を通じて間接的に収集	その他	クラウド	随時	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	随時	浄化槽台帳に記載するよう求められているため
沖　縄　県	有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1ヶ月に1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和2年度末現在）

保健所設置市名	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
							保守点検				清掃				
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
札　幌　市	有	無	無	無	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	
函　館　市	有	有	無	有	無										
小　樽　市	有	有	無	有	無										
旭　川　市	有	無	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1か月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
青　森　市	無	無	無	無	無										
八　戸　市	有	無	無	無	有	保守点検実績との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	その他	1年に1回					紙または電子ファイル
盛　岡　市	有	有	無	有	無		その他	その他	紙	随時更新					盛岡市浄化槽事務処理要領に基づく浄化槽維持管理計画書の提出
仙　台　市	有	無	無	有	無										
秋　田　市	有	有	無	有	有	清掃記録との突合					事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
山　形　市	有	有	無	有	無										
福　島　市	有	有	無	有	有	保守点検業者からの問い合わせ									
郡　山　市	有	有	有	有	無										
い わ き 市	有	無	無	無	無										
水　戸　市	有	無	無	無	無										
宇 都 宮 市	有	有	無	有	有	法定検査未受検者対応結果の反映	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	
前　橋　市	有	有	無	有	有	清掃記録との突合	その他	その他	電子ファイル	週に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	・収集経路：検査実施機関から収集 ・データ収集を行う根拠：検査実施機関との協定
高　崎　市	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	委託契約	電子ファイル	1年に1回	その他				清掃に関するデータの収集方法は定まっていない
さいたま市	有	有	有	有	有	清掃記録との突合	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	1年に１回	事業者から直接的に収集	その他	電子ファイル	月に1回	要綱で規定
川　越　市	有	有	有	有	有	清掃業者及び指定検査機関からの報告	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
川　口　市	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	事業者から直接的に収集	協議会等規約	紙	月に1回	
越　谷　市	有	有	有	有	有	保守点検・清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	毎月	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	毎月	報告は紙またはCDROMによる電子ファイル （電子申請検討中）
千　葉　市	有	有	無	有	無						その他	その他	紙	月に1回	「千葉市浄化槽清掃業の許可に関する規則」により報告を義務付けている
船　橋　市	有	有	無	無	無						事業者から直接的に収集	その他	紙	月に1回	市条例
柏　　市	有	無	無	無	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
八 王 子 市	無	有	有	有	無						事業者から直接的に収集	その他	紙	月に1回	清掃作業経費軽減の請求書に基づいている。
町　田　市	有	有	有	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和2年度末現在）

保健所設置市名	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
							保守点検				清掃				
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
横　浜　市	有	有	無	有	有	清掃記録との突合					事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
川　崎　市	有	無	無	有	有	清掃記録との突合					その他	報告徴収	紙	依頼ごとに随時	直営のため作業員の報告により収集
相 模 原 市	有	有	有	有	無		その他	委託契約	その他	随時	事業者から直接的に収集	委託契約	その他	随時	個人設置の浄化槽については、データー収集の方法が決まっていない
横 須 賀 市	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1か月に1回	事業者から直接的に収集	委託契約	紙	月に1回	
藤　沢　市	有	有	有	有	有	清掃業者から得られた情報による更新	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	
茅 ヶ 崎 市	有	有	有	有	有	点検記録と台帳の突合	事業者から直接的に収集	その他	紙	年に1回					保守点検におけるデータ徴収の根拠：茅ヶ崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
新　潟　市	有	有	無	有	無										
富　山　市	有	無	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
金　沢　市	有	有	無	有	有	・保守点検業者 ・浄化槽型式 ・下水整備状況 ・補助金の有無 ・建物用途 ・指導記録					事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	
福　井　市	有	無	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	1年に1回	
甲　府　市	有	有	無	有	無										
長　野　市	有	有	無	有	有	清掃記録との突合	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	毎月	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	毎月	
岐　阜　市	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1か月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	週に1回	保守点検は契約の有無について報告
静　岡　市	有	有	無	有	無										
浜　松　市	有	有	無	有	有	業者からの情報					事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	
名 古 屋 市	無	無	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	その他	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	保守点検の収集形態は紙又は電子のいずれか
豊　橋　市	無	無	無	無	有	設置届、廃止届等									
岡　崎　市	有	有	無	有	有	清掃業者からの情報					事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
豊　田　市	無	有	有	有	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	清掃データは、表計算ソフトでの管理
四 日 市 市	有	有	有	有	有	保守点検業者及び清掃業者からの実績報告	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	
大　津　市	有	有	無	有	有	清掃記録との突合					事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
京　都　市	無	無	無	有	無										
大　阪　市	有	無	無	有	無										
堺　　市	有	有	有	有	無										
豊　中　市	有	有	無	有	無		その他				その他				台帳データの収集方法等については、現状定まっていない

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和2年度末現在）

保健所設置市名	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
							保守点検				清掃				
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
吹　田　市	無	有	無	有	無						その他	その他	紙	随時	浄化槽清掃業許可業者から浄化槽清掃汚泥搬入受付等
高　槻　市	無	有	無	有	無						その他	報告徴収	紙	月に1回	収集経路は把握していない
枚　方　市	有	有	無	有	無										
八　尾　市	有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	毎月	協会等を通じて間接的に収集	その他	電子ファイル	毎月	保守点検、清掃に関する情報収集について、 本市では知事指定検査機関より毎月法定検査結果報告を受けています。
寝 屋 川 市	無	無	無	無	無										
東 大 阪 市	無	有	無	無	有	清掃記録との突合									現在台帳整備中
神　戸　市	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	1年に1回	
姫　路　市	有	有	無	有	無										
尼　崎　市	有	無	無	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	協議会等規約	紙	月に1回	事業者から直接的に収集	協議会等規約	紙	月に1回	
明　石　市	有	有	有	有	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
西　宮　市	有	有	有	有	有	清掃記録との突合					事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
奈　良　市	有	有	有	有	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	毎月	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	電子ファイル	毎月	
和 歌 山 市	有	有	無	有	無										
鳥　取　市	有	有	無	有	有	現地確認等	事業者から直接的に収集	その他	紙	年1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年1回	保守点検は鳥取市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例と浄化槽法第53条第1項に基づきデータ収集を行っている
松　江　市	有	無	無	有	無										
岡　山　市	無	有	有	無	無										
倉　敷　市	有	無	無	無	無										保守点検・清掃データの収集方法は未定
広　島　市	有	無	無	有	有	保守点検、清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	その他	紙	月に1回	事業者から直接的に収集	その他	紙	月に1回	広島市浄化槽保守点検業者の登録等に関する規則
呉　　市	有	有	無	有	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
福　山　市	有	有	有	有	有	保守点検台帳との突合									過去収集した台帳を基に更新する。
下　関　市	有	有	有	有	有	往復はがきの送付									
高　松　市	有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	委託契約	電子ファイル	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	委託契約	電子ファイル	月に1回	
松　山　市	有	有	無	有	有	H21年度緊急雇用対策を活用									
高　知　市	有	有	有	有	有	特定建設作業届出の活用									
北 九 州 市	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	毎月	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	毎月	

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和2年度末現在）

保健所設置市名	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
							保守点検				清掃				
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
福　岡　市	有	有	有	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	その他	報告徴収	紙	清掃を行ったとき	清掃 収集経路：管理者から収集。 根拠：福岡市浄化槽法施行細則
久 留 米 市	有	有	無	有	有	保守点検記録との突合									
長　崎　市	有	無	無	無	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
佐 世 保 市	有	無	無	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	
熊　本　市	有	無	無	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	
大　分　市	有	有	有	有	有	業者等から得られた情報	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	電子ファイル	月に1回	清掃業の報告の収集形態は紙でも可
宮　崎　市	有	有	無	有	無		事業者から直接的に収集	委託契約	紙	月に1回	事業者から直接的に収集	委託契約	紙	月に1回	個人管理浄化槽の保守点検データは収集していない。個人管理浄化槽の清掃データは報告徴収。
鹿 児 島 市	有	有	無	無	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月に1回	
那　覇　市	有	有	無	無	無		協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月1回	協会等を通じて間接的に収集	報告徴収	紙	月1回	

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（２）台帳データに係る整備状況

（令和2年度末現在）

東京都特別区	台帳情報の精査状況						台帳データの収集方法								備考
							保守点検				清掃				
	市町村や指定検査機関等からの情報による台帳の情報の更新	下水道部局等から得られた情報による台帳情報の更新	地図情報や航空写真等から得られた情報による台帳情報の更新	職員や委託事業者が現地確認した情報による台帳情報の更新	その他の精査手法による更新	その他の精査手法による更新方法の詳細	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	収集経路	データ収集を行う根拠	収集形態	頻度	
千代田区	無	無	無	無	無	無し	その他	その他	紙	1年に1回					法定検査結果により収集
中央区															
港区	有	有	無	有	無		協会等を通じて間接的に収集	その他	紙	法11条検査結果報告時	協会等を通じて間接的に収集	その他	紙	法11条検査結果報告時	保守点検・清掃は東京都環境公社による「浄化槽検査結果書」
新宿区	有	無	無	無	無										
文京区															
台東区															
墨田区															
江東区	無	無	無	無	無										
品川区	有	無	無	有	有	汚泥搬入伝票による清掃実績把握					事業者から直接的に収集	協議会等規約	紙	3か月に1回	
目黒区	無	無	無	無	無										
大田区	有	無	無	有	有	清掃記録との突合	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	3ヶ月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	3ヶ月に1回	
世田谷区	有	無	無	有	有	浄化槽管理者への通知の送付					事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	3か月に1回	
渋谷区	無	無	無	無	無										
中野区															
杉並区	無	無	無	有	無						事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	年に1回	
豊島区															
北区	有	無	無	無	無										
荒川区															
板橋区	無	有	無	無	無										
練馬区	無	有	有	有	無		事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	3か月に1回	事業者から直接的に収集	報告徴収	紙	3か月に1回	
足立区	無	有	無	有	無										
葛飾区	無	無	無	無	無										
江戸川区	無	無	無	有	無										

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（３）台帳の活用状況　　（令和2年度末現在）

都道府県名	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
北海道	△	△	△	△	△	△	下水道区域内外の把握、設置状況の把握
青森県	○	○	○	○	×	×	
岩手県	○	○	○	○	×	×	
宮城県	△	△	△	△	×	×	
秋田県	○	○	×	×	×	×	
山形県	△	△	△	△	△	×	
福島県	△	△	△	△	△	○	・公営企業決算統計報告 ・使用状況の把握
茨城県	○	○	×	○	×	×	
栃木県	△	△	△	△	△	△	住民から臭気等に関する苦情が寄せられた際にその原因を特定する調査に活用
群馬県	○	○	×	○	×	×	
埼玉県	△	△	△	△	×	×	
千葉県	○	○	×	○	×	×	
東京都	○	○	○	○	△	×	
神奈川県	○	○	○	○	×	×	
新潟県	○	○	×	○	×	×	
富山県	○	○	○	○	×	×	
石川県	○	×	×	○	×	×	
福井県	△	△	×	△	×	×	
山梨県	○	×	×	○	×	×	
長野県	○	○	○	○	×	×	
岐阜県	×	○	×	○	×	×	
静岡県	○	△	×	○	×	×	
愛知県	○	○	○	○	×	×	
三重県	×	×	×	○	×	×	
滋賀県	△	△	△	△	△	×	市町によって取扱いは異なる。
京都府	×	×	×	○	×	×	
大阪府	○	○	○	○	○	×	
兵庫県	△	△	△	△	×	△	合併処理浄化槽の把握
奈良県	×	×	×	○	×	×	
和歌山県	△	△	×	×	×	×	
鳥取県	×	△	×	△	×	×	
島根県	○	○	○	○	×	×	
岡山県	△	△	△	×	×	×	
広島県							
山口県	△	△	△	△	×	×	
徳島県	○	○	○	×	△	×	
香川県	×	×	×	○	×	×	
愛媛県	×	×	×	△	×	×	
高知県	△	△	△	△	×	×	

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（３）台帳の活用状況　　（令和2年度末現在）

都道府県名	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
福　岡　県	×	○	×	○	×	×	
佐　賀　県	○	○	×	×	×	×	
長　崎　県	○	○	×	○	×	×	
熊　本　県	○	○	△	○	×	×	
大　分　県	×	○	△	○	×	×	
宮　崎　県	○	○	×	○	×	×	
鹿　児　島　県	○	×	○	○	×	×	
沖　縄　県	○	○	×	○	○	×	

注）○：全市町村が上記の目的で台帳を活用、△：一部の市町村が上記の目的で台帳を活用、×：上記の目的で台帳を活用していない

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（３）台帳の活用状況　　（令和2年度末現在）

保健所設置市名	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
札幌市	○	×	×	○	×	×	
函館市	○	×	×	×	×	×	
小樽市	○	×	×	×	×	×	
旭川市	○	×	○	○	×	×	
青森市	×	×	×	×	×	×	
八戸市	○	○	○	×	×	×	
盛岡市	○	×	×	×	×	×	
仙台市	×	×	○	○	×	×	
秋田市	×	×	×	○	×	×	
山形市	×	×	×	○	×	×	
福島市	○	×	○	×	×	×	
郡山市	○	○	×	○	×	×	
いわき市	○	×	×	○	×	×	
水戸市	○	×	×	○	×	×	
宇都宮市	○	○	○	○	×	○	苦情対応
前橋市	○	×	○	○	×	×	
高崎市	○	×	×	○	×	×	
さいたま市	○	×	×	○	×	×	
川越市	○	○	×	○	×	×	
川口市	○	×	×	○	×	×	
越谷市	○	×	×	○	×	×	
千葉市	○	×	×	○	×	×	
船橋市	○	○	○	○	×	×	
柏市	×	×	×	×	×	○	清掃状況確認（苦情対応）
八王子市	○	○	×	×	×	○	維持管理指導及び公共下水道への接続促進
町田市	○	○	×	○	×	×	
横浜市	○	○	×	○	×	×	
川崎市	○	○	○	×	×	×	
相模原市	○	×	×	○	×	○	下水道水洗化指導の資料として活用
横須賀市	○	○	○	○	×	×	
藤沢市	○	×	×	○	×	×	
茅ヶ崎市	○	×	×	○	×	×	
新潟市	×	○	○	○	×	×	
富山市	×	×	×	○	×	×	
金沢市	○	×	×	○	×	×	
福井市	○	○	×	○	×	×	
甲府市	○	×	×	○	×	×	
長野市	○	×	×	○	×	×	
岐阜市	○	○	○	○	○	×	
静岡市	○	×	×	○	×	×	
浜松市	○	○	×	○	×	×	
名古屋市	○	×	○	○	×	○	浄化槽清掃実施率の向上
豊橋市	○	×	×	×	×	×	

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（３）台帳の活用状況　　（令和2年度末現在）

保健所設置市名	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
岡崎市	○	○	×	○	×	○	悪臭の苦情が出た際の原因者特定
豊田市	○	×	×	×	×	×	
四日市市	○	○	×	○	×	×	
大津市	○	×	×	○	×	×	
京都市	○	×	○	×	×	×	
大阪市	○	×	○	×	×	×	
堺市	○	×	×	○	×	×	
豊中市	○	×	×	×	×	×	
吹田市	○	×	×	×	×	○	清掃汚泥処理手数料徴収業務
高槻市	×	×	×	×	×	×	
枚方市	×	×	×	○	×	×	
八尾市	○	×	○	○	×	×	
寝屋川市	○	○	○	○	×	×	
東大阪市	×	×	×	×	×	×	台帳整備中につきまだ活用できていない
神戸市	○	○	×	○	×	×	
姫路市	○	×	×	×	×	×	
尼崎市	○	×	○	○	○	×	
明石市	×	×	×	○	×	○	浄化槽管理者等に対する維持管理の指導・啓発
西宮市	×	×	○	×	○	×	
奈良市	×	×	×	○	×	×	
和歌山市	○	×	×	×	×	×	
鳥取市	○	○	×	○	×	×	
松江市	○	○	○	○	×	×	
岡山市	×	×	×	×	×	×	
倉敷市	○	○	○	○	×	×	
広島市	○	○	○	○	×	○	未管理浄化槽の把握
呉市	○	×	×	○	×	×	
福山市	○	○	×	○	×	×	
下関市	○	○	×	○	×	×	
高松市	○	×	○	×	×	×	
松山市	×	○	×	×	×	×	
高知市	×	×	×	×	×	○	管理者の把握 浄化槽の適正管理
北九州市	○	×	○	○	○	○	未検査・未保守点検の把握
福岡市	○	○	×	○	○	×	
久留米市	○	○	×	×	×	×	
長崎市	○	×	×	○	×	×	
佐世保市	○	○	×	×	×	×	
熊本市	○	○	○	○	×	×	
大分市	○	○	○	○	○	×	
宮崎市	○	○	×	○	×	×	
鹿児島市	○	○	×	○	○	○	補助金交付事務
那覇市	○	○	×	○	×	×	

注）○：上記の目的で台帳を活用、×：上記の目的で台帳を活用していない

２１．浄化槽台帳の整備及び活用の状況

（３）台帳の活用状況　　（令和2年度末現在）

東京都特別区	合併処理浄化槽の整備促進		浄化槽の適切な維持管理			その他	備考
	単独処理浄化槽及び汲み取り便槽の把握	無届浄化槽の把握	特定既存単独処理浄化槽の判定	法定検査受検率の向上	浄化槽の長寿命化		
千代田区	○	×	○	×	×	×	
中央区							
港区	○	×	×	×	×	×	
新宿区	○	×	×	×	×	×	
文京区							
台東区							
墨田区							
江東区	○	×	×	×	×	×	
品川区	×	×	×	○	×	×	
目黒区							
大田区	○	×	○	×	×	×	
世田谷区	○	○	○	×	×	×	
渋谷区							
中野区							
杉並区	○	○	○	×	×	×	
豊島区							
北区	○	×	×	×	×	×	
荒川区							
板橋区	×	×	×	×	×	○	下水道未普及地域設置浄化槽の把握
練馬区	○	×	○	○	×	×	
足立区	○	×	○	×	×	×	
葛飾区	○	×	×	×	×	×	
江戸川区	×	×	×	×	×	×	

注）　○：上記の目的で台帳を活用、×：上記の目的で台帳を活用していない

２２．浄化槽管理者講習会の実施状況

（令和2年度末現在）

（１）都道府県の実施状況

都道府県名	講習会の開催	開催回数（回／年）	講習会の対象者	講習会の内容	講習会の名称	主催者等		備　　考
						都道府県	都道府県以外	
北 海 道	未実施							
青 森 県	未実施							
岩 手 県	未実施							
宮 城 県	未実施							
秋 田 県	未実施							コロナウイルス感染症が拡大したため、人が集まる行事を中止したため。
山 形 県	実施	地域（4ブロック）ごとに年1回	新規設置者	管理者の義務、浄化槽の仕組・構造、使用上の注意について	浄化槽新規設置者講習会		指定検査機関	
福 島 県	未実施							
茨 城 県	未実施							
栃 木 県	未実施							
群 馬 県	実施	動画配信	主に浄化槽を新規に設置した浄化槽管理者	・浄化槽のしくみ、使い方 ・浄化槽について法律で義務づけられていること	浄化槽教室	○		YouTubeで配信している動画を視聴して受講する
埼 玉 県	実施	一部の市で年1回程度実施	浄化槽管理者	浄化槽の維持管理や使用方法等についての説明	浄化槽管理者に対する講習会等		市	
千 葉 県	未実施							
東 京 都	未実施							
神 奈 川 県	未実施							
新 潟 県	未実施							
富 山 県	未実施							浄化槽管理士向けの講習会は実施
石 川 県	未実施							
福 井 県	未実施							
山 梨 県	実施	県内6箇所で年2～4回開催（令和2年度は合計14回）	新たに浄化槽を設置した管理者等	浄化槽の仕組み、維持管理、使用上の注意	浄化槽設置者講習会	○		主催は県及び保健所設置市
長 野 県	実施	1回	管理者、浄化槽関係業者、法定検査員、行政担当者等	浄化槽の普及状況 施工・維持管理 法定検査、設置者への指導など	浄化槽施工・維持管理講習会		公益社団法人長野県浄化槽協会	後援　長野県
岐 阜 県	未実施							

２２．浄化槽管理者講習会の実施状況

（令和2年度末現在）

（１）都道府県の実施状況

都道府県名	講習会の開催	開催回数（回／年）	講習会の対象者	講習会の内容	講習会の名称	主催者等		備　　考
						都道府県	都道府県以外	
静　岡　県	実施	6回	浄化槽新規設置者	浄化槽法と浄化槽管理者の責務について 浄化槽の仕組みと使用方法、保守点検と清掃の必要性について 法定検査の内容と申込手続について	浄化槽新規設置者講習会	○		一部県・市町共催
愛　知　県	未実施							
三　重　県	未実施							
滋　賀　県	未実施							
京　都　府	未実施							
大　阪　府	未実施							
兵　庫　県	未実施							
奈　良　県	未実施							
和 歌 山 県	実施	4回	浄化槽管理者	清掃、保守点検、法定検査の適正な維持管理	浄化槽管理講習会		市町村・和歌山県法定検査推進協議会	
鳥　取　県	実施	地区ごとに年1回	浄化槽を設置してまもない設置者	管理者の義務について 使用上の注意について	浄化槽設置者講習会	○	権限移譲市町、県浄化槽協会	令和2年度は未開催。
島　根　県	未実施							令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため開催せず
岡　山　県	未実施							
広　島　県	未実施							
山　口　県	実施	6回	新規設置者	浄化槽適正管理及び生活排水浄化対策	浄化槽講習会	○		
徳　島　県	実施	28回 ※他にWEB受講有	新規設置者・転換設置者	法律からみた浄化槽（設置者の義務等）、浄化槽の適正な管理等について	浄化槽教室		指定検査機関	徳島県浄化槽事務取扱要領に基づく「県又は指定検査機関が行う講習会」
香　川　県	実施	77回	浄化槽を設置しようとする者（市町の浄化槽設置整備事業補助金を利用する場合は受講必須）	浄化槽の適正な維持管理について等	浄化槽設置者講習会	○		・約110回の会場開催を予定していたが、新型コロナウイルスの影響により、会場での開催を一部中止し、受講者への資料送付により対応
愛　媛　県	未実施							
高　知　県	未実施							令和2年度は、新型コロナウイルス感染症のため、例年実施している管理者講習会の実施を見送った。
福　岡　県	未実施							

２２．浄化槽管理者講習会の実施状況

（令和2年度末現在）

（１）都道府県の実施状況

都道府県名	講習会の開催	開催回数（回／年）	講習会の対象者	講習会の内容	講習会の名称	主催者等		備　　考
						都道府県	都道府県以外	
佐　賀　県	実施	旧保健所地区ごとに月9回 年間108回	浄化槽設置予定者、新たに浄化槽管理者及び浄化槽使用者になる者、その他希望者	必要な手続きについて 日常の維持管理について	浄化槽設置者講習会	○	一般財団法人佐賀県浄化槽協会、一般財団法人佐賀県環境科学検査協会、佐賀県浄化槽普及促進協議会	県と左記3者との4者共催
長　崎　県	未実施							
熊　本　県	未実施							
大　分　県	実施	5回	浄化槽新規設置者、新規管理者	・浄化槽の仕組み ・浄化槽の適正使用及び維持管理 ・浄化槽管理者の義務	浄化槽管理者講習会	○		県内の各保健所（部）で開催
宮　崎　県	実施	県内10会場で開催 計55回	新規設置者	管理者の義務について 日常の維持管理について 使用上の注意について	浄化槽設置者講習会	○		
鹿 児 島 県	未実施							
沖　縄　県	実施	60回	浄化槽の設置を予定している方、受講希望者	浄化槽に係る基礎知識の習得（法律、浄化槽のしくみ、施行・使用上の注意、維持管理と法定検査について）	浄化槽設置者講習会	○		開催回数について、例年は60回だが、令和2年度のみ新型コロナウイルス感染拡大防止に係る講習会中止のため35回の開催となった。

２２．浄化槽管理者講習会の実施状況

（令和2年度末現在）

（２）市町村の実施状況（実施市町村のみ）

都道府県名	市町村名	講習会の開催	開催回数（回／年）	講習会の対象者	講習会の内容	講習会の名称	備　考
秋田県	大館市	実施	12回	浄化槽設置整備事業補助金の申請者	浄化槽の正しい使用方法等	浄化槽説明会	※コロナ禍における蔓延等防止のため、R2～実施は見送りとし、対象者へ資料を送付している。
山形県	大石田町	実施	1回	新規設置者	浄化槽の適正な管理について	浄化槽新規設置者講習会	山形県村山総合支庁、尾花沢市、大石田町、(公社)山形県水質保全協会、共催
福島県	福島市	実施	2回	浄化槽管理者	（公社）福島県浄化槽協会及び福島県浄化槽協会からも講師を招き、浄化槽管理者に対し、浄化槽の構造や働き、法令の概要及び維持管理などについて周知を図る。	浄化槽設置者（管理者）講習会	
	いわき市	実施	20回	浄化槽管理者	浄化槽の適正な維持管理についての講義	浄化槽教室	
	猪苗代町	実施	2回	浄化槽管理者ほか	窒素りん除去型浄化槽の構造、維持管理、猪苗代湖の水質保全等	窒素りん除去型浄化槽講習会	福島県生活環境部及び（公社）福島県浄化槽協会の主催。管理者への個別通知等の周知は本町実施
群馬県	高崎市	実施	2回	浄化槽新規設置者	適切な維持管理について	浄化槽教室	令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の懸念から実施せず
	東吾妻町	実施	1回	過去2年に設置したもの	浄化槽の使用方法・検査・点検	浄化槽教室	群馬県が東吾妻町を対象として開催しているものに参加
埼玉県	羽生市	実施	1回	市補助金対象者	浄化槽法・維持管理について	浄化槽設置者講習会	令和2年度は、コロナ禍により資料送付のみ
山梨県	甲府市	実施	2回	浄化槽設置者	浄化槽の適正な維持管理	浄化槽設置者講習会	
長野県	大町市	実施	30回	設置補助事業対象者	法令、維持管理上の義務	浄化槽管理者講習会	
	東御市	実施	1回	新規管理者・不適正判定者	使用・管理方法の意義や重要性を再認識する	法定検査研修会	新型コロナウイルス感染予防のため未実施
	箕輪町	実施	１回	新規設置者	浄化槽の管理方法	浄化槽新規設置者講習会	
	大鹿村	実施	1回	新規設置者	管理状況の聴き取り及び維持管理の指導	維持管理指導会	
	飯綱町	実施	1回	浄化槽維持管理協議会員	生活排水処理について 浄化槽管理者の義務について 災害発生時について	飯綱浄化槽維持管理協議会総会講習会	令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため中止
静岡県	静岡市	実施	9回	新規設置者	浄化槽の維持管理及び法定検査について	浄化槽新規設置者講習会	
	沼津市	実施	1回	新規設置者	維持管理の方法等	浄化槽新規設置者講習会	感染拡大防止のためリモート開催
	熱海市	実施	1回	新規設置者	浄化槽の仕組みや、管理清掃の必要性	浄化槽新規設置者講習会	
	富士市	実施	6回	新規浄化槽設置者	・浄化槽のしくみ及び適正な維持管理 ・浄化槽法定検査について ・書類作成について	浄化槽設置者説明会	
	湖西市	実施	1回	前年の浄化槽補助金対象者、法定検査不適正施設管理者及び参加を希望する人	浄化槽の維持管理について	浄化槽管理講習会	
	御前崎市	実施	1回	該当年度の補助対象者	浄化槽についての説明、清掃・点検・検査等の維持管理方法等の説明	浄化槽維持管理講習会	令和元年度、2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
	菊川市	実施	1回	浄化槽新規設置者	浄化槽維持管理に関すること	浄化槽管理講習会	令和元年度及び令和２年度は新型コロナウイルス感染症対策のため書面開催
	牧之原市	実施	161回	設置者	維持管理について	設置者維持管理説明	
滋賀県	彦根市	実施	14回	国庫補助金受給者	浄化槽の維持管理について	浄化槽講習会	
和歌山県	海南市	実施	1～2回	浄化槽管理者	浄化槽の維持管理について	浄化槽管理講習会	R2年度はコロナウイルスの影響で中止
	橋本市	実施	2回	・新規で浄化槽の設置を予定している方及び今後予定されている方 ・単独浄化槽から合併浄化槽への変更を予定されている方 ・浄化槽を既に設置している方 ・その他浄化槽に関係のある方	浄化槽に関しての手続きや、施工及び維持管理等について理解する	浄化槽管理講習会	主催：和歌山県法定検査推進協議会、橋本市
	有田市	実施	3回	浄化槽設置を予定している方等	施工及び維持管理等についての理解等	浄化槽管理講習会	R2年度はコロナウイルスの影響で中止
	田辺市	実施	1～2回	浄化槽管理者	浄化槽の維持管理について	浄化槽管理講習会	R2年度はコロナウイルスの影響で中止
	新宮市	実施	1回	浄化槽設置者	浄化槽の適正な維持管理方法等の説明	浄化槽管理者講習会	R2年度はコロナウイルスの影響で中止
	紀の川市	実施	4回	浄化槽設置者	浄化槽に関しての手続きや、施工及び維持管理	浄化槽管理講習会	R2年度はコロナウイルスの影響で中止
	岩出市	実施	4回	浄化槽管理者	浄化槽の維持管理について	浄化槽管理講習会	R2年度はコロナウイルスの影響で中止
	紀美野町	実施	2回	希望者	浄化槽に関しての手続き、施工及び維持管理等	浄化槽管理講習会	
	かつらぎ町	実施	2回	浄化槽管理者	浄化槽の維持管理について	浄化槽管理講習会	R2年度はコロナウイルスの影響で中止
	湯浅町	実施	2回	浄化槽管理者	浄化槽の維持管理について	浄化槽管理講習会	R2年度はコロナウイルスの影響で中止
	有田郡広川町	実施	1回	浄化槽管理者	浄化槽の維持管理について	浄化槽管理講習会	R2年度はコロナウイルスの影響で中止

２２．浄化槽管理者講習会の実施状況

（令和2年度末現在）

（２）市町村の実施状況（実施市町村のみ）

都道府県名	市町村名	講習会の開催	開催回数（回／年）	講習会の対象者	講習会の内容	講習会の名称	備　　考
和歌山県	有田川町	実施	1回	補助金受給者等	浄化槽に関しての手続きや、施工及び維持管理等について理解をしてもらうため	浄化槽管理講習会	令和２年度は新型コロナウイルス感染防止の観点から個別に講習会を実施した。
	印南町	実施	2回	補助金申請予定者	設置後の維持管理の徹底を図るための講習・補助金に関する説明	合併処理浄化槽設置整備事業補助金に関する説明会	
	那智勝浦町	実施	2回	浄化槽補助金の交付を受けた者	啓発ビデオ鑑賞、講師による講義	浄化槽管理者講習会	R2年度はコロナウイルスの影響で中止
	古座川町	実施	1回	浄化槽管理者	浄化槽関係法、維持管理、義務	浄化槽管理者講習会	R2年度はコロナウイルスの影響で中止
鳥取県	倉吉市	実施	1回	新設管理者及び未受検者	浄化槽の適正な維持管理	浄化槽設置者講習会	
	北栄町	実施	1回	浄化槽管理者	浄化槽の適正な維持管理について	浄化槽設置者講習会	鳥取県浄化槽協会中部支部が実施主体
広島県	福山市	実施	1回	新規設置者のうち希望者	浄化槽の仕組み、適正管理について	浄化槽維持管理講習会	公益社団法人広島県環境保全センターと共催、2019年度及び2020年度はコロナの影響で未実施。
山口県	山口市	実施	1回	設置者・管理者	浄化槽の適正使用等	浄化槽設置者（管理者）講習会	
香川県	高松市	実施	3回	浄化槽管理者	浄化槽の保守点検・清掃・法定検査の必要性の説明	浄化槽設置者講習会	
	善通寺市	実施	3回	補助金申請者	浄化槽の仕組みやその維持管理等について	浄化槽設置者講習会	
高知県	南国市	実施	3回	補助事業申請者	浄化槽設置整備事業及び維持管理について	浄化槽事業説明会	
福岡県	大牟田市	実施	随時	浄化槽設置補助申請者	維持管理の必要性、浄化槽の使用について	維持管理説明会	
大分県	豊後高田市	実施	2回	新たに浄化槽を設置した管理者	浄化槽の維持管理について	浄化槽管理者講習会	
	由布市	実施	1回	浄化槽管理者	浄化槽の理解と適切な管理	浄化槽管理者説明会	
宮崎県	宮崎市	実施	12回	浄化槽設置予定者	浄化槽の使用方法・維持管理等	浄化槽設置者講習会	県実施の浄化槽設置者講習会と共同実施
鹿児島県	日置市	実施	1回	前年度新規設置者	浄化槽の適正な維持管理について	浄化槽設置者講習会	
沖縄県	那覇市	実施	12回	浄化槽設置者	維持管理、設置手続き及び正しい施工について理解を深めてもらう。	那覇市浄化槽設置者講習会	

２３．地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(1)地方公共団体が所有する浄化槽の基数

（令和2年度末現在）

都道府県名	全浄化槽（基）		合併処理浄化槽(基)		単独処理浄化槽(基)	
		うち防災拠点		うち防災拠点		うち防災拠点
北海道	13,593	914	12,359	598	1,234	316
青森県	2,849	501	1,857	241	992	260
岩手県	9,567	391	9,423	346	144	45
宮城県	12,441	340	12,213	277	228	63
秋田県	8,180	154	7,754	96	426	58
山形県	5,567	334	5,077	186	490	148
福島県	7,625	857	6,612	587	1,013	270
茨城県	6,288	952	5,539	619	749	333
栃木県	2,311	638	1,313	335	998	303
群馬県	10,963	1,110	9,249	601	1,714	509
埼玉県	3,299	1,096	2,390	838	909	258
千葉県	4,807	1,104	3,565	780	1,242	324
東京都	2,309	106	2,098	59	211	47
神奈川県	2,530	348	1,846	158	684	190
新潟県	5,472	267	4,395	162	1,077	105
富山県	880	106	602	47	278	59
石川県	3,139	184	2,736	118	403	66
福井県	1,310	97	1,121	66	189	31
山梨県	2,637	384	2,085	172	552	212
長野県	5,419	204	5,254	176	165	28
岐阜県	4,679	706	3,975	488	704	218
静岡県	6,313	609	4,525	334	1,788	275
愛知県	4,519	1,383	2,181	633	2,338	750
三重県	9,098	623	8,319	430	779	193
滋賀県	537	87	430	63	107	24
京都府	6,912	166	6,801	124	111	42
大阪府	2,157	172	1,788	117	369	55
兵庫県	1,299	124	1,055	78	244	46
奈良県	2,973	328	1,461	175	1,512	153
和歌山県	4,669	629	3,376	352	1,293	277
鳥取県	2,350	116	2,164	50	186	66
島根県	12,557	609	12,175	471	382	138
岡山県	5,204	617	4,541	365	663	252
広島県	8,703	795	7,732	493	971	302
山口県	2,256	500	1,401	245	855	255
徳島県	6,038	961	2,933	405	3,105	556
香川県	3,936	441	3,216	288	720	153
愛媛県	7,920	1,001	6,158	573	1,762	428
高知県	4,138	672	3,315	479	823	193
福岡県	11,433	618	10,913	396	520	222
佐賀県	15,022	260	14,754	199	268	61
長崎県	3,447	670	2,862	466	585	204
熊本県	7,178	409	6,270	245	908	164
大分県	3,665	407	2,748	218	917	189
宮崎県	6,152	523	5,235	320	917	203
鹿児島県	10,753	1,009	7,643	525	3,110	484
沖縄県	1,489	364	1,000	262	489	102
合計	266,583	24,886	226,459	15,256	40,124	9,630

２３．地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(2)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の用途

（令和2年度末現在）

都道府県名	基数	用途区分											
		住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養施設等	消防署警察署	廃棄物処理浄水施設等	公衆便所等	その他	不明
北海道	1,234	245	224	239	70	1	16	82	8	56	169	119	5
青森県	992	91	219	165	69	3	7	64	22	69	147	94	42
岩手県	144	10	56	21	9	1	3	9	1	6	14	14	0
宮城県	228	13	71	21	16	0	0	2	1	20	66	14	4
秋田県	426	11	73	80	17	0	2	44	5	15	113	40	26
山形県	490	28	113	66	33	12	0	29	11	5	123	69	1
福島県	1,013	210	275	228	72	1	0	23	10	18	90	86	0
茨城県	749	21	275	132	31	1	3	33	27	31	131	60	4
栃木県	998	19	371	86	24	2	8	26	81	30	312	36	3
群馬県	1,714	49	360	405	84	5	7	54	162	61	445	81	1
埼玉県	909	42	201	137	63	2	3	20	39	70	293	39	0
千葉県	1,242	62	314	184	156	11	2	5	161	53	213	81	0
東京都	211	38	26	30	7	0	8	8	15	6	54	14	5
神奈川県	684	28	140	73	27	0	3	17	82	37	173	88	16
新潟県	1,077	105	219	116	47	0	7	78	51	44	310	100	0
富山県	278	4	29	27	72	0	0	9	16	8	108	5	0
石川県	403	25	61	74	19	0	0	32	38	15	109	28	2
福井県	189	11	20	20	24	0	0	34	1	8	51	12	8
山梨県	552	56	152	120	35	0	3	24	25	4	111	15	7
長野県	165	25	14	16	3	0	0	16	0	6	74	10	1
岐阜県	704	45	161	99	47	1	8	33	30	26	220	34	0
静岡県	1,788	143	444	205	145	0	0	5	0	0	616	230	0
愛知県	2,338	297	772	219	85	2	6	27	114	120	505	184	7
三重県	779	71	186	164	58	2	10	15	23	60	177	13	0
滋賀県	107	7	27	10	14	1	4	2	5	16	15	4	2
京都府	111	1	26	23	16	0	1	6	2	9	21	5	1
大阪府	369	37	73	74	32	0	5	2	26	28	21	66	5
兵庫県	244	19	40	26	13	0	5	19	15	39	42	25	1
奈良県	1,512	760	152	144	45	2	8	20	108	20	113	36	104
和歌山県	1,293	297	334	271	72	1	17	30	40	35	125	70	1
鳥取県	186	16	39	39	3	0	0	15	2	4	55	13	0
島根県	382	61	97	71	22	0	3	1	16	8	80	23	0
岡山県	663	75	201	196	34	0	4	24	7	35	60	27	0
広島県	971	160	286	234	35	1	11	26	23	13	54	122	6
山口県	855	121	234	155	56	0	6	21	32	19	150	59	2
徳島県	3,105	1,502	490	530	49	0	11	56	109	30	218	106	4
香川県	720	131	172	148	57	0	13	24	20	12	110	26	7
愛媛県	1,762	359	342	564	95	0	72	21	0	0	206	103	0
高知県	823	273	187	102	52	0	10	6	14	26	123	27	3
福岡県	520	40	156	105	18	0	3	15	5	13	149	15	1
佐賀県	268	31	65	46	22	0	0	10	21	8	41	24	0
長崎県	585	39	152	79	33	0	10	13	1	10	203	42	3
熊本県	908	129	198	143	25	1	5	33	21	12	291	50	0
大分県	917	63	231	158	35	0	5	51	20	23	205	122	4
宮崎県	917	161	165	127	24	0	5	46	42	23	256	68	0
鹿児島県	3,110	1,086	683	405	126	3	22	62	75	32	444	169	3
沖縄県	489	88	105	35	42	2	4	7	26	7	53	47	73
合計	40,124	7,105	9,231	6,612	2,133	55	320	1,199	1,553	1,190	7,659	2,715	352

都道府県名	うち防災拠点	用途区分											
		住居等	学校教育施設	集会場等	庁舎等	保健所等	病院等	観光保養施設等	消防署警察署	廃棄物処理浄水施設等	公衆便所等	その他	不明
北海道	316	6	129	116	14	0	0	16	2	6	18	8	1
青森県	260	13	106	81	6	0	2	11	1	3	30	7	0
岩手県	45	0	28	9	2	0	2	0	1	0	1	2	0
宮城県	63	0	42	15	0	0	0	1	0	0	5	0	0
秋田県	58	1	26	16	1	0	1	0	1	2	8	2	0
山形県	148	1	62	31	4	0	0	11	10	0	21	8	0
福島県	270	1	130	101	5	1	0	4	0	0	21	7	0
茨城県	333	1	190	85	7	1	1	7	8	5	20	8	0
栃木県	303	0	207	26	2	0	0	3	1	3	58	3	0
群馬県	509	2	238	85	9	0	0	1	7	5	157	5	0
埼玉県	258	10	96	41	7	0	0	14	2	3	78	7	0
千葉県	324	5	175	53	15	11	0	2	7	0	36	20	0
東京都	47	0	17	21	1	0	1	0	0	0	7	0	0
神奈川県	190	2	108	25	8	0	1	4	15	3	22	2	0
新潟県	105	1	59	25	2	0	0	1	0	0	14	3	0
富山県	59	0	24	17	1	0	0	1	0	0	16	0	0
石川県	66	0	9	28	3	0	0	7	1	0	17	1	0
福井県	31	0	10	9	4	0	0	1	0	0	6	1	0
山梨県	212	1	86	71	13	0	0	7	2	0	31	1	0
長野県	28	4	7	7	2	0	0	0	0	0	8	0	0
岐阜県	218	0	109	47	9	0	1	1	1	1	49	0	0
静岡県	275	0	235	9	1	0	0	1	0	0	27	2	0
愛知県	750	4	466	74	7	0	0	2	13	3	165	14	2
三重県	193	3	84	64	7	0	1	1	6	3	20	4	0
滋賀県	24	0	11	2	3	0	1	0	3	0	4	0	0
京都府	42	0	20	10	4	0	1	0	0	0	7	0	0
大阪府	55	0	21	24	3	0	0	0	1	0	5	1	0
兵庫県	46	0	16	15	2	0	0	1	1	3	6	2	0
奈良県	153	0	45	52	12	0	0	5	9	8	17	5	0
和歌山県	277	4	161	78	12	0	0	2	1	0	18	1	0
鳥取県	66	3	27	27	0	0	0	0	0	0	9	0	0
島根県	138	0	74	61	1	0	0	0	0	0	2	0	0
岡山県	252	5	125	102	9	0	1	2	1	0	5	2	0
広島県	302	0	137	145	11	0	2	0	0	0	5	2	0
山口県	255	5	132	70	20	0	0	0	5	0	21	2	0
徳島県	556	1	229	241	12	0	1	5	16	3	44	4	0
香川県	153	5	57	52	13	1	0	1	6	1	14	3	0
愛媛県	428	1	157	178	13	0	2	2	0	1	68	6	0
高知県	193	0	114	45	15	0	2	0	6	1	8	2	0
福岡県	222	3	114	64	4	0	0	5	1	1	30	0	0
佐賀県	61	1	25	23	2	0	0	2	0	0	8	0	0
長崎県	204	0	100	47	8	0	0	0	0	0	48	1	0
熊本県	164	0	65	52	0	1	0	2	0	0	43	1	0
大分県	189	0	78	66	5	0	0	2	1	1	34	2	0
宮崎県	203	1	87	59	4	0	0	1	0	2	47	2	0
鹿児島県	484	1	241	175	20	1	3	0	6	0	30	6	1
沖縄県	102	1	63	18	6	0	0	0	0	0	10	4	0
合計	9,630	86	4,742	2,662	309	16	23	126	135	58	1,318	151	4

２３．地方公共団体が所有する浄化槽の状況

(3)地方公共団体が所有する単独処理浄化槽の人槽区分

（令和2年度末現在）

都道府県名	基数	人槽区分							都道府県名	うち防災拠点	人槽区分						
		5～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	不明			5～20	21～50	51～100	101～200	201～500	501～	不明
北海道	1,234	505	544	122	44	18	1	0	北海道	316	96	162	30	18	10	0	0
青森県	992	295	276	216	111	75	19	0	青森県	260	59	88	42	34	37	0	0
岩手県	144	29	67	32	9	6	0	1	岩手県	45	4	21	11	5	4	0	0
宮城県	228	65	82	34	33	12	1	1	宮城県	63	5	22	14	11	10	1	0
秋田県	426	81	180	97	42	24	2	0	秋田県	58	0	25	17	6	9	1	0
山形県	490	167	194	87	32	10	0	0	山形県	148	33	65	29	16	5	0	0
福島県	1,013	393	453	92	48	22	5	0	福島県	270	46	153	39	21	11	0	0
茨城県	749	216	350	108	54	19	1	1	茨城県	333	62	159	50	36	12	0	14
栃木県	998	325	365	175	88	34	2	9	栃木県	303	48	111	71	37	30	1	5
群馬県	1,714	746	690	157	63	58	0	0	群馬県	509	121	226	72	45	45	0	0
埼玉県	909	359	376	112	37	24	0	1	埼玉県	258	56	131	36	15	20	0	0
千葉県	1,242	443	509	128	74	59	3	26	千葉県	324	38	119	71	51	40	3	2
東京都	211	82	87	27	11	3	0	1	東京都	47	8	28	5	5	1	0	0
神奈川県	684	248	238	104	49	37	0	8	神奈川県	190	46	74	24	18	28	0	0
新潟県	1,077	358	505	118	37	29	2	28	新潟県	105	13	55	15	10	10	0	2
富山県	278	101	113	49	9	6	0	0	富山県	59	7	29	16	2	5	0	0
石川県	403	145	168	64	18	7	0	1	石川県	66	13	35	14	2	2	0	0
福井県	189	73	89	11	13	2	0	1	福井県	31	8	19	1	2	0	0	1
山梨県	552	219	217	69	32	13	0	2	山梨県	212	75	95	30	4	7	0	1
長野県	165	28	45	54	25	12	1	0	長野県	28	3	7	9	5	4	0	0
岐阜県	704	223	365	90	13	13	0	0	岐阜県	218	27	134	37	9	11	0	0
静岡県	1,788	763	813	148	34	27	3	0	静岡県	275	52	141	51	16	13	2	0
愛知県	2,338	827	950	352	119	83	4	3	愛知県	750	94	357	179	68	52	0	0
三重県	779	272	355	109	26	16	0	1	三重県	193	47	93	36	11	6	0	0
滋賀県	107	33	50	15	5	4	0	0	滋賀県	24	4	11	5	0	4	0	0
京都府	111	27	56	21	6	1	0	0	京都府	42	4	22	13	3	0	0	0
大阪府	369	121	154	46	12	19	17	0	大阪府	55	11	30	7	2	4	1	0
兵庫県	244	95	100	33	4	7	0	5	兵庫県	46	10	24	10	1	0	0	1
奈良県	1,512	954	346	130	43	27	8	4	奈良県	153	33	84	24	8	4	0	0
和歌山県	1,293	449	358	227	135	103	8	13	和歌山県	277	37	53	74	41	56	0	16
鳥取県	186	65	86	20	7	8	0	0	鳥取県	66	14	33	10	4	5	0	0
島根県	382	143	191	39	3	6	0	0	島根県	138	21	82	28	3	4	0	0
岡山県	663	205	326	89	29	14	0	0	岡山県	252	51	148	30	13	5	0	5
広島県	971	246	498	152	48	27	0	0	広島県	302	29	131	52	28	15	0	47
山口県	855	236	388	142	49	28	3	9	山口県	255	42	95	65	25	22	3	3
徳島県	3,105	2,115	628	207	100	24	1	30	徳島県	556	194	195	83	66	14	1	3
香川県	720	263	358	89	8	2	0	0	香川県	153	31	89	30	3	0	0	0
愛媛県	1,762	705	820	187	44	6	0	0	愛媛県	428	93	237	73	22	3	0	0
高知県	823	341	276	127	49	30	0	0	高知県	193	47	63	44	23	16	0	0
福岡県	520	73	169	137	84	52	4	1	福岡県	222	16	70	53	46	33	4	0
佐賀県	268	85	84	43	36	20	0	0	佐賀県	61	2	15	12	22	10	0	0
長崎県	585	100	254	114	85	29	3	0	長崎県	204	13	91	36	41	22	1	0
熊本県	908	342	400	120	33	13	0	0	熊本県	164	22	76	44	14	8	0	0
大分県	917	426	385	67	26	8	0	5	大分県	189	54	85	33	13	4	0	0
宮崎県	917	423	353	97	34	10	0	0	宮崎県	203	41	101	35	22	4	0	0
鹿児島県	3,110	1,473	955	388	190	100	3	1	鹿児島県	484	89	226	85	43	40	1	0
沖縄県	489	172	159	24	4	4	1	125	沖縄県	102	37	43	4	1	3	1	13
合計	40,124	16,055	15,425	5,069	2,055	1,151	92	277	合計	9,630	1,856	4,353	1,749	891	648	20	113

２４．災害時等における協定締結状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	地方公共団体名	締結相手	締結期間	協定概要
青森県	青森県	青森県環境整備事業協同組合	平成16年12月7日～	協定名：無償団体救援協定書 内容：し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬に関する協力
	弘前市	①株式会社津軽衛生公社 ②弘前市環境管理協同組合 ③青森県環境整備事業協同組合	①平成27年3月～ ②平成27年3月～ ③平成16年12月～	①仮設トイレに貯留したし尿の収集運搬 ②災害時の一般廃棄物（し尿及び構造物の解体撤去による廃棄物以外）の収集運搬 ③災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬
	藤崎町	青森県環境整備事業協同組合	平成16年12月1日～	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬
宮城県	仙台市	協同組合仙台浄化槽センター	締結年月日：平成27年9月1日 締結期間：定めていない	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合において、市の要請に基づき、公管理浄化槽施設等の機能の早期復旧等に係る応援業務を実施する。
	女川町	石巻環境保全事業協同組合	平成20年8月28日～平成21年3月31日（自動更新）	甲（女川町）の要請があった場合、乙（組合）は災害時におけるし尿・浄化槽汚泥の収集運搬に関して、必要な人員・機材・物資を提供について協力するものとする。
秋田県	潟上市	有限会社羽城興業 有限会社さわやか衛生社 さわやか清掃サービス 有限会社天王衛生	令和元年11月19日～解約の申し出があるまで	市内で災害が発生した場合に、処理する必要が生じたし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水の収集運搬に協力すること。
	大仙市	秋田県環境整備事業協同組合 県南支部大仙美郷業者会	平成24年8月8日～平成25年3月31日まで １年更新	災害発生時、市の要請に基づき、速やかなし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等について出動態勢を整えるもの。
山形県	鶴岡市	庄内環境保全協同組合	平成22年1月19日から	（協定事項・浄化槽部分）浄化槽の点検及び管理に関すること。市の要請により協力事項を実施する。
	酒田市	株式会社エルデック 環清工業株式会社	平成29年3月24日より5年間	災害時におけるし尿、汚水及び浄化槽汚泥の収集運搬、浄化槽の点検及び管理等への協力
	新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	新庄最上清掃事業組合	平成22年10月25日～	新庄市外7町村の区域において災害による緊急事態が発生した場合に、浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬、下水道管路破壊による汚泥処理、浄化槽の点検及び管理、生活系ごみの収集運搬等の協力
福島県	福島県	福島県環境整備協同組合連合会	平成19年3月27日～	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関するもの
		公益社団法人福島県浄化槽協会	平成30年2月20日～	協会が県の協力要請に基づき、市町村が設置する避難所及び防災拠点の浄化槽について緊急点検や応急復旧等を行うもの。
	いわき市	いわき市環境整備事業協同組合	平成20年9月5日～	地震等による災害時におけるし尿・浄化槽汚泥等の収集・運搬の協力に関する協定。
	新地町	公益社団法人　福島県浄化槽協会	平成30年2月20日～	災害発生時に、被災した浄化槽の緊急点検・応急復旧等について、市町村からの要請に基づき、県が協会に対し要請する。
茨城県	茨城県	一般社団法人茨城県消防設備協定 公益社団法人茨城県水質保全協会 一般社団法人茨城県電設業協会 茨城県空調衛生工事業協会 茨城県管工事業協同組合連合会 茨城県貯水槽維持管理協会 一般社団法人茨城県環境保全協会	平成18年8月24日～ 令和2年1月15日～（茨城県環境保全協会）	浄化槽、トイレなど下水道関係の復旧及び資機材の提供 し尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物等の収集運搬の協力
群馬県	群馬県	一般社団法人群馬県環境保全協会	平成21年4月～	し尿や浄化槽汚泥等について、必要な人員、車両及び資機材等を調達し、市町村が実施する生活ごみ等の処理について協力
埼玉県	埼玉県	指定検査機関 （一般社団法人埼玉県浄化槽協会、一般社団法人埼玉県環境検査研究協会）	令和2年9月1日～	１緊急点検及び実態調査、診断結果の通知 ２浄化槽の部品交換及び補修工事等、応急復旧等に係る相談対応
	深谷市	深谷市清掃組合	平成27年11月～毎年度更新	避難所の仮設トイレの汲み取り等
	入間市	入間環境衛生協同組合	平成28年2月24日～	1.し尿の処理に関する協定 2.し尿処理車の手配
	三郷市	三郷環境整備組合	平成27年10月21日～平成28年3月31日 以降は1年ごとに自動更新。	災害が発生した場合において、三郷市からの要請により三郷環境整備組合が一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥を含む）の収集運搬を行う。 業務にかかる費用は三郷市が負担し、その額は両者協議によって決定する。
	坂戸市	笹沼商事株式会社、 有限会社正和清掃社、 株式会社坂戸公衛社	令和2年5月18日～令和7年5月17日	避難所等への仮設トイレの手配、浄化槽の緊急点検及び被害実態調査、仮設トイレ等のし尿、浄化槽汚泥の収集運搬、浄化槽の部品交換及び補修工事・応急復旧等、し尿流出地域の消毒作業
	横瀬町	武甲KYOSHINKAI、㈱シマダ土木	令和2年4月1日～令和3年3月31日 （毎年締結）	町が所管する下水道施設等の施設（該当：浄化槽本体、ブロア等）に関する復旧工事の協力応援
千葉県	千葉県	一般社団法人千葉県環境保全センター	平成19年8月3日～無制限	災害時、被災市町村からの要請に基づき、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う。
	市川市	市川市浄化槽清掃協力会	締結日は平成24年1月27日。1年間更新	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬、汲み取り便槽及び浄化槽、並びにこれらの周辺部分の清掃及び消毒
	習志野市	公益社団法人船橋市清美公社 船橋興産株式会社 株式会社都市整美センター 株式会社森山工業 丸徳環境株式会社　　計5社	平成29年12月25日から3年間(3年ごとの自動更新)	災害時のし尿･浄化槽汚泥の収集運搬についての協力
	八千代市	①株式会社　森山工業 ②八千代清掃事業協同組合 ③船橋市清美公社	①平成26年8月26日～ ②平成27年9月18日～ ③令和3年1月5日～	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生した場合、又は災害対策本部が設置された場合に、くみ取便所等から発生するし尿･浄化槽汚泥等の収集運搬業務、くみ取便所等の周辺に溢出したし尿･浄化槽汚泥等の清掃及び収集運搬業務に関する協定。
	南房総市	一般社団法人千葉県環境保全センター 館山支部	令和2年4月1日～令和3年3月31日 以降自動更新	災害時における浄化槽の緊急点検と応急復旧を行う。対象施設は、市の初期避難所、広域避難所及び災害拠点施設。費用は市の負担。
	※相互協定のため「締結相手」と同じ	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市、君津地域清掃事業協同組合	平成28年6月17日～無制限	災害時、指定避難所への仮設トイレの設置及び撤去またはし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を行う。
東京都	中央区	東京都環境保全共同組合	平成20年3月25日から双方の申出がない限り1年毎の自動延長	災害時における仮設トイレ、簡易トイレ等のし尿収集協定を締結
	大田区	大田区環境協会	平成14年3月27日から	「災害時におけるがれき･ごみ処理等応急対策活動に関する協定書」 大田区地域防災計画に基づき、大田区が行うがれき･ごみ処理等の災害応急対策活動に対する大田区環境協会の協力に関し、必要な事項を定める。(活動隊の業務として、「第3条(5)汚水、し尿の収集及び運搬作業」を規定)
	杉並区	株式会社西原環境 吉川商事株式会社 環衛株式会社	平成17年12月6日から双方の申し出がない限り自動延長	災害時におけるし尿処理(除去)に関する協定
	八王子市	八王子環境管理協議会	平成22年2月1日～(事前に解除の申出がないときは、更に1年間延長されたものとし、以降も同様とする。)	災害が発生した場合におけるし尿の収集運搬、避難所等に設置した仮設トイレ等のし尿処理
		東京都下水道局流域下水道本部	平成23年2月25日～(改定の申出がないときは、更に1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。)	災害時に避難所等から発生するし尿の八王子水再生センター、浅川水再生センター及び南多摩水再生センターへの搬入及び受入れに関する覚書
	立川市	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年7月1日～	災害時の水再生センターへのし尿搬入

２４．災害時等における協定締結状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	地方公共団体名	締結相手	締結期間	協定概要
東京都	三鷹市	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年12月27日締結 4月1日～3月31日まで1年間。ただし、期間満了1か月前までに申し出がない場合は再継続、以下同様。	三鷹市と東京都下水道局流域下水道本部とは、「災害時における水再生センターへのし尿の搬入及び受入れに関する覚書」を締結しており、「東京都地域災害防災計画」及び「東京都国民保護計画」に基づき、災害時に三鷹市区域内に設置する避難所から発生するし尿を北多摩一号水再生センターへ搬入、受入れするものである。
	小金井市	志賀興業、加藤商事、調布清掃	平成23年4月1日締結 一年（自動更新）	災害時における一般家庭から排出される生活ごみ、破損家財ごみ、火災ごみ等、生活上、衛生上速やかに収集運搬を必要とするごみの収集及び運搬
	東村山市	東京都下水道局 流域下水道本部	平成23年7月1日～	災害時における水再生センターへのし尿搬入及び受入れに関する覚書
	国分寺市	東京都下水道局流域下水道本部	平成23年11月14日から平成24年3月31日まで。以降、1年毎に自動更新	し尿の搬入及び受入れ
	東大和市	東京都下水道局 流域下水道本部	平成23年6月24日締結 1年間 (書類による申し出がない場合1年間延長)	災害時に避難所等から発生するし尿を清瀬水再生センターへ搬入及び受入をする。
	稲城市	株式会社ペエックス 株式会社加藤商事 株式会社調布清掃	平成26年9月29日～平成27年9月28日 ※自動更新条項により、令和3年9月28日まで延長	市の実施する応急対策に対し、締結相手の災害廃棄物の収集等の協力およびその依頼方法、実施方法、報告、費用の請求等について定めている。
	あきる野市	東京都下水局流域下水道本部	平成23年7月1日～1年更新	災害時に避難所等から発生するし尿を八王子水再生センターへ搬入し、避難所等の衛生環境を確保する。
	小笠原村	東京美化株式会社	平成30年4月5日～令和4年3月31日（通知なき場合は1年間延長）	浄化槽の機能維持、回復に必要な汚泥の吸引ならびに仮設トイレの汚水、汚物の吸引
神奈川県	横浜市	横浜市生活環境整備協同組合（浄化槽清掃業許可業者の組合）	平成30年2月1日より	横浜市内で地震等大規模災害が発生した際、地域防災拠点等に設置された仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬業務について、浄化槽清掃業許可業者に対して協力を要請することができる
	茅ヶ崎市	有限会社茅ヶ崎バンテック	令和2年8月20日より1年更新	災害時におけるし尿等収集運搬の協力に関する協定
	小田原市	広域一般廃棄物事業協同組合	①平成24年5月4日～ ②平成29年3月16日～	①災害発生時における一般廃棄物（し尿等）の収集に関する協定 ②災害発生時における市有施設の浄化槽点検等の実施
	秦野市	秦野市環境保全協同組合	平成19年8月29日締結、書面による意思表示がない場合は1年間更新	地震、風水害その他の災害が発生した場合において、組合が所有するバキューム車を利用してし尿等の収集、運搬及び処理を行う。
	伊勢原市	民間企業2社	平成28年6月24日～	仮設トイレのし尿及び臨時収集
	松田町	広域一般廃棄物協同組合	平成26年6月9日から平成27年3月31日（ただし、書面による意思表示がなければ協定の期間を1年間更新する）	町内で地震、風水害、その他の災害の発生により、被災した場合の災害時における一般廃棄物の収集（し尿・浄化槽・仮設トイレし尿等及びごみ収集）について協力の要請があった場合、他の業務に優先して災害収集に協力するものとする。
	開成町	広域一般廃棄物事業協同組合	平成27年9月1日～	町内が災害の発生により、被災した場合の災害時における一般廃棄物の収集（し尿・浄化槽・仮設トイレし尿等）について協力が必要なときは、書面により協力を要請し、協力要請を受けた組合は、他の業務に優先して災害収集に協力する。
	箱根町	広域一般廃棄物事業協同組合	平成27年8月20日～	災害時における一般廃棄物の収集（し尿・浄化槽・仮設トイレし尿等及びごみ収集）
	真鶴町	有限会社藤乃衛生社	平成30年6月26日から平成31年3月31日まで（ただし、この協定の期間満了の日の1か月前までに甲乙のいずれからも契約解除の意思表示がない場合は、この契約は更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。）	風水害・地震等の緊急時において、処理をする必要が生じたし尿及び浄化槽その他の汚水の収集運搬
新潟県	新潟県	一般社団法人新潟県浄化槽整備協会	平成18年10月23日～	被災市町村等の要請に基づく浄化槽の応急復旧
		新潟県環境整備事業協同組合	平成16年6月16日～	被災市町村等の要請に基づく浄化槽汚泥の収集運搬
	上越市	一般社団法人新潟県浄化槽整備協会 上越支部	平成17年2月16日～	災害時の応急対策、体制整備、費用負担に関する協力
	魚沼市	株式会社魚沼市環境事業公社	締結の日（初回：平成26年7月1日）から1年間（自動延長）	仮設トイレ等のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
	南魚沼市	新潟県浄化槽整備協会 南魚沼支部	平成27年6月4日～	浄化槽の応急復旧等
	出雲崎町	柏崎市、刈羽村	平成8年1月10日～	ごみ及びし尿の処理のための車両及び施設のあっ旋
	湯沢町	一般社団法人新潟県浄化槽整備協会 南魚沼支部	平成27年9月18日～	災害時における浄化槽等の点検・復旧に関する応援を要請することについて、必要な事項を定める。
富山県	富山県	公益社団法人富山県浄化槽協会	平成27年11月26日～	大規模災害発生時における浄化槽の緊急点検、応急復旧等の要請（市町村から県を通じて要請）への無償協力
石川県	石川県合併処理普及促進協議会（会員：石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、津幡町、志賀町、宝達清水町、穴水町、能登町）	公益社団法人石川県浄化槽協会	令和2年3月31日（石川県合併処理普及促進協議会若しくは（公社）石川県浄化槽協会のいずれかが更新しない旨の通知をしない限り、毎年度1年間更新される。	災害時における被害状況の情報収集・住民相談に関する協力
	宝達志水町	河北郡衛生株式会社	令和2年12月14日から毎年度1年更新	災害時の汚泥吸引処理等
福井県	越前市	一般社団法人 越前市浄化槽維持管理協会	平成27年2月6日～	越前市は、災害時において必要があると認めたときは、越前市浄化槽維持管理協会に対し、次の各号に掲げる事項について協力を要請するものとする。 (1)浄化槽の緊急点検及び実態調査 (2)越前市維持管理協会に加入する浄化槽の機能回復並びに応急対策 (3)浄化槽災害予防対策に関わるもの
長野県	長野県	公益社団法人長野県浄化槽協会	規定なし	災害時の応援、協力
		長野県環境整備事業協同組合	平成20年3月27日～	災害発生時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集の協力要請に関する協定
	小諸市	浅麓工業企業組合および長野県環境整備事業協同組合	平成20年3月27日～	災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定
	南牧村	長野県環境整備事業協同組合 株式会社トーシン	令和元年10月25日～令和2年10月24日	災害時におけるし尿収集業務に関する協定
	立科町	立科町建設業連合会	平成10年10月1日～	応急措置を実施する必要がある場合、要請に従って応急措置に従事 （災害時の応急措置に関する）
	阿智村	長野県環境整備事業協同組合 有限会社中部巡回社	締結日：平成24年6月12日～	災害等におけるし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水の収集運搬
	小布施町	長野県環境整備事業協同組合	平成24年11月22日～	業務に支障のない範囲での収集車両の応援
岐阜県	岐阜県	岐阜県環境整備事業協同組合	平成15年6月11日～	災害時のし尿、浄化槽汚泥等一廃の無償収集運搬
	岐阜市	岐阜県環境整備事業協同組合	令和元年12月24日～	岐阜市内で災害が発生した際、災害廃棄物処理等（浄化槽汚泥を含む）を行うため協力する

２４．災害時等における協定締結状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	地方公共団体名	締結相手	締結期間	協定概要
岐阜県	大垣市	大垣メンテナンス株式会社、中央清掃株式会社、養清興業株式会社、関ケ原衛生有限会社、岐阜県環境整備事業協同組合	平成25年6月27日～	地震、水害、火災等の大規模な災害が発生した場合、被災地で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の収集、運搬を無償で行う。
	多治見市	乙：収集運搬許可業者 丙：岐阜県環境整備事業協同組合	平成28年3月1日～	乙及び丙は、災害時に岐阜県と丙が締結している「無償団体救援協定書」に基づき、原則し尿汲取り、浄化槽に対しライフラインの確保のため支援協力を行う。無償による支援協力は、多治見市が岐阜県に対して要請、丙は岐阜県の要請によって、乙に対し指示する。
	川辺町	加茂水道工業株式会社	平成21年4月17日～	災害応急工事に関する協定書
静岡県	沼津市	沼津市環境整備事業協同組合	平成18年11月13日～毎年度更新	避難所・病院のし尿、浄化槽汚泥の収集と運搬
	島田市	島田環境協同組合	令和元年8月21日～	災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集及び運搬
	掛川市	中遠環境保全株式会社 有限会社小笠衛生 南遠環境保全株式会社	平成22年6月7日～ １年ごと自動更新	災害時におけるし尿、浄化槽汚泥等の収集運搬に関するもの
	御殿場市	市内浄化槽清掃業者３社	平成30年3月19日～ １年ごと自動更新	災害時におけるし尿等の収集運搬と仮設トイレの設置に関する協定
	袋井市	清掃許可業者	平成17年9月6日～	１.避難所等における一般廃棄物（し尿）の清掃作業に関すること ２.汚水管路破損時の汚水の搬出作業に関すること ３.前２号に掲げるものの他、特に要請のあった事項
	裾野市	有限会社山水総業、株式会社富士クリーンサービス	平成19年1月17日～	・市の指定避難所等に設置された仮設トイレのし尿等の収集運搬 ・汚水管路のつまり等の調査及び応急処置
	湖西市	浄化槽清掃業者（3業者）	平成29年6月9日～解除を申し出る日まで	災害時のし尿、浄化槽汚泥の収集運搬について
	牧之原市	浄化槽清掃業者	平成28年2月24日～	仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬
	清水町	沼津市環境整備事業協同組合	平成20年5月16日～毎年度自動更新	避難所におけるし尿処理等
	長泉町	長泉環境株式会社	平成19年2月13日～	避難所の仮設トイレし尿の収集運搬 汚水管路のつまり等の調査、応急処置 上記に類する作業及び資材の提供
	森町	有限会社森町衛生社	平成26年12月1日～（期限無）	・避難所等における浄化槽汚泥の清掃作業及び収集運搬 ・浄化槽が破損した場合の汚水の搬出作業
愛知県	※相互協定のため「締結相手」と同じ	愛知県、県内54市町村等及び下水管理者等（計126団体）	平成26年1月1日～	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書
	豊橋市	豊橋市清掃事業協同組合	平成23年1月13日～	災害時に、市は同組合に対してし尿等処理の協力を要請することができる。同組合は、要請を受けたときは人員、車両及び資機材を調達し、可能な限りし尿等処理を実施する。要した費用は市が負担する。
	一宮市	西尾張環境協議会（市内のし尿収集運搬・浄化槽清掃業の許可業者の業者団体）	令和3年1月18日～	災害時における廃棄物の処理（し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬など）
	半田市	①東海衛生有限会社、株式会社アグメント、株式会社エイゼン、トーエイ株式会社半田支店 ②半田市衛生事業組合	①平成23年6月1日～ ②平成29年5月9日～	災害時におけるし尿、浄化槽汚泥及び災害廃棄物の収集並びに運搬について協力要請
	豊田市	豊田環境事業協同組合	平成29年1月17日～	災害時におけるし尿等収集運搬の協力に関する協定（豊田環境事業協同組合）
	西尾市	①西尾衛生社 ②株式会社エヌジェイエス ③有限会社平坂浄化槽維持管理センター ④一般社団法人愛知県産業廃棄物協会 ⑤西尾市衛生事業協同組合 ⑥有限会社コスモエコサービス ⑦西尾市建設業災害防止協会、享栄建設㈱	①②平成16年1月28日～ ③平成16年3月30日～ ④平成26年7月28日～ ⑤平成28年10月27日～ ⑥平成28年12月5日～ ⑦令和2年4月1日～	廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、処分等
	東海市	中部知多衛生組合、東部知多衛生組合、衣浦衛生組合、西尾市外三町衛生組合、常滑武豊衛生組合、蒲郡市幸田町衛生組合、逢妻衛生処理組合、知多南部衛生組合、刈谷知立環境組合、西知多医療厚生組合、豊田加茂広域市町村圏事務処理組合、岡崎市、刈谷市、半田市、知多市、豊田市、安城市	平成2年3月1日～	災害等によって、それぞれのし尿及びごみ処理施設が処理不能になった場合、構成団体の相互援助を行うことで円滑に処理することを目的とする。
	大府市	オオブユニティ	平成25年10月から	収集運搬業務委託期間中の風水害や地震等の大規模災害時における災害廃棄物（家具、布団、食器等の生活用品及びし尿、浄化槽汚泥）の撤去及び収集運搬等の協力を要請できる。要請があった場合は、災害廃棄物の仮置き場での撤去及び収集運搬等を実施する。
	弥富市	ごみ収集委託業者、弥富市建設業協力会	令和2年9月1日～（自動更新）	災害生活ごみの収集運搬（浄化槽汚泥含む）
	大治町	エコ環境株式会社 三協商事株式会社 有限会社大政	平成26年3月26日～	大治町内において、地震等大規模災害により緊急事態が発生した場合におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬の協力に関する協定。
	飛島村	株式会社アメニティライフ、カナル環境株式会社、株式会社クリンテック、丸二衛生有限会社、飛島村災害協力会	平成26年3月24日～継続中	災害により大量の一般廃棄物やし尿などの災害廃棄物が発生した際に、ごみ収集運搬業者やし尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者等に協力を要請し、災害廃棄物を速やかに撤去し、生活環境を復旧する。
三重県	鈴鹿市	鈴鹿市清掃協同組合	平成20年8月26日～平成21年3月31日 以後1年ごとの自動更新	災害廃棄物の撤去，収集及び運搬に関して，必要な資機材，車両等の提供，職員の派遣等の応援要請
	熊野市	県、県内市町等	平成16年10月～	三重県災害廃棄物処理応援協定（災害等の発生時にごみ、し尿等一般廃棄物の処理を円滑に実施するための応援協定）
	志摩市	浄化槽清掃業者	令和2年9月23日～	災害等により、浄化槽清掃業者がやむを得ず事業を一時的に停止する場合に、浄化槽清掃業務を円滑に行うよう調整・協力する。 浄化槽清掃業者とは年に2度程連絡会議を行っており、協議内容は都度状況に応じて変更している。
	玉城町	三重県内市町村	平成17年3月1日～	応援市町村のし尿処理に要する経費は、１キロリットル当たり2,000円とする。
	紀宝町	和歌山県清掃連合会　新宮支部	令和2年9月～	大規模災害が発生した場合における応急対策の業務支援
滋賀県	滋賀県	滋賀県環境整備事業協同組合	平成16年1月19日～	災害時における浄化槽汚泥等の収集運搬に関して、県は市町から協力要請があるときは、組合に対して支援協力を要請し、組合は支援協力を無償で行う。
	彦根市	彦根市浄化槽業者協議会	平成27年9月1日～	し尿および浄化槽汚泥の処理等の支援
	栗東市	①栗東総合産業㈱ ②日映興業㈱ ③大栄環境ホールディングス㈱	①②平成25年3月28日締結、 ③平成30年10月12日締結 （各1年ごとの自動更新）	浄化槽に特化したものではないが、浄化槽汚泥は一般廃棄物であることから災害時の災害廃棄物に対する支援という意味では関係している。

２４．災害時等における協定締結状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	地方公共団体名	締結相手	締結期間	協定概要
滋賀県	東近江市	クリーンぬのびき広域事業協同組合 クリーンライフ湖東有限責任事業組合 八日市清掃株式会社 有限会社湖東衛生社 有限会社スギモト 株式会社ヒロセ 株式会社日映日野 株式会社日吉 イーサービス愛知川有限会社 有限会社アイケン 有限会社キタセイ 喜多嘉和株式会社 滋賀県環境整備事業協同組合	令和3年3月24日～	八日市布引ライフ組合関係市町に災害及び感染症が発生した場合、一般廃棄物の収集運搬等の支援を行う。
	竜王町	クリーンぬのびき広域事業協同組合 クリーンライフ湖東有限責任事業組合 八日市清掃株式会社 有限会社湖東衛生社 有限会社スギモト 株式会社ヒロセ 株式会社日映日野 株式会社日吉 イーサービス愛知川有限会社 有限会社アイケン 有限会社キタセイ 喜多嘉和株式会社 滋賀県環境整備事業協同組合	令和3年3月24日～	八日市布引ライフ組合関係市町に災害及び感染症が発生した場合、一般廃棄物の収集運搬等の支援を行う。
京都府	京都府	京都府環境整備事業協同組合	平成30年4月～	災害時における浄化槽汚泥等の収集運搬
	舞鶴市	市内し尿収集業者	平成25年5月17日～	地震、風水害等発生により市が対策本部を設置し協力要請をした場合、し尿及び浄化槽汚泥を無償で収集運搬する。
	向日市	長岡京市・大山崎町・大栄環境株式会社	令和2年9月14日～令和3年9月14日	向日市、長岡京市、大山崎町、乙訓環境衛生組合と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援を行う。
大阪府	大阪府	一般社団法人大阪府環境水質指導協会	平成28年5月31日～	災害時における浄化槽の緊急点検等に関して、必要な事項を定めた協定
		大阪府衛生管理協同組合	平成16年8月30日～	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関して、必要な事項を定めた協定
	東大阪市	東大阪環境事業協同組合	平成28年4月26日～	災害が発生した場合において仮設トイレ等から発生するし尿の収集運搬に関する協定
	藤井寺市	藤井寺環境衛生事業協同組合	平成26年12月4日～	大規模な災害が発生した時に生じる災害廃棄物（し尿等含む）の収集及び運搬の救援を要請できる。要請があった時は人員、車両その他必要なものについて協議し、救援内容を決定、実施する。
	岸和田市	岸和田環境整備事業協同組合	平成19年10月3日～	災害時のごみ及びし尿の収集運搬の支援
	阪南市	市内浄化槽清掃業許可業者	令和元年6月28日～1年間(自動更新)	災害時におけるし尿等の収集運搬に関する救援協定
	※相互協定のため「締結相手」と同じ	豊中市、池田市、吹田市、高槻市、茨木市、箕面市、摂津市、島本町、能勢町、豊能町、豊中市伊丹市クリーンランド、猪名川上流広域ごみ処理施設組合	平成27年7月1日～2年間（2年ごとに自動更新）	北摂地域における災害等廃棄物の処理に係る相互支援協定
	※相互協定のため「締結相手」と同じ	大阪市、堺市、八尾市、松原市	平成31年3月25日～1年間(毎年自動延長)	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定
	※相互協定のため「締結相手」と同じ	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市	平成30年4月1日～1年間(毎年自動延長)	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定
	※相互協定のため「締結相手」と同じ	富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤坂村、南河内環境事業組合、羽曳野市、柏原市、藤井寺市、柏羽藤環境事業組合	平成29年6月1日～1年間(毎年自動延長)	災害、事故等発生時における災害廃棄物の処理に係る相互支協定
	※相互協定のため「締結相手」と同じ	高石市、和泉市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町、泉北環境整備施設組合、泉佐野市田尻町清掃施設組合	平成25年3月22日～1年間(毎年自動延長)	災害発生時等におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定
兵庫県	兵庫県	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成18年1月10日～	し尿、浄化槽汚泥処理に必要な資機材の提供、人員の派遣等
		兵庫県環境整備事業協同組合	平成24年7月5日～	し尿、浄化槽汚泥処理に必要な資機材の提供、人員の派遣等
		兵庫県環境事業商工組合	平成26年12月25日～	し尿、浄化槽汚泥処理に必要な資機材の提供、人員の派遣等
	神戸市	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成26年3月20日～	一般社団法人兵庫県水質保全センターは、神戸市の要請があったときは以下の応援業務を行う。 ⑴被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査 ⑵被災地における浄化槽等に関する住民相談の対応 ⑶神戸市が保有する浄化槽等の応急復旧作業
	姫路市	指定検査機関 （一般社団法人兵庫県水質保全センター）	平成27年11月2日～終了の意思表示があるまで	被害状況等に関する情報の収集及び実態調査、住民相談の対応、市の所有する浄化槽の応急復旧作業
	尼崎市	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成28年9月20日～	尼崎市で発生した大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等について必要な事項を定めたもの。
	西宮市	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成31年3月28日～	被災地域における浄化槽の被害状況に関する情報収集及び実態調査。 被災地域における浄化槽に関する住民相談の対応等。
	洲本市	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成26年8月1日～	（1）　被災地域における浄化槽の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査 （2）　被災地における浄化槽に関する住民相談の対応
	伊丹市	一般社団法人兵庫県水質保全センター	令和2年3月10日～	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定
	加古川市	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成29年8月15日～どちらかの書面による終了の意思表示があるまで。	大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援業務
	宝塚市	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成27年5月1日～	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書
	高砂市	一般社団法人兵庫県水質保全センター	令和元年10月17日～ 書面による終了の意思表示がない限り、その効力を継続	災害時の浄化槽の被害状況を速やかに把握することができる
	三田市	兵庫県環境事業商工組合	平成27年1月29日～	市からの災害時における廃棄物処理等に関する応援要請について必要な事項を定め、公共用水域等の水質保全と被災排水処理施設の早期復旧を期する。
		一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成28年3月28日～	被災地域における浄化槽等の被害状況等に関する情報の収集及び実態調査、及び浄化槽等に関する住民相談の対応
	養父市	兵庫県環境事業商工組合	平成27年3月19日～	災害時における廃棄物の処理に関する応援協定
	南あわじ市	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成29年3月～	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定
	淡路市	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成27年2月4日～書面による終了の意思表示があるまで継続	大規模災害時における浄化槽等の復旧活動等についての応援業務
	加東市	一般社団法人兵庫県水質保全センター	令和元年10月1日～（終期なし）	被害状況等に関する情報収集及び実態調査、住民相談対応、市が保有する浄化槽等の応急復旧作業

２４．災害時等における協定締結状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	地方公共団体名	締結相手	締結期間	協定概要
兵庫県	多可町	一般社団法人兵庫県水質保全センター	令和元年9月17日～	○災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定書 大規模災害により浄化槽等の復旧活動等に必要がある時には（一社）兵庫県水質保全センターに応援要請ができる。
	播磨町	一般社団法人兵庫県水質保全センター	締結日：令和2年2月5日 ※書面による終了の意思がない限り継続	大規模災害発生時の浄化槽の早期復旧
	市川町	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成29年3月1日～継続協定	大規模災害により浄化槽等の復旧活動等について必要があると認められる時に応援要請を行う。 【浄化槽等に関する応援業務内容】 ・被害状況等の情報収集及び実態調査 ・住民相談・応急復旧作業（町所有の浄化槽及び農業集落排水処理施設）
	福崎町	一般社団法人兵庫県水質保全センター	令和元年8月20日～	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定
	佐用町	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成29年2月1日～	大規模災害時における被害状況調査、被災住民からの相談対応、町が管理する浄化槽等の応急復旧作業を実施する。
	新温泉町	一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成30年8月1日～	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援協定
	豊岡市	全但清掃共同組合及び兵庫県環境事業商工組合	平成26年12月4日～	災害時における廃棄物（し尿等）処理に関する応援活動
		一般社団法人兵庫県水質保全センター	平成28年4月1日～	災害時における浄化槽等の復旧活動等に関する応援
	丹波市	一般社団法人兵庫県水質保全センター 丹波市環境整備事業協同組合	平成30年3月30日～ 平成29年4月1日～	災害浄化槽の被害状況等の調査及び住民相談の対応、市が保有する浄化槽の応急復旧作業 災害浄化槽の汚泥引抜及び清掃
奈良県	葛城市	大和清掃企業組合	平成29年3月～	災害時に設置した仮設トイレ等のし尿処理
	上牧町	有限会社奈良八光環境社	平成28年11月7日～	災害発生時のし尿処理
	広陵町	①おおやまと環境整美協同組合 ②大和清掃企業組合	①平成9年10月27日～現在 ②平成22年4月21日～現在	災害時のし尿収集
	吉野町	奈良県内産業廃棄物協会	平成24年8月1日～	災害時の支援。協議などは締結後行っていない。
和歌山県	和歌山県	和歌山県清掃連合会	平成16年4月3日～	大規模災害時におけるし尿等収集運搬
		和歌山県一般廃棄物協会	平成25年11月22日～	大規模災害時におけるし尿等収集運搬
	海南市	海南海草清掃協同組合	平成25年4月１日～	地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、海南市の応急対策業務の応援要請に基づいて、組合はし尿等の収集運搬作業を実施し、諸活動中に入手した各種被害情報を海南市に提供する。
	橋本市	有限会社バッキーズ 中本環境株式会社 株式会社バッキーズ吉岡 新生環境 田中衛生社 深野衛生社	平成27年3月19日～	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務
	有田市	一般社団法人和歌山県清掃連合会　有田支部	平成26年4月1日～	大規模災害時における災害応急対策業務の要請及び応援 （し尿運搬作業、その他必要と認める緊急応急作業のため、所有するバキューム車及び労働力の応援を要請する）
	御坊市	日高環境衛生協同組合 一般社団法人和歌山県清掃連合会	平成26年4月1日～	大規模災害が発生した時に、浄化槽汚泥の収集運搬について協力要請する協定
	新宮市	一般社団法人和歌山県清掃連合会（新宮支部）	平成25年4月1日～	大規模災害時において、災害応急対策業務のためにバキューム車等手配を支援
	紀の川市	一般社団法人和歌山県清掃連合会 一般社団法人和歌山県清掃連合会　岩出支部	平成26年6月1日～協定の終了をしない限り継続	大規模災害時において一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）収集運搬作業の協力を要請するもの 大規模災害時における一般廃棄物収集運搬に関する協定書
	岩出市	一般社団法人　和歌山県清掃連合会	平成26年6月1日～	浄化槽汚泥収集運搬作業、その他必要と認める災害応急作業
	日高町	日高環境衛生協同組合 一般社団法人和歌山県清掃連合会	平成26年10月1日～協定の終了を通知しない限り継続	屎尿及び浄化槽汚泥収集運搬作業 仮設トイレの設置 その他必要と認める災害応急作業
	印南町	日高環境衛生協同組合 一般社団法人　和歌山県清掃連合会	平成30年12月1日～	災害時における浄化槽汚泥収集運搬作業の協力
	みなべ町	きのくに環境整備協同組合 一般社団法人和歌山県清掃連合会	平成30年8月1日～	大規模災害時における災害応急対策業務 し尿及びゴミ収集運搬業務、その他町が必要と認める緊急応急業務
	日高川町	日高環境衛生協同組合	平成21年2月18日～	災害時におけるし尿、浄化槽汚泥、その他一般廃棄物の収集運搬に関し、日高環境衛生協同組合に協力を求めるにあたって必要な事項を定めている。支援協力の無償、仮設トイレの提供等が主な内容。
鳥取県	鳥取県	一般社団法人鳥取県浄化槽協会	平成28年3月11日～	○災害時における浄化槽の点検・復旧等に関する協定 1 被災市町村における浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析 2 浄化槽に関する県民相談の実施 3 被災市町村が設置する避難所等防災拠点の浄化槽の復旧工事 4 被災市町村が設置する避難所等防災拠点に対する会員業者保有の仮設トイレの提供
	米子市	鳥取県環境整備事業協同組合 鳥取県リサイクル協同組合	平成28年5月16日～ 平成31年4月17日～	大規模災害時における災害し尿等の収集運搬の協力に関する協定で、災害時に一時的に大量発生するし尿及び浄化槽汚泥並びに避難所から排出されるし尿及び浄化槽汚泥を収集運搬する
	倉吉市	全国環境整備事業協同組合連合会・鳥取県リサイクル協同組合（クラエー）、 鳥取県環境整備事業協同組合（倉吉環境事業）	平成29年9月14日～相手方に対して文書によりこの協定の終了を通知するまで	地震、風水害その他の大規模な災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合における災害し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬の協力
	境港市	鳥取県環境整備事業協同組合	平成30年3月23日～	地震等の大規模な災害が発生した場合における災害し尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬の協力
島根県	松江市	松江八束生活環境保全事業協同組合	平成20年1月15日～	災害応急対策業務
岡山県	岡山県	岡山県環境整備事業協同組合	平成22年7月23日～ （令和元年9月20日更新）	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
		一般社団法人岡山県浄化槽団体協議会	令和元年12月18日～	災害時における浄化槽の点検等
広島県	広島県	広島県環境整備事業協同組合	平成15年度～	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
		広島県環境保全事業協同組合	平成22年度～	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
	福山市	福山市環境事業協同組合 福山市清掃事業協同組合	平成25年8月27日～令和3年3月31日	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
	三次市	一般廃棄物（液体）収集運搬許可業者　４社	令和2年7月3日～（定めなし）	災害廃棄物の収集運搬・処分（し尿・浄化槽汚泥含む）
	庄原市	浄化槽汚泥収集運搬業者４社	平成24年4月1日～平成34年3月31日	災害時の浄化槽汚泥の無料収集運搬
	安芸高田市	有限会社国司衛生興業、株式会社高田環境、有限会社日之丸衛生社、広島県環境整備事業協同組合	協定締結の日（平成29年3月16日）の翌日から令和3年3月31日まで（その後は、いづれかの申し出がない限り5年間更新される）	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

２４．災害時等における協定締結状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	地方公共団体名	締結相手	締結期間	協定概要
広島県	府中町	広島県環境整備事業協同組合	平成22年11月1日～令和4年3月31日 ※1年毎に更新	災害し尿等の収集運搬に関して、県が同組合に協力を求めるにあたり必要な事項を定めたもの。
山口県	下関市	・下関市清掃同業者組合 ・豊浦地区一般廃棄物協会 ・下関市浄化槽清掃同業者組合	令和2年11月17日～ １年（自動更新）	大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬を迅速かつ円滑に行うことを目的とするもの。
	下松市	①下松市し尿収集許可業者【３社】 ②光市	①平成29年3月22日～ ②平成30年7月9日～	①災害により被害を受けた家屋や避難所でのし尿等の収集運搬を行う。 ②光市が災害時に一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の処理のため、下松市衛生センターを緊急的に利用する。
	光市	収集運搬業者３社	令和2年11月19日～	災害により処理不能となったし尿等の収集運搬
	長門市	市内収集運搬業者	令和2年12月21日～ 締結年度の3月31日まで、ただし、協定延長しない旨の意思表示を行わない限り自動更新	災害時のし尿等の収集運搬等の緊急要請を行うことができるものとする。
	柳井市	し尿収集運搬許可業者	令和元年6月11日～ 文書による協定終了通知があるまで	災害時における、被災家屋・避難所仮設トイレ等のし尿・浄化槽汚泥等の収集運搬業務委託
	美祢市	市内民間事業者３社	令和元年5月8日～	災害時において処理する必要が生じた、また、生活環境の保全上、緊急要請が必要と判断した便槽内のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について協定
	周南市	収集運搬業者７社	令和2年3月31日～文書をもって協定終了通知をしない限り有効	周南市内で、地震、風水害その他の災害により被害を受けた家屋に設置された便槽内のし尿及び浄化槽汚泥その他の汚水の収集運搬に関する要請・費用負担等の手続き・役割分担等について定めたもの
	周防大島町	収集運搬業者２社	平成29年12月5日～	・災害により被害を受けた家屋に設置された便槽内のし尿等の収集運搬 ・災害対策本部が開設した避難場所に設置された仮設トイレのし尿等の収集運搬 ・前２号に掲げるもののほか災害により処理不能となったし尿等の収集運搬
徳島県	徳島県	公益社団法人徳島県環境技術センター	平成22年11月17日～	（１）被災地域における浄化槽の被害状況、復旧状況に関する情報の収集及び分析 （２）市町村が設置する避難所の浄化槽の簡易な復旧工事 （３）被災地における浄化槽に関する住民相談の実施 （４）市町村が設置する避難所に対する会員企業保有の仮設トイレの提供
		徳島県環境保全協会 徳島県環境整備事業協同組合	平成26年3月20日～	（１）災害し尿等の撤去 （２）災害し尿等の収集・運搬 （３）その他前各号に伴う必要な事業
	徳島市	公益社団法人徳島県環境技術センター	平成23年2月2日～	避難所等の浄化槽の応急対策の実施
	阿南市	公益社団法人徳島県環境技術センター	平成22年10月27日～	災害時における浄化槽の復旧支援活動
	阿波市	阿北環境整備組合	平成29年2月6日～	し尿汚泥の汲取り及び処理に関する協定
	三好市	株式会社三好浄化槽ネットワーク	平成27年10月13日～令和13年3月31日	市内で地震等の大規模災害が発生し、市所有の浄化槽及び水道施設が被災し、市が独自で十分な被災状況調査や応急復旧ができない場合に、市の要請に応じて状況調査や応急復旧に対応するもの。
	北島町	公益社団法人徳島県環境技術センター	平成23年2月21日～文書による終了の意思があるまで	大規模災害時における浄化槽の復旧支援（避難所等の被災浄化槽の応急復旧、仮設トイレの提供、浄化槽の被害・復旧状況に関する情報収集及び分析、浄化槽に関する住民相談の実施）
香川県	香川県	公益社団法人香川県浄化槽協会	平成18年11月13日～	災害時における浄化槽の復旧支援活動
		一般社団法人香川県環境保全協会	平成30年3月6日～平成31年3月31日（以降1年毎に自動更新）	災害時における下水道・汲み取り便槽・浄化槽の汚泥等の収集運搬に関する応援協力
愛媛県	東温市	株式会社カトウ・ 松山衛生事業協同組合	平成25年7月29日～	緊急性を要する汚水・汚泥等のくみ取り及び収集運搬作業が発生した場合の応急対策に係る業務の要請を行う。
	砥部町	一般廃棄物収集運搬許可業並びに浄化槽清掃許可業者	平成27年7月24日～	災害時における砥部町指定施設のくみ取り等に関する協定書
	愛媛県	公益社団法人愛媛県浄化槽協会	平成25年2月6日～	災害時における浄化槽の緊急点検・応急復旧について被災市町からの要請を受けた県が浄化槽協会へ要請するもの
高知県	高知市	一般社団法人高知県浄化槽協会 一般財団法人高知県環境検査センター	平成28年4月4日～ （1年毎に自動更新）	高知市からの要請があった場合に，締結の相手方は避難所等の被災浄化槽の応急復旧の必要性の有無の診断・報告とその診断・報告に基づく応急復旧工事の業務を行う。
	須崎市	有限会社 高陵衛生社	平成30年1月11日～無期限	災害対策基本法第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生じるものが発生した場合において、一般廃棄物（し尿等）の収集運搬に関し、協力を求めるもの。 協力要請内容 〇須崎市が収集すべき一般廃棄物の収集運搬 〇その他須崎市が必要と認めた一般廃棄物の収集運搬
福岡県	福岡県	福岡県環境整備事業協同組合連合会	平成29年2月17日～	災害時において被災者や避難者の生活に伴い発生するし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び処分の協力要請に関する協定
	柳川市	おおき循環センター 筑後市 三神地区環境事務組合	平成20年11月14日～ 平成29年3月30日～ 令和元年12月25日～	大川市と共同で大川柳川衛生組合を設立しており、衛生組合と締結相手との間で、災害、大規模工事等におけるし尿等の処理に関する相互支援協定を締結している
	筑紫野市	①筑前環境整備事業協同組合 ②福岡市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合、両筑衛生施設組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	平成26年4月1日～ ①終了を通知するまで ②改廃の協議を行うまで	①災害時におけるし尿（浄化槽汚泥を含む。）の収集運搬 ②災害等におけるし尿（浄化槽汚泥を含む。）の処理
	春日市	福岡市、大野城市、筑紫野市、太宰府市、那珂川町、春日大野城衛生施設組合、大野城太宰府環境施設組合、両筑衛生施設組合、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	平成14年7月1日～	災害時における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ）の円滑な処理を行う。
	大野城市	筑前環境整備事業協同組合	平成26年4月1日～	災害時において、し尿の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために必要な事項を定めるもの
	古賀市	福岡県内市町村	平成17年4月26日～	ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
	みやま市	保守点検業者	平成31年4月1日～平成33年3月31日	災害発生時における施設の点検及び応急復旧業務
	志免町	福岡市、古賀市、宇美町、篠栗町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町	平成12年12月25日～	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物の処理等について、福岡市、古賀市及び糟屋郡各町間の相互協力についての必要な事項を定め、災害等における一般廃棄物（し尿（浄化槽汚泥を含む。）及びごみ）の円滑な処理を行うことを目的とする。
	香春町	松村産業株式会社	平成28年12月1日～	災害発生時における町管理合併処理浄化槽の緊急点検・応急復旧、住民相談等の対応及び浄化槽内汚泥の収集運搬などの業務に関する協定
	苅田町	有限会社沖永衛生社 有限会社苅田衛生社 有限会社苅田環境整備センター	平成27年8月5日～更新中	大規模災害が発生した場合、被災者および地域の環境保全・衛生の確保が図られるよう、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬応急対策業務
佐賀県	多久市	天山地区環境整備事業協同組合	平成31年2月21日～解約まで	災害時における一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）の収集運搬に係る支援協力に関する協定
	鹿島市	藤鹿地区環境整備事業協同組合	令和元年8月5日～	災害時に一般家庭及び避難所から排出される浄化槽汚泥の収集運搬
	小城市	クボタ浄化槽システム株式会社	令和3年3月1日～ 1年（自動更新）	市が管理する浄化槽において、浄化槽本体及び付属する機器設備が被災した際に資材の確保及び応急措置作業をクボタ浄化槽システム㈱が行う。

２４．災害時等における協定締結状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	地方公共団体名	締結相手	締結期間	協定概要
長崎県	長崎県	長崎県環境整備事業協同組合	平成23年6月30日～	災害廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、生ごみ、生活ごみ等）の撤去、収集運搬
		長崎県環境保全協会	平成23年6月30日～	災害廃棄物（し尿、浄化槽汚泥、生ごみ、生活ごみ等）の撤去、収集運搬
	新上五島町	有限会社上五島清掃社 有限会社川口清掃社 有限会社那須商店	令和2年10月1日～	災害時におけるし尿等の収集運搬についての協力
熊本県	熊本市	熊本市災害し尿等対策協議会	平成25年5月20日～	災害発生時における災害し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬。移動式簡易トイレ等の設置及びその維持管理。
	人吉市	熊本県環境事業団体連合会	平成30年9月21日～	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び仮設トイレの設置、汚水の吸引及び移送を迅速かつ適正に実施するために必要な事項を定め、災害が発生した地域の生活環境保全及び公衆衛生の向上を支援する。
	荒尾市	熊本県環境事業団体連合会	平成30年6月7日～	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び仮設トイレの設置、汚水の吸引及び移送
	水俣市	熊本県環境事業団体連合会	平成29年11月15日～	災害し尿及び浄化槽汚泥の運搬及び仮設トイレの設置等
	宇土市	熊本県環境事業団体連合会	平成19年2月2日～	災害し尿等の収集運搬等に関する支援
	上天草市	熊本県環境事業団体連合会	平成30年8月20日から	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援
	阿蘇市	熊本県環境事業団体連合会	平成30年8月31日～	し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬
	玉東町	熊本県環境事業団体連合会	平成30年5月25日～	災害時におけるし尿及び浄化槽の汚泥収集運搬及び仮設トイレ等の設置支援
	小国町	熊本県環境事業団体連合会	平成30年7月1日～	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬及び仮設トイレの設置、汚水吸引及び移送
	南阿蘇村	熊本県環境事業団体連合会	平成30年6月～	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等の支援に関する協定
	甲佐町	熊本県環境事業団体連合会	平成30年5月24日～	災害時における、災害し尿等の運搬収集等を迅速かつ適正に実施するために必要な事項を定め、生活環境保全及び公衆衛生の向上を支援することを目的とする。
	山都町	熊本県環境事業団体連合会	平成30年5月～	災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬等に関する支援協定
	多良木町	熊本県環境事業団体連合会	平成30年5月～	し尿・浄化槽の汚泥収集運搬
大分県	大分県	公益財団法人大分県環境管理協会	平成27年3月20日～	県の要請に対し、災害時における浄化槽の点検・復旧に関して応援するもの
宮崎県	宮崎市	宮崎県環境保全事業連合会	平成28年11月14日～	災害発生時のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に必要な車両の提供と人員確保、資材の提供
	日南市	宮崎県環境保全事業連合会	協定締結の日（平成31年3月28日）からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限り、その効力は継続する。	災害に伴い日南市域で発生するし尿等の収集運搬を迅速かつ円滑に行うために、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるもの。 具体的には下記6項目を明記。 (1) 仮設トイレの設置に関する技術的な支援 (2) し尿等の収集運搬に必要な車両の提供及び人員の確保 (3) 資機材の提供 (4) 派遣及びその他し尿等の収集運搬に関する必要な措置 (5) 甲が指定する処理施設への運搬 (6) 前各号に伴う必要な業務
	三股町	宮崎県環境保全事業連合会	平成30年8月1日～	災害等の緊急発生時における、し尿、浄化槽汚泥の収集･運搬、浄化槽の清掃に関する協定
	高原町	宮崎県環境保全事業連合会	令和元年10月7日～終了通知しない限り継続	災害時におけるし尿等の収集運搬に関して協力する。
	美郷町	宮崎県環境保全事業連合会	令和3年2月17日～	一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥及びごみ)の収集、運搬に必要な車両、人員の確保他の業務に可能な限り協力する。
	高千穂町	宮崎県環境保全事業連合会	令和3年2月17日～	災害時において処理をする必要が生じた、し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定
	日之影町	宮崎県環境保全事業連合会	令和3年2月17日～	災害発生時における一般廃棄物(し尿、浄化槽汚泥を含む)の収集運搬に必要な車両の提供及び人員の確保、資機材の提供、派遣及びその他一般廃棄物の収集運搬に関する必要な措置、仮設トイレの設置に関する技術的な支援、指定する処理施設への運搬、その他必要な業務
	五ヶ瀬町	宮崎県環境保全事業連合会	令和3年2月17日締結（双方が文書をもって終了しない限り継続）	災害時おける一般廃棄物(浄化槽汚泥も含む)の収集運搬、車両の提供、人員の確保、仮設トイレの設置に関する技術的な支援、処理施設への運搬等。定期的な協議の場は現在のところない。
鹿児島県	鹿児島県	公益財団法人鹿児島県環境保全協会	平成26年3月28日～	災害時における浄化槽の点検・復旧に関する支援
	南大隅町	一般財団法人鹿児島県産業資源循環協会	令和3年1月15日から適用	管内において災害が発生した場合に、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分の協力を要請することができる。

２５．法定協議会の整備状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細、メリット等
北海道	北見市	北見市合併処理浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理の促進	住民、市町村	法定検査費の補助、 浄化槽の適正な維持管理に関する啓発活動	組合で法定検査費を全額補助するため、法定検査の受検率が高い。また、使用者の維持管理費用の負担軽減に寄与している。
	秩父別町	秩父別町合併処理浄化槽設置整備推進協議会	浄化槽の適正な保守管理を推進	住民・市町村	契約・手続きの代行 助成申請の受付	年1回の代議員会開催
	鷹栖町	鷹栖町合併処理浄化槽管理組合	適正な維持管理の促進・啓発	住民、市町村、保守点検業者	法定検査集団納付事務、保守点検補助、啓発	法定検査の集団納付ができる、維持管理補助金が交付され、維持管理費用を軽減できる。
	比布町	比布町合併処理浄化槽維持管理協議会	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とする	・比布町に合併処理浄化槽を設置し、協議会に加入した者 ・協議会の運営に必要な者	助成申請受付、交付事務	・手続き等の代行 ・維持管理に関する啓発
	美瑛町	美瑛町浄化槽保守管理協議会	適正な維持管理の促進	住民、町、工事業者、保守点検業者、清掃業者	契約、手続きの代行、助成申請の受付、住民指導、啓発	保守点検、清掃、法定検査の未実施を防ぐ
栃木県	栃木県	栃木県浄化槽推進協議会	浄化槽設置整備事業を円滑に推進するため、浄化槽の普及促進と維持管理の徹底を図り、もって生活環境の向上に寄与すること	県、県内全市町、指定検査機関	1．浄化槽設置整備事業の推進に関すること ２．浄化槽の普及促進及び啓発に関すること ３．浄化槽の設置・維持管理の情報交換に関すること ４．浄化槽に関する調査研究と講演会等の開催に関すること ５．国又は県に対して浄化槽に関する陳情、誓願等に関すること	担当者の育成や自治体間の情報交換が可能
埼玉県	埼玉県	埼玉県浄化槽適正処理促進協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係者間で協議等を行う	（１）学識経験者 （２）指定検査機関 （３）浄化槽関係団体を代表する者 （４）政令指定都市職員 （５）市町村職員 （６）県職員 （７）その他適当と認められる者	（１）浄化槽の整備促進に関すること （２）浄化槽の適正な維持管理の促進に関すること （３）その他目的を達成するために必要な事業等	作業部会を設置し、浄化槽の維持管理情報の収集方法等の体制整備について、実務者の視点から持続的に運用可能な仕組みの構築に向けた検討を行う。
山梨県	山梨県	山梨県浄化槽適正処理促進協議会	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係団体等から幅広く意見を聴取するため	県、保健所設置市、市町村、指定検査機関、保守点検業者（団体）、浄化槽工事業者（団体）、浄化槽清掃業者（団体）	浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し関係団体等から幅広く意見を聴取する	浄化槽管理者に対する支援、公共浄化槽の設置、浄化槽台帳の作成について必要に応じて関係団体と協議することができる。
長野県	東御市	東御市浄化槽管理協会	浄化槽の知識向上、維持管理の適正な実施により生活環境の公衆衛生の向上に寄与する。	東御市内に浄化槽を設置している者及び協力業者	維持管理にかかる費用の一部補助、啓発事業等	協会員の浄化槽に対する意識向上、保守点検・清掃費の一律化
	箕輪町	箕輪町浄化槽維持管理組合	浄化槽の適正な維持管理	浄化槽設置者、維持管理業者、清掃業者等	講習会等の開催	講習会等の開催
	豊丘村	豊丘村排水処理管理組合	「浄化槽の正しい使用法」や「適切な維持管理」の勉強会、「水質の適正化」などに取り組み、地域での水・生活環境を向上させていくことを目的とする。	事務局（豊丘村役場環境課） 豊丘村排水処理管理組合総代	年間事業計画の確認 汚泥引抜き料金の改定について　など	「浄化槽の正しい使用法」や「適切な維持管理」の勉強会、「水質の適正化」などに取り組み、地域での水・生活環境を向上させていくこと。
	高山村	高山村浄化槽衛生管理組合	浄化槽法の趣旨に基づき、浄化槽の設置の普及並びに適正な設計施工、維持管理の推進により公害防止及び公衆衛生に資するとともに生活環境の向上に寄与することを目的とする。	（1）村内に住所居所及び事務所を有し、浄化槽を設置しているもの。 （2）浄化槽に密接な関係があり、本会目的達成に協力する者	（1）浄化槽の適切な施工、維持管理及び清掃の推進（2）浄化槽の維持管理に関する調査及び研修会の実施（3）その他目的達成のための必要な事項	浄化槽設置者講習会及び視察研修、浄化槽管理状況調査（巡回指導）等
	長野県14市町村	飯伊浄化槽組合	浄化槽の適正な施工及び維持管理を推進し、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与する	長野県、飯伊14市町村、浄化槽管理者、指定検査機関、浄化槽工事業者、保守点検業者、清掃業者	浄化槽現地研修会開催、各部門ごと及び合同での専門部会開催、理事会及び総会の開催	現地において清掃及び維持管理状況の点検並びに放流水の水質検査を実施、行政部・清掃部・施設部・代行管理部を設け課題の把握及び課題解決に向けた検討会を開催
愛知県	愛知県	愛知県浄化槽協議会	浄化槽の整備促進及び汚水の適正な処理の促進により公共用水域等の水質の更なる改善	保健所設置市、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者、指定検査機関、愛知県	浄化槽の適正な維持管理の推進、（特定既存）単独処理浄化槽から合併処理浄化槽（公共浄化槽）への転換、浄化槽台帳システム情報の精査及び共有・活用	課題解決のための手法のうち本協議会で検討すべき事項について、必要に応じ部会等を設けて検討する。
	一宮市	一宮市浄化槽協議会	市内における浄化槽による汚水の適正な処理の促進	市、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者、浄化槽保守点検業者、指定検査機関	協議会の開催（年２回）	浄化槽の保守点検、清掃の適正実施と法定検査の受検率向上。浄化槽台帳の整備の協力
広島県	広島県	広島県浄化槽適正維持管理促進協議会	「浄化槽の適正な維持管理促進のための検討会」（平成25年度）で取りまとめた施策の実施・調整等，浄化槽の本来機能を発揮するために不可欠な維持管理（清掃・保守点検・法定検査）の適正かつ確実な実施を促進する。	広島県 県内全23市町 指定検査機関 浄化槽清掃業関係団体 浄化槽保守点検業関係団体 浄化槽工事業関係団体 浄化槽製造業関係団体	浄化槽の適正な維持管理を促進することを本旨とした，次の各号に掲げる事項の情報共有，意見交換の実施 （１）　行政，浄化槽関係者等の連携・協力の促進 （２）　浄化槽管理者の維持管理に対する意識向上 （３）　浄化槽工事業者，保守点検業者，清掃業者及び法定検査機関等関係業者の取組 （４）　県，市町等行政の取組 （５）　その他，課題抽出・解決方策・今後の取組方策等適正な維持管理の促進に関すること	浄化槽の法定検査実施状況、行政・関係機関の取組状況、法改正情報の県内構成員間での情報共有・意見交換を通じて、浄化槽広報・維持管理業務の適正化促進に向けての方向性の相互了解を通じて、浄化槽行政の円滑な推進を図ることが可能である点。
	北広島町	北広島町芸北地区生活排水対策推進協議会・北広島町大朝地区小型合併浄化槽設置整備事業推進協議会	小型合併処理浄化槽の設置の推進及び保守管理	住民・市町村	手続き等の代行（保守点検・清掃）啓発	協議会内の浄化槽の一括管理

２５．法定協議会の整備状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	地方公共団体名	協議会名	協議会の目的	構成員	活動内容	活動内容の詳細、メリット等
徳 島 県	徳　島　県	とくしま浄化槽連絡協議会	浄化槽行政担当者が，浄化槽による汚水の適正な処理の促進に必要な施策構築のため，指定検査機関や関係団体等の関係者からの意見徴収や情報共有を行う	（１）徳島県（水・環境課、総合県民局、東部保健福祉局、環境指導課、建築指導室） （２）市町村浄化槽及び環境担当部局 （３）指定検査機関 （４）浄化槽保守点検業登録業者及びこれらで組織する団体 （５）市町村の浄化槽清掃業許可業者及びこれらで組織する団体 （６）浄化槽工事業登録業者及びこれらで組織する団体 （７）市町村設置型浄化槽整備特別目的会社 （８）その他、協議会の目的達成のために必要と認めたもの	１ 転換への「有効な方策」の検討に関すること ２ 「台帳作成」のため，設置情報の収集に関すること ３ 適正な維持管理の推進に関すること ４ その他，協議会の目的を達成するために必要なこと	徳島県における浄化槽の整備促進と適正な維持管理の推進が図られる
愛 媛 県	砥　部　町	砥部町衛生事業推進協議会	し尿・浄化槽の清掃、合併浄化槽の普及拡大及び公共下水道への接続の推進	砥部町、砥部町一般廃棄物収集運搬及び浄化槽清掃業許可業者	浄化槽の適正な使用についての啓発、合併浄化槽の普及等	生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る
高 知 県	高　知　県	高知県浄化槽連絡協議会	（1）浄化槽関係業者の指導に関する事項 （2）浄化槽の維持管理及び浄化槽法第7条及び第11条の水質検査に関する事項 （3）その他浄化槽行政の運営に関する事項 について協議すること	（1）高知県土木政策課、建築指導課及び公園下水道課並びに各福祉保健所 （２）高知市建築指導課及び環境保全課 （３）市町村浄化槽行政担当課 （４）し尿関係一部事務組合 （5）検査センター （6）浄化槽協会	構成機関又は関係者の要請により、事務局が調整して協議会を開催する。	業界団体、行政等が課題を共有でき、解決に向けて足並みを揃えることが可能
福 岡 県	福　岡　県	福岡県浄化槽台帳協議会	法第49条に基づく浄化槽台帳の整備その他浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うこと。	県、市町村、指定検査機関、保守点検業者、清掃業者（団体）	台帳整備	浄化槽台帳の整備に係る検討を行うとともに、協議会構成機関での合意形成を図る。
	田　川　市	田川市浄化槽技術向上協議会	浄化槽工事業者、浄化槽の保守点検を業とする者及び浄化槽清掃業者の技術の向上のため関係団体が相互に連絡調整を図ること	市町村、工事業者（田川管工事組合）、保守点検業者（田川地区環境整備事業協同組合）、指定検査機関、浄化槽システム協会	普及啓発、事業者の技術の向上、市民からの相談	浄化槽技術講習会の開催
熊 本 県	熊　本　市	熊本市浄化槽団体連絡協議会	浄化槽維持管理業者間の意思の疎通を図り、技術向上を促進する。	保守点検業者、清掃業者、熊本市（オブザーバー的役割）	共通する課題についての研修、官公庁や関係団体との連絡調整	維持管理研修会の開催

２６．浄化槽処理促進区域の指定状況

（令和2年度末現在）

都道府県名	浄化槽処理促進区域の指定状況			浄化槽処理促進区域を「指定済み」と回答した市町村の浄化槽処理促進区域内整備事業		
	指定済み（市町村数）	未指定・検討中（市町村数）	未指定・未検討（市町村数）	浄化槽設置整備事業（市町村数）	公共浄化槽等整備推進事業（市町村数）	左記の事業両方（市町村数）
北海道	20	9	150	9	7	4
青森県	4	3	33	1	2	1
岩手県	9	4	20		7	2
宮城県	10	2	23	2	6	2
秋田県	3	2	20		2	1
山形県	13	8	14	5	8	
福島県	10	8	41	5	4	1
茨城県	11	4	29	9	2	
栃木県	25			24		1
群馬県	13	15	7	10	3	
埼玉県	43	6	14	32	7	4
千葉県	13	3	38	10	1	2
東京都	4	3	55		3	1
神奈川県	3	4	26	1	1	1
新潟県	7	4	19	2	4	1
富山県	1	2	12	1		
石川県	6	3	10	3	3	
福井県	2	1	14	1		1
山梨県	2	2	23		1	1
長野県	5	5	67		3	2
岐阜県	3	4	35	1		2
静岡県	16	1	18	15		1
愛知県	11	8	35	11		
三重県	6	2	21		4	2
滋賀県	3	1	15	3		
京都府	2	1	23		2	
大阪府	5	2	36		4	1
兵庫県	1	2	38	1		
奈良県	5	3	31	3	2	
和歌山県		2	28			
鳥取県	3	3	13		3	
島根県	9		10	1	8	
岡山県	4	2	21	2	2	
広島県	5	4	14	2	1	2
山口県	1	1	17		1	
徳島県	7	2	15	5	2	
香川県	3		14	3		
愛媛県	6	3	11	1	4	1
高知県	3		31	2	1	
福岡県	9	4	47	3	4	2
佐賀県	8	1	11		8	
長崎県	2	3	16	1	1	
熊本県	15	4	26	5	9	1
大分県	14		4	12	1	1
宮崎県	15	2	9	12	2	1
鹿児島県	38	4	1	30	3	5
沖縄県			41			
合計	398	147	1,196	228	126	44